

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
1	下品野連区自治会	-	2025/3/3	個人	1	瀬戸市はごみ問題に苦慮している都市である。その瀬戸市に大規模な産廃処分場を許せば、「ごみ処分場の適地」となってしまう。	-		
					2	「東立テクノクラシーはアンドウ興業とは別法人であり、アンドウ興業が自治会と交わした協定を継承するものではないと認識しています。」という東立テクノクラシーの論理は成り立っているか。	○	2025/5/9	アンドウ興業が自治会と交わした協定について、アンドウ興業が行っていた事業を東立テクノクラシーが引き継ぐ訳ではない点、売買契約が直接東立テクノクラシーと行われていない点から、協定に書かれている内容に関して、別法人である東立テクノクラシーが遵守しなければならないという法的拘束力がないと言えます。
					3	愛知県は森林法第5条に基づいて厳正に対処しなければならない。また国（国土交通省）は砂防法に基づいて厳正に対処しなければならない。	-		
					4	瀬戸市は土地利用調整条例に基づいてアンドウ興業と自治会との協定事項を守らせるよう全力を尽くすことを求める。	-		
					5	事業計画説明会は中止ないし延期されるべきである。	-		
2	東明連区自治会	-	2025/3/17	個人	6	計画地付近の雨水の一部は表層水、地下水として西谷取水口に流れる地形であり、状況によっては汚染水が西谷取水口に流れ込む可能性がある。また、シートの経年劣化や埋め立て時の破損等により埋め立てた廃棄物で汚染された雨水等が破損箇所から流出する恐れがある。埋め立て完了後の防水シートの破損状況についての確認は不可能である。	○	2025/5/9	西谷取水口は本計画地の上方に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					7	当該事業地は土砂災害警戒区域等に指定されていないが、周辺の地形は現警戒区域とほぼ同じ傾斜、形状、地質等の条件は同一であるため、豪雨等による土砂災害の危険性がある。	○	2025/5/9	頂いたご意見として、県での愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく審査時に指摘があった際は、本内容を加味し、該当する森林法の開発基準に従い、安全な開発を行います。
					8	土地所有者と計画事業者が異なっている。企業の経営状況等によっては維持管理がされないまま放置される恐れがある。	○	2025/5/9	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理を行うというルールになっているため、放置されるという恐れはないと認識しております。法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					9	瀬戸市による関係地域の設定理由が公表されていない。	-		
10	瀬戸市産業廃棄物等対策委員会等において、問題がないと判断した経緯、意見（特に上水道や土砂災害）、業者指導内容を公表してほしい。	-							
3	東明連区自治会	2025/3/17	2025/3/18	個人	11	3/15の事業計画説明会にて、計画概要説明資料を配布資料に添付すべきと参加者から指摘があった。地元住民への「周知理解」には不十分で、再三の開催の必要がある。	○	2025/5/9	3月15日の東明連区様での説明会内での質疑応答を受け、説明会内で表示させて頂いていた資料を、瀬戸市のホームページ及び東明連区のホームページで共有させて頂き、書面で必要な方には書面でお渡しもさせて頂きました。また、今後実施予定の説明会では、配布資料として準備させて頂くように準備しております。今後の説明会に関しては必要に応じて開催の有無を検討します。
					12	新規事業計画書提案前に既存事業の廃止申請を行い愛知県側の現地確認・応急対応指示等を確実に処置するべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。
					13	前々回の事業計画取下げについて、現在の経営者が把握していない。事業継承者としての姿勢に疑問を感じる。	○	2025/5/9	意見としてお聞きします。
					14	前任者の締結の「協定書・申請書等」を後任者が承継義務はないとのことであれば、「廃止申請書」を早期に提出して、愛知県側の指示・確認等の完了後「新規事業計画」の提出をおこなうべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思いますので、事業者として回答する立場にありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					15	関連諸官省庁との事前協議・修正は行われていない状況で関係住民への周知を行い、短期間で意見書を集める行為は、事業者側のための申請書提出の必須条件を満たすだけである。	-		
					16	行政側の説明会参加がないことについて理解しがたい。	-		
					17	土砂採取行為や林地開発行為についての申請書が愛知県知事に提出されている。まずは既提出「申請書」通りの事業を完遂してから「新規申請書」を提出するべきである。	○	2025/5/9	アンドウ興業の話だと思しますので、事業者として回答する立場にありません。
					18	民間の事業計画であれば、愛知県「最終処分場維持管理積立金制度」の対応が義務化されている。所管の愛知県に申請して、積み立てるべき維持管理積立金額の設定は、環境省の「維持管理費用算定ガイドライン」により今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/5/9	現説明会完了後に頂いた意見を考慮し、愛知県との廃掃法手続きにおいて、施設の増設・仕様変更などを加味した内容で、積立金がいくらになるのかが確定する流れとなります。県から指定のあった金額での積立となるため、現時点で事業計画書へ追記は行えないと判断しました。 また、概算でも数字を記載するとした際に、間違った情報が記録として残ってしまう恐れがあるため、その点を考慮し、対応を控えさせていただきます。
					19	東海環状自動車道に隣接している本計画の産廃盛土の造成について、国土交通省 中日本高速道路（株）名古屋支社多治見保全センターに確認をしたところ、事前協議の必要があるとの回答であった。事前協議を行い、今回の事業計画書に追加記載してほしい。	○	2025/5/9	事前協議のタイミングにつきましては、全住民説明会が完了し、皆様からのご意見を踏まえたうえで、事前協議に入らせて頂く流れで進める予定となっております。
					20	最近「福岡方式（準好気性埋立方式）」が主体であるが、敢えて「嫌気性埋立」の本計画に対して、指導・是正を行わなかったのか。	-		
					21	最終処分場として想定される「発送地点及び走行ルート・種別数量」及び「搬入車両の総重量・頻度」等の資料を提出・添付してほしい。	○	2025/5/9	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定し、搬入ルートに関しては、幹線道路を使用してもらう想定をしております。 搬入車両は、ダンプ車、クレーン車、アームローラー車、バックカー車、コンテナ車等で、20t超～2tの大きさと思われます。1日の搬入台数は説明会の通り、往復110台を想定しております。
					22	活断層があり、予定震度7.7が想定されている状況では、「漏水遮断シート」の破断や「産廃盛土及び盛土堤体」の崩壊等の恐れがある。「採石採取事業」の完遂で「敷地復元・緑地化」の現状復帰が地元住民が許容できる限界である。	○	2025/5/9	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中目新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、基準に従い安全性を確認しています。 提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 →断層と南海トラフは別なので削除しました(6/30)
4	効範連区自治会	-	2025/5/8	個人	23	活性炭の交換時期・選択方法（メンテナンス状況）を教えてください。	○	2025/6/30	活性炭の交換時期は1回/8ヶ月、飽和された活性炭は活性炭メーカーに引き渡します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					24	キレート材の洗浄時期及び交換時期の選択方法を教えてほしい。	○	2025/6/30	キレート樹脂塔は下向通水のみで基本洗浄は行いません。ただし異物等によるつまりが発生した場合、処理水で洗浄を行い洗浄水は流量調整槽に戻され再処理を行います。飽和されたキレート材は廃棄物処理施設にて焼却処理する予定です。交換時期については、搬入数量や搬入品目により異なります。
					25	廃水処理設備の運転者の有無、管理者の管理時間及び日数を教えてほしい。	○	2025/6/30	処理設備の運転者は当社の社員で、最終処分場技術管理者の有資格者が管理を行います。 管理者の管理時間及び日数は、原則営業日で行いますが、必要に応じて実施します。 設備は基本的に24時間自動運転で、夜間、休日は重要な故障、異常警報については複数の担当者に通知されるシステムを採用する予定です。 また1週間に1回の点検も行います。
					26	処理水の分析回数が少なすぎる。 ①水銀を含む処理水（汚泥）がある以上、週に1回は必要ではないか。 ②重金属及び有害物質の分析が月1回では不足している。1～2週間に1回以上必要ではないか。	○	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行っていきます。
5	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	27	馬ヶ城浄水場からわずかな距離に、産業廃棄物の処分場を作ることは反対である。水銀、アスベスト、薬剤などが土壌に染み込む可能性があり、重篤な健康被害が出るかもしれない。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
6	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	28	瀬戸市には愛知県内の産業施設の約3分の2が集中していて、市内は処分場だけである。これ以上処分場を作らないでほしい。	○	2025/6/30	意見としてお聞きします。
7	水南連区自治会	-	2025/5/9	個人	29	産業廃棄物処理場を馬ヶ城浄水場の近くに作ったら、市民の水に危害を加える可能性が高い。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
8	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	30	いかなる理科学的根拠があったとしても反対である。愛知県の産業廃棄物は瀬戸市以外で処分してほしい。	-（関係住民外）		
9	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	31	馬ヶ城浄水場近くに産業廃棄物処分場計画は反対である。イタイイタイ病のようになったら困る。瀬戸市は産業廃棄物が多すぎる。	-（関係住民外）		
10	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	32	私たちの貴重な水源が汚染の危機にさらされている。水は生命の源であり、一度汚染されれば回復には長い時間がかかる。	-（関係住民外）		
11	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	33	水源の汚染は健康を脅かす。有害物質が地下水に浸透すれば、飲料水だけでなく農作物にも影響を及ぼしかねない。	-（関係住民外）		
12	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	34	巨大産業廃棄物処分場が建設されれば、地域の生活に大きな影響を与えることは避けられない。私たちは安全で清潔な水を次世代に残す責任がある。	-（関係住民外）		
13	西陵連区自治会	-	2025/5/9	個人	35	水資源の保護は、法律や倫理の観点からも重要である。企業の利益を優先するのではなく、地域の生活環境の維持と持続可能な発展を考慮した決定が求められる。関係機関には厳正な審査と対応を求める。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
14	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	36	環境保全対策書内の土地利用計画図の現況（開発前）は造成緑地になっているが、環境保全対策がなされていない。環境保全に対する、特に自然環境の保護をどう考えているのか。	○	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
15	水南連区自治会	-	2025/5/13	個人	37	汚水の処理過程で悪臭等の対策はされているか。	○	2025/6/30	悪臭が発生するものは受け入れず、即日覆土も行うため、処理過程での悪臭発生は基本的にありませんので、悪臭対策は行っていません。
16	菱野連区自治会	-	2025/5/14	個人	38	説明会資料9pの処理水のpH等の項目を法令基準値以下にすることが最も大切である。	○	2025/6/30	意見としてお聞きします。
					39	説明会資料47p～51pまでの水質で環境予測が示されているが、実際に造成工事が着工され、施設が完成し事業が開始した後の定期的及び迅速な水質検査と公表がされなければならない。	○	2025/6/30	水質分析結果につきましてはホームページ等にて公表いたします。
					40	説明会資料47pの水質調査地点について、2箇所は最低の数である。特にNo.2の矢田川・屋戸橋付近の水質調査は、山口地区・菱野地区・本地地区の農業地域に影響を及ぼすため、正確・迅速な調査及び調査結果の公表を望む。	○	2025/6/30	屋戸橋の水質については、供用時には年間を通した調査を実施する計画としております。調査結果は、農事組合様への連絡を予定しております。
					41	説明会資料50pの「農業用水のための維持管理」では「3月から8月に月1回農業用水基準項目の測定」とあるが、出水期であり、稲作に大切な水の供給時期となる「3月から9月末」に最低でも月2回以上の測定をするべきである。また、その結果を企業のHP等で公表するだけでなく、3地区の農業組合代表（会長）にも速やかに報告されるべきである。	○	2025/6/30	測定時期や測定頻度、また、測定結果の公表等については、今後、農事組合様と相談して参りたいと考えております。
17	山口連区自治会	-	2025/5/16	個人	42	猿投山断層に対する調査結果は平成21年当時のもので、現在は約1.1kmではなく0.6kmよりも近くに存在しているという情報があった。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					43	崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所に、人体に有害な15種類もの産廃を保管する計画は恐ろしい。	○	2025/6/30	開発基準に則り安全な開発、施設整備、施設運営を行います。
18	長根連区自治会	-	2025/5/16	個人	44	水が飲めなくなる心配は大きい。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					45	瀬戸市内で出たごみを処理しなければならないのはわかるが、県内の3分の2を引き受けていることに納得できない。	-		
19	本地連区自治会	-	2025/5/19	個人	46	猿投山北断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」で測定したところ、計画位置からは0.6kmの位置を通過しているため適切ではない。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					47	国の地震本部の報告によれば「恵那山-猿投山北断層帯では全体が1つの区間として活動する場合M7.7程度の地震が発生する可能性がある。またその時、断層帯の西半部（山路町周辺）では2～3m程度の右横ずれが生じると推定される。本断層帯は今後30年間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになる」と説明されている。令和6年1月1日の能登半島地震（M7.6）では、最終処分場が4箇所被災した。それより大きなM7.7程度の地震が発生する可能性があるとなると、想定被害は能登半島地震より大きなダメージを受けることが予想される。本計画は水源汚染の可能性も含め地震防災上において適切ではない。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
20	長根連区自治会	-	2025/5/19	個人	48	どのようなシートを敷こうか、「永久に大丈夫」ということはない。なぜ人家も近く、大切な生活用水が流れ、取水口が近いこの場所であればならないのか。	○	2025/6/30	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。
21	道泉連区自治会	-	2025/5/19	個人	49	本計画は水道水源集水域（馬ヶ城浄水場）河川に隣接しており、様々な要因で飲用水が汚染させる事態になればその被害は甚大である。持ち込まれる有毒化学物質は様々だが、近年「有機フッ素化合物」（PFAS）が家庭の水道水等から国の暫定指針値を越える汚染が検出され問題となっている。汚染源は様々であるが最終処分場もその一つである。上記物質は様々な製品の製造過程で使用され、汚泥のみならずその他の廃棄物への混入も考えられる。排出事業者が適切な対応をする保証はなく、搬入をチェックすることは現実的に不可能である。	○	2025/6/30	まず、排出事業者が適切な対応をする保証という点について、搬入前の廃棄物について、法令に基づいた汚染物質の分析を行い、受入基準に該当しないものは、そもそも法令上、契約ができない点。契約内容と違うものが搬入されていることが判明した場合は、法令上の違反行為となるため、その責任を排出事業者側に追って頂き、搬入されたものを持ち帰って頂くこととなる点から、現状不安に思われている点にも対応可能だと考えます。PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。
					50	問題は東山路川へとつながる東側の小流域で、地形的に東海環状道を挟む処分場敷地の尾根からも地表、地下から水が集まると考える。また、防水シートから汚染水が漏れ出した場合、取水口へと集まる。「漏水検知システム」を設置し、検知した場合どう対処するのか。補修できるのか。	○	2025/6/30	漏水を検知した場合には、埋立が浅い場所についてはオープン掘削により補修を行います。また、深い位置の補修についてはライナープレートなどによる直掘りを行い破損箇所の補修を行います。
					51	猿投断層はM7.7が想定される活断層で、周期は長いですが、内陸型の地震が発生するリスクが高まっている。1キロ離れているから安全というのは過小評価ではないか。説明会でも設備の安全面のみが協調され、事故が起きたときの対応など、危機管理に対する説明は不十分であり、再度説明の機会を求める。	○	2025/6/30	事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全と断言していません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
22	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	52	説明会を受けたが極めて不満足であった。産業廃棄物処理場としての技術的な高さを誇る内容を語って、何も知らない住民を困惑し「安心安全」なものだから受け入れるのは当然という結論にもっていかうとした。弁護士を同席させたのも「威嚇」にみえた。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					53	人体に害をなす危険な産業廃棄物も搬入される。そのようなものが2～30年で無害化するというエビデンスはどこにあるのか。また、PFASなどの影響も懸念される。その無害化に何年かかるかということの根拠はまだ報告されていないのではないか。	○	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化ということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					54	瀬戸市は既に9つもの処分場を引き受けており、その道義的社会的義務は既に果たされている。なぜ瀬戸市だけが更にこの義務を背負わなければならないのか。	-		
					55	当該地は土取り後は森林機能を回復すると愛知県に約束して許可を得たはずである。どの会社が開発を行っても同じプロセスを取るべきなのに、アンドウ興業が途中で他の会社に売却した途端、新しい会社の方針が「土取り後の森林機能復活は必要なし」でもそれで良しとなるのはおかしい。約束や許認可をどう考えているのか。	○	2025/6/30	処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					56	今回の説明会は説明が全くされていない。今後、今度こそ誠実な説明会を開催すべきである。その条件はアンドウ興業の責任者を伴うものである。そして森林回復を行う意志があるかどうかを明確に語る会とするべき。	○	2025/6/30	分かりやすく説明しているつもりですが、ご理解いただけない部分があったことは真摯に受け止めます。アンドウ興業の責任者を伴わせる権限は私共は持ち合わせておりません。森林回復については埋め立て終了後、行う意思はあります。
					57	瀬戸市も住民の安心安全な生活を守るとおいう姿勢をはっきりと示してほしい。「馬ヶ城の水源を守り、市民の飲み水を守り、安心安全な生活を守るために瀬戸市は存在している。」「瀬戸市長及び市役所は市民を守る。」と明確に宣言してほしい。	-		
23	山口連区自治会	-	2025/5/23	個人	58	東立テクノクラシーは東明連区自治会とアンドウ興業との間で締結された協定の内容を知っているにもかかわらず、説明会でアンドウ興業とは別会社であることを説明して、「事業用地登記情報一覧」と海青との「土地所有者同意書」だけしか公表していない。協定内容を知っているのであれば、瀬戸市民にも内容を公表するべきである。	-		
					59	事業計画の調整池は名古屋気象台の30年確率雨量のデータでしか容量等の計算がされていない。瀬戸は名古屋より降水量はるかに多い。山路町の1年間の降水量を測定して、調整池の容量等の計算をするべき。	○	2025/6/30	過去のデータを統計的に使用するので、データの信頼性が重要と考えます。気象庁による測定が行われている気象台、アメダス等のデータを使用することは妥当であると考えます。
					60	土砂災害マップでは、山路町は土砂災害警戒区域や特別警戒区域が至るところにある。計画地から248号線に通じるあたりにもあり、例外ではない。また、山路川・赤津川付近もあり、大雨による土砂崩れで川がせき止められ決壊した場合は、下流域の矢田川周辺の洪水も想定され、人命に関わる。過去に矢田川流域では洪水も起きている。	○	2025/6/30	開発基準に則り、関係機関との協議を行って、安全な開発を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					61	計画地近くに活断層がある。南海トラフ地震で活断層が動く可能性があり、事業計画地は最終処分場として安全とはいえない。また、説明会では活断層までの距離は1.1kmとの説明だったが、実際はもっと近い可能性が高い。地震が発生した場合は、能登半島地震のように地面が隆起して車両が通行できなくなる。地震と大雨が重複すれば、土砂崩れも発生して、道路は通行不能となる。近くにある発電所も被災して、電源が供給されなくなる。当然、処分場も被災して稼働できなくなる。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。また、地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定」の最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。掘削盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					62	処分場設置は、水・空気・土壌等が現在の状態よりも悪化することはあっても、良くなることはない。埋め立てられた有害物質が将来無害化することもない。	○	2025/6/30	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。 「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するというのではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					63	小高い埋立地に大雨が降れば、雨水が水源側に流れ出しても不思議ではない。	○	2025/6/30	愛知県の林地開発審査基準に従い、適切な雨水排水計画を行います。
24	效範連区自治会	-	2025/5/23	個人	64	水源のすぐ近くはアウト。金儲けだけを考えており、市民の健康を考えていない。有害物質が流出し、多くの重病人を生み至死を招く。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。
25	八幡台連区自治会	-	2025/5/26	個人	65	処分場の営業に伴い、瀬戸市・愛知県・国に対する貢献はいかほどになるか。具体的には、事業を完了するまでに税をいくら納める計画か。	-		
					66	浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうするのか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうするのか。	○	2025/6/30	地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。電氣的濾水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					67	大地震により保護砂が液状化する恐れがある。液状化した場合、土地の変形により保護マットや遮水シートが損傷する恐れがある。液状化を防ぐ手立てはあるか。	○	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					68	液状化により積み上げた廃棄物が崩れる恐れがある。これを防ぐ対策はあるか。	○	2025/6/30	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					69	「7年程度で無害化する」と説明があったが、有害物質が無害化するとは思えないが、その科学的根拠はどこにあるか。	○	2025/6/30	「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するということではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。
					70	「遮水シートの接合部は圧縮空気で穴がないことを確認するので大丈夫」と説明があったが、1.5mm厚の遮水シートを現場作業で融着し、通気孔を設けるのは非常に困難と思われる。品質をどのように保証するのか。	○	2025/6/30	接合部の両端部を熱風にて溶着し、中間部に未接合部を残し、同部分に空気圧をかけて、確認します。
					71	「搬入される産廃を社員が目視検査で所定のものか検査する」と説明があったが、社員では検査が甘くなる恐れもあるので、第三者の監視が必要である。	○	2025/6/30	産業廃棄物の処分業を行ううえで、行政の抜き打ちの検査は必ず行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					72	「PFASの計測を検討する」と回答をいただいたが、是非実行してほしい。また、PFASが発生しても活性炭により除去できると説明があったが、十分な設備にしてほしい。	○	2025/6/30	設備については、現状の計画で対応が可能です。測定につきましても、定期的に行うように考えております。
					73	pHは常時監視とのことだが、処理水の検査（BOD、COD、SS、窒素）は月1回のみで、排水基準全項目は年1回となっている。もし異常値が出た場合、最大1年間放置されるのはリスクが極めて大きい。計測ピッチを1週間にする等短縮してほしい。	○	2025/6/30	現時点では、法令基準に従って示させていただいています。今後の県との協議においてご意見を参考に、分析回数については検討を行ってまいります。
					74	瀬戸市内の事業者限定で搬入を許可するよう希望する。	○	2025/6/30	瀬戸市内の事業者限定とすることは事業性の観点から不可能と考えます。排出場所に限らず、基準に則り維持管理を行いますので、安全性に影響はありません。
26	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	75	取水口から非常に近い場所に処分場が建設されることに対して、水質への影響を懸念している。また、処分場から発生する可能性のある悪臭や粉じんによって、周辺の住環境が大きく損なわれることも心配している。つきましては、次の対応を要望する。 1. 計画の再検討または別の候補地の選定、2. 水質や空気に関する第三者機関による調査と定期的な情報公開、3. 地域住民との意見交換の場（説明会など）の設置	○	2025/6/30	水質、悪臭、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。他の候補地での建設については、現時点で要望に添いかねます。行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。また、地域住民の方の処分場への立ち入り見学の要望を受け入れる予定です。
27	深川連区自治会	-	2025/5/26	個人	76	取水口から近い場所に建設されると知り、非常に強い不安を感じている。日々の生活では、水道水を料理や飲み水、子どものミルク作りに使っており、家族全員の健康に直結する。子どもは大人よりも有害物質の影響を受けやすく、もしも水が汚染されるようなことがあれば、その健康被害は計り知れない。	○	2025/6/30	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
28	八幡台連区自治会	-	2025/5/27	個人	77	産廃搬入後は毎日シート等で一面を覆い、飛散防止を行うとのことだが、本当に毎日行うことができるのか。	○	2025/6/30	その日の埋立が終了した時点で即日覆土を行い、飛散防止に努めます。
					78	遮水シート間の漏水検知システムの耐用年数が十分ではない。	○	2025/6/30	シート間に設置し、交換ができないケーブル、電極については最も耐久性の高いものを使用する考えですが、製品としてのメーカー仕様は最長30年間と考えています。また定期的にメンテナンスを行う必要があり、他の部分は交換等を行います。設備の維持管理と処分場の早期廃止を計画した維持管理により廃止まで計測ができるように対応します。
					79	遮水シートの上に漏水検知システムを入れるとのことだが、かなり高額なシステムらしく、正しく全面に採用されるか不安が残る。	○	2025/6/30	処分場全体に設置します。
					80	たった1.5mmの遮水シートでズレや加重に耐えられるとは思えない。過去にも破損事例があり、2重ではなく4重・5重にしても心配は残る。	○	2025/6/30	基準に従って計画しており、適切な施工と埋立管理を行っている処分場では、十分安全性が確認されています。
					81	廃棄物の搬入トラックは全数内容を目視でチェックするとのことだが、本当にチェックできるのか疑わしい。確実に実行できる方法を示すべきである。	○	2025/6/30	現状、運用する当社施設内で、汚染土壌や産業廃棄物の最終処分をする上で、実際に行っている作業となるため、運用上問題なく行えると考えております。搬入があった廃棄物については、埋め立て場所までダンプにより運び入れたあと、ダンプアップすることで敷地内へ廃棄物を降ろします。その後、その廃棄物を当社管理者および作業員により、パワーショベル等を用い、適切な埋立箇所へ廃棄物を運ぶ際に、展開された廃棄物を目視で確認できるようになっております。また、万が一、異物や不信な物を発見した場合は、すぐに上長へ報告とともに、待機運搬車両に状況確認とともに、荷下ろしした廃棄物を積み込み持ち帰っていただくというフローになっております。
					82	計画地は断層から1.1km離れていると言っているが、国土地理院の正確な発表では0.6kmである。説明会で正しい数値を正確に言うべきである。	○	2025/6/30	今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっております。説明会でご指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います。
					83	搬入車両の荷を全台確認するとのことだが、社内でのチェックでは不十分である。第三者を入れて確認作業を確実に行うべきである。	○	2025/6/30	行政の抜き打ちの検査が行われるものになるため、第三者の監視は行われる計画となっております。
					84	施設の排水が全てしっかり処理されるのか疑問である。他の施設でも溢れた汚水で川が汚染された例がある。	○	2025/6/30	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証(内部貯留を考慮)についても行い安全性を確認しています。
					85	取水口と処分場の放流地点は150mしか離れていなく、高低差も7mしかないため、毛細管現象などで影響がでる。	○	2025/6/30	放流先は常に流下している河川であり、取水地点はその上流側に位置します。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、基準に則した維持管理を行うことで、地下水に対する安全性は確保されることから、ご懸念のようなことはないと考えます。
86	取水口と現場が非常に近く、工事期間中の粉じんなどの影響が懸念される。	○	2025/6/30	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。					

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					87	能登半島地震では断層から離れている最終処分場でも4箇所被災している。それを考えると今回の計画の耐震には非常に不安。もっと基準を上げるべきである。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					88	断層までの距離が1.1kmでも0.6kmでも影響は変わらないと言っているが、その根拠が示されていない。科学的根拠を示すべきである。	○	2025/6/30	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
29	深川連区自治会	-	2025/5/30	個人	89	処理水の検査項目について懸念がある。月1回の検査項目として提示された項目以外にも、昨今はPFASやマイクロプラスチック等、水質に関する懸念が多々ある。説明会でPFASについて現状は基準値の設定がないため管理しないという旨の回答があったが、「基準値のないものは考慮しなくてよい」という姿勢でいることに不信感を感じる。	○	2025/6/30	本件は、意見としてお伺いさせて頂き、県との協議の際に、愛知県としてルールをどうするのかを伺い、当社としてどのようにしていくべきかを検討させていただきます。
					90	処理水流域は農業用水として広く利用される水であり、ひとたび土壌汚染につながれば取り返しがつかない。説明会では水質に関して予測値が提示されたが、予測値にどれほどの信憑性があるか疑問である。また、提示された項目で十分とは考えられない。	○	2025/6/30	水処理施設を適切に管理することにより、予測値を守ることができると考えております。予測結果として示した項目以外についても、水処理施設では基準省令の基準値を下回るように処理することから、水的环境基準等を守ることができると考えております。また取水時期に先だてて農業用水基準項目を測定し、確認いたします。
					91	廃棄物自体からの飛散による周辺地域の空気、水質、土壌への影響も強く懸念している。	○	2025/6/30	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンプ時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					92	希少な生物の多い地域であると思うが、保存がきちんとなされるとは考え難い。	○	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。
30	山口連区自治会	-	2025/5/30	個人	93	処分場の建設によって、水源地域の豊かな自然、景観が損なわれ、有機的につながっている動植物への影響に重大な懸念がある。	○	2025/6/30	重要な種として確認された生物のうち、本事業による影響が大きいと考える種については、事業者として環境保全措置に基づき、保全して参ります。本計画地を対象とした眺望点はありませんでした。周辺には残置森林、造成緑地は配置し、景観の保全に努めます。
					94	本来この計画地は、土砂を採掘したアンドウ興業が植林をして戻すべきところを、たとえ法的に問題がないとしても、東立テクノクラシーが事業を継続して施設をつくるべきではない。	○	2025/6/30	ご意見は受け止めますが、私共は法律に則って事業を継続して施設を作る予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					95	水銀やアスベストの処理について、説明会で「一般論としてブルーシートを2枚梱包して特定の場所に置く。」と回答があったが、本当にそれだけで水銀やアスベストが外に漏れ出すことはないのか。	○	2025/6/30	最終処分できる水銀廃棄物は環境省からリストアップされており、水銀が使用されていたまたはその可能性がある製品廃棄物と溶質試験で0.005mg/L以下のばいじん等であり固形物です。アスベストについても飛散の可能性がある吹付材をはがしたものが等が主体です。これらはすべて運搬段階で飛散しないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。運搬業者に対する容器指定等も含めて検討してまいります。
					96	有害物質やダイオキシンの検査等は、わずか1年に1回行うのみである。また、監視井戸も2本しかない。水道水や農業用水等の汚染によって健康被害が出るのではないのか。	○	2025/6/30	基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。
31	本地連区自治会	-	2025/5/30	個人	97	花崗岩は土砂災害に弱い「まさ土」が生まれやすい。計画地周辺に位置する東山路川・山路川の上流部も花崗岩から構成される溪流であり、土砂流出の供給源になる。2000年の東海豪雨では、東山路町で浸水災害が発生したとの記録がある。こうした状況を踏まえ、「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」が計画地に隣接する区域に設定されている。また、計画地は、山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」に位置している。「崩壊土砂流出危険地区」内に巨大な処分場を設置することは、土砂を流出させる危険性を増大させ、今までの治山効果を低減させる。事業計画書には東海豪雨の時に東山路町で浸水災害が発生した記録はあるが、上記のリスクに対する言及がない。「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」には、最終処分場候補地選定の考え方の中で、災害等に対する安全性として「最終処分場は、平地での用地確保難から山間部に建設されることが多く、樹木の伐開・伐根などによる雨水流出の増加をひきおこす危険がある。…地すべり地帯、崖くずれ危険地帯は避けるべきであると同時に、地震、水害に対しても安全でなければならない」と指摘している。「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」に隣接し、「崩壊土砂流出危険地区」の流域内に巨大な処分場を設置することは適切ではない。また、「崩壊土砂流出危険地区」を管理する愛知県尾張農林水産事務所の見解はどうか。	○	2025/6/30	本施設の設置におきましては、林地開発許可が必要になることから、ご指摘の農林水産事務所との協議を行うこととなります。本施設の設置には廃棄物処理法等の法令に従って、安全性の確認が求められており、これが「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に記された、「地震、水害に対しても安全でなければならない」ことを確認することと考えると考えています。
32	西陵連区自治会	-	2025/6/2	個人	98	PFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれている可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。以上のことから、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	-（関係住民外）		
					99	水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要だが、事業計画書では水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみである。長期的な環境汚染のリスクに対応するため、①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保することを求める。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					100	産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があるが、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じることを求める。	-（関係住民外）		
					101	万が一本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていません。①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入することを求める。	-（関係住民外）		
33	長根連区自治会	2025/5/13	2025/6/3	個人	102	産業廃棄物最終処分場を他の場所ではなく瀬戸市山路町を適地として選定したことの必然性を明確にしてほしい。また、瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市を適地として選定している理由についても明確にしてほしい。また、総じて自然環境や生活環境の観点で説明してほしい。	○	2025/8/13	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂いているのだと受け取っております。自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるかと考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
34	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/3	個人	103	現地調査のとりまとめ方に疑問がある。今回示された事業計画の環境保全対策書には私が過去15年間にわたって収集した情報とはかなり異なる調査結果が示されている。なかでも絶滅危惧種とされる動植物は相当数漏れている。現地調査に当たられた方たちは短い日数の中でも精一杯の調査をされたはずだが、公開された調査結果は手書きの原票ではなく、パソコンなどでリライトしたものだ。前回の計画で提出されたものは手書きの原票だったため、入力作業を経てなく、間違いや漏れが混入する余地がなかった。今回はパソコンでリライトされたものだけが公開されているため、そこに漏れや間違いがあったとしても検証の仕様がな。行政機関は手書き原票と公開されたパソコンデータとを比較し、そこに漏れや写し間違いがないかを確認すべきである。それができない場合は調査に当たられた方に詳しく尋ねたいため、今後開催される説明会場のいずれかに来ていただくことを求める。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。そのタイミングで、尾張県民事務所廃棄物対策課と環境保全対策書の記載結果について協議し、間違い等については、必要な訂正をさせていただきます。訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
35	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	104	馬ヶ城浄水場の水汲み場上流70mの所に予定しており、下流に住む私達は汚染水が流れてくる危険がある。排水する下流域では広範囲で農業用水を使用しており、小学校の給食で食べるお米も作っている。また、説明会をもう一度開催してほしい。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、16連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					105	予定地は猿投山北断層から0.6kmの距離にあり、地震への対策が不安である。また、豪雨で汚染水が溢れて流れたら下流に住む人たちは汚染された水しか使用できない。	○	2025/8/13	地震への対策については、掘削盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。また、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					106	意見書について、環境課はメールでも対応できるようにしてほしい。	-	2025/8/13	
36	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	107	産廃反対である。	-	2025/8/13	
37	山口連区自治会	-	2025/6/5	個人	108	産廃反対である。	-	2025/8/13	
38	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	109	水銀含有の廃棄物の危険の程度は一般の廃棄物の比ではない。最近では名古屋市中川区の富田ゴミ焼却場事例がある。たとえ高低差のある地形とはいえ、地下水脈の恐れ或いは粉じんの危険性も考えられる。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、粉じんについては、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					110	多額の銀行借入を予定しているが、このような有害物質を取扱う公害企業を支援する銀行があるとすれば、銀行の「社会的責任」・「貸し手責任」が問われる。支援銀行の説明責任を求める。	-	2025/8/13	
					111	「万が一の事故保障には、損害保障保険にも加入する」と説明があったが、万が一の事故に備えて、損害保険に貸付設定ぐらいのことはしておくべきである。	○	2025/8/13	保険会社と相談して検討させていただきます。
39	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	112	環境的に見ても上水道取水口のそばに施設を設置することは、どんな装置をだろうが気持ちのいいものではない。「クソ溜めの横から上水道を引っ張るようなもの」である。	-	2025/8/13	
					113	福島の原子力発電所における地震津波の事故のように、自然の災害により崩れる恐れがある。その保障も甚大なものと推測される。	○	2025/8/13	起こりうる自然災害として地震・豪雨は視野に入れ、設計を進めさせて頂く予定です。皆様からのご意見を加味し、愛知県から更なる対策が必要と指摘があるようでしたら、その指示に従い、設計させていただきます。
					114	採掘したあとの埋立ては土でもって埋めるという約束が、いつの間にやら産業廃棄物の処分場になってしまった。取水口から離れた下流であればまだ余地はあるが、山の上部部では話にならない。また、上水道の取水口のそばというのが致命傷である。設置する場所が悪すぎる。	○	2025/8/13	林地開発行為はアンドウ興業の話だと思っておりますので、事業者として回答する立場にありません。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の山に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					115	瀬戸市内ならまだしも、他市や県外からの流入であれば、犠牲を強いられることも懸念される。物が「産業廃棄物」であるため余計に感情をあおる。	○	2025/8/13	産業廃棄物の処理および運搬については、発生先が他県であれば、法律的に処理しなければならない規程となっております。現在も的確に処理させて頂き、優良認定を頂いているため、今後も皆さまにご迷惑をおかけするようなことがないように対応させて頂く所存です。
					116	会社の従業員が該当する連区に住んでいるのか。誰もいない場合は対岸の火事的な考えで進めてもらっては困る。	-	2025/8/13	
40	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	117	なぜ取水口が近くにある場所に処分場を建設するのか。通常の考えではできないことが簡単にできるのかが知りたい。他の場所へ変更することはできないのか。必要な施設だから反対はしないが、他の場所を探してほしい。	○	2025/8/13	もし、立地上の認可が下りないのであれば、愛知県との協議時に申請が通らないという流れになるかと思えます。上記のようなことにならないよう、安全性を担保できるだけの設計・運用ルールの策定を行ってまいります。他の場所へ変更するという考えについては、設営できる土地が容易に見つかることがない点。現状、運用している施設が隣接していることで、方が一のことがあった場合の運用フォローがすぐに行える点から、現状の場所が最良と判断しております。
41	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	118	なぜ水源に近い場所に産廃なのか。一度廃案になった所。同じ場所に会社が変わっただけ。	○	2025/8/13	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理が妥当性を考慮し判断いたしました。
42	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	119	施設開発計画では、造成に伴う建設発生土50万m ³ を場外搬出とされているが、カーボンニュートラルの観点から場内再利用を計画されるよう再考を求める。	○	2025/8/13	建設発生土につきましては、埋立地内の中間覆土、最終覆土等に再利用を考えております。使用土量としては40万m ³ 程度を見込んでおります。
					120	遮水構造・電氣的漏水検知システムによる漏水検知をすと説明されているが、漏水をどういう方法で検知するシステムなのかを説明してほしい。	○	2025/8/13	上部遮水シートと下部遮水シートの間に電極を設置し、漏水した場合には電気が通じ検知するシステムとなります。
					121	遮水構造が破損し同システムが漏水を検知した場合は、どのように漏水箇所を特定し、どのように補修する想定か。環境に影響を及ぼす為、対策の事前策定が必要と思慮する。	○	2025/8/13	漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となり、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					122	説明会で、受け入れ品目の中に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれている説明があったが、中間処理施設として受け入れ、硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行うかどうかの説明がなかった。説明を求める。	○	2025/8/13	水銀含有ばいじんについては、含有する水銀が1000mg/kg以上の場合、回収再生利用が法的に義務付けられています。硫黄についてはそのような基準はありませんが、我々としても処分場を安全に大事に使いたいため、製品に含まれており、リサイクルが難しくかつ処分場に悪影響を及ぼさない範囲での受け入れを考えます。
					123	硫化施設において粉末硫黄による硫化、改質硫黄による固型化を行う施設計画を示してほしい。	○	2025/8/13	122回答に同じとなります。
					124	最終処分場と中間処理施設が併設することになるのか説明してほしい。	○	2025/8/13	中間処理施設は併設しません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					125	固化化したもの(廃水銀等処理物)が、埋立判定基準を満たす場合の埋め立て方法について ①処分場の一定の場所において、かつ、埋め立てる処理物が分散しないような措置②その他の廃棄物と混合するおそれのないよう、他の廃棄物と区分する措置③埋め立てる処理物が流出しないようにする措置④埋め立てる処理物に雨水が浸入しないようにする措置などをとる必要があるが、説明がなかったため説明してほしい。	○	2025/8/13	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
					126	「活断層から約1.1km離れており、直下には断層が存在しないことから、構造物が断層の隆起やずれが生じる可能性は小さく、現行基準の耐震設計、構造基準に従い計画していることから、安全な施設が建設できると考えている」との説明だが、福井県にある日本原子力発電の敦賀原子力発電所2号機について、原子力規制委員会は、原子炉建屋の真下の断層が将来動く可能性が否定できないとして、再稼働の前提となる審査に不合格となった事例のように、活断層が直下にはないからと言って、地球規模から考察すればわずか1kmの隔たりで新たに発生しない保証はない。さらに、東日本大震災では、福島第一原子力発電所が津波により冷却システムが停止し、燃料が溶け落ち、放射性物質が放出された。安全であることで作った原発でさえ事故を起こしている。設置個所の選定を含め、耐震設計の再考をされたい。	○	2025/8/13	現時点では、断層と南海トラフの連動は科学的に明確な知見がありません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					127	「対象事業実施区域における地下水の流動に対する影響は小さく、周辺の地下水水位の大きな変化はないと考えられる」と説明されているが、変化がなく浸出水が絶対に地下水を通じて外部に流出しないと断定されていない。事業開始後に、遮水構造が破損しシステムが故障し、流出を検知できない事態は容易に想定されることから、水道水源取水口上流区域での定期的な水質(地下水)監視をされたい。	○	2025/8/13	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。また、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置いたします。取水口付近への監視井戸の設置につきましては、検討を行う予定です。
					128	地下水の流動は、地震でその地盤に亀裂や断層が生じた場合は、設置前に調査した結果と異なる水脈が生じ、周辺に影響を及ぼす恐れがあることから、設置時の調査だけでなく、年1回の継続的な調査を行なわれたい。	○	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。
					129	自然環境(植物、動物、生態系)・計画地は、「海上(かいしよ)の森」に隣接しており「愛・地球博」ではオオタカの営巣が確認され万博開発が中止となった。オオタカの営巣、飛来の確認はされなかったようだが、オオタカは非常に広範囲に不定領域を行動しており、設置時のみならず処分場運営中も継続的な調査を望む。	○	2025/8/13	事後調査については、今後、行政、地元住民の方々とご相談させていただきます。
					130	本計画では、浸出水の無害化処理が最重要施設管理となることから、施設の維持管理マニュアル、施設能力管理基準を策定公表するべきである。	○	2025/8/13	配置や構造等から当社独自の運営方法やノウハウを容易に推測されるおそれがある点、これらは当社にとって重要な企業秘密であり、第三者による模倣や不正利用を招くリスクが高いと考えられる点から、広く公表することについては対応できかねます。
					131	水処理施設故障時などに施設能力が低下しないようなバックアップ施設及び冗長対策を策定するべきである。	○	2025/8/13	万が一、事故が発生した場合は、修繕が完了し問題なく稼働できるまで、受入をしない点と、水処理施設が一定期間停止した場合でも、貯留するのに問題のない設計で運用する点から、問題ないと考えております。
					132	水処理施設管理記録を年1回公表するべきである。	○	2025/8/13	公表の方法も含めて、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					133	水処理施設の改修、更新等の施設整備をする場合は、愛知県知事、瀬戸市長に届け出し承認を得るとともに、「生活環境保全上利害関係を有する者」に説明会を開催するべきである。	○	2025/8/13	尾張県民事務所廃棄物対策課に届け出ます。説明会については管轄部署と協議し検討いたします。
					134	「処理水の検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)を月1回行います。(pHは常時監視)」との説明であるが、天候による浸出水の水質・水量の変化に対応できない。BOD、COD、SS、窒素についても連続測定する水質計器を設置し、常時監視されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					135	「排水基準全項目は、地下水・処理水ともに年1回行います。(有害物質やダイオキシン類の検査等)」との説明であるが、搬入される廃棄物量・質が随時変化する状況から月1回の頻度で行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					136	浸出水源水の水質を知ることは適切な施設運営を行う上で必要なものであり、浸出水源水の性状が排水処理施設で処理可能な水質であるかを確認することが常用であることから、浸出水源水の水質測定も同時に、月1回の頻度で行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					137	処分場廃止の場合は、廃止基準：【保有水(浸出水)の水質が以下の排水基準水質を2年間以上保持していること。地下水水質が地下水基準に適合していること。】とされているが、地震、混合された廃棄物の化学反応により未知の化学物質が生成される可能性があることから、廃止2年間を経過した以後も年1回の水質検査を行われたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、廃止後の水質の管理について検討させていただきます。
					138	水質データを常時、市役所、県環境部、地元が取り込めるよう外部に常時データ送信するシステムを構築し常時モニタリングが可能とされたい。また、事業者は、本事業のモニタリングを外部委託し、その費用を負担するべきである。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					139	瀬戸市役所は水質データをモニタリングする機関の監理・指導をされたい。	-	2025/8/13	
					140	事業者は、取水口に本施設から排出される排水又は地下水の影響がないことを確認するため、取水口上流部で月1回水質検査(pH、BOD、COD、SS、窒素)だけでなく、水道原水に必要な水質基準に適合していることを確認する水質検査をされたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、地下水水質の管理箇所について検討させていただきます。
					141	水質測定にかかる検査は、自主検査はもとより公的な外部検査機関によるサンプリングと分析、検査結果の公表を行ない水質監視の信頼性を担保されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、処理水質の管理方法について検討させていただきます。
					142	事業運営は、外部監査を受け事業活動の透明性と公正性を高められたい。	○	2025/8/13	産業廃棄物の処分業を行ううえで、許可更新の審査を行政に受けたい。その際に事業運営についても審査されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					143	「検査結果は公開します」とされているが、時期、方法が不明である明示されたい。	○	2025/8/13	公開方法については、ホームページでの公開を検討しております。本内容についても、県と協議の上、法令上問題の無い方法により公開する予定になります。
					144	「検査結果は公開します」とされているが、事業者に義務付けられている排水処理備の維持管理状況、水質に関する資料は随時、ホームページに公表するとともに、官公庁、市民の求めに応じ情報公開されたい。	○	2025/8/13	開示の希望があった場合、愛知県情報公開条例に合わせた申請に沿って、対応させていただきます。
					145	「検査結果は公開します」とされているが、施設設置時だけでなく、最終処分場運用中は廃棄物の受け入れ状況、施設の運営状況、浸出水源水及び排水水質の分析結果、設備の稼働状況、施設維持管理状況を年1回、「生活環境保全上利害関係を有する者」に運営状況説明会を開催し説明されたい。	○	2025/8/13	公開する義務があるのであれば、公開方法を検討させていただきますが、必要性に関しては、県との協議の上、検討させていただきます。
					146	事業者は、愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（平成15年制定）第10条に基づき、瀬戸市長と「生活環境の保全に関する協定」の締結を行うべきである。また、寄せられた意見に沿うような協定を締結されたい。	○	2025/8/13	瀬戸市条例に従い、協定書の締結までのフローは進めさせていただき所存です。今回ご意見頂いている市との協定については、市ならびに県からの指示に従い、検討させていただきます。
					147	事業者社長は自動車の保険にたとえ、自賠責保険と任意保険を当事業においても保険をかけており、自賠責保険として「最終処分場維持管理積立金制度」と任意保険として何かしらの保険をかけているとの説明を受けたが、「最終処分場維持管理積立金制度」の主旨と、自賠責保険と任意保険の運転者が被害者や物損に対する補償とは性格が異なるものと思われるが、事業者の言う事業活動により生じた、地域住民に及ぼした健康被害や物的資産の損害に対する補償はどのような範囲、規模、を想定され実際に契約する予定の保険名称を説明されたい。	○	2025/8/13	例えが悪く、申し訳ございません。義務と任意の説明を申し上げたかったものになります。維持管理積立金制度は義務であり、賠償責任保険は任意となります。条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					148	地域とのコミュニケーションを図るため地域行事に積極的に参加し地域との融和を事業活動として行うべきである。	○	2025/8/13	可能な限り参加させていただきます。
					149	地域の雇用を創出し地域経済に貢献するべきである。	○	2025/8/13	地域の雇用は行っておりますので、引き続き雇用拡大に向けて努力します。
					150	メセナ活動を通じて産業廃棄物処理業のイメージ改革に努めるべきである。	-	2025/8/13	
					151	本件最終処分場が東立モデルと呼ばれるような先進的で最も環境配慮に優れた計画、運営、廃止、そしてその後のアフターケアまで含めた100年先に先人の偉業と称えられるような事業とされたい。	○	2025/8/13	尽力いたします。
43	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	152	年数がたてば施設が古くなり、恐ろしい水が染み出てくる。命の水を汚さないでほしい。	○	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないような運用を行ってまいります。
44	道泉連区自治会	-	2025/6/5	個人	153	産廃処分場は毒物を含む永久施設であるため、子や孫の世代まで影響の恐れがあるから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					154	市内には既に産廃処分場が多数あるから反対である。	-	2025/8/13	
					155	馬ヶ城浄水場の取水口に隣接しているから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					156	自然災害（南海トラフ地震等）による損壊の恐れがあるから反対である。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					157	長期の施設管理・監視が重要である。また、工作物修繕・更新も重要である。	○	2025/8/13	運用開始後から、廃止届が受理され、安定化が完了するまでのメンテナンス計画を立て、問題が起きないように運用を行ってまいります。
					158	会社は過去の経緯から信用できない。	-	2025/8/13	
					159	将来の会社・瀬戸市・愛知県の実任体制が不明である。	○	2025/8/13	長く続く企業となれるよう尽力致します。瀬戸市と愛知県の実任体制については、私達では回答できかねます。
45	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/6	個人	160	昆虫類確認種の中(P851 17/19)にアリ科の確認種も報告されているが、そこにヒゲナガアメイロアリとヒラセムネボソアリがあることに驚いている（これらの種は本来瀬戸市にいないはず）。「日本産アリ種全種図鑑」(学研)によればヒゲナガアメイロアリの分布は鹿児島以南と東京都と大阪府に限られ、ヒラセムネボソアリの分布は九州以南である。今回、事業計画地でこれらのアリが確認されたということは、これらの地域から国内移入したものと考えられる。つまり現在、営まれている産業廃棄物処分事業や土砂採掘業のなかで他の地区の廃棄物や土砂が運ばれてきた際、それらにこの2種のアリが混入していた疑いが濃厚である。アリのなかには人的影響により本来の生息地から離れてさまよい、世界的に広がりつつある種がいくつも含まれている。愛知県でもアルゼンチンアリ等が定着し、駆除に四苦八苦している。廃棄物の搬入方法を見直し、これらの種の侵入を阻止する策を講じなければ、瀬戸市に侵略的外来種であるアリによる害が及ぶことが懸念される。外来種に関しては侵入されてから駆除するという後手に回る仕組みが制度に内包されており、事業者の自主的な取り組みがカギを握る。ところが別紙1の17ページの処分場受け入れ基準には目視で性状等を確認するとされている程度で、アリなど目視では同定できない外来生物の移入を止める具体策は書かれていない。事業者は受け入れる産業廃棄物の移動経路にアルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区が含まれている場合、その廃棄物を受け入れないようにする必要があるものと考えているかどうか。	○	2025/8/13	「日本産アリ種全種図鑑」(2003)以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります。 アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					161	環境保全対策書では表1-3-1-54 P103で蘚苔類、地衣類、キノコ類について重要種が選定されている。しかしP336で突然、「シダ以上の高等植物」についてしか現地確認が行われないことになり、実際に蘚苔類、地衣類、キノコ類が調査されていない。このことについて意見を述べる。蘚苔類や地衣類はシダ以上の高等植物とは異なり、低温でも光合成をおこなって二酸化炭素を固定することができるため、物質循環に重要な役割を果たしているほか、はげ山化した土地に最初に土壌が形成されるためにも必要といわれている。キノコ類も枯れ木などを分解して物質循環で大きな役割を果たすほか、植物と共生関係を結び、いわば森林を育てる働きをしているとされている。これらの分類群は生態系の構造や機能を把握するうえで重要であるにもかかわらず、443ページに示された図ではそれらが欠落していて、生産者と消費者のみがあって分解者がいない奇妙な図になっている。隣県で分類群を絞り込まない厳重な調査が行われ、厳密な環境保全対策が講じられる一方で、瀬戸市では分類群を数少なく絞った簡単な調査で環境影響評価が行われ、環境保全対策が簡素なものになっている。蘚苔類、地衣類、キノコ類の調査をしないまま開発を行った場合、重要種の存続だけでなく生態系全体やまちづくりにも大きな影響を与えてしまう危険性が高いと懸念する。事業者が真に環境への影響を低減したいなら、禁じられているわけではないため、蘚苔類、地衣類、キノコ類についても調査を行い、環境保全対策を立てるべきである。	○	2025/8/13	蘚苔類、地衣類、キノコ類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					162	瀬戸市は産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を改定し、蘚苔類、地衣類、キノコ類なども調査対象に追加する必要がある。	-	2025/8/13	

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
46	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	163	気象データが古すぎる。近年は地球温暖化の影響が顕著で、集中豪雨が頻発し激甚化してきている。最新のデータを基に、地球温暖化の影響を加味した資料を示してほしい。	○	2025/8/13	条例手続き提出時点のデータになります。今後愛知県への申請資料についてはデータの更新を行い協議を行っていきます。
					164	計画地の南約100mに猿投山北断層がある。また、南海トラフ地震は30年以内に80%の確率で発生するとされている。大規模な地震が発生すれば、敷設される2重の遮水シートが破断し汚染水が地下に漏れ出る可能性は少なくない。高い確率で予想される地震への対応方法を示してほしい。	○	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。
					165	水源から約70mの距離に産廃最終処分場を計画しているが、飲み水や農業用水が汚染されることはないか。激甚化している自然災害や何らかの原因で有害物質が流出することはないか。水源の近くにあえて処分場を計画することを非常に危惧している。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
47	長根連区自治会	-	2025/6/9	個人	166	計画地から南へ約100mの地点には、猿投山北断層が存在している。また、今後30年以内に約80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震は、発生時期の特定が困難であり、いつ起きてもおかしくない状況である。このような大規模地震が発生した場合、施設に設置される予定の二重構造の遮水シートが損傷を受ける可能性は否定できず、結果として有害物質を含む汚染水が地下へ漏出する危険性も考えられる。こうした地震リスクを踏まえた上で、予見される自然災害に対する備えや施設の安全確保策について、具体的な対応方針と技術的対策の内容を明らかにしてほしい。	○	2025/8/13	本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。提体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い斜面の安定解析において安全性を確認しています。
48	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/9	個人	167	植物の調査結果として事業計画書の745ページにミヤマタムラソウ (Salvia lutescens var. crenata) を報告している。しかし「ミヤマ」という種名が暗示するとおり、事業者による同定は疑わしいものである。おそらく事業者はナツノタムラソウの変種とされており、ミヤマタムラソウと同様に毛深いシマジタムラソウを誤認したのでしょう。シマジタムラソウは瀬戸市内の湿地には比較的多くみられる。環境保全対策書の参考文献リストを拝見すると、タムラソウ Salvia の仲間が650ページにあり、シマジタムラソウ (Salvia isensis)、ナツノタムラソウ (Salvia lutescens var. intermedia)、アキノタムラソウ (Salvia japonica) の3種が報告されていますが、ミヤマタムラソウ (Salvia lutescens var. crenata) はそのリストに含まれていない。参考文献を参考にしてなおミヤマタムラソウとするならば、この事業計画地の自生地は県下の新産地であり、注目すべきものである。シマジタムラソウは環境省のレッドデータブックではVUである。ミヤマタムラソウは分布域が広く、環境省はランク外にしている。保全対策を講じる必要があるシマジタムラソウをミヤマタムラソウとすることで、事業者は本来果たすべき責務を回避している可能性があるため、事業者が報告したものを標本などにより再確認する必要がある。	○	2025/8/13	今後、行政機関と協議の上、検証させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					168	分子系統学的な分析手法をとらない理由について質問する。分子生物学の発達とともに、いままでよく知られてきた生物がとつぜん複数の種に分かれるのはよくあることで、それが判明したときには緊急に保護が必要になることもある。複数の分かれた種のうちいくつかは、これまで考えられていたよりも個体数が少ないことが判明したり、生息域が狭いことが判明したりすることがあるからである。環境影響評価を行ううえで少なくとも重要種については塩基配列を確認し、既存のデータと照合して特異な個体群ではないことを確認するなど、慎重に行う必要がある。本環境保全対策書にはそのような予防的配慮が見られない。ヒメタイコウチは本調査では調査区域の8か所で確認されている。そのうち4か所は変更区域で、残りの4か所は非変更区域にある。430ページでも認められている通り、本種は飛翔できないことから移動性に乏しく、開発区域の4か所ではどこにも逃れることができないまま全滅することになる。ところがヒメタイコウチは翅が退化して飛ぶことができない昆虫であるため、地域ごとに分化が進行しているとも考えられ、今後、複数の種に分けられる可能性がある。この環境保全対策書はヒメタイコウチの個体群が消滅しても問題ないとの立場ですが、おそらく事業者は開発により消滅する種の地域個体群がいずれも他の地域の個体群と比較して何ら特異な集団ではなく、遺伝的に異ならないことを前提にしておられるようである。その失われる個体群の中に他の個体群には存在しない遺伝的多様性はないのか。もしそうならば、その科学的根拠を示してほしい。環境保全をうたう対策書では予測原則に基づいた配慮が必要である。それを示してほしい。	○	2025/8/13	周伊勢湾地域におけるヒメタイコウチの分子系統地理学的解析（中村ら、2013. 湿地研究 Wetland Research Vol. 3, 29-38（2013）を参考にすると、東海地方でのヒメタイコウチの分化が記述されていますが、「地質学的イベントや地形的な変化と関連している可能性がある」とされており、広くない調査範囲ではそのような違いがあるとは考えていませんが、今後、行政機関等の協議の上、必要な場合には移殖等を検討させていただきます。
49	水南連区自治会	-	2025/6/10	個人	169	説明会での意見、説明での気づきが多いため、各地域で2回目の説明会の開催を要望する。	○	2025/8/13	説明会をもう一度開催してほしいという件につきましては、16連区全ての説明が終了後に検討させていただきます。
					170	説明会資料p16 埋立方式：廃棄物3m毎に覆土50cmとされているが、p54悪臭②では即日覆土とされている。説明が矛盾している。	○	2025/8/13	説明不足で申し訳ありません。日々の廃棄物が搬入された後、一日の業務終了時点で、即日覆土として10cm程度の覆土を行い、翌日業務開始時に、即日覆土された分を撤去した後に、廃棄物を搬入する流れとなります。埋立られた廃棄物が3mに達した時点で、覆土を50cm実施する流れとなります。
					171	説明会資料p18 浸出水集水管：能登半島地震（M7.6）では、水管破損・施設破損・ピット破損等の被害が発生し、修復まで施設は停止となった。今回の施設について、同規模の震災時対策の説明がなく教訓が生かされていない。	○	2025/8/13	能登地震による処分場の浸出水集水管への被害は、埋立が行われていない処分場で発生したものであり、補修されその後使用が開始したと認識しています。水処理施設においては、ご指摘の通り、配管の脱落等の被害があったことは把握しており、本施設においては接合部をフレキシブルなジョイントとすることや、サポートの強化等の対策をとっていく考えです。また処分場からの浸出水はポンプアップで処理施設に送水され、自然流下ではないため、処理施設側への送水は即時に停止することが可能な設備としています。
					172	説明会資料p40 猿投山北断層の調査について、国土地理院最新データでは、施設外縁部から距離が600mとされており、説明の1.1kmと異なる。なお、施設設置基準では断層からの距離は500mとされている。古い調査データを用いた理由の説明がない。	○	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					173	説明会資料p56 農業用水のための維持管理について、3月から8月の測定値が基準値を超過した場合、原因廃棄物の搬入を制限としているが、制限のレベルの説明がない。搬入自体をストップすべきではないか。また、事業者として第3者機関のデータ取得、県への報告のスピードの説明がない。意図的に遅らせれば自体が悪化し手遅れになる。また、下流域の尾張旭市、名古屋市へ影響が及ぶ場合の対応の説明がない。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにすべきかを検討させていただきます。
					174	説明会資料p70 処分場の構造について、防災調整池がオーバーフロー時、埋め立て地を貯水とする（東海豪雨想定+15%）と説明を受けたが、埋め立てが進行すれば貯水量が減少し貯水できなくなるのではないか。	○	2025/8/13	浸出水調整槽の容量計算において、東海豪雨を対象とした場合の検討も行っている説明かと思えます。埋立が終了している状況で廃棄物の間隙に貯水できる量で検討を行っています。
50	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/11	個人	175	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針によれば「環境保全措置の検討に当たっては、環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合には、代償の措置を検討しなければならない」としている。ところが、回避や低減を検討した経緯が書かれていない。イトモについては355ページに予測結果が示されているが、「本種は対象事業実施区域の水溜りに生息しており、直接改変を受け、盛土・掘削等の土工事による生息環境への影響は大きいと予測されることから」としたあとで、本来ならば施設設計の変更や縮小などによる回避低減措置が検討されるべきだが、その検討の報告がされないまま「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。また、ヒメタヌキモの予測結果は358ページに示されていますが「「改変区域内に生息する個体群は窪地の水たまりに生息しており、直接改変を受け、工事による生育環境への影響は大きいと予測されることから」と述べた後に、いきなり「個体の移植や代替地の創出が必要である」としている。これは瀬戸市の産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針を2段階省略してしまう短絡論法である。代替措置を講じる場合には「環境影響を回避し、又は低減させる措置をまず検討し、これらの検討結果を踏まえ、これが不十分な場合又は困難な場合」であることを環境保全対策書に報告する義務があるのではないか。	○	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及びしみだし水が隣接する工用通路（土盛）を造成したときにできた窪地に溜まりできたものです。この窪地はこのままでは自然に崩壊し、やがて埋まってしまうと考えられます。このため、イトモとヒメタヌキモについては移植し、人為的に保護することが適切であると考えました。
					176	イトモとヒメタヌキモの保全対策について質問する。この対策書は「本種は対象事業実施区域の改変区域内に生息しており、工事により消失すると予想されることから個体の移植や代替地の創出が必要である」としているが、計画図には代替地が描かれていない。代替地を計画図の範囲にない場所に予定しているのか。いつ、どこにどのような規模の代替地を何か所造成するのか、わかる計画図を示してほしい。	○	2025/8/13	代替地については、今後、県との協議が進み、計画の確度が上がりましたら、弊社の敷地内で適地を選定する予定です。
					177	この保全対策書にはイトモやヒメタヌキモが生息している環境について水質を分析した記録がない。また、日照条件や水温についても記録がない。どのような水質でもこれらの種が生育できると思っているのか。事業者はこれら重要種が生育していることを単なる偶然と見なしているのか。現状分析を踏まえた代償措置を示してほしい。	○	2025/8/13	イトモとヒメタヌキモの生育が確認された水たまりは、雨水及びしみだし水を水源としており、周辺は開けた環境でした。動植物の調査会社の専門家指導の下で適期に移植を実施予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					178	今回の環境保全対策書を拝見すると哺乳動物の調査でムササビが見つかっていない。しかし参考文献には周辺地域での生息が報告されている。この環境保全対策書によると8日間の現地調査がされたのみであるため、通り一遍の調査で終わっているきらいがある。もう少し調査の機会を増やして、生息を前提にした調査をする必要があるのではないか。ムササビは夜間活動するため昼間の調査では目撃することができない。樹上を行動圏とするため地上に足跡を残すこともない。鳴き声も発することは少なく、巣の近くでしか聞くことはできない。手掛かりは食痕と直径5ミリ程度の小さな糞である。しかし、ポイントを押さえて調べれば意外に簡単に糞が見つかり、生息利用が判明するものである。なお現在も計画地の近傍に巣穴らしいものがある。生息を前提とした調査をしてほしい。瀬戸市ではムササビは珍しくない。海上の森だけでなく雲興寺、ねむの森、岩屋堂、下半田川など多くの場所が生息地になっている。2006年7月には大目神社に1匹のムササビがいることが分かり、中日新聞で大きく取り上げられた。当時、大目神社は東側が東海環状自動車道の赤津インターチェンジの建設によって他の樹林から切り離され、完全に孤立した状態だった。孤立したムササビは寿命が尽きたのか、まもなく見られなくなり、その後大目神社の森にムササビはいない。このような悲しい出来事が起こった原因は、当時の環境調査が不十分で、保全対策が取られなかったためである。同じ轍を踏むことがないように慎重な調査をしてほしい。	○	2025/8/13	ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます。
51	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/13	個人	179	環境保全対策書P414以下で事業者は工事による影響にたいして移動能力のある動物は開発区域外に逃避するものと見なしている。哺乳動物、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類などその表現は見境なく用いられている。生物が生きて子孫を残していくために食料、交尾、子育ての場を確保するため縄張りをもつことがあるのは常識である。縄張りがある以上、生物の密度を無制限に高めることは限界がある。開発区域外に常に十分な逃避先があることを前提とした環境保全対策書の判断は常識外れで、結果に対して無責任と言わざるを得ない。なぜならば逃避先には同種の生物がすでに生息していて、そこはすでに新規の参入者を受け入れる余地がないかもしれない。そのような環境に移植が行われ、許容量を超えた場合は、縄張り争いが発生して数を減らし、結果的に絶滅の危機が増大してしまう。もし先住者がいない場所があったとしても、そこには天敵がいるかもしれない。天敵がいる場所への移入も失敗があきらかである。また重要種を移入した結果、既存の他の種が生息地を奪われることも考えられる。これらの懸念を払しょくするためには「逃避先」となる地域の面積や植生、既存生物の密度などを調査したうえで、受け入れ可能な個体数を定量的に示す必要がある。ところが環境保全対策書はこれらのデータを提示していない。科学的根拠を示さない環境影響評価は単なる願望に過ぎない。科学的データを収集し、保全策の有効性を検討するのが環境保全対策書の役割ではないか。もし域外への逃避や移植を前提にするなら、それが成功するための根拠を定量的に示してほしい。	○	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22%減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					180	今回の調査で確認されながら環境保全対策が講じられない19種の重要種について意見を述べる。19種とはアズマモグラと思われるモグラ属の一種、ヒナコウモリ科の一種でモモジロコウモリの可能性があるもの、ノウサギ、ニホンリス、カヤネズミ、カモシカ、サンショウクイ、トノサマガエル属の一種(トノサマガエルまたはナゴヤダルマガエル)、オオゴキブリ、オオアメンボ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ、キツネ、イタチ、アカネズミ、タヌキ、シジュウカラ、ホオジロ、ニホンカナヘビである。これらについて共通して「事業の実施に伴い、対象事業実施区域内の環境が改変されることから、本種の生息環境が減少することが予測されるが、周辺に同様の樹林環境が存在することから、本種の生息環境への影響は小さいことが予測される」としている。3月15日説明会の質疑で「周辺に存在する樹林環境」とは具体的にどこからどこまでを指し示しているのかという質問に対して、事業者は環境調査が行われたエリアで、事業区域から200mまでの範囲と回答された。調査がされていない場所にどのような環境があるかは分からないので、当然の回答だと思うが、当該200mの範囲の土地を事業者がすべて所有しているわけではない。それなのに、周辺に開発が及ばないことを前提としているため、この環境影響評価の根拠は薄弱である。海外では一定の面積を開発する際に、代償措置としてビオトープなど新たな緑地を創設したり、一定の面積の樹林を保護したりするなどの仕組みがあるが、本計画ではそれはない。そもそも所有地の境界近くまで開発するため残置森林すら確保されていない。その意味で上記19種の環境影響評価は無効であり、評価の修正と実効ある環境保全対策の新たな立案が必要である。	○	2025/8/13	生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
52	古瀬戸連区自治会	-	2025/6/16	個人	181	コウモリへの環境影響評価について P769以下に掲載された調査票によると、コウモリの調査は夜間2時間半の調査が3回行われている。方法はバットディテクターによる聞き取りで、調査地点の項目には「夜間調査」とのみ書かれている。そのためルート上のどこで聞き取ったか不明である。しかしその調査からヒナコウモリ科の一種(モモジロコウモリの可能性)の存在がはっきりしている。その調査からは当該コウモリが餌場として訪問しているのか、営巣地として利用しているか、その両方なのかは分からない。しかし、それ以上の調査は行われていないにもかかわらずP421で「対象事業実施区域およびその周辺を餌場として利用していると考えられる」と結論付けられている。調査日数が少ない事情もあるが、あまりにも短絡的ではないか。調査地に営巣地がある可能性が出てきたため、ふつうに考えれば次の段階では営巣地が域内か、域外かを知るために、移動経路などを調査するところだが、その調査は行われていない。何を根拠にしてそこに営巣地がないと判断されたか説明不足である。説明を求める。	○	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					182	コウモリの環境保全対策について 環境保全対策書は飛来する生物に関しては域内に営巣地がなければ問題はないと楽観しているようだが、その先入観は危険である。もし営巣地が域内にはなかったとしても、まだ問題が残っている。愛知県のレッドデータブックではこの種の【現在の生息状況/減少の要因】として「森林の大面积伐採や単一樹種の植林による生物多様性の減少が本種の良好な採食場所を減少させている」として餌場を保全することの重要性を訴えている。環境保全対策書は餌場として利用しているだけなら、そこを開発しても問題はないとの立場のようだが、愛知県レッドデータブックは減少の要因として餌場の減少を問題視している。この愛知県レッドデータブックは環境保全対策書の参考文献になっているので、ぜひレッドデータブックの警告を受け入れて、餌場の保全策を示してほしい。	○	2025/8/13	計画地内での営巣地の可能性は少ないと考えており、生態系の基盤環境の変化として、落葉広葉樹林-5.22% 減少はするが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					183	アズマモグラについて質問する。本環境保全対策書はP420でアズマモグラの環境影響評価を行っている。そこでは重機の稼働によりアズマモグラはすでに忌避行動をとっているとされている。それなら西側の樹林にも退避している可能性があるのではないかと。西側の山域は北が山路川に遮られ、西から南は道路に遮られ、周囲の山林から分断されてる。モグラは泳ぐこともできるが、山路川の北側は赤津インターチェンジが障害になり、それより北には移動できない。東側はアンドウ興業が採掘を行っていますが、調整池以北は樹林が残っていて高速道路の高架下をくぐることができる。しかし計画地で汚水処理施設の工事が始まると完全に周囲の樹林から孤立することになる。孤立した個体群は遺伝的多様性が低下し、絶滅する危険性が增大する。愛知県レッドデータブックでは「土壌条件の悪い丘陵地や山地での開発の際は、アズマモグラの生息する可能性を常に検討し、本種の生息が確認された際には、生息域の分断を回避し、土壌条件を改変しないように留意すべきである」としているが、これはそのことを懸念したものと思われる。つまりアズマモグラの個体群を保全するためには西側の山域に生息する可能性を常に検討することと生息域の分断を回避することが重要だが、この環境保全対策書はアズマモグラが西側の山域にいる可能性を無視し、生息域が分断される危険性を回避していない。まず調査範囲を西側の山域に広げる必要があるのではないかと。	○	2025/8/13	高速道路の西側についても調査範囲に含めて調査を行っております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。
					184	両生類・爬虫類・哺乳類の調査結果はP769から現地調査票が16件分収録されている。そこにヤマアカガエルが報告されているが、開発予定地の沢筋はタゴガエルにとっても繁殖に適した環境であり、山路付近ではタゴガエルはもともと普通の種である。両種はよく似ている。捕獲して腹面を見れば判別できるが、P990に掲載された写真は背面しか見えない。捉えて確認したのは1回だけのようなので、タゴガエルを見落としていないか。同様のことはヌマガエルについても言えて、背面からの写真ではツチガエルと区別できない。どのように同定されたのか。	○	2025/8/13	ヤマアカガエルとヌマガエルともに、形態を見て現地で同定しています。両種ともに同定可能な写真は撮影しております。
					185	2022年に名古屋市の東山地区に生息している両生類が新種であることが判明し、オワリサンショウウオと名づけられた。この種はもともと瀬戸市内に広く分布する種で、トウキョウサンショウウオの隔離分布とされていた。その後、研究が進み、2006年にはカスミサンショウウオとされ、さらに2019年にはヤマトサンショウウオとされ、2022年にオワリサンショウウオに変わった。また本年3月13日付け新聞で報道されたが、ニホンアマガエルはヒガシニホンアマガエルとニホンアマガエルに分かれていることが判明した。この地域のアマガエルはヒガシニホンアマガエルのようなものである。両生類に関してはこの環境保全対策書にかかわる調査が行われた後に大きく研究が進んでいるため、調査結果自体を見直すべきではないかと。	○	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。
					186	アカハライモリの渥美種族は永く絶滅したものと考えられてきたが、2023年に再発見の報告が行われ、ほぼ同時に愛知県条例に基づく指定希少野生動物種に指定されている。アカハライモリの渥美種族は事業計画地に隣接する森林にもいるようであるため、慎重な調査が必要である。本事業での環境調査では報告されていないが、現地調査はわずか8日間しか行われていないので見落とされているかもしれない。近年では水中にあるDNAを増幅して特定の生物の存在を検知するPCR検査も実用化されているため、試すべきではないかと。	○	2025/8/13	記載しているのは、調査時での結果です。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、必要な場合には再調査等検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
53	水南連区自治会	-	2025/6/17	個人	187	水源からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物最終処分場は、川に有害物質が流出した場合、健康に及ぼす影響が全くないとは限らないため心配である。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。
54	山口連区自治会	-	2025/6/18	個人	188	説明会で「産廃搬入後に毎日10cm覆土をして水をかけ、シートで一面を覆い、飛散防止を行う。」そうだが、計画書に記載されているか。	○	2025/8/13	即日覆土については毎日の埋立作業終了後に行い飛散防止に努めますとご説明をさせていただいております。シートで一面を覆う計画はございません。記載につきましては今後の県への申請書内に記載を行います。
					189	説明会で「強風が吹いているときは搬入を中止する。」と言ったが、具体的に風速がいくつ以上で中止するのか。そのための機器が施設内に常備されるのか。本当に実行可能なのか。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、強風時の埋立について検討させていただきます。 例：平均風速15m/s以上の強風時（台風・荒天等を含む）を基準とし、受け入れの判断を行う。
					190	粉じんの飛散による水源汚染、大気汚染、悪臭等によって、近隣住民の生活環境の悪化が心配である。	○	2025/8/13	即日覆土を行うことで、該当の事象の発生を抑えられるため、ご安心下さい。
					191	山口連区の説明会で産廃施設建設による住民へのメリットを問われたとき、社長から「みなさんにメリットはありません。」との回答があり驚いた。瀬戸市民憲章の1番初めに「自然を大切にし、産業を伸ばし、豊かなまちをつくりましょう。」とある。瀬戸ではすでに50か所以上の産廃処理場がある。瀬戸市は産業廃棄物処理分野の産業推しているのか。現在の状態が「豊かなまち」なのか。私の願いは、市民憲章の3つ目「若い力を育て、希望と安らぎのあるまちをつくりましょう。」である。これ以上瀬戸市に産業廃棄物処分場を建設させないでほしい。	-	2025/8/13	
55	長根連区自治会	-	2025/6/19	個人	192	予定地は取水口から70mしか離れていないが、「処分場の方が7m土地が低く、さらに処理水は浄水場とは反対の南側の山路川へ放流するから心配はない。」との説明があったが、その根拠は何か。地下汚染はないとするエビデンスを明示し、説明してほしい。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					193	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱第11（立地基準）に、最終処分場を設置しようとする者は、立地に関する基準を遵守するとされている。その立地基準として、「①上水道や簡易水道等の飲用水への影響の恐れがないこと②河川、水路、湖沼及び地下水の汚濁による生活環境の恐れがないこと」とある。県の指導要綱に従い、この土地に処分場を作ることは取上げるよう求める。	○	2025/8/13	愛知県への要望のようなので、当社の回答は控えさせていただきます。
					194	計画地は、愛知県尾張農林水産事務所管内において山腹の崩壊または地すべりによって発生した土砂等が土石流となって流出し、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区として「崩壊土砂流出危険地区」に指定されている。猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化作用が進んでいるようで、そのような場所に巨大な産廃処分場を設置することは、災害時に土砂を流出させる危険性が增大する。説明会において、土石流が発生した場合における想定される被害や対策について、何ら言及されておらず、災害に対する安全性について強い懸念を覚える。	○	2025/8/13	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					195	処分場計画地の南東には猿投山北断層があり、説明会では1.1km離れているから安全といわれたが、平成9年の産総研のデータで古く、令和2年の国土地理院によれば、0.6kmの位置に横ズレして移動しており、南海トラフ等地震の災害リスクが増々懸念される。説明会で提示された資料データは古く、直近でのデータを示し、何を根拠にわずか1.1kmもしくは、0.6kmの距離があるから安全といえるのか、地震における災害リスクを払拭できるエビデンスを提示してほしい。	○	2025/8/13	古い調査データを用いたわけではありません。今回の断層位置については国立研究開発法人 産業技術総合研究所のデータ引用となっています。事業者としましては、断層との距離が1.0Kmだから安全とっておきません。現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					196	水質(地下水)の調査結果は全て基準値を満たしていたと資料P51にあるが、いつの計測か。また、地下水の調査地点が計画地の南北2ヶ所のみで、東海環状自動車道を狭んだ取水口近辺でされていない。処分場の方が立地が7m低いとあったが、地下水はどこでつながっているかわからない。なので、取水口近辺の地下水の水質調査がされてしかるべきである。	○	2025/8/13	測定については、冬季：2021年1月16日、夏季：2021年8月20日に測定した結果となります。地下水の水質調査については、県との協議の上、検討させていただきます。
					197	まだ事業が行われていない段階での調査で、事業が行われれば当然水質汚染が心配される。現時点でのこの説明の信憑性を疑う。	○	2025/8/13	水質汚濁防止法より厳しく自社基準を設け、その基準をクリアするための施設を設計するため、自社基準を下回る水質のもののみが排水される流れとなります。この基準をベースとし、環境への影響をシミュレートして、調査を実施させて頂いているため、事業が開始された後も同じ結果になることから、信ぴょう性にも問題はないと考えます。検討している自社基準は、BOD20mg/l、S S 30mg/l、ダイオキシン類 8 pg-TEQ/Lを検討しております。
					198	水銀やアスベスト等の危険廃棄物の処理の仕方が納得できない。説明では「ブルーシートで二重梱包しガムテープでぐるぐる巻きにして、指定場所を特定して埋める。場合によっては専用容器で埋めるというやり方もあるかもしれないが、まだ詳細は決まってない。」と説明を受けた。水銀やアスベストが及ぼす人体への悪影響に対して、この時点で詳細が決まっていない。ブルーシートとガムテープの梱包が、何十年持つわけがない。ブルーシートやガムテープが劣化することは素人でもわかる。ブルーシートには微細な隙間があり、何重に巻こうが年月の間にシートのズレにより、スキマから水銀やアスベストの流出のおそれがある。一節には、PFASの処理でコンクリートに入れて処理したが、コンクリート自体に染み出し、そのコンクリート自体処理できずになっている所もあると聞く。科学的見地でのエビデンスをもって対策がされない限り容認できない。	○	2025/8/13	ご説明した方法は法令基準に適合していると考えていますが、具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけることとなります。
					199	悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021年8月と9月ある。今から4年前であるが、この工事は認可がおりる以前から始まっているのか。現在県の認可はおりてないので、この調査日の意図は何か。アンドン興業の掘削状況での数値ではないか。だとするならば、埋立時の産廃15種類の臭気とは比べものにならない。	○	2025/8/13	この調査結果は、現在の状況を表しております。この調査結果に基づき、埋立時における予測を行っております。予測結果は、即時覆土等の保全対策を実施することにより基準を守れるものと考えております。
					200	産廃埋立てでガスが発生するため、ガス抜き管を設置するとある。当然産廃のガスが、ガス抜き管から大気中に飛散することになり、悪臭が基準値を越えてくることは容易に想定される。現に、他の最終処分場を見学した人は目がチカチカしたり、のどがいがらっぽくなったりと、発生するガスによる人体への影響がみられる。また、ガラスが毎朝群れている等聞く。環境悪化の懸念が払拭できない。どう具体的な対策を立てるのか。	○	2025/8/13	ガスについては発生した場合ということになります。ガスを発生させない対策として、埋立地内に浸出水を内部貯留させない計画、ガス発生の際のある廃棄物を埋立低位部に埋立しない等、対策を行うことによりガスの発生防止に努めます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					201	10tトラックの廃棄物運搬車両が往復110台/日搬入すると550t/日の搬入になる。説明では「3m積み上げて50cmの土をかぶせる。そのくり返しをして、容量まで行う。」とあったが、3m積み上げる間、野ざらしになり、トラックから降ろす時の埃や、積み上げられた廃棄物の劣化による飛散、目に見えないレベルの成分も含め、天候によっては半径3kmよりも飛散する可能性もある。飛散したものが、周辺に降りつもり、雨でその成分が溶け出し、土壌汚染や地下水や川の水の汚染につながり、飲み水や農業用水に多大な影響を与える恐れがある。説明会では「毎日10cmの土をかぶせる。」と聞いたが、わずか10cmの覆土ではデコボコの廃棄物のスキマに落ちて、重しの役割を果たすとは思えない。さらに、それをこの広大な面積で毎日行えるとは思えない。納得できる対策を示してほしい。	○	2025/8/13	即日覆土につきましては10cmとしていますが、廃棄物が露出しないように覆うものです。露出箇所があれば追加で覆土を行います。また、1日の埋立範囲は限られた範囲で埋立を行うことから、廃棄物の露出範囲もこの限りになりますので埋立が終了した後に即日覆土処理を行い飛散防止に努めます。
					202	計算すると、ピーク時の工事車両は60台/時間=1台/分、廃棄物運搬車両は11台/時間=1台/5分通ることになる。これだけの10tトラックが行き来することによる騒音レベルがNo.3の地点では基準値を越えており、No.4（塩草団地）やNo.5（太子町）では基準値ギリギリである。このような台数の運搬が行われることは、近隣住民の住環境に配慮されているとはいいがたい。環境保全協定を結ぶ予定とあったが、多くのトラックが毎日通り、騒音のみならず砂ぼこりや振動にどう対処するのか。	○	2025/8/13	地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。
					203	説明会資料p61では、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されていたが、説明会では往復110台/日と「往復」が付け足された。2倍数が違うことになるが、どちらが正しいのか。	○	2025/8/13	言葉足らずで申し訳ありません。資料内の内容を即時変更してしまうと、縦覧している資料との差異が出てしまうため、説明会内で、より分かりやすい説明をするため、往復という表現を付け加えさせていただきました。正しい表現としては、往復110台/日となります。
					204	工事車両や運搬車両の主要走行ルートが国道248号線を超え、瀬戸設楽線に入り、バス停(万徳寺前)を100m超えた所までしか示されていない。瀬戸設楽線を道なりに走るとじの丘学園があり、大勢の児童・生徒の通学路になっている。交通安全上、通勤・通学時間帯には、極力通行しないように配慮するとあるが、下校時間は小・中学校や学年で異なり、ピーク時の工事車両300台/日や運搬車両往復110台/日の運行台数では、通勤、通学に配慮した運行ができるとは思えない。主要走行ルートの全貌を明らかにし、具体的な交通安全に配慮した計画を明示すべきである。	○	2025/8/13	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入り、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを通ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
56	長根連区自治会	-	2025/6/27	個人	205	昔からの貴重な馬ヶ城浄水場、貯水池および近隣の田畑、川、海への水質汚染が心配である。	○	2025/8/13	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					206	PFAS・PFOS・水銀等を含んだ金属も埋められる。PFAS等が浸出しても、国でまだPFAS等の規準ができていない段階では今のところ検査しないという回答だったが、危険なことはすでに分かっているので、それらを除去する対策を現時点で入れてほしい。	○	2025/8/13	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					207	水質検査は年1回のみとの回答。汚染水が流れていても検査日までは垂れ流し状態になる。せめて月1回の全水質検査を要望する。また、結果を市が公表してほしい。	○	2025/8/13	県との協議の上、検討させていただきます。
					208	現在の規準である震度6レベルは1回程度、震度5レベルは数回耐えられる規準に従って施設の建設が計画されている。しかし最低の規準であり、南海トラフに対応しているものではない。また、近くに猿投断層も走っている。揺れがあるたびに廃棄物の重みでシートに亀裂ができる可能性は大きい。もし地震が起こった場合、産廃施設が壊れても、インフラの優先順位から対応してもらえない可能性が高く汚染物質が流れ続ける。市民の飲料水である馬ヶ城浄水場が復旧しても産廃からの汚染水で水道が長期使用不可の可能性もある。災害の時に一刻も早く市民に水を届けるためには、この場所に産廃施設を作ってはいけない。	○	2025/8/13	本年の3月に公開された南海トラフを想定した震度予想では、瀬戸市内では最大震度6強とされており、現行の耐震設計のレベル2での対応範囲と考えております。設置場所の適性についてはご意見として伺います。
					209	未来の瀬戸市民に健康や費用などの負の負担をさせてはいけない。産廃物の埋め立てが終了し、廃棄物が安定化して2年後、廃棄規準をクリアしていれば業者は引き上げるとの回答があった。しかし、産廃は植物と違い永久に残り続けるため、劣化とともに汚染物質は出続けるのではないかと。将来その地域の汚染が判明したとき、誰が後始末をするのか。責任は誰になるのか。業者・瀬戸市・県は責任をもって施設や廃棄物を撤去し安全なものにすることができるのか。問題は現在から15年間ではなく、そのあとの人に健康被害が出ないよう責任がもてるのか。膨大な費用を後から投入することのないようにできるのかである。	○	2025/8/13	当社は法に則り対応させていただきます。愛知県や瀬戸市の責任については、私どもでは回答致しかねます。 汚染物質が出続ける場合は、廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で、汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。
					210	瀬戸市のみでなく他市の膨大な廃棄物を埋め立てることに納得がいかない。	○	2025/8/13	ご意見として承ります。
					211	愛知万博で環境都市宣言をした瀬戸市が、宣言と逆行するようなことを認めるのは反対である。宣言を継続し、環境に根ざした市運営をすることを望む。	-		
57	水南連区自治会	-	2025/7/1	個人	212	水源から近いところに処分場ができることが心配だ。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
58	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	213	2,009年に同じ場所での事業計画を自治連合会等の反対により取り下げた経緯がある。再度の事業計画を説明するにあたって、前回に指摘された事案改善での同意要請ではなかったのが残念である。しかも今回は産廃の種類もアスベスト、水銀、廃プラスチック類等が追加されている。当該事業への賛同は程遠い。	○	2025/8/26	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
					214	海青が東立テクノクラシーの親会社であることが問題。海青は愛知県から産廃業者の許可を取り消された会社であるとの情報あり。相当悪質な事があったので事業許可を取り消されたと考える。産廃事業を東立テクノクラシーを隠れ養にして事業を行うのではないかと。利益優先の為子会社に相当な(違法)指示があるのではないかと。この問題は行政指導でなければ難しい。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					215	馬ヶ城浄水場西谷取水場が近接しており、土砂崩壊カ所周辺に存在している当該地域は、保安林(水源酒養保安林、土砂流出保安林)に指定されているのではないかと。	○	2025/8/27	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。尾張農林水産事務所林務課にて確認を行い、8月27日時点で瀬戸市山路町には保安林はないと確認済みです。
					216	配布された説明資料の文字が小さく見難い。プロジェクターに映して説明してもらったが理解が追い付かず、後で見ようとしても小さくて見えない。	○	2025/8/26	本説明会の資料は、瀬戸市環境課のホームページで事前に公開させて頂いている資料となりますので、ご確認頂ければ幸いです。
					217	地元住民軽視と思われる発言。当該事業の許可申請には地元住民の同意事項ではない旨の発言あった。県の許可申請では地元住民の同意書を求められるのではないかと。(森林法に基づく大規模開発の許可申請の場合では必ず地元住民及び隣地地権者の同意を求められる。)	○	2025/8/26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の産業廃棄物処理施設の設置許可について説明をさせていただきました。林地開発等の他法令については別途となります。
					218	行政(申請窓口)とは当該事業許可申請について全く相談をしていないとの説明があった。この様な大きな事業を許認可の見通しが無く計画だけを進捗することは考えられない。事業計画を立案するには専門のコンサルタントに委託するのが通常である。民間会社は見込みのない事業にコンサルタント費用は掛けない。コンサルタント会社は仕事柄県庁の担当者とは顔見知りのはず、事前相談をしないはずはない。何故隠すのか理解が出来ない。	○	2025/8/26	事業を行いたい旨については県に話をしております。ただし、地元説明会でもお話ししている通り、瀬戸市の条例手続きが終了後に協議を受け付けることとなっております。
					219	事業金額から計算しても設備費等が2~3億円でも十分ペイ出来る収益で何としても実施したいはず。 埋立容量1,463,400m3 処分費30,000円/m3 収入金額43,902,000,000円 管理型混合廃棄物の処分費の相場12,000~30,000円/m3(廃棄物の種類や処分業者の相場によって大きく変動) この事業では石綿と水銀を含むので相場は更に高額になるのか。	○	2025/8/26	埋立容量1,463,400m3は、廃棄物以外の保護土および覆土も含まれますので、廃棄物の埋め立て処理量は受入容量より少なくなります。そのため、この計算の収入金額にはならないと思います。 受入容量の割合によっては、高くなる場合もございます。
59	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	220	ごみを埋めるだけという手法は、最善の手法を考えて欲しい。例えば、焼却などでそのエネルギーで発電や発熱して利用する。	○	2025/8/26	もともと最終処分場が、埋立をし、適切な管理を行いつつ、埋め立てた廃棄物が自然環境上、害がない状態になるまで、無害化処理をし続けるという施設となっております。本事業内容も法律上、最善の手法として認められているものである点だけは、今一度ご理解頂きたいのでお伝えさせていただきます。
					221	ごみを埋めて安定化しても、それは汚染された土壌が残り続け、今後その土地は使えなくなると感じた。後生にも使える土地を残す手段を取るべきと考える。	○	2025/8/26	廃止届が受理された時点で、埋立地は無害化処理が完了したことになるため、汚染された土壌が残るわけではありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
60	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	222	シートの耐久性と管理が永久的でないのが不安である。埋めたら終わりのと管理企業と住み続ける近隣住民とは考え方が違う。最後の埋め立てが終わり安定化するまでは責任を持って管理すべきだ。	○	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					223	建設中も第三者機関がチェックする必要があり、完成後も水質チェックは第三者機関がやるべき。自動で結果がホームページにあがるようなシステムを作ってもよい。	○	2025/8/26	ご意見として検討させていただきます。
					224	地面より上に廃棄物を積むことは、豪雨等で崩れる可能性がある。シートをしいているところからはみ出してしまうことも考えられる。廃棄物が流出しない対策をすべき。	○	2025/8/26	廃棄物の流出対策とし遮水シート天端より高い位置に埋立を行う場合には2.5mの押え盛土（土堰堤）を構築し埋立を行う計画としております。
					225	前回棄却された地盤と川への放流について、物理的な対策は何もされていなかったの地震への備え、停電時など南海トラフ大地震まで想定した具体的な対策をすべきである。	○	2025/8/26	現時点では、断層と南海トラフの運動は科学的に明確な知見がございません。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。発電機を常時設備し、停電時には発電機で対応いたします。停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。
61	山口連区自治会	-	2025/7/4	個人	226	川に流す水は人に害のない水なのか。事業終了後、管理が終わっても害のない水にしてほしい。川遊びができるくらいにしてほしい。その水を飲んでも死なないか。小学生にもわかりやすく説明してほしい。その水は飲んでも体に異常は起きないか。微生物は停電で1週間程度で死んでしまうなら、大きな地震が起きて2週間程度停電が続いたら、その水はどうなるのか。微生物はどうなるのか。微生物の寿命はどれぐらいか。	○	2025/8/26	処理後の排水については、排水基準値を下回るものしか排出しないため、川遊びには問題がないものとなります。飲料水として利用する場合、浄水設備を介し浄化された水が対象となるため、排水基準を満たしていたとしても、飲める水であると断定はできません。また、現時点の川の水についても、上流で川遊びをしていることで、何かしらの影響を与えてしまう可能性があると言えるため、下流の方が飲んでも問題ないものなのか断定できないと考えます。上記の点から川の水は飲めるのかという返答については、一般的に飲まない排水基準が守られた水であるなら水を飲んでしまったとしても即座に死に至ることはないと思います。2週間程度停電が続いた場合、微生物が死滅し処理水は悪化しますので、放流せず流量調整槽に戻し再処理を行います。死滅した微生物は引抜、脱水処分し新たな微生物を投入します。微生物の寿命は1~3週間程度です。本施設での微生物は細菌類、原生動物などから構成されており、微生物は浸出水中の有機物をたべて増殖します。
62	山口連区自治会	-	2025/7/7	個人	227	市への申請時の事業計画に非現実的なスケジュールが含まれていた。今後、県に提出する段階で事業計画が修正される場合には、その内容を改めて住民に説明する場を設けるべきである。計画の変更は、新たな説明責任が発生すると考える。2回目以降の説明会スケジュールを早急に提示するべきかと思うがいかがか。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。県へ提出する事業計画については、県との協議のうえ、その後の対応を検討します。2回目以降の説明会については、10月11日に実施として、現在準備を進めております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					228	工事期間中、一日100台以上の大型車両の通行が想定され、騒音や粉じん、通学路の安全が心配されている。にじの丘学園に通学される児童が何名通学路として利用する道路なのか、知っているのか。主要な運搬ルートや運搬時間帯、走行車両の台数などの詳細な情報を速やかに市民に提示するよう強く求める。	○	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを走る事となる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
					229	現在の説明会は十分に周知されておらず、住民が参加できないケースが目立つ。SNSなど、多様な広報手段を使って周知を徹底してほしい。御社はInstagramのアカウントをお持ちなので、そこで住民説明会が開かれていることを周知してはどうか。社長の日常やゲームを使った面接も情報として大事かと思うが、住民は企業がきちんと説明会が行われているか気になっている。	○	2025/8/26	SNSは採用活動で利用しているものであり、瀬戸市の該当地域以外の方の閲覧も多いため、SNSでの周知はできかねます。2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせて頂いていると考えております。
					230	説明会に参加できない住民も多数いる。インスタライブやYouTubeなどを活用し、説明会を配信で視聴できるようにしていただけないか。御社は、Instagramのアカウントをお持ちなので、インスタライブはすぐに導入できるかと思う。情報の平等な共有の観点から、ネット配信の導入について市と協議し、積極的な検討をお願いします。	○	2025/8/26	条例上、瀬戸市長が定める関係地域への住民説明が必要とされており、関係外地域の方も視聴可能となるオンライン上での配信につきましては、検討いたします。
					231	住民から「環境課」「水道課」など市の担当部署にも説明会に出席してもらいたいという声が多く上がっている。これについて貴社としてはどう考えるのか。市民と行政が直接情報を共有できる場を設けることで、説明会の信頼性や透明性が高まると考える。	○	2025/8/26	当社としても参加いただきたいと考えておりますが、市の関係部署を説明会に参加させる権限を持ち合わせておりません。市民の方から行政へ直接ご依頼を頂きましたら幸いです。
63	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	232	瀬戸は緑の美しい所とされているが、その緑が破壊され、そこに「特別管理産業廃棄物」を含む15種類の廃棄物が処分される。地球環境、瀬戸の環境、いのちと暮らし、水の汚染を守るため計画に絶対反対する。	-（関係住民外）		
64	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	233	水銀・石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	-（関係住民外）		
65	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	234	有害物質が流出した場合、飲み水、農業用水の汚染が心配である。健康被害が出てからでは遅すぎる。	-（関係住民外）		
66	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	235	搬入車両が増えると子供や高齢者の安全が心配である。水銀、アスベストなど健康への被害が気になる。悪臭・騒音・生活環境が損なわれないか心配である。	-（関係住民外）		
67	西陵連区自治会	-	2025/7/8	個人	236	日本は水道をひねればすぐおいしい水が飲める。ところが今計画されている処分場のすぐ近くに水源地がある。環境は汚染されると取り返しのつかないことになる。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
68	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	237	アスベスト水銀などの廃棄物が含まれるのは危ない。瀬戸市の土地を汚さないでほしい。飲み水、農業用水にも影響があり、大変危ない。	-（関係住民外）		
69	水野連区自治会	-	2025/7/8	個人	238	水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物により健康被害が出る事が心配である。すぐ近くに水源があり、有害物質が流出した場合に、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	-（関係住民外）		
70	八幡台連区自治会	-	2025/7/8	個人	239	運び込まれる産廃の量は膨大で、有害物質が含まれることは計画書にも記載されている。石綿、水銀など、明記されていないがPFASなどの有害物質を含むこともあり得る。	○	2025/8/26	現状の運用を検討している活性炭による処理を実施することで、基準値以下にまで抑えることができるため、PFAS等に関してはご安心下さい。基準値については水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定） また、水銀についても、キレート塔により吸着処理する計画となっているため、ご安心下さい。
					240	・水道水水源からわずか70メートルしか離れていない。敷かれるプラスチックシートは厚さわずか1.5ミリメートルを2枚とのこと。こんな薄いシートでは何トンもの産廃を1回投棄ただけで容易に破れると想像される。瀬戸でも震度1~3程度の地震は年間何回も経験する。産廃で穴が埋まり底に薄いシートが固定された状態で、この薄いシートは地震の揺れの加速度何ガルまで耐えられるのか。説明はない。 ・わずかな揺れでも底のシートは容易に破れ、裂けるのは明らかと思われ、産廃で埋まった処分場の底はシートが穴だらけになる。穴の有無はどうやって確認するのか。 ・雨水で有害物質が溶け込み、水源の水に溶け込む恐れが十分に予想され、永久の汚染水滲出源になる。さらに地下水脈がどうなっているかも明らかではない。汚染水が地下水として地下からも水道水水源に混入するのは十分考えられる。農業用水汚染も懸念される。	○	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。 地震の加速度については今回計画に用いている基準書には記載がありませんが、耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保。想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。 地下水については地質調査報告書より、現況地形の岩盤状況より防災調整池下流の東山路川へ流下する形状となっていることから、水源地側への影響はないものと判断しています。
					241	豪雨にでもなれば処分場からの汚染水が周辺地域に溢れ出るのは明らかだ。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ（名古屋）のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。
					242	猿投山北断層帯が近くにあり、大地震で産廃場の土砂崩れも予想される。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					243	子々孫々に至るまで市民の健康被害が懸念されるが、日々そのような不安を抱きながら生活を強いられるのは、住民として耐えがたい。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
71	祖母懐連区自治会	-	2025/7/11	個人	244	事業計画2項維持管理手順について観測用井戸の監視・測定について、外部計量証明業者の測定で異常があった場合、再確認となっているが、再確認は誰が行うのか。通常は自社が日常的に行ってる測定結果が正しい事を確認する為、定期的に外部計量証明業者に測定を依頼する流れのはず。外部機関での測定を月一で行うなら、自社では毎日、毎週の計測を行うべき。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質の管理方法について検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					245	災害防止計画に書かれている13件が本件についてのリスクマネジメントの結果であれば、あまりに粗末である。別に詳細なリスクマネジメント資料が存在するのであれば開示して欲しい。現在の計画書に載っていたのは起こり得る事象のみであり、起きた事象によって引き起こされる危害についての分析がおこなわれていない。起こり得る事象として挙げている産廃の流出、河川の汚染、火災全てに危害の程度、影響範囲があるはず。説明会での話を聞いたが、ワーストの危害想定がなされ、それを防ぐ為の施策を検討した結果が現在の計画とは到底思えない。法的要求事項への対応は当たり前、最低限の事であり、敢えて水源、住宅地の近くに産廃処分場を作るというリスクを選択したのであれば相応のリスクマネジメントの結果である事を示さないと近隣の住民とても納得できるものではない。	○	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、災害防止計画について検討させていただきます。
					246	海青、東立テクノクラシー、アンドウ興業の関係についてどこの説明会でも結局この部分が1番問題になっている。やましい事がないのであれば詳細な会計情報を開示し、東立とアンドウ興業との間に疑われる様な点がない事を明らかにした方が場が荒れる事なく建設的な話し合いができるのは自明なのに何故やらないのか。	○	2025/8/26	当社と海青は資本関係がございますが、アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。会計情報は機密情報となるため、公開はしておりません。今後手続きを進める上で、行政には開示いたします。
72	山口連区自治会	-	2025/7/11	個人	247	祖母懐・萩山の説明会で、環境影響評価の方法の説明について指摘があった。「全体の個数がわからないのに、少しくらい減ってもいい、という考え方はおかしい。」という内容であり、同感する。また、調査の対象に蘚苔類が含まれていない。マイコプラズマなど20種近くの貴重な種が存在している。きちんと調査をして、市民に報告ほしい。	○	2025/8/26	貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲内での確認個体数等を記載しております。蘚苔類の現地調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					248	産廃は何mの高さまで積む計画なのか。萩山台の説明会で参加、発言されていた議員さんの話では、50mも積むようである。私は、説明会の資料から予測して21m位を予測していたので驚いた。例え21mでも西谷取水口より高くなるのではないのか。当然「粉じんが、取水口より高い森林に飛散し「表流水」が汚染されることが心配である。飲料水、農業用水が汚染されたら、私達の生活、子ども達の健康、生命が損なわれる。そのような危険性を伴う情報を説明会で言わない。	○	2025/8/26	粉じん（降下ばいじん）については、環境保全対策書P3.1-35（図3.1-12～図3.1-15）に示すとおり、1.0t/km ² /月程度と影響は小さいものと考えております。
					249	萩山台の説明会で、P16周辺環境を守る対策として、「即日覆土をかけて、翌日取り除く」と説明があった。ブルドーザーかなにかでその作業をするのか。作業中に粉じんが飛散しないのか。そして覆土を取り除いたら産廃が露出して粉じんが飛散しないか。サンドイッチ方式の覆土である50cmまで取り除くのか。	○	2025/8/26	即日覆土はバックホウ等の建設機械を用いて取り除く予定です。粉じんが飛散する可能性がある場合は、散水を行います。50cmの中間覆土は取り除きません。
					250	7/6萩山台の住民説明会で、参加者からの質問「事業計画地が崩壊土砂流出危険地区ですよね?」に対し、犬飼社長は「認識していない。」と答えたのに大変驚いた。それで周辺住民が安心して暮らせる事業計画、対策が出来るとは思えない。私が参加した数回の説明会で、上記のリスクに対する言及・説明はなかった。崩壊土砂流出危険地区内に高さ50mにも及ぶ巨大な巨大な産業廃棄物処理施設を設置することは危険以外の何者でもない。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
73	水南連区自治会	-	2025/7/15	個人	251	活断層はいつ地震を引き起こすかわかりません。そんな場所で大量に産業廃棄物を埋めたるなど普通感覚では考えられない。活断層直下でしか地震は起きないと誤解しているのか。たった1km程しか離れていないのであればほぼ震源地と同じ揺れが処分場をおそう。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					252	御社のSNSを見た。「地球をきれいにする会社」とプロフィールに掲げながら、実際には地元住民の不安や安全性を置き去りにした巨大埋立計画を進めている。投稿内容は写真でボードゲーム会社説明会といった社内の楽しい話題が中心。しかし、地球環境を守るためどんな取り組みをしているのか、地域の声はどう寄り添っているのか、そうした発信はほとんど見うけられない。その結果、御社は「この地域を任せられる会社なのか。」と疑念が膨らんだ。御社がこの計画にどのように責任を持って取り組んでいるのか伝わってこない。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
74	山口連区自治会	-	2025/7/15	個人	253	6/29祖母懐の住民説明会で「工事・運搬車両のルート・台数・通学路への影響が不明確で心配である。」との意見が出された。想定ルートをきちんと出すべき。今のままではにじの丘学園の子どもの通学の安全は保障されていない。	○	2025/8/26	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを通ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。
75	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/15	個人	254	私は、馬ヶ城浄水場の一年に一度ダムの開放日に見学に行っている。すぐ近くに住んでいる者として近くの人だけではなく遠くから楽しみに来ている人も多い。安全では無い事業を行なうことは大変不安である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
76	西陵連区自治会	-	2025/7/15	個人	255	生活にかかせない水を汚されるのは、たまらない。日本の技術で、有害物質をのぞく方法を研究して欲しい。そのための補助金を予定してほしい。	-		
77	道泉連区自治会	-	2025/7/15	個人	256	瀬戸にはすでに50か所以上の産廃施設があり、異臭がする等周辺の住民が困っていると聞く。今回はアスベストや水銀等も含まれている。計画地は崩壊土砂流出危険地域でもあり、猿投山北断層から600mしか離れておらず、今、地球温暖化の影響で大規模な自然災害が起こるリスクが高まっている。豪雨や地震などで埋められている産廃が崩れた土砂とともに流れ出す危険性が高い。とても恐ろしい危険なリスクを抱え込むことになる。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証（内部貯留を考慮）についても行い安全性を確認しています。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
78	深川連区自治会	-	2025/7/16	個人	257	説明会の中で、水生生物の保全についての話があったが、具体的な保存方法は検討されていないようであった。そもそも説明会ではどういった生き物が生息しているかの説明がなかった。現状、計画地に何が生息していて、どのように保存するのか、再度説明会を開き、説明する必要がある。	○	2025/8/26	計画地内には水域として沈砂池、小規模な沢、湿地が存在し、これらの環境には、両生類ではヌマガエルやウシガエル、昆虫ではキイトトンボ、ショウジョウトンボ及びネキトンボといったトンボ類、アメンボ、コマツモムシ及びハイロゲンゴロウといった水生昆虫、植物ではガマ、ヨシ、イヌホタルイ、ミゾソバ、モウセンゴケといった種が、それぞれ確認されています。このうち重要種として、南側の池でダルマガエル類とタヌキモ類を、湿地でヒメタイコウチをそれぞれ確認しています。保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを提案していますが、事業計画の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。
79	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	258	瀬戸市に産廃施設が集中しているので、別の場所にしてほしい。これ以上増やさないでほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					259	施設が稼働中は水質の検査はされるが、埋立完了後はどのように管理するのか。永久的に検査するのか。廃棄物はなくなる。汚染された水が30～50年後に流出しないのか。不安である。	○	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するというのではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
80	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	260	土砂流出危険地区であることから、災害時に強い不安を感じる。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
81	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	261	水源の近くにあり飲み水等への汚染が心配である。水質汚染を懸念する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					262	なぜこの場所に産廃処分場を計画しているのか。活断層も近く、土砂災害危険地区でもあり、さらに水源に近いことから、その場所に建設する意図がわからない。	○	2025/8/26	処分場を設計できる規模の土地が簡単には見つからないため、現状が最善ではないにしろ、最良であると考えています。隣接する当社の敷地で、今日までに処分場の運用を2か所で行わせて頂いており、現状も県の審査を受け、優良認定を頂いているため、本件も同等以上の厳密な運用管理により、生活用水や飲料水へも影響なく運用できると考えています。
82	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	263	すぐ近くに水源があり飲み水や農業用水、動植物への影響が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
83	水南連区自治会	-	2025/7/16	個人	264	浄水場のそば、市民の飲み水に関わる場所に水銀などの有害な物質をうめるのはありえない。安全性は確保しているとのことだが、資料を見ると3cm程度の遮水シートとのこと。活断層が近いということもあり、地震など自然災害が起きた時めれだす危険性は十分にあるのではないかと。福島原発のように汚染されて、市民の安全が妨げられてからでは遅いと思う。また経年劣化も心配。今はよくて年々ともにもれだす危険性もあるのでは。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。遮水シートは3センチではなく1.5ミリと説明しております。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					265	ねむのもりや瀬戸の川は美しく子どもとよく遊びに行く。生き物も多く、きれいな水の中を安心して遊ばせることができるが、産廃処分場ができると、安心して遊ばせることもできなくなるのでは。浸出水を集めるとのことだが、きちんと処理できるのか。うめたてた後何十年も何百年も廃棄物がもれだす危険はあるわけけれども、永久に浸出水を処理し続けるのか。埋め立ての利益だけを得て、処理水の処理をきちんとやり続けられないという可能性もあるのではないかと。	○	2025/8/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより廃棄物の安定化、廃止ができるものと考えております。「処分場の安定化」は、廃止基準に適合したことであることを説明させていただいています。現行法における廃止基準は、処分された廃棄物そのものが無害化するというのではなく、処分場という施設から基準以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することを確認されたことです。愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に維持管理を行うことにより処分場の廃止ができるものと考えております。
					266	汚染されて健康被害がでた時に、賠償金を支払える規模の企業なのか。	○	2025/8/26	条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
84	山口連区自治会	-	2025/7/18	個人	267	安心安全な飲料水を私は、知人に土地を借りて農作業をしている。農地の隣にダンプ駐車場がある。ダンプの出入りの時は砂埃が立ち上がり、強い風が吹いたときは旋風となって土埃を巻き上げてくる。粉塵は70メートルをはるかに超え広範囲にまき散らされる。また、赤津地区では、強風で葉の裏の白い部分が見られ「猿投山が笑う」と言われているほど強い風が吹きつける。飛散防止対策として散水を行うとか土を被せるとの対応を取るとの説明があるが、休業中の管理や自然現象に万全の体制が取れるとは考えられない。産廃の中には、アスベスト(特別管理産業廃棄物)や水銀なども含まれており、有害物質飛散の不安が募るばかりである。計画地は、馬ヶ城の西谷取水場に隣接しており、リスクを背負うこの地に産廃処分場を作るべきではない。逆に、樹木を植え、海上の森につながる自然の森をつくることこそ求められている。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					268	食の安全・憩の場の保障を産廃施設からの有害物質の流失が心配される。近年大雨による土砂災害で産廃場が流され下流域に甚大な被害をもたらしたことも報じられている。下流の山口・幡山地域の多くの農家が山口川の水を農業用水として利用している。「心配です。今でも上流の各施設からの汚水が農業水路に流れ込み、泡を立てていることもある。これ以上、川を汚さないでほしい」と、下流の農家の方にお聞きした。また、浅瀬での川遊びができるように整備されている場所もあり、市民の憩・交流の場になっている。この地に永住を決めた方々とお話をすると、子や孫の代に「負の遺産」を残したくないと口々におっしゃっている。自然環境に恵まれた山口・幡山地域の良好な環境の恒久的維持を強く望む。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
85	效範連区自治会	-	2025/7/18	個人	269	巨大産廃施設ができることによる環境の悪化、自然破壊は、回復不可能なものである。特に水源地に近いことに大きな不安を感じる。汚染が起きないという保証は不可能なはずである。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
86	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	270	「水源から70m」「活断層から約600m」の場所に産廃処分場をつくることは子や孫の飲み水や命を守るためにも反対。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
87-1	祖母懐連区自治会	2025/6/29	2025/7/22	自治会	271	埋め戻しが進み深い位置で破損や劣化が発見された際でも掘り下げて修理するのか。また修理できるのか。	○	2025/8/26	処分場内には漏水検知システムを導入いたします。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。
					272	遮水シートの耐性は担保されているのか。	○	2025/8/26	遮水シートについては一般的に紫外線が直接当たる状態で耐用年数が35年～50年と言われております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					273	この計画は民間事業で愛知県が許認可を出すとの事だが、この計画地でなくてはならない理由は何かあるのか。	○	2025/8/26	現在の計画地は親会社所有であり、技術者育成や管理面などを考慮し適切な維持管理の妥当性を考慮し判断いたしました。
					274	この計画が実施された場合に瀬戸市及び瀬戸市民にメリットあるのか。	○	2025/8/26	申し訳ございませんが、特段メリットはございません。雇用が少し生まれるということであれば、メリットという形になるかと思っています。
					275	この事業計画予定地は全て取得済みか。	○	2025/8/26	計画地の地権は親会社である株式会社海青が保有しております。当社が土地を保有しているわけではございません。
					276	南海トラフ地震が発生した際に地震で遮水シートや処分場の各施設が破壊され有害物質が流出すると考えられるが持ち堪える事ができるのか。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					277	猿投山北断層が動いて地震が発生したら、瀬戸市東山路町地域にはどんな影響があるのか。	○	2025/8/26	断層の動きによる山路町地域への影響については回答できませんが、事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					278	搬入車両受け入れ時の飛散防止対策はどのようにするのか。	○	2025/8/26	飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンピング時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。
					279	埋め立て期間15年、有害基準値以下の排水安定化までに約20年(都合約35年)を要するとの事だが、その先想定外の原因で有害物質流出が発生した際、対応及び社会的責任は御社(東立テクノクラシー)がとるのか。	○	2025/8/26	廃止届が受理されるまでは、事業者として責任を負います。
					280	周辺山林には人以外に多くの動植物が生息しているのでとても心配。生息し続けられるのか。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					281	愛知県自然環境保全地域に指定されて、東海地方でも独自の植物が点在している。また、海上の森とも隣接しているがどのような対応をとるのか。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					282	処分場が稼働を始めると搬入トラックが増加して、道路舗装の傷み維持修繕費が増える事が予想でき、瀬戸市の税負担増加は明らかである。それは転入を検討している方や住民にとって大きなマイナス要因である。それらに対して事業者は何をするのか。	○	2025/8/26	搬入ルートを通る運搬車両は当社の車両だけではありません。当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。
					283	14年前に東日本大震災が発生した影響から当時計画を断念しているが、南海トラフ地震がまじかに予想懸念している今、この建設計画が再度申請されるのは理解に苦しむ。地震規模から想定される以上(想定外)の被害を受けて汚染物質が流出した際の危機管理対応について、我々住民が理解できるように説明して頂きたい。	○	2025/8/26	東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					284	埋め立てが進んだ断面図では、水処理設備側の低い位置に水が溜まるように見える。特に線状降水帯を伴う集中豪雨時ではあふれるように思えるが、住民が安心して理解できる説明を聞きたい。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証(内部貯留を考慮)についても行い安全性を確認しています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					285	当該建設事業の資金調達はもとより維持管理についての資金計画や安定化後の想定外事故が発生した場合、汚染物質流出等に対して資金対応を提示して頂かないと我々住民は安心できない。我々でも理解できるよう資金力及び資金調達を証明する資料でご説明頂きたい。	○	2025/8/26	稼働期間中に県が指定した一定の金額の維持管理費を国の再生機構に積立を行います。万が一事業者が倒産した場合などには、積立金で維持管理を継続することになります。資金の調達方法につきましては、銀行から借り入れる予定ですが、その資料は機密情報になる為、公開しかねます。
					286	事業計画書では財務諸表等が公開されていないが、公表されていない現状では安心して理解納得できない。Webページ「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」に公開されている直近3年の財務諸表を基に、不測の事態に根拠を明確に説明して頂きたい。	○	2025/8/26	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					287	(意見番号6の事業者見解への追加意見) 監視は常時実施できるシステムか。異常発生時の報告ルートはどのようになっているのか。異常時の処置方法はどのようになっているのか。地域住民が見て安心できる内容なのか精査するためにも内容の公開を求める。	○	2025/8/26	報告ルートとしましては、異常検知時には管理者に通知がいきます。遮水シートに破損があった場合、検知システムにより1m範囲内での破損場所の特定が可能です。特定の場所については補修を行います。
					288	(意見番号21の事業者見解への追加意見) 20t超の車両が処分場に入った時、保護砂50cmの厚さの中に漏水センサが埋め込まれている状態でセンサが壊れることはないのか。無いといえるならその根拠を示す事処分場工事時は通行車両が3倍、1台/min(8時間稼働として)通ることになる工事現場までの道には歩道は無く広い道でもない住民や登山客が事故に遭う危険性をどう考えるのか。歩道設置等の対策が必要と考えるが見解は。	○	2025/8/26	電気による損傷検知システムの設置位置については、底面保護土の中に設置するのではなく、遮水シートの上部と下部の間に設置を行います。その後、遮水シートの上に50cmの保護土を敷設します。ご懸念の埋立初期の破損は発生確率が高いことから、破損が確認された場合については補修を行います。交通については地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこさないようにいたします。
					289	(意見番号23の事業者見解への追加意見) 活性炭交換インターバルを8カ月と決めた根拠を示すこと。	○	2025/8/26	活性炭使用量：250m ³ /日×(COD40mg/l-30mg/l)×10 ⁻³ ÷0.1kg・COD/kg・活性炭=25kg/日 活性炭充填量6000kg(活性炭吸着塔2塔)÷25kg/日=240日
					290	(意見番号55,56の事業者見解への追加意見) 処分場完了後自然保護の観点から緑化計画を「検討している」「行う意思はある」ではなく「行います」の回答が出来ないのか。	○	2025/8/26	緑化以外にも選択肢がございます。現段階では緑化を検討しております。
					291	(意見番号59の事業者見解への追加意見) 地球温暖化が進む中、豪雨災害も年々増えてきている。過去のデータは気象庁が発表しているもので問題ないが今後十数年の予想は気象庁でも無理。原発事故の時のように”想定外の事態が発生した”とは言わせない。そのためには十分なマージンが必要。自信を持って大丈夫ですと言える前提条件とシュミレーションデータの提出を求める。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証(内部貯留を考慮)についても行い安全性を確認しています。
					292	(意見番号61の事業者見解への追加意見) 堤体盛土や廃棄物埋め立て形状に関しては・・・安全性を確保していますとあるが土台となる周辺土壌の状態によっても変わるもの。安全性を確保しているというのであればシュミレーションに用いた構造物を含め全ての仕様と前提とした条件、そしてその結果のエビデンスを公開すること。	○	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。コンクリート等の構造物については各々構造計算を行い安全性の確保を行います。
					293	(意見番号64の事業者見解への追加意見) 地中の中の出来事、地表面でたった数m(7m)の高さが高いから大丈夫だ判断をしてほんとにいいのか。絶対ないと言えるのなら工事開始前に瀬戸市に対し大丈夫です問題発生時はすべて責任を産廃業者が負いますと言えるはず。この誓約書の提出を求める。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					294	（意見番号66の事業者見解への追加意見） 地下水の異常検知はリアルタイムなのか。異常検知した後の対策フローチャートは、検知後処置完了までの期間は地下土に汚染水が蓄積されることになり豪雨の際など地下水脈を通して長期間に亘り汚染水が川に流れ出る危険性がある。このことを周辺また下流住民が認識出来る様公表すること。市側も広報誌や災害メールに危険情報として発信すること。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理の方法及び緊急時の体制についてどのようにするべきかを検討させていただきます。
					295	（意見番号67の事業者見解への追加意見） 一部内部貯留を考慮しているとあるがどのように考慮しているのか具体的内容を開示し、より多くのひとが精査できる状態にすること。	○	2025/8/26	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算することが多いですが、今回は7%で検証しております。水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895m ³ に対し、洪水量は約18171m ³ で溢れないことを検証しております。
					296	（意見番号70の事業者見解への追加意見） 具体的な印加空気圧と印加圧の低下がみられない時間を規定しているはず。その数値はどうなっているのか。防水シートは完全ではない。汚染水の水分子は極小。ペットボトルの水も数年で中身が少しづつ減少する防水シートだから問題ないの回答ではなくもっと正確な説明を求める。また試験時空けた未接着部を熱力シメした後、その部分が漏れなく完全に密閉されているか確認方法とその良否結果の判断基準を明確にすること。	○	2025/8/26	一般的にLLDPEシートでは0.10Mpaの加圧を行い、30秒後の圧力値が20%以内の減圧であれば合格となります。加圧時の穴の補修等も含め遮水工の詳細施工計画書を作成し工事を行います。本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、ご懸念の状況は発生しないものと判断します。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。
					297	（意見番号75の事業者見解への追加意見） 環境保全対策書で検討し問題ないと結果を得ておりますとあるが、検討結果はあくまで机上での話、現時点でそれしか言えないなら結果を出した詳細条件を提示しどのような考察で問題なしとしたのか技術的説明を求める。	○	2025/8/26	表流水については、現地調査結果と水処理施設の能力から予測しております。水処理施設については、処分場稼働時には随時測定を行い、水処理施設の維持管理に努めます。地下水については、遮水シートの設置、地下水監視用井戸、漏水検知システムの設置により検討しております。
					298	（意見番号77の事業者見解への追加意見） 飛散防止に努めますではなく飛散防止を行いますと明記すること。即日、覆土やシートとあるが雨や雪の日も台風も天候に関係なく毎回実施するのですね。	○	2025/8/26	飛散の可能性があるものは、天候に関わらず飛散防止対策を実施いたします。
					299	（意見番号78の事業者見解への追加意見） シートメーカー仕様は最長30年とあるが保証期間ではない。また、最短では10年以下で不具合が起きる恐れはないか。保証期間が30年なら納得できるが仕様で最長30年は何の保証も得られない。30年持つものと信じているだけでは。地域住民に対し安心と安全を届けるべく産廃最終処理業者としていい加減な判断をせず科学的根拠のある説明を求める。	○	2025/8/26	遮水シートの耐用年数は一般的に、紫外線が直接当たった状態で30年～50年と言われております。処分場内のシートには直接紫外線が当たらないように、紫外線をカットするようなマット等で対策を行うことが、法令上で決まっております。シートの耐用年数内に無害化し、廃止をさせるというのが処分場の考え方でございます。
					300	（意見番号81の事業者見解への追加意見） 埋め立て造成地の斜面に加わる滑り方向の力は、例えば傾斜角が45度であった場合、斜面に垂直方向荷重と斜面に水平方向との力に50%づつ加わることになるが、ダンプカーやショベルカーの質量が20トンもあれば斜面の部分的に滑り力が√20≒14トンもの大きな力が働くことになる。この時ガラス破片や長めの木材端材も搬入されており、押しつぶされた際シートへのダメージ漏水センサへのダメージを保証できるのか。大丈夫だと言える技術的説明を求める。	○	2025/8/26	廃棄物の受け入れ時点で埋立施設に影響の出るものについては最大径おおむね15cm以下に破碎、切断等の処理がされてくこと、遮水シートに直接廃棄物が触れないように50cm保護土を敷設することにより遮水シートへの影響を軽減させています。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					301	(意見番号95の事業者見解への追加意見) アスベストの飛散防止で二重梱包し場所を特定し、つり降ろして処分、とあるがその後、その上に別の産廃を搬入、地ならし時、二重梱包した物を押し潰して暴露する恐れはないのか。ないのであればないと言い切れる根拠を示すこと。	○	2025/8/26	同エリアへの処分の際は、ダンピングを禁止し、重機クレーンやユニックにより、玉掛け作業有資格者が作業して吊り下ろし処分をする。通常の転圧作業、即日覆土は行わず、作業終了後はシート掛けにより、飛散防止を行う。中間覆土を行う場合は、バックホウにより50cm以上の巻き出しを先行した後に、重機による敷きならしを行うことで、中間覆土を確保する。この事から、転圧等により梱包が破壊される事は無いと考えるが、万が一梱包が損傷したとしても、潰された梱包が表面に露出することはない。
					302	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 説明会用資料6頁 豪雨の際、埋め立て部から外部へ雨水が漏れ出すことはないか。特に埋め立て終盤における山盛りに近くなった状態においてシートを伝って ・埋め立て面積:64300m ² (平面で考えたとき) ・浸出水処理施設能力:250m ³ /D ※埋め立てが完了するまでは表面を完全に覆うシートは被らない 埋め立て面積内に4mmの降雨があった場合 64,300×0.004=257.2m ³ の雨量になる→処理水施設能力限界値 1日で100mmの降雨量は十分ありうる条件である この場合、処理水施設能力を大きく超える(25倍)ため処理場から漏れ出す汚染水、また処理しきれない汚染水は外部に流れ出し周辺・下流域へ悪影響を及ぼす処理能力に問題が無いといえるならその技術的根拠を示すこと ★考えられる最悪のケースで検証し誰もが納得できる説明を求める	○	2025/8/26	管理道路(埋立地外周)より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、埋立地外へ浸出水が流出する恐れはないものと判断しております。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					303	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 10頁 防火調整池の水質検査は行わなくて良いのか。監視井戸とは経路の異なる地下水脈が流れ込んでいる可能性があるため。	○	2025/8/26	ご意見を踏まえ尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質管理について検討させていただきます。
					304	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 漏水検知システムのセンサは漏洩抵抗の変化をとらえて漏れ危険性の判断をしているものと察するが、適正閾値で異常判定出来るリアルタイムの監視体制が整っているのか。また異常時には判定に至る経緯を記録として残し(エビデンス)公開を求める。	○	2025/8/26	本施設の電気による損傷検知システムについては、遮水シートに異常があった場合に使用し破損位置の確認を行う計画としておりますので、24時間監視は考えておりません。また、地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関(愛知県、瀬戸市、地元自治会)に連絡を行います。
					305	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 産廃埋め立て終了後、全体を覆うシートの耐久性(対候性)は、埋め立て完了後2年間は地下水、処理水の水質検査を行い基準値内なら施設は解体後は管理なしとのことだが有機材シートは温度・湿度・圧力・電磁波(太陽光)・機械的外力等で劣化が年々進みやがて十数年後には閉じ込めた有害物質が地下水や表層水となり外部に漏れ出す危険性は十分あるが「そんなこと知ったことか」というスタンスをとるのではないですね。その様な危険性があることを今後また開かれるであろう説明会でしっかりと住民に説明してほしい。根拠のない安全です・大丈夫です、はいらないですから危険が伴うことも住民説明会ではっきりと説明してほしい。	○	2025/8/26	危険の可能性のあることとしては、遮水シートが破れたことによる漏水や、地震による崩壊などが考えられますが、漏水に関しては電氣的漏水探知システムを導入することにより、危険の無いように対応し、地震に関しても現行の耐震設計で安全性を確保していると考えております。そのため、根拠のある安全と、ご説明していると考えております。説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、こちらへご参加ください。
					306	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 42頁 放流地点と取水地点との標高差は放流地点が約7m引くなっているとあり、安定計算において基準を満たしているとあるが安定計算を行った際の条件を明示の事。産廃埋め立て場周辺地下の状態をどのように仮定して導き出したものな識者が見て納得できる条件で算出しているのか検証したい。	○	2025/8/26	現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1～より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。安定計算結果については事業計画書P4-7～を参照ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					307	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 45頁 大気質の現状値は基準を満たしているところが表中はなぜ計算値となっている。見ている住民はいい加減な資料だと感じているのでは。	○	2025/8/26	45頁の記載は現地調査結果を記載しております。現地調査結果と本事業による影響を加味した予測結果（計算値）は次頁(46頁)に記載しております。
					308	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 46頁 事業への実施による大気質への影響は基準を満たしているところがこの予想結果を導き出した根拠である条件を示すこと。自然界では気温・湿度・風速・風向・季節(偏西風)・天候(晴・雨・曇・雪等)・など様々な条件が入りまじり合うもの。これら自然界で起こり得る条件の中でどのケースで二酸化炭素や浮遊粒子状物質、降下ばいじんが最大化すると考えたのかを明示してほしい。その条件で住民が納得いくのか。シミュレーション条件とその結果を提示の事。識者が精査することで信憑性を判断したい。	○	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。
					309	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 47頁 現状の表流水の値を明示すること。大事な事は産廃埋め立て開始前の状態と開始後の変化がどのようになっていくのが重要 ※規格に入っているからOKではダメ。住んでいる環境が悪くなっていく度合いを時系列的に住民が把握できる環境を作り(見える化)監視できる体制が整わないとダメ ※現状低レベルの汚染が産廃持込後規格値は満足するが何倍にも跳ね上がっていても問題なしと言われかねないため現状の数値明示が大事である。	○	2025/8/26	予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。
					310	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 48頁 浮遊物質予想結果が出ているが、これについてもどのように算出したかの詳細を公開の事。乾燥状態が続き工事車両の出入りが多く風速も高めなど想定している最悪で判断すること。	○	2025/8/26	予測の詳細条件については、環境保全対策書に記載しております。大気質の予測にあたっては、気象条件を名古屋地方気象台の1年間のデータを用いて、評価基準に合わせた予測を実施しております。
					311	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 48.49頁 猛毒のダイオキシン濃度が冬季でNo.1とNo.2で6倍も違う予測はどこから来るのか。また基準値(C類型)の1以下に対しても余裕のない数値になっているが問題と考えないのか。ダイオキシンの現状レベルを示さないと産廃搬入後の影響がどう変わってきたのかわからないため明示すること。これについても予測した時の条件を明確に示すこと。	○	2025/8/26	No.1とNo.2のダイオキシン類の予測濃度の違いはそれぞれの地点の流量による影響が大きいです。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守るものと考えております。予測の前提条件となる詳細な現況の水質調査結果については、環境保全対策書に記載しております。
					312	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 50頁 Cuのイオン濃度が高くなると稲の葉に黒褐色の斑紋が表れることがあり米の収穫量が減少する恐れや人体への健康被害も心配される。予想値をどのように算出したのか。基準値としている0.02以下に緊迫詳細の公開を求める。また、自主基準1.8mg/Lは何を言っているのか要説明すること。水素イオン濃度(ph)・全窒素・電気伝導も基準値に全く余裕なし。基準値をオーバーする条件が他にあるのでは。どのような条件で算出したかの詳細を示すこと。また、基準値に余裕がないのに1回/月の測定判断で良いのか。基準値超過の場合、原因産廃の搬入を中断しても当分基準値オーバの汚染水垂れ流しは続くそれでも1回1月の測定で良いと考える根拠を示すこと。	○	2025/8/26	Cuについては、農業用水基準を守るためには、排水基準値を自主基準値1.8mg/Lにする必要があると判断して設定したものです。水質の予測は現況の水質濃度と排水基準値から流量を勘案し、算出しております。水処理施設については、処分場稼働時には定期的に処理水の測定を行い、水処理施設の維持管理に努めることから、評価基準を守るものと考えております。
					313	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 51頁 地下水が高い水位で維持されていると言うことは産廃からに汚染水がにじみ出た場合、容易に流域河川へ流れ出す恐れが大ということか。またそれを産廃業者として認めるということか。	○	2025/8/26	本事業では、遮水シート、漏水検知システム、監視用井戸の設置により地下水の汚染を防止します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					314	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 54頁 悪臭10未満でなく数値を示すこと。産廃搬入後の状態と比較する場合、現状の数値が明確になっていないと比較できない。また測定日および測定日の数日前までの気象条件(天候・風向き・風速・温度・湿度等)がどうだったのかを明示すること。測定条件的には降雨時後の晴天時や冬季より夏季、無風よりやや風があった場合などいろいろなケースを想定して測定すべきで産廃搬入前後のデータで比較する場合、条件が異なっているとデータ値の差が何によって生まれたものなのかわからなくなる恐れがあるため。	○	2025/8/26	測定をする計量証明事業所において、測定には”定量下限値”という設定があり、この数値未満の場合は測定結果が保証できないため、定量下限値未満と表示します。臭気指数はこの数値が10であり、現地の測定結果が定量下限値未満であったため、”10未満”と記載しております。調査当日の気象条件は環境保全対策書に記載しております。
					315	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 55頁 具体的に誰がどのように(盛土量や仮シート?など)行いそれを誰がチェックし記録に残すのか、を明確にすること。産廃が運び込まれた日は毎日実施する作業なのでいい加減にならない様、責任者を明確にしておくこと。	○	2025/8/26	具体的な対応の仕方については今後事業者が県に提出する維持管理計画書内で示し、その順法性、妥当性について審査、指導をうけ、許可を得た通り維持管理いたします。
					316	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 56頁 産廃搬入により動植物に影響大きいと確認された種については移植を行うとあるが、この範囲に存在する人家の住民や工場関係者も同様の影響を受ける恐れがあるということになるがどのように対処するつもりか。	○	2025/8/26	周辺民家等の影響は、大気質、騒音、振動、悪臭等について検討してご説明しております。
					317	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 57頁 自然環境的に見て産廃場を作る前後で市街地が21%増、落葉広葉樹林が11%減、常緑広葉樹林が43%減と変化度合いが大きい。何十年と続いてきた環境が急激に変化することで生態系への影響は甚大だと考えざるを得ないが、どのように生態系への影響を軽減しようとしているのか具体案と効果度合いを示すこと。	○	2025/8/26	生態系の基盤環境として、落葉広葉樹林5.22%が減少しますが、大きな変化を生じさせる可能性は低いと予測しました。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					318	(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見) 60頁 防災の評価基準で安全率が1.2でOKと言うのはどこから出てきたものか。安全率が1.1や1.2と言うのは航空機や宇宙関連の機器で用いられるものである。これらは最新鋭のコンピュータシミュレーションで考えられる最悪の条件で構造設計や材料選定、製造に至るまで全てのバラツキを考慮し設計されたもので、実際それを基に制作した実物(実機)で評価試験を行い確かにシミュレーションで確認した信頼性が得られたと確信出来たものに対し安全率1.1や1.2が保証できるのである。今回の様な山地を削り穴を掘って平らにしそこへ遮蔽シートを貼り付けた様な構造体として確固たる信頼性が保証された部分は全く見当たらない。山地の状態も乾地/湿地状態あり、地質も均一とは限らない。シート材や保護材についても使用条件により耐久性、対候性の劣化度合いが異なってくる。このような不確定要素が多い状況でどんな検討をして安全率を出したのか詳細説明を求め。アバウトな検討で安全率を小数点3桁まで出していること自体安全率の意味が理解できていない証拠。また、地震時のストレスをどう考えているのか。(下のセルに続く)	○	2025/8/26	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただきます。また、現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<ul style="list-style-type: none"> ・想定震度は。 ・縦揺れの場合は。横揺れの場合は。振幅幅は。 ・振動周期は。振動持続時間は。 ・余震、本震、余震と何度か続くケースもあるがどのパターンで想定しているのか。 ・産廃場の容積詰まり具合や中身の雨水浸透状態でも変わってくるはずだがどの条件で考えているのか。その時底面や側面がどのように変形するのか。変形幅は。シート材は破れや剥がれないのか。などなど。また、そもそも安全率といっているが何に對しての安全率なのか。埋め立て部の崩れに対する安全率なのか。汚染水遮蔽防水シートの破れ、破損による汚染水漏れに対する安全率なのか。どんな破損事象に對しての安全率なのかを明示すること。このような構造物においては安全率10、最低でも5以上必要と考えるが見解を求める。 	○	2025/8/26	<p>意見としてお聞きします。地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめると、震度5強から6強地域に該当します。掘削盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。</p> <p>事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。</p>
					319	<p>(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見)</p> <p>61項 工事期間は何か月を想定しているか。工事車両が通行する道路は何処か。8時間/日稼働として1分間平均で1.25台(300×2/8/60=1.25)のダンプは、歩道のない通学路がある場所を通る道路では危険すぎる。交通誘導員を何処の区間に何人配置するのか。誰が見てもよし、と思える人員配置を求める。産廃運搬車の台数も110台/日(27.5台/時間)が毎日続く。この様な状態を考えると騒音や土煙で地域住民は窓も開けられない生活が長期間続き、気が滅入ってしまうが、それに対する対策は何か考えているのか。地元車両を優先する・ピーク時には誘導員配置する・通学時間帯は極力通行にする・歩行者優先、など書いてはいるが、誰がどのようにチェックし対処するのかを明確にすること。また地域住民から苦情が出たとき違反業者を特定できるのか。</p> <p>これらのことがないよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理指導者が誰なのかを決めて公開すること ・工事および産廃搬入業者全てに対し指導を定期的(工事車両については期間内に1-2回、運搬車両には2回/年程度は)に行い、そのエビデンスを公開すること。 	○	2025/8/26	<p>着工から完成までは約2～3年を想定を想定しておりますが、詳細なスケジュールは今後の許認可や状況により変動いたします。</p> <p>工事車両は往復300台/日となりますので、150×2となります。248号線からせと赤津I.C西(交差点)を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西(交差点)を右折して同様のルートを走ることとなります。</p> <p>大気質や騒音につきましては、環境影響調査により本事業の影響を加味した上で基準値を満たしております。</p> <p>現在運用している処分場でも搬入業者への指導を実施をいたしております。</p> <p>現在保有している施設においても、搬入業者に対する安全教育を年1回は必ず行っております。</p> <p>違反業者の特定は、情報により特定できる場合とできない場合がございます。</p> <p>地域住民からの苦情や管理指導につきましては、当社管理部が担当しております。</p>
					320	<p>(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見)</p> <p>万が一汚染水漏れの影響による被害発生時に当該業者はもちろん被害を補償する対象となるものでよいか。また申請許可した愛知県側も被害を補償する対象となるものでよいか。</p>	○	2025/8/26	<p>処分場が原因であると因果関係がはっきりしているものにつきましては、事業者として補償いたします。また、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険にも加入する予定です。県の補償対応につきましては、事業者として回答できるものではありません。</p>
					321	<p>(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見)</p> <p>工事車両および産廃車両がタイヤに付いた泥を洗い落とす洗車場を設けているか。また、洗車で流された泥水は汚染されている危険性があるので垂れ流しではなく処理水場で処理する様になっているか。</p>	○	2025/8/26	<p>タイヤ洗浄は設置予定でございます。</p> <p>洗い流された泥水は処分場内で管理を行い、飛散防止の散水等に再利用いたします。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					322	<p>(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見)</p> <p>この事業に対する瀬戸市の立ち位置はどうか。 ・事業主からの税金が入るので計画が実行されることを望んでいる？・市民から沢山の苦情や建設反対の声が上がっているので中止を望んでいる？・市民の動向を見定めている状況で今は賛成でも反対でもない？ いずれにしても産廃場建設のOK、NG判断は愛知県側にあり、県は業者からの申請書類に不備がなければ工事案件を了承する立場にある。県がどのような判断基準で判定するのか詳細は解らないが意見書で述べたような技術的疑問に対する見解が必ず貰えるよう要望します。県としても不具合発生の起きる危険性を事前に察知しながら了承したということは避けたいはずで業者に対しての行政指導も厳密になり、言った聞いてないという水かけ論もなくなる。</p>	-		
					323	<p>(祖母懐・古瀬戸連区説明会における意見)</p> <p>そもそも我われ人間が文化的生活を望んで大量生産・大量消費してきたことによる負の遺産で発生したものの一つが産業廃棄物である。大多数の人間が現在の様な生活水準を手放す覚悟があればこのような議論(産廃処理施設建設に反対する)はおきてこないだろうが現実には困難か。瀬戸市でなくとも何処かの市で受けざるを得ない状況にある。建設予定地の住民はどこも来てくれるなど懇願するはず。そうした中で何処かで受け入れなければ社会生活は成立しない。受け入れしてくれる地域に安心・安全を担保出来るようなちゃんとした技術的裏付けを持った検討結果とそれを示す根拠やデータを示さないとこの問題は解決しないと考える。住民を適当にいなすようないい加減な資料を出すのではなく真摯に向き合い住民目線での説明を強く求める。</p>	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					324	<p>交通安全への影響への心配</p> <p>処分場への搬入車両が増加する事で、通学路や生活道路の交通量が増え、子供や高齢者の安全が脅かされる事への危惧が大きい。又搬入車両が走行する道路には歩行者用道路自転車道路の整備もなく、又大型車のスレ違いも出来ない道路であり車両両同志の事故も心配である。他県、他市町村からの車両が多く、通行時間帯や、交通法規(スピード)を守らない車両が多く見られ積載物の落下などもある。有害物質などの運搬となると環境汚染が心配である。</p>	○	2025/8/26	通勤通学時間帯は極力通行しないよう配慮し、車両台数のピーク時などには交通誘導員を配置する予定でございます。廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。
					325	<p>産業廃棄物最終処分場のすぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲水や農業用水の汚染が心配である。</p>	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					326	<p>産業廃棄物最終処分場から発生するガスをガス抜き管より大気中に何の処理もせず放出する事になっている。有害物質が大気中に飛散され周辺住民の健康に害を加えるか心配である。</p>	○	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、ご懸念の事象は発生しないものと判断しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					327	産業廃棄物最終処分場への産廃受入れ時何がどれだけ受入れされるのか、又されたか確認するシステムが説明になく心配である。又車輛から降す時、屋外で降しアスベスト等大気への飛散がされないか心配である。	○	2025/8/26	搬入前に「WDS廃棄物管理シート」と「マニフェスト」で情報を確認いたします。信頼できる業者のみと契約を行い、不適正な業者とは契約を行いません。万が一契約上やマニフェストに記載のない物が搬入された場合には、持ち帰っていただくこととなります。 アスベスト等につきましては、運搬段階で飛散しないように二重梱包されて搬入されます。通常処分場側はその形状のまま、場所を特定して吊り降して処分します。
					328	猿投山北活断層が存在して、その内容についても今回の処分場周辺の断層調査をしたか。報告もなく、過去の知見のみで判断されており最終処分場付近での影響について科学的調査もされてない(報告もされていない)ので、心配である。防水シート2重(1.5mmのシート)で破損されないという保証はされているのか心配である。廃棄された産廃物の重さや圧力でシートが破損されないか心配である。地震による液状化現象は起きないか心配である。シートが波打ち現象で破損されないか心配である。	○	2025/8/26	本施設は常時内部貯留をさせない施設として計画を行っていることから、埋立地内に水位が発生する状況はない為、液状化はないものと判断しております。ただし、東海豪雨のような非常時には一部内部貯留を考慮しております。遮水シートの基盤面について沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。今回の計画にあたり断層の現地調査については行っておりません。
					329	大雨による汚水処理機能オーバーで汚水雨水が流出しないか、周辺の川へ流入し下流域の広範囲の自治体へ汚染が広がらないか心配である。線状降水帯による長時間に渡る豪雨は、十分今後起こりえるので時間当り雨量130m/mが1日(24時間)降ったらどうなるか心配である。汚水の処理能力の限界ではないか。	○	2025/8/26	浸出水処理施設及び浸出水調整水槽規模については、過去15年間の降雨データ(名古屋)のデータを用いて検討を行っております。また、2000年9月に発生した東海豪雨を考慮した検証(内部貯留を考慮)についても行い安全性を確認しています。
					330	災害リスク最終処分場の動力源やシステムダウン時のバックアップシステムの説明がなかったので心配である。電源の途絶 福島原発事故の様な事にならないか心配である。→・水の処理不能に陥る。・コンピューター処理不能に陥る。人材の教育・どれだけ知識を有した管理出来る人材がいるのか説明がなく心配である。	○	2025/8/26	法令基準に決められた人数の有資格者を管理者として、配置を行います。 停電時などの対策については、今後の県との協議により非常用電源として発電機等の設置を行います。
					331	存続リスク (株)東立テクノクラシーの企業の財務力が心配である。産廃処理事業の経営的なリスクをどのように考えているか説明がなく心配である。環境保全をしていく上で大変重要である。	○	2025/8/26	当社は産業廃棄物処理業以外にも汚染土壌処理業や建設業も担っていることから経営的なリスクは現状では問題ないと考えております。産廃のみであれば、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用するため、問題ないと考えております。
88	陶原連区自治会	-	2025/7/22	個人	332	馬ヶ城の水はとてもおいしく瀬戸の自慢の水であり私自身も昔から飲み続けてきたおいしい水、大切な水である。その水源の近くに産廃処分場を作ってしまうと、せっかくのきれいな水が汚染されてしまう危険があり、とても心配になる。農業にも使われるのでその作物に有害物質がたまることがとても心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					333	土砂くずれが民家に迫ってきて災害が起こらないかと心配になる。 なのでここに産業廃棄物処分場を作らないでほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
89	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/22	個人	334	各地で絶滅危機におかれているマイコアカネの追加情報がありましたが、他の希少種についても移植を前提としており、現地に生息するいきもの生態系を考えれば、現環境の維持が不可欠であり一部のいきもの、植物等を移植するのみでは命を繋げていくことは難しいのではないかと。	○	2025/8/26	大部分の種は改変区域外でも確認されており、事業による影響は大きくないものと考えております。イトモ、ヒメタヌキモ、トノサマガエル属については環境保全措置を実施することにしております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					335	近年は猛暑と突発的な豪雨により水害や土砂崩れが頻発しており、今年も早々に梅雨明けした事により各方面での水不足が懸念される。西谷取水口が計画処分場放流水の放流位置から約150mしか離れておらず、標高差が7mあっても近年の豪雨の様子では放流水が越水して西谷取水口に流入する可能性があるのではないかと。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
90	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	336	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
91	本地連区自治会	-	2025/7/22	個人	337	水源の近くで災害リスクも高いこの場所に処分場をつくることには強く反対する。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
92	陶原連区自治会	-	2025/7/23	個人	338	猿投山活断層の存在は以前から知られており、愛知万博でも問題になった。そのような危ない場所に処分場をもってくるのはやめてほしい。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
93	山口連区自治会	-	2025/7/24	個人	339	<p>農業委員として、株式会社東立テクノクラシーによる瀬戸市山路町での産業廃棄物最終処分場（埋立地）設置計画に強く反対する。世界的に気候変動の影響が深刻化し、天候不順による農作物の不作や食糧不足が現実味を帯びている現在、私たちが守るべきは安全で持続可能な食料供給体制と、それを支える健全な農地である。ところが、本計画はその農地環境に対して重大な脅威となるものである。仮に産業廃棄物の埋立によって地下水や土壌が汚染された場合、その影響は周辺農地にも及び、作物の安全性や生産性に深刻な悪影響をもたらしかねない。一度汚染された土地は、回復に長い年月と莫大なコストを要する上、農業利用が困難になる可能性もある。これは、農業従事者にとってだけでなく、地域全体の食と暮らしの安全を脅かすことにつながる。本来、該当の土地は「採取後は山林に戻す」という前提で使用されてきたはずであり、今回の転用計画はその約束を反故にするもので、地域社会との信頼関係を損なうものである。今、我々が守るべきは、地域の未来と食の安全です。将来の世代に汚染された土地を残すような選択をしなくてはならない。農業委員としての立場から、本産業廃棄物埋立地の設置計画に対し、断固として反対する。一度このような施設が設置されてしまえば、健康被害や自然破壊のリスクは世代を越えて続く可能性があり、いったん埋め立てられた廃棄物は二度と回収できない。</p> <p>私たち地域住民は、この土地を次世代に安心して引き継ぐ責任を強く感じている。よって本件に関し、次の点を強く求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画の即時中止すること。許可申請の不承認すること。 	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
					340	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への十分な情報公開と意見反映の場の確保すること。 	○	2025/8/26	各関係地域に事業計画書及び環境保全対策書を配布し、瀬戸市環境課のホームページでも縦覧しております。また、各連区ごとに住民説明会を実施し住民のみならずからの質問にお答えしております。各連区及び瀬戸市環境課からの意見書につきましても、回答させていただいております。
					341	元々の契約通り、砂利採取後は山林に戻すことの履行すること。	-		
87-2	祖母懐連区自治会	2025/6/29	2025/7/28	自治会	342	すぐ近くに水源があり処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
94	八幡台連区自治会	-	2025/7/28	個人	343	<p>地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。気象庁データ参考。</p> <p>防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じである。屋根のない処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられる。この大量の水をろ過機能付きの浸出水集排水管で集めて浸出水調整ピット（廃棄物処分場に比べて極めて小さな容量）を経由し浸出水処理施設で処理して河川に放流するとのこと。しかし、豪雨の時には浸出水処理施設の能力をはるかに超える雨水が処理場に集まると考えられる。その場合には処理場から外部に浸出水処理施設で処理されない汚染水が溢れ出るのではないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理施設の処理能力の設計値は1時間あたり最大何ミリの雨量で1日あたり最大何ミリの雨量でさらに1週間あたり最大何ミリの雨量か。 ・浸出水調整ピットの耐水圧はいくらですか。 ・記録的豪雨で廃棄物処分場に溜まる雨量の水圧に耐えられずに漏れ出しませんか。 ・廃棄物処分場の防水シートは耐水圧、耐荷重はいくらですか。 	○	2025/8/26	<p>処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。</p> <p>また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎡に対し、洪水量は約18171㎡で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250㎡と設定しております。時間当たりの設定はしてございません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。</p> <p>浸出水調整ピットについては内部水位を考慮して構造計算を行い安全性の確保を行っています。また、遮水シートの基盤面については沈下層ではないことから、遮水シートの耐水圧については考慮していません。</p>
					344	設計値を提示して頂くとともに再度の説明会開催を要求する。	○	2025/8/26	説明が足りないという方については、10/11に追加説明会を実施予定ですので、そちらへご参加ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
95	東明連区自治会	-	2025/7/30	個人	345	こんなにリスクのある事業とは思わなかった。水源のこと、活断層のことなど全て心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
96	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/30	個人	346	トノサマガエルの環境保全対策について質問する。環境保全対策書ではトノサマガエル属について「移植」という表現で保全を行うとされている。愛知県下のトノサマガエル属にはナゴヤダルマガエルとトノサマガエルがいることは参考文献から明らかだが、環境保全対策を立案する前に、まず現地に生息しているものがいずれであるのか、あるいは両方であるのかを再調査によって明らかにする必要がある。対象種が不明のままの環境保全対策書は未完成品であり、この段階の文書を環境保全対策書として取り扱うことには問題がある。本事業にかかわる環境保全対策書は再調査の上、再提出すべき。その際、当然のことですが、ナゴヤダルマガエルとトノサマガエルとは生息環境に違いがありますので、それに応じた保全対策を盛り込むべき。その際、過去に行われ、成功した事例があるならばそれを示すこと。ちなみに2022年に刊行された書籍「ダルマガエル生態を知って農業で守る」（農文協2022）には次のように書かれています。ダルマガエル類について「大きな問題は、保護・保全のために自然条件を考えて環境を復元し、そうした場所に導入しても、個体群はなかなか定着、増大しないことで、そうした試みは各地で行われているが、ほとんどの場合失敗している。その原因は不明である」。成功する見込みがないにもかかわらず、あたかもそれが有効であるかのように装うのではなく、過去の失敗の原因を解明し、これまでの知見を覆すような対策を示すこと。	○	2025/8/26	移殖前にトノサマガエル属の捕獲調査を行い、ダルマガエルとトノサマガエルのいずれの種に該当するかデータを取ったうえで、保全対策を検討します。両者とも水辺に生息しますがダルマガエルはトノサマガエルよりも水域への依存が強いことから（愛知RDB）、年間を通して水がある、抽水・沈水植物が豊富な水辺の創出が不可欠になると考えます。
97	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	347	新聞記事を見る限りとうてい賛成できない。前回計画よりもアスベストなどを含んでいたりと、面積も大きい。県内の産業廃棄物の最終処分場が瀬戸に集中しすぎている。	○	2025/8/26	前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。
98	效範連区自治会	-	2025/7/30	個人	348	水源地から70mしか離れていなくて飲み水の影響が心配である。	○	2025/8/26	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					349	猿投山活断層から近く災害リスクも高まる。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
99	本地連区自治会	-	2025/7/30	個人	350	自分自身も瀬戸市に産廃施設が多く有るとの事。皆さんも知っているか。	-		
					351	県の申し来に応じてばかりで反対意見をもっと取り上げてほしい。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					352	御社の現在の処分場が何か所有するか知りたい。今はどうなっているか、もう満杯なのか。	○	2025/8/26	現在2つの最終処分場を保有しております。1つは既に埋め立てが終了し、廃止手続き中でございます。もう1つは現在も運営しておりますが、受入可能容量に達するため受入制限をかけております。
					353	私達もゴミを少しでも減らす努力が必要。終活をする歳になり自分達もゴミを出す事になり心配。	-		
100	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	354	瀬戸市の狭い土地に県外からの産業廃棄物を捨てることは市民の健康が心配であり反対する。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
101	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	355	私の家には井戸があり地下水の汚染の心配がある。	○	2025/8/26	浸出水が地下に漏れていかないよう、処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					356	産業廃棄物を出した企業の責任において処分すべき。廃棄物を捨てるのではなく安全な他の利用法はないものか。	-		
102	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	357	水源から70mこれはまさに同一地と同じ。そこへ大規模な産廃施設を作ることは、大変危険なことである。愛知県内の全産廃施設の4割を瀬戸市は受け入れている。これ以上引き受ける必要はない。瀬戸とその住民を大切にしてほしい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
103	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	358	企業の良心に問う。全くの素人である。風聞によると、旧土地の所有者と地元の自治会との間において「産業廃棄物は持ち込まない」と言う約束があったと聞いた。従って、その土地を譲渡された(株)東立テクノクラシーは、その約束を含めた物件を手に入れたと思う。その約束を反故にする為に、他企業に売却されたのか、「アンドウウギョウ」と同ビルに事務所がある東立テクノクラシーへ譲渡されたのは、「悪だくみ」な事業計画ではないか。貴社に良心はあるか。あえて聞くが、その付近に家族、親戚の住居を建て、生活できるのか。	○	2025/8/26	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。また、アンドウ興業と同ビルに弊社事務所はございません。
104	萩山台連区	-	2025/7/31	個人	359	瀬戸には今でも沢山の産廃がある。もうこれ以上危険な産廃はいらない。	-		
105	祖母懐連区自治会	-	2025/7/31	個人	360	地元との約束で森林復元地域を守って頂きたい。愛知県は県有林が多いので（別の土地を）探して頂きたい。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
106	山口連区自治会	-	2025/7/31	個人	361	かつてオオタカが営巣する森として、愛知万博の開発から守られた海上の森に隣接する場所に産廃場が造られるのは、驚きである。貴重な動植物もあると思う。生態調査はやられているのか。	○	2025/8/26	調査では、年間を通してオオタカの確認はありませんでしたが、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					362	近年は震度6強以上の地震が頻発している。瀬戸市にも猿投山北活断層があり、もし大きな地震がおきれば産廃場も被害を受ける。有毒物質を含む産廃場の遮水シートが破れた場合汚染水が川や地下水へ流れ出すことが考えられる。川は子供たちが入って遊んだり農業用水としても利用されている。	○	2025/8/26	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
107	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	363	愛知県内の産廃施設の約4割が瀬戸市に集中しているとの事。なぜ瀬戸市ばかりが、犠牲にならないといけないのか。どうして他の地域の人達が出した産廃を、瀬戸市に持ってくるのか。	○	2025/8/26	適した土地というのは非常に限られており、簡単には購入できないのが現状です。その中でようやく適地を確保することができた為になります。隣接地には現在運営している工場があり、技術者もいるので技術の継承や管理体制もしっかり築けるものと考えております。
					364	健康被害が心配である。産廃施設は瀬戸市にとって何の益もないと思います。このままでは瀬戸市のイメージが「陶器の街」「藤井くんの出身地」そして「産廃の街」となる。いや、もはや現在もそうです。そうなると、若い人口は、ますます流出して、新しい人達の流入が減少する。街は、今以上に繁栄から遠ざかっていく。瀬戸市民の土地価格も下がっていく。私達の資産が失われていく。絶対にこれ以上産廃は作るべきではない。	○	2025/8/26	意見としてお聞きします。
108	古瀬戸連区自治会	-	2025/7/31	個人	365	環境保全対策書では現地調査を行う前にいくつかの文献を参考にしている。しかし、調査実施からすでに4年が経過し、既存資料の陳腐化が進んでいる。資料が古くなっていても、環境対策をないがしろにする免罪符にはならない。愛知県のレッドデータブックはすでに第五次のリストが公開されている。海上の森調査報告書も年々発刊されている。新しい知見を採用したうえで環境影響評価を行うべき。	○	2025/8/26	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					366	維管束植物や昆虫などすでに調査がされている分類群についてそれぞれ調査実施日を確認した。おおむね四季ごとに2日間の調査が行われているようである。通算してもわずか8日間の調査では精度に疑問が残る。たとえば現地に生育している可能性が高い菌従属栄養植物は小さく見つけにくく、調査者泣かせである。それが調査結果にはひとつとして挙げられていない。瀬戸市の同様の環境に比較的多いエンシュウムヨウラン、ヒナノシヤクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなどが見落とされている可能性があり、そのなかには絶滅危惧種が含まれている。夏季から秋季にかけてさらに調査を行う必要がある。	○	2025/8/26	エンシュウムヨウラン、ヒナノシヤクジョウ、ホンゴウソウ、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど菌従属栄養植物については、現地調査で確認されておられません。追加調査については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
109	品野連区自治会	-	2025/7/31	個人	367	管理型処分場計画でありながら、提体道路以上の高さの盛土は安定型処分になっている。(管理型処分場設置基準違反に該当)	○	2025/8/26	埋立地内において遮水シート敷設範囲の中で盛り立てを行っていること、流出防止対策として押え盛土(土堰堤)を設けていることから違反には該当しないと判断しております。
					368	浸出水と雨水の分離排水設備が不十分で、管理型廃棄物が提体道路近くになり、その時に豪雨が発生すれば、浸出水が雨水と一緒に提体を溢れ、調整池に流入しそこから河川に直接放流される。(水質汚濁防上法違反に該当)調整池に浸出水が混入した場合の対応：管理ビットへ送水できる配管設備を設置しておく。	○	2025/8/26	管理道路(埋立地外周)より高く盛り立てる部分については、押え盛土H=2.5mの土堰堤を設置することにより廃棄物及び浸出水の流出防止を行っていることから、雨水に浸出水が混入しない計画となっております。
					369	埋立中に設置された複数のガス抜管から放出されるガスの処理施設が計画されていない。(大気汚染防止法違反に該当)	○	2025/8/26	埋め立て廃棄物について有害ガスの発生の恐れのある物質は埋め立てないことから、違反には該当しないと判断しております。
					370	埋立が廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造になっており、覆土材の仕様が透水性である記述がない。不透水性であれば遮水層になり「意見番号367」の現象の助長要因になる。廃棄物と覆土材のサンドイッチ構造において有効な対策：盛土部に縦排水管(有孔管)を複数配置し浸出水排出管に誘水する	○	2025/8/26	覆土材については透水性のある材質になります。ガス抜き管については2000㎡に1箇所設置する計画となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					371	今回の事業は会社の売上高、利益を拡大したいとの会社方針が見え透いている。社長方針で法を守る事業の推進を目指すとの方針に反している。環境保護を第一とするなら、管理施設を残置し永久監視を会社でおこなうと宣言するべきである。市民を安心させれば協議受付が可能かと思う。	○	2025/8/26	廃止届が受理された時点で環境影響がないと法的に認められた状態なので、廃掃法上の管理義務はなく、水処理や施設点検も廃止後は必要なくなります。
110	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	372	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
111	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	373	水源の近くで災害リスクも高いこの場所で処分場をつくることに強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
112	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	374	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者説明会について、「開催を知らなかった」「聞きたいことが聞けなかった」との声を多数聞いている。地域に大きな影響を与える計画であるからこそ、より多くの市民が納得できる形での説明と質疑の機会が必要だと感じる。周知の徹底と十分な質疑時間を確保した再説明会の開催を、強くお願い申し上げます。 ・小さなお子さんを連れて参加されたお母さんからは、「最後まで聞きたかったけれど、途中で退席せざるを得なかった」とのお声もあった。参加者への配慮として、時間帯や会場環境へのご検討も併せてお願い申し上げます。 ・各説明会の議事録や報告書を市民にもわかる形で公開していただくことを、強く要望する。 	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、時間帯と会場は検討させていただき、当社としましては十分に配慮させていただいたと考えております。議事録についても瀬戸市環境課に情報公開請求をしていただければ閲覧可能となっております。10/11に3時間の質疑応答会を実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いです。
					375	<p>本計画に関する環境保全対策書について、以下の点を懸念している。</p> <p>希少種の誤同定と標本の不備について 環境保全対策書には「ミヤマタムラソウを確認」との記載がありますが、実際には絶滅危惧種の「シマジタムラソウ」である可能性が指摘されています。ところが、標本や原票は保管されておらず、記録はパソコン入力のみとのことでした。これでは誤同定の検証ができません。</p> <p>質問：誤同定の可能性があるにもかかわらず、なぜ標本や記録が保存されていないのか。今後、調査の信頼性を確保するために、どのような改善策を講じるのか示すこと。</p>	○	2025/9/19	環境保全対策書の記載結果については、尾張県民事務所廃棄物対策課と協議し、間違いがあった場合は、必要な訂正をさせていただきます。訂正内容については、瀬戸市環境課にも連絡させていただきます。
					376	<p>外来アリへの対応について 現地で外来種の「ヒゲナガアメイロアリ」「ヒラセムネボソアリ」が確認されていますが、導入経路の調査や防除対策について書かれていない。</p> <p>質問：外来種の侵入経路や影響評価は実施されているか。今後の防除策やモニタリング体制について具体的に示すこと。</p>	○	2025/9/19	導入経路調査や影響評価は行っていません。しかしながらご指摘の通り、近年は国内外からのアリ類の移入は各地で注視され、特にヒアリやアルゼンチンアリといった特定外来生物に対しては、侵入防止、早期発見と対応、防除の体制が必要になると考えております。アルゼンチンアリ等の侵略的外来種への対応については、今後、尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。アリ類の移動要因は大きく分けて2つで、繁殖期に発生する有翅虫（羽アリ）が飛翔しての自力移動と、物資に混じっての移動です。特に後者については、土木工事、植栽物等によって移入してしまうことが問題になりやすく、侵入の防止には、運搬事業者などへの事前の普及啓発が必要と考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					377	説明会で環境保全についての質疑の際に、貴社から「計画地はすでに開発された土地であり、我々が新たに開発する部分は少ない」という趣旨の発言があった。この発言は、現在の土地利用が土砂採掘であり、その開始時に大規模な森林伐採が行われたことを根拠とされていると理解している。しかしながら、土砂採掘と産業廃棄物処分場では、その事業の性質と環境への影響が根本的に異なる。土砂採掘は「一時的な土地利用」を前提とするものであり、その終了後には森林回復義務が課せられていることが一般的である。これに対し、貴社が計画されている産業廃棄物処分場は「恒久的な施設」であり、その操業期間は長期にわたり、周辺環境への影響も継続的かつ広範囲に及ぶ可能性がある。このため、土砂採掘に適用される環境保全対策と、産業廃棄物処分場に適用される環境保全対策では、求められるレベルが全く異なるはず。実際、適用される法律も異なるものと認識している。もしも、簡易な調査で済む土砂採掘の名目で森林を伐採し、その後、より厳しい環境保全対策が求められる産業廃棄物処分場に転用した上で「すでに森林がないから環境負荷は少ない」として、本来必要な保全措置を回避しようとしているのであれば、それは極めて問題であると考え。以下の点について確認したい。1. 上記の説明にあるように、「すでに森林がないため、自然環境への影響は限定的」としているが、これは過去の伐採によって失われた自然が「なかったもの」とみなされることにつながる。この判断の科学的・制度的根拠は何か。また、失われた生態系を回復する責任はどのように考えているのか?見解を伺う。	○	2025/9/19	環境への影響は本事業によって改変される区域、残置される区域及び周辺環境を考慮し、現地調査結果に基づき検討しております。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。水生生物の保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを計画しています。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					378	2. 今後も同様にこのような手法(=伐採→森林回復義務を履行せず転用保全措置の回避)が許容されることになれば、他地域でも「同様の抜け道的手法」が広がる可能性がある。事業者としてこのような事態をどう捉えているのか、意見を聞きたい。	○	2025/9/19	法律を遵守し対応しております。
					379	過去に市内の他の産業廃棄物処分場において、悪臭や水質悪化、魚がいなくなるなど、深刻な環境被害が実際に発生している。こうした事例を長年目の当たりしてきた地域住民にとって、今回の計画も同様の被害を再び引き起こすのではないかと強い懸念がある。一度汚染された環境は、元に戻すことができない。その業者も優良認定業者として認定を受け、法律に則って運営されていたが、それでも地域では環境被害が生じた。こうした被害は法律や認定基準を守るだけでは防ぎきれなかった現実である。「違う処分場の話だから関係ない」とは到底言えない。貴社が今回新たな処分場を計画されるにあたり、同じ瀬戸市で繰り返し起きてきた環境被害の教訓や地域住民の不安をどう受け止め、どのように再発防止や説明責任を果たすお考えか、具体的に回答すること。	○	2025/9/19	尾張県民事務所廃棄物対策課へ確認しましたが、深刻な環境被害が実際に発生しているという事実は確認できていないとの回答でした。具体的に被害が起きた時期、場所、被害の状況をお示しいただかなければ、特定できないとの回答でした。 愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、法に則り、環境被害が起きないように努めます。万が一、被害が発生してしまつた場合の対策についても、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					380	取水口からわずか70mしか離れていない場所に産業廃棄物処分場を設ける計画について、極めて大きな不安と危機感を抱いている。さらに、計画地は活断層にも近接しており、大規模な自然災害が発生した際には、有害物質が水道水や土壌を汚染するリスクが高い。御社にとって、「市民の安全」は経営判断の中で、具体的に何番目に位置づけられているか。企業利益や効率、コストなどと比較した場合、「最優先」なのか、それ以外なのか、はっきりと答えてほしい。	○	2025/9/19	市民の安全は第一に考えております。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					381	瀬戸市は自然が豊かで、子育てに適した環境として多くのご家族が移住してきている。しかし、既に市内には50か所を超える産業廃棄物処理施設があり、これ以上の施設設置は、地域環境の悪化や市のイメージ低下を招きかねない。1. 貴社は「地域社会との共存」や「地域への長期的な責任」について、どのような企業方針を持っているのか。2. 多くの住民が反対している状況で、この地に計画を進めることが、貴社の掲げる「地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業」としてふさわしいとお考えなのか。3. 今回のような事業を通じて、将来の瀬戸市が「産廃だらけの街」と見なされる可能性について、どのように捉えているのか。	○	2025/9/19	1. 貴社は「地域社会との共存」や「地域への長期的な責任」について、どのような企業方針を持っているのか。 →地域の安全を第一に考え、現在も操業を行い地元地域との友好な関係を構築しております。今後も引き続きこの関係を崩さず安定した経営を行っていきたくと考えております。 2. 多くの住民が反対している状況で、この地に計画を進めることが、貴社の掲げる「地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業」としてふさわしいとお考えなのか。 →一部反対があることは認識しておりますが、応援していただいている方がいることも認識しております。不法投棄をなくすという観点からも地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業として、ふさわしいと考えております。 3. 今回のような事業を通じて、将来の瀬戸市が「産廃だらけの街」と見なされる可能性について、どのように捉えているのか。 →弊社としては産廃だらけの街と見なされないように努めてまいります。
					382	2025年6月16日の瀬戸市議会における松原市議の質疑により、以下の事実が明らかになった。 ・平成26年9月から現在まで、アンドウ興業の取締役を務めている人物が、平成28年10月から令和3年7月まで東立テクノクラシーの取締役にも就任していたこと。 ・アンドウ興業は、当該地について「産廃埋立は永久に行わない」とする協定書を地元住民と交わしている。こうした事実から、両社の意見決定に一定の継続性・関与の重なりがあると考えられる。つまり、「産廃は行わない」と約束された土地について、その関係者が後に「産廃を行う」申請を行っていたこととなる。このような経緯に対して、私たち住民は極めて強い不信感を抱いている。「協定に反しない」とされる貴社の立場について、以下の点について明確な説明を求める。 ①上記の兼任事実について、貴社としてどのように認識・整理されているか。 ②「永久に産廃は行わない」とする協定の精神を、貴社はどう評価し、今回の計画と整合的だとお考えなのか。 ③このような形での申請が、「地域との信頼関係」や「説明責任」の観点から正当なものであると、本当にお考えなのか。 法的に問題がないというだけでは、市民の納得は得られない。誠実かつ真摯なご説明を強く求める。	○	2025/9/19	①兼任をしているという認識はございませんでした。アンドウ興業を退職し、常任役員として入っていただくお約束をさせていただいている認識でした。仮に兼任であったとしても他社であるアンドウ興業の情報を当社へ共有することは利益共有となる可能性もあるため、情報漏洩がされることはないと考えております。 ②当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。 ③当社は正当なものであると考えております。
					383	馬ヶ場浄水場は薬品に頼らず自然の力で浄水する全国的にも希少で貴重な施設であり、誇りある地域資源です。この取水口のすぐ近くにアスベストや水銀を含む産業廃棄物最終処分場を建設する計画について、貴社は本当に「この地域の将来や自然資産、浄水場の価値」よりも優先して実施すべきだと考えているのか。	○	2025/9/19	馬ヶ場浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					384	対象地域の「関係住民」の定義について対象範囲が過度に限定されているのではないかと懸念を持っている。計画地の影響は、「関係地域内」にとどまらず、水資源や環境、景観、交通などを通じて瀬戸市全体、あるいはその周辺にまで及ぶ可能性があると考えられる。とくに、本市の重要な取水源や自然環境にかかわる問題である以上、瀬戸市民全体が「利害関係を有する者」に該当すると捉えるのが妥当である。したがって、以下の2点を強く要望する。1. 「関係住民」の定義の見直し 市民の意見表明や関与を制限するような定義運用は行わず、広く瀬戸市民を「関係住民」とみなし、意見聴取や情報提供の対象とすることを求める。 2. 住民への周知の拡充 現状の周知では、影響を受けうる住民の多くが情報を受け取れていないおそれがある。市全体を含めた広報・周知活動(広報紙掲載、全戸配布チラシ、自治会経由などを強化し、住民が自分ごととして捉えられる環境づくりを求める。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
113	長根連区自治会	-	2025/8/4	個人	385	説明会では限られた情報しか示されず、疑問や不安が解消されない。地域住民の理解と納得を得るためにも、再度の説明会を開催いただきたい。	○	2025/9/19	追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。
					386	現在でも日中、ダンプカーの通行量が非常に多く、スピードを出して走行する車両も多いため、日々危険を感じながら生活している。事業計画によれば、ピーク時には1日あたり約300台のダンプカーが瀬戸市内を通行するとされており、これまで以上に交通量が増えることが予想されます。これは交通事故のリスク増加や通学時の子どもたちの安全への影響だけでなく、生活道路や周辺の道路の劣化を早める要因にもなる。道路が傷みやすくなれば、当然、補修や維持管理のための費用も増えるはず。そこで何うが、道路の補修費用は誰がどのように負担するのか。多くの市民が通る道路が事業の影響で劣化した場合、その負担が市民にのしかかるようなことがあってはならない。ぜひこの点について明確な説明を求めたい。	○	2025/9/19	本来であれば道路の補修は行政が行うものですが、道路の傷み等についてはなにが原因となるのか、当社では把握いたしかねます。当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。実際現在も、道路の補修を自費で行っております。
					387	6月1日(日)の馬ヶ城ダム浄水場の一般開放日に、水道課の職員の方に、山路町の最終処分場計画地の近くにある取水場への影響について質問し、「粉じんの飛散などが心配されている。」と聞いた。以下の点について見解と対策の説明を求める。 ・処分場計画地の近くに取水場があることへの影響。特に粉じんが飛散した場合の水源地への影響が心配。 ・現在もシートをかけずに走行するダンプカーが存在する。計画が始まる前でも粉じんや落砂により生活環境へ悪影響を感じる。 ・搬入中のダンプからの粉じん飛散の可能性。走行中や荷下ろし時などに粉じんが舞うことへの具体的な対策を知りたい。 ・道路に落ちた砂による側溝の詰まり。現時点でも道路に砂が詰まり雨水の排水に支障が出ている箇所がある。 ・山路町の道路沿いにたまっている砂の性質。この砂は処分場や搬入と関係があるのか。また、その砂が人体や水環境にとって安全なものか明確にしてほしい。	○	2025/9/19	粉じんが飛散しないよう散水等を行います。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。シートをかけずに走行するダンプを見つけた場合は、お知らせください。当社以外のダンプが走行している可能性もあるため、当社が手配している運搬会社であれば指導致します。ただし、当社が手配しているダンプであれば、定期的な教育や指導を行っているため、このような事例は発生しないものと考えております。側溝の詰まりや排水に支障をきたしているものが当社に原因がある場合は、責任を持って処理いたします。現状も排水溝清掃などは定期的実施しております。山路町の道路沿いにたまっている砂については、詳細が分からないため、お答えしかねます。
114	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	388	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離に処分場が設置されると聞き、心配である。水源の汚染を避けるためにも慎重な対応をしてほしい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					389	東明連区との協定書について、（東立テクノクラシーとしては）法的に無効であるとの回答ですが、その法的根拠についてわかりやすく、瀬戸市民である東明連区の人達の立場に立って、説明をお願いします。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
115	菱野連区自治会	-	2025/8/4	個人	390	<p>廃棄処分場のわずか約70mの距離に水源がある場所。大切な飲料水を守って頂きたい。</p> <p>浸出水・地下水に異常を検出した場合の対策はどうか。産廃の搬入中止は勿論、既に搬入済みの廃棄物への対応はどうかに対して、「地下水の異常を検知した場合は、即時搬入を停止するとともに、関係機関（愛知県、瀬戸市、地元自治会）に連絡を行います。」と回答があるが、異常があつてからでは遅い。また異常検知があつた場合の正確な報告義務も市民からすれば信用できない。</p> <p>さらに「電氣的漏水検知システムにより遮水工の損傷場所を特定し、具体的な補修方法及び確認方法を関係機関に提示して補修工事を行います。補修工事期間は地下水集水管で集水された地下水を水処理施設へ送水し処理するとともに、処分場内の廃棄物の可能な範囲にシートによるキャッピングを行い、同シート上でポンプ排水を行う等、雨水を極力廃棄物と触れないようにして、外部排水することで、浸出水量を削減します。補修後は県及び市による安全性の確認を経て搬入を再開する計画です。」と回答をいただいているが、いずれも完全な対策とも思えないし、信用に値しない。何より水源に近い場所であり、回答いただいた内容の事例が発生する可能性も含め絶対に起こってはならないことである。</p>	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
116	水南連区自治会	-	2025/8/4	個人	391	<p>計画地は、馬ヶ城浄水場の取水口からわずか約70mしか離れていない。市民の間では、水源への有害物質の影響を心配する声が多く上がっている。しかし、事業者は「取水口は本計画地の上流にあるため問題ない」という説明にとどまり、十分な安全説明がされていない。地表では上流・下流が明確でも、地下水の流れは地形や地質によって複雑に動くことがあり、単純に位置関係だけで安全とは言い切れない。さらに、計画地の下流では農業用水としても利用されているため、問題は飲み水だけでなく、地域の農作物や食の安全にも直結する。一度地下水が汚染されれば、回復は極めて困難である。だからこそ、慎重で予防的な対応が必要である。以上を踏まえ、以下を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の流れや地質構造に基づく科学的調査結果の開示 汚染リスクがないと判断できる明確な科学的根拠の提示 万が一の漏洩にも対応できる具体的な設計、安全対策の明示 	○	2025/9/26	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の流れや地質構造に基づく科学的調査結果の開示 →事業計画書に記載している通り地下水の流れについては地質調査時に流向調査を行い結果をまとめております。 汚染リスクがないと判断できる明確な科学的根拠の提示 →遮水工について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令に適合した遮水構造を、適正な施工及び維持管理を行うことで、漏水リスクは担保されています。 万が一の漏洩にも対応できる具体的な設計、安全対策の明示 →万が一漏水があつた場合は、遮水工の下に設置した地下水集水管を経由して、地下水ピットに優先的に集水されるので、同ピット出口を閉塞し、仮設ポンプを設置して浸出水処理施設へ送水処理を即時に行った上で補修を行います。補修方法については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。
					392	説明会の開催についての周知が十分に行き届いていない。説明会の再開と、開催情報の確実な周知(全戸配布など)を要望する。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いです。
117	效範連区自治会	-	2025/8/4	個人	393	浄水場の開放日は子供を連れて行き、美味しい水が安心して確保できている現状を伝えている。浄水場のお水は美味しいと子供が感じている。水が出来るまでを見たから言える言葉かもしれない。この水を守るため産廃施設の計画には反対である。	○	2025/9/19	意見として承ります。
118	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	394	有害物質によって長期的な健康被害が心配。住民の健康を最優先に考えて計画を見直してほしい。会社として矛盾点に違和感を感じることも多く信用できない。	○	2025/9/19	法に則り、運営させていただくため、ご指摘の事象は発生しないものと考えております。
119	品野連区自治会	-	2025/8/4	個人	395	産廃事業者が社会的に信用できない会社であり、その業者はコンプライアンスどおりの事業を行うとは思えない。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
120	水野連区	-	2025/8/4	個人	396	説明会では情報が不十分で、質問の時間も限られていた。住民が納得し、安心できるよう、改めて丁寧な説明の場を設けていただきたい。	-（関係住民外）		
121	山口連区自治会	-	2025/8/4	個人	397	【環境保全の重要性と住民の健康への影響】安全で快適な生活環境を維持することは、私たち市民にとって非常に重要である。未来の子どもたちが健やかに暮らせるよう、地域の環境保全に十分な配慮をする必要がある。私は瀬戸市民として、公共施設（岩屋堂公園など）を利用する者の立場からも、この地域の自然環境や水資源、大気環境への影響を懸念している。本処分場の計画において、未規制の化学物質や水銀などの有害物質、さらに放射性物質が含まれる可能性があるため、適切な監視体制の整備が求められている。この地域の水源や大気、公共施設の安全性を守るため、環境への影響を慎重に評価し、より安心できる計画への見直しを検討していただきたい。1.未規制の化学物質による水源・生態系の汚染リスクPFOS・PFOAなどのPFAS類は、環境中で分解されにくく、生態系に長期的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、処分場で受け入れられる廃プラスチック類、汚泥、ばいじんにはPFASが含まれる可能性があり、水源や河川への影響が懸念される。地域の水源を守るため、未規制の化学物質に関する検査を義務化し、規制を強化することを求める。	○	2025/9/19	放射性物質が含まれることは、ございません。PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。
					398	水銀・有害物質の管理および環境監視体制の不備水銀は生物濃縮を通じて魚介類や農作物に蓄積し、人体に悪影響を及ぼすリスクが高いため、慎重な監視と管理が必要である。事業計画書に記載されている排水基準の別紙3や地下水基準別紙4を確認すると、水銀などの有害物質の検査頻度は年に1回のみであることが判明しました。これは、長期的な環境汚染のリスクに対応するには不十分である。 ①水銀や有害物質の監視頻度を増やし、定期的な検査を義務化すること ②環境監視体制を強化し、監視結果をすべて市民に公開すること ③第三者機関による独立監査を導入し、環境安全性を確保すること	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、排水および地下水の管理方法、公開方法等について検討させていただきます。
					399	放射性物質の管理体制の不明確さによる環境リスク 産業廃棄物の中には微量の放射性物質が含まれる可能性があります、現行の事業計画には明確な監視体制が示されていない。 ①放射性物質の検査を義務化し、その結果を市民へ公開すること。 ②放射性物質が検出された場合、適切な廃棄物管理計画を確立し、環境への影響を最小限に抑えること。 ③瀬戸市の自然環境への影響を調査し、保全対策を講じること。	○	2025/9/19	放射性物質の搬入はございません。万が一、放射性物質が含まれる可能性のある地方から搬入される場合は、ガイガーカウンターにて検査を行い、含まれる場合は、受入れは致しません。
					400	健康被害が発生した場合の環境責任の所在 水銀・有機汚染物質・放射性物質による健康被害は、過去にも水俣病などの公害病として大きな社会問題となった。万が一、本処分場の運用によって環境汚染が進行し、健康被害が発生した場合、事業者・瀬戸市・関係機関の環境責任の所在が明確にされていない。 ①被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。 ②事業者に対し、環境リスクと安全対策に関する十分な説明を義務付けること。 ③瀬戸市の環境保全を最優先とし、より厳しい規制を導入すること。	○	2025/9/19	放射性物質は受け入れませんので、これによる健康被害が発生することはないと考えております。責任の所存については、当社に原因がある場合は責任を持って対応します。瀬戸市の責任に関しては、当社では回答出来かねます。万が一、被害が発生してしまった場合の対策についても、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有（管理）者賠償責任保険に加入する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					401	<p>【要求事項（環境保全の観点から）】</p> <p>①PFASや水銀などの有害物質の検査頻度を増やし、定期的な監視を義務化すること。</p> <p>②環境監視体制を強化し、すべての監視結果を市民に公開し、透明性を確保すること。</p> <p>③第三者機関による監査を導入し、環境安全性を確保すること。</p> <p>④住民の健康・安全を最優先にし、事業計画を抜本的に見直し、より厳しい規制を導入すること。（監視体制の強化を含む）</p> <p>⑤環境汚染による健康被害が発生した場合の責任の所在を明確にし、補償制度を確立すること。</p> <p>⑥放射性物質の監視体制を明確化し、検査を義務付けること。</p>	○	2025/9/19	PFASについては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、該当の物質を十分に取り除けると考えております。また、浄化に利用した後の使用済みの活性炭については、活性炭メーカーに引き渡し、仮置き等も起きない運用を考えております。第三者機関による監査や厳しい規制に関しては、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっておりますので、尾張県民事務所産業物対策課との協議の上、検討させていただきます。放射性物質は受け入れません。
122	新郷連区自治会	-	2025/8/4	個人	402	産廃処理場は今後も必要性が増すとと思うが、周辺住民及び取水場から水を利用される地域の住民が安心できる対策を講じていただけるか納得できる説明をしてほしい。市当局も他の処理場の現状と安全性、大規模災害発生時のリスクに対して検証、発表願いたい。	-（関係住民外）		
123	東明連区自治会	2025/3/15	2025/8/5	自治会	403	<p>連区住民として到底容認できるものでなく、断固計画に反対し、白紙撤回を要求する。地域的、社会的、自然的環境保全上の意見・疑問点に対し回答を求める。3月15日説明会では、抽象的的回答が多く、ほとんどが真の回答になっていない。具体的数値を挙げて回答すること。</p> <p>巨大産廃最終処分場建設は、自然との共生、地域住民の豊かな暮らし、やきもののさとの活性化に逆行する。</p> <p>今回の計画は、すべての点で瀬戸市及びこの地域の目指す方向性とは正反対の方向を示し、「やきものの里の活性化」よりも「産廃だらけの里」へつながるものである。これについて社長はどう釈明するか。</p>	○	2025/9/19	地域の安全を第一に考え、現在も操業を行い地元地域との友好的な関係を構築しております。今後も引き続きこの関係を崩さず安定した経営を行っていきたくと考えております。弊社としては産廃だらけの里と見なされないように努めてまいります。
					404	企業倫理、社会的貢献が叫ばれている今日、事業を構想する場合に、①自然との共生、②地域住民の安全・安心な暮らし、③地域の発展という視点が重要と考えるが、計画を構想するに当たりこの3つについてどのような組織（社長以下、内外のメンバー）で議論され、その内容はどのようなものであったか。	○	2025/9/26	①自然との共生については、処分場埋立完了後に自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。②地域住民の安全・安心な暮らしについては、地元車両を優先し、当社へ出入りする運搬会社へは安全教育の実施もしております。また、安全大会等の実施も行っております。③地域の発展については、現在も地域の雇用は行っておりますが、引続き雇用拡大に向けて努力します。さらに、利益増加に伴う納税額の増減により、地域の発展にもご協力できると考えます。また、道路の補修や、地元行事への参加やお手伝いも行っておりますので、こちらも引き続き、実施していく所存でございます。組織については、社長を筆頭とする処分場計画プロジェクトチームを結成し、議論を行いました。
					405	上の意見と関連して、赤津地区としては前回の説明会では、この地区の自然環境破壊、生態系破壊に関わる詳細な資料の提示・説明がなかった。この件についての説明を求める。	○	2025/9/26	環境保全対策書の”3.6自然環境”（P3.6-1～P3.6-125）において、現況及び影響について記載しております。
					406	<p>瀬戸市には50の産廃施設があるが、完全なもの無く、社会環境上多くの問題を引き起こすと共に、住民の暮らしに悪影響を与えている。市長も令和5年5月18日に実施された市民生活部からの山路町東立テクノクラシーに関する市長・副市長説明の時に、「現段階において、過去の考え方（「決して好ましい施設計画であると言えない」）を踏襲することについて承知されている。」</p> <p>瀬戸市に、もうこれ以上産廃は要らない、当時は瀬戸市ほぼ全域が反対しているなど、この重大な住民の意思を社長はどう受け止められるのか。</p>	○	2025/9/19	一部反対があることは認識しておりますが、応援していただいている方がいることも認識しております。不法投棄をなくすという観点からも地球環境の保全に貢献する環境に優しい企業として、ふさわしいと考えております。
					407	現在操業中の施設では、受け入れ産廃は100%三重、岐阜からであったと聞くが、御社が瀬戸市の環境を破壊してでも、県外受け入れを重点とする姿勢には大いなる疑問を感じる。	○	2025/9/19	何の情報か分かりかねますが、100%県外とは間違った情報でございます。県外受け入れも行いますが、重点を置いているわけではございません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					408	説明時で社長は、動物の死骸は絶対受け入れないと断言されたが、口約束ではなく約束を担保する信頼できる具体的な方策(文書等、法的効力を有するもの)を明確にされたい。	○	2025/9/19	動物の死骸については、産業廃棄物処理業上、動物の死体という品目に分類され、許可がない限り、処理を行うことができないものになります。 また、動物のふん尿・動物系固形不要物もまた、許可がない限り対応することができないものになります。 本品目に関する許可を当社が所持していないため、受け入れることはないと言わせて頂きました。
					409	有害物質アスベストや水銀を受け入れるとあるが、地域住民の健康を害する危険性のあるものを搬入することには、反対である。	○	2025/9/19	アスベストや水銀に関しましては、二重梱包を行い、処分場内の特定の場所に埋め立て、記録管理を行うため、地域住民の健康を害する事象は発生しないものと考えております。
					410	建設予定の処分場では、埋め立て面積が広いことから、今後かなりの中間処理施設の追加、もしくは設備能力拡充の必要があると思われるが、それらの詳細は不明であり説明が必要。	○	2025/9/19	中間処理施設の追加および設備能力拡充の予定はございません。
					411	今回の計画では、3m程度の厚みで廃棄物層を並べた上に0.5m程度の覆土層を薄く重ねてゆく手順を何段も繰り返す構造となっている(総計146万m3)。この大量の覆土を運搬供給する連区太子町内の施設と処分場との間の走行ルート、トラック運搬弁数などは、ほとんど知らされていないので、説明が必要。	○	2025/9/19	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルート进行することとなります。
					412	地域のイメージや価値が低下する。文化的・自然的価値を有する地域に産業廃棄物最終処分場が建設されることは、まち全体の「ブランド価値」を若しく傷つける行為である。観光・交流人口への打撃がある。 瀬戸市では、陶芸体験、登り窯見学、自然散策、里山保全などを通じて、年間多くの観光客が訪れている。こうした観光資源の多くは、「清潔で安心できる自然環境」と「地域に根ざした文化的魅力」によって支えられているが、「危険物質が埋められている地域」、「ごみの処分場」、「臭いやトラック騒音がある土地」といった負のイメージが付き、観光客は心理的な抵抗を感じるようになることについて社長の見解を問う。	○	2025/9/19	弊社が最終処分場を建設することにより、観光客が減少する因果関係が分かりかねます。
					413	移住希望者・子育て世帯の流入抑制につながる。近年、地方への移住や自然豊かなまちでの子育てを求める世帯が増加している。瀬戸市も、住環境の良さや文化的魅力を活かして、移住促進を図っている最中である。にもかかわらず、処分場の存在は「不安な環境」「安全ではない土地」と受け取られ、移住希望者にとって大きなマイナス要因となる。特に子育て世代は、健康リスクや教育環境への影響に敏感であり、選択肢から外される可能性が高まるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	処分場の存在が移住希望者にとってマイナスの要因となる数的根拠が分かりかねます。
					414	不動産価値の下落と地域衰退の連鎖について 産業廃棄物処分場が建設された地域では、周辺の住宅地・農地の不動産価格が下落する例が多数報告されている。これは、売却が困難になるだけでなく、金融資産としての価値が損なわれ、住民の資産形成や次世代への相続にも深刻な影響を与えるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	処分場の存在が、不動産価値が下がる要因となる数的根拠が分かりかねます。
					415	まちづくりの方向性との矛盾について 瀬戸市は、「文化・自然・人を活かした持続可能なまちづくり」を掲げている。にもかかわらず、長期的リスクのある処分場を容認することは、市の方針そのものと明確に矛盾しているが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	市の方針と矛盾しているとは考えておりません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					416	汚染された地下水や埋め立て時の粉塵飛散等により、市営馬ヶ城浄水場西谷取水口の水道水汚染や、山口・菱野地区の農業用水汚染が増幅される恐れがある。こうした広範囲に亘る地下水脈の詳細な調査と解明はなされていない。また、埋め立て時の粉塵飛散についても、台風並みの風速15m/sには散水をする他は明確なルールは明示されていない。 地下浸出水漏洩について 処分場予定地の南北の長さ約400m区間の東側(東海環状自動車道沿い)の地下水脈の流れの有無、詳細が不明である。特に東海環状道の下を東向きにくぐり抜け、取水口の上流側で東山路川支流に入る地下水脈の有無を調査すべきである。	○	2025/9/26	処分場内は、2重の遮水シートにより覆うことで、地下水の流出はされない構造となっております。粉塵飛散対策については、作業中の飛散の可能性に対し、散水することで飛散を防止し、即日覆土を行うことで、防止できると考えております。 運用上の具体的なルールについてと、地下浸出水漏洩については、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					417	上記の地下水脈の万一の漏洩があれば、観測用井戸が2ヵ所程度では到底不意の水質悪化などの事態には対応できない。	○	2025/9/26	観測井戸の設置箇所については、条例手続き終了後、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					418	各地域の説明会で出された、有害物質を含む浸出水の漏えいを防ぐ遮水シートについて、御社の答えは非常にあいまいで、住民側が納得できる答えになっていない。遮水シートの破れ箇所の発見とその対処方法は、着手以前に明確に定める必要がある。観測用井戸で水質の異常・変動があったと認められる時、遮水シートの破損が原因の場合には、適切な処理をする必要があるが、破れ箇所の特定や適切な破れ修復策を分かりやすく説明すべきである。	○	2025/9/19	処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					419	粉塵飛散について。埋め立て時の粉塵飛散についての対応も、飛散の可能性が大きい風力レベル以上の時の搬入トラックの待機場所・産廃仮置き場所等についての明確なルール決めがなされていない。空気の乾燥度合いについても、気象庁の乾燥注意報発令時には搬入しないなどのルールも明確でない。	○	2025/9/26	搬入時および処分場内の具体的な運用ルールについては、維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					420	地震・大雨等での崩落について。処分場予定地に平行して走る東海環状自動車道沿いに、中日本高速(株)の管理用側道がある。その道が処分場予定地の北縁近くで東海環状道下の大きな開口部となり、真ん中辺りで、東から西への小トンネル、南縁でまた西から東への小トンネルにつながっている。それぞれのガード下開口部(3ヵ所)そのものが、地震、異常降雨等で万一、処分場側壁が崩落、決壊した時には、浄水場取水口内に土砂、汚染水等が一挙に流れ込む危険区域になる。従って何らかの方法で完全遮断することが必要であると思われるが、その対策は明らかでない。	○	2025/9/19	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただきます。
					421	下流域農業用水の水質汚濁や土壌汚染の可能性のある先般の説明会で、山口・菱野地区では土壌汚染や農業用水汚染に関する不安がいくつも提出されている。(株)東立テクノクラシーの最終処分場放流水により、農業用水の水質悪化を増幅すると同時に、万一の施設異常事態等発生の際には、この地域全体の住民の健康保全にも影響が出る可能性がある。水濁法基準や愛知県条例と対比した排水基準は示されているが、農業用水基準(昭和46年農林水産省)等との明確な対比がない。それと各水質パラメーターの予測値に至る、河川流量と施設排水量に基づく中間計算経過(値)も示されていない。現在稼働中の施設では、主要河川ごとの水質予測計算値が示されていた。これらのデータを基に、今回も農業関係者との十分な協議、話し合いが必要である。	○	2025/9/19	農業用水への影響は、利水期として、春の屋戸橋の調査結果を基に検証して、農業用水基準を満足することを確認しております。 処分場から放流量は最大の250m3/日、処理水質は自主基準値、廃掃法上の基準値としています。金属類については、年間の現況水質のうち高い数値を採用しています。Cuの測定値は定量下限値であるので0として計算しました。 上記基準を満たしたもののしか放流をしないため、安全性を担保できていると考えます。 また、現在も処分場を2施設運用するうえで、全国産業資源循環連合会に付帯する産業廃棄物処理業者賠償責任保険に加入しており、万が一、住民の皆様へご迷惑をおかけするようなことがある場合は、第三者機関による審査のもと、当社が原因が明らかである被害については、その事実を真摯に受け止め、補償させて頂くようにしております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					422	現施設では、県の定期的水質検査結果を合格、不合格でしか把握していないようである。数値が判明している部分は、自社データの内部報告のみということでは、データの第三者的信憑性が疑われる。	○	2025/9/19	意見として伺っておきます。
					423	大雨・台風等、異常気象時の予測と対策が不十分である。大雨については、名古屋における10年確率で想定される設計雨量強度121mm/日を参考に、処理施設能力を250m ³ /日の処理ができるように定めているが、瀬戸山間部での異常気象データに基づく検討は十分になされていないと考える。この異常豪雨等の災害について、天和元年(1681年)、今から340年前、万徳寺付近で山崩れが起き、川幅の狭隘部がふさがれ、赤津地内が池となりついには決壊、下流域の山口、菱野一帯の人家、田畑が流され、当方で約300人の人命が失われたという古文書の記述がある。今回の場合、「東立産廃崩れ」で同様の惨事が起こらないという保証はどこにもない。砂防法、森林法などを基準に浸出水調整池、沈砂調整池等の能力を決めているようであるが、例えば平成12年の東海豪雨なら1日で降った雨量は、これら調整槽の8,100m ³ の約3倍になる(雨量:428mm/日+翌日138mm/日)。その時は貯留堤を介して工事中の埋め立て予定地自身が巨大なマスになるという説明であるが、23,200m ³ を240m ³ /日の処理施設で処理するならば、約97日間、約3か月かかる。御社の計算は、この地域の異常気象に対応していない。	○	2025/9/19	処分場は250m ³ /日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨のあった年の1年間の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算いたしますが、今回は7%で検証しております。水槽+廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895m ³ に対し、洪水量は約18171m ³ で溢れないことを検証しております。 本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。
					424	更に、異常豪雨等に対して、通常の河川堤防に比べれば、かなり脆弱な構造と思われる貯留堤強度で上記のような仮定が成り立つものかは疑わしい。一部が決壊、破損して、近接している馬ヶ城浄水場西谷取水口に溢れ出た汚染水が入る可能性は皆無とは言えないし、盛土規制法の擁壁にも合わないのでは。	○	2025/9/19	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。
					425	東海・東南海地震、猿投断層直下型地震等についての記述・説明がない。馬ヶ城の取水口と今回の施設とは約70mしか離れていない。しかも高低差で行くと処分場の方が最終45~50m高くなる予想である。地震などの際、取水口側に崩れて行く可能性は十分にある。埋め立て予定地周辺には、山路町内個人の田畑、伊藤忠セラテック山路工場、東海環状自動車道、そして東山路川沿い1km以内には、教戸の人家と銭屋鋼産、瀬戸市クリーンセンター、宗林寺、その先太子会館、万徳寺と連なっている。にもかかわらず、太平洋沿岸部は地震活動期に入っており、地震周期から見ればいつ起きても不思議ではないと言われるマグニチュード7.7クラスの東海・東南海地震等についての記述が全く無い。近くに猿投山北断層もあるが、それによる直下型地震等についても詳細不明である。不明なままにもかかわらず、住民に何一つ知らせないまま、建設計画は進行している。地震規模、被害状況について住民との議論、検討もなされないまま計画は進行している。これについて、社長はどう釈明されるのか。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					426	こうした大地震(もしくは異常気象による大雨)等が、御社の操業期間中、もしくは事業撤退した後に起きて、周辺にかなりの大被害が出た場合、御社のフォロー体制、責任の有無は全く不明である。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。 事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。 条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					427	この東海・東南海地震や猿投山北断層の直下型地震等の被害予想は、次回再説明会の重要検討事項の一つである。	○	2025/9/19	意見として承ります。
					428	処分場として広すぎる、標高が高すぎる、河川の源流地点であるために起きる広域型災害の可能性がある今回の処分場は、山路町で既存のものに比べて、埋立区域、砂防他事業区域共に格段に広く、埋立予定量も13倍以上大きい規模である。それだけに万一の場合の危険性、事後処理すべき汚染領域の広範さも類を見ない。既存のものでも、土砂採掘や廃棄物による自然環境への悪影響はあり、ダム、高速道路、橋梁などのようなコンクリート構造物でも建造後何十年後には老朽化して、大雨、大地震などでの亀裂決壊、崩落、土石流などの恐れが出てくる。とりわけ、この最終処分場は、自然の森林の根で強度が確保されているだけの「環境保全」の中に、埋立区域面積だけで東京ドームの1.4倍もある大穴を開け、深さで最大35mの掘り込み、盛り上げ高さで最大15mという大工事をするものである。例え条例上は合法であるとしても巨大過ぎると同時に、本来は大雨などの災害に強い筈の保全林強度を損ね、今後何十年、何百年経ってもびくともしないという保証はない。また、巨大最終処分場として、太子町などの麓から見れば、かなりの標高差がある山上(頭上)にあるということも問題である。今回関連説明を要する地域は、予定施設から半径3km以内の各連区、馬ヶ城浄水場の飲料水供給を受ける旧市街地域、矢田川流域の農業用水利用にかかわる区域の計16連区に亘る。従って、万一の事故発生の場合、極めて広範囲な影響が予測される。このように、一私企業の利益のために公共の利益が損なわれる図式は、比較にならないほどの大きなスケールとなる。この件について、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。広範囲な影響が起らないよう、法を順守し努めてまいります。
					429	産廃受け入れ事業の透明性、信頼性を担保するシステムの確立がなされていない。産廃の受け入れ品目の目視・分析検査、観測用井戸水の水質検査、放流水の水質検査などの事業の安全性の確保、不正防止のための各種チェック体制が自社による検査・報告が主となっているが、産廃事業の透明性、信頼性の観点からは、まだまだ不十分で不備な点が多い。過去の事例では、多くの企業で隠蔽、偽装、虚偽報告などが起き、住民に多人の被害、損害をもたらしている。今回の場合、新規計画が実現する、しないに関わらず、地域住民が安心・信頼できる事業の展開をするために、透明性、信頼性を徹底的に高めるシステムが確立されるべきである。今回の計画ではまだそれがなされていないと思われる。この件について、社内のリスクマネジメント体制、外部第三者機関による監視体制、専門機関によるデータ信頼性の確認の仕組み等をきちんと構築する必要があると思われるが、社長の見解を問う。	○	2025/9/19	ISO14001、不定期な行政の立ち入り検査によるリスクマネジメント、透明性については優良認定を取得し産廃ネットにて情報公開をしております十分なシステムを構築していると考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					430	東立テクノクラシーの処分場危機管理と責任能力、補償能力が欠如している。デジタルタワー近辺のフェロシルトでも、1日50台ペースで2年かけて、やっと半分撤去できたと言われる。万一それに似た違法廃棄物埋め立て等の状況が起きたとき、当該企業に相応の体力があったが、資本金2,000万円の(株)東立テクノクラシーにそれだけの力があるだろうか。今回の開発では、御社と東北構造社、WMCは元受け、下請けの関係ですが、あまりにも両社に頼りきりである。本件工事完了後にその関係がなくなると、メンテナンスが御社の責任の範疇で技術的にできる会社なのか、説明会を聞いて非常に不安である。また、説明会でこちらから出した提案に対し、どちらも主体的に動こうとしていない体質が見て取れた。すべてが一つの会社で全うする場合は、社運をかけて住民に分かり易い説明手法を考えようとするが、その意気込みがないことが垣間見えた。埋め立て終了後、処分場管理期間が過ぎたらどうなるのか。会社は管理責任を放棄する可能性が大である。事が起これば、結局は市、県が行政代執行せざるを得ない。述べてきたような本格災害発生の折には、膨大な費用が要することは自明であり、当該企業としての補償能力、復元能力不足は明らかであり、保険会社単独では難しいのではないであろうか。また馬ヶ城浄水場施設など施設によっては二度と復元できないものもある。こうした将来に亘って莫大な補償を伴う事業の危機管理と補償能力について、社長の見解はどうか。	○	2025/9/19	東北構造社とWMCとの関係性は工事完了後も継続いたします。処分場の廃止が認められるまでは事業者として責任を負いますが、廃止が認められたあとは事業者の責任ではなくなります。万が一の場合に対応できるよう、県が定めた維持管理積立金の積み立てを行います。その他にも保険加入予定です。
					431	現在の企業規模からして、こうした短い期間で、自社の限界を超えた巨大設備を企画することは、事業内容が特殊なだけに危険極まりないと思われる。目先の利益に囚われ、将来にわたっての地域社会、住民に対する企業責任の放棄が感じられる。企業倫理はどこへ行ったのか。社長の見解を問う。	○	2025/9/19	自社の限界を超えているとは考えておりません。健全な経営を行い施設維持に努めてまいります。
					432	不祥事、違法な事業経営を繰り返す可能性を持つ事業体質に不安がある。御社の前身である(株)海青は過去、産廃の不法投棄により産業廃棄物処分業と産廃収集運搬業の認可取り消しになった。その後御社が事業を引き継ぎ、(株)海青の設備管理や運用をしている。一般企業であれば、(株)海青は不祥事倒産(産廃)に当たるが、社長交代だけで、事業の在り方、体質はほとんど変わっていない。二度と再び法律違反、不祥事を起こさない会社内部の機構改革、情報公開や透明性の確保などの仕組みは整えられず、操業だけが継続されている。社内改革はなされたらどうか。トップが代わっただけで何も変わっていない。このような体質では、再び、不祥事、違法な事業経営を繰り返す恐れがある。免許取り消し5年の期限後、今度は(株)東立テクノクラシーが同じ不祥事を起こせば、またまた元の(株)海青に戻るだけになる。高付加価値の売上高、事業継続性の保証など、産廃事業ほど法律の抜け道を利用したおいしい事業はない。焼け太りで、何をやっても倒産しないなどの事業構造は、一般人から見ても不可解そのものである。こうした見方について、社長はどう反論されるのか。	○	2025/9/19	海青が過去に取り消しを受けたことは事実ですが、5年間の欠格期間はすでに過ぎております。廃掃法は抜け道がたくさんある法律ではございませんし、産廃事業が他事業と比較しておいしい事業ではございません。 会社内部の改革については随時行っております。東立テクノクラシーとして何度も許可更新、新しい施設の許可取得をしており、その都度、行政より厳格な審査を受けております。
					433	不祥事企業は、金融業などと同じく一定期間公営化、もしくは市場から退場するしくみがあってもいいと思われる。民から民への直接的業務移転は不可である。社長の見解を問う。	○	2025/9/19	廃掃法上、不祥事企業は市場から退場する仕組みもございません。法律に則り、事業計画を進めていく所存でございます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					434	住民が納得の行くまで、再説明会の開催を要求する今回の説明会は、(株)東立側から見た説明会であって、住民側から見た説明会ではない。以後何十年、何百年もの間、住民生活に多大の影響が予想される施設への理解が、たった4時間程度の質疑で十分な納得を得られる筈がない。地域住民の要望に応じて、何回でも繰り返し説明会を開催すべきである。今回の処分場計画には、細部を見るほど危険な箇所が多すぎる。また、多くの疑問点がある。もっと住民に丁寧な説明をすべきであり、住民の納得を得るために最大限の努力をすることは、企業責務である。県に出している地震データの資料等も含め、住民側に立った説明会を要求に応じて何度でも開催することを求める。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせて頂いていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。
124	本地連区自治会	-	2025/8/5	個人	435	※添付資料は事業者に送付。 5/19で市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を通過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。そこでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。この点に関して1ヶ月以上経過した8/1に実施された説明会（菱野連区）に参加したが、従来から説明されていた1.1kmの距離が主張され、検証の内容は報告されなかった。事業者の「環境保全対策書（令和5年1月）」では「図1.3.1-19 活断層の位置」の出典は「愛知県活断層アトラス、縮尺5万分の1 平成9年9月」とされており、産総研のデータは見当たらない。当方にて産総研の活断層データベースを確認したところ、起震断層・活動セグメント検索で表示された図面は縮尺20万分の1で「本図に示された断層線は既存資料を1/20万地図上で編集したものであり、場所によっては最大数百メートルの誤差がある可能性がある。また地図自体にも誤差があり、拡大してご利用の際はご注意ください」との注記があった。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきており、自分なりにその経過を以下に整理した。	○	2025/9/19	計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
						・平成9年9月 県民用の「愛知県活断層アトラス 1/10万～1/5万 愛知県」発行 ・平成13年3月 「愛知県の活断層(その3) 2.5万分の1 愛知県防災会議地震部会」発行 断層変位地形、断層位置の確認など活断層としての証拠ポイントを積み重ねて活断層の通過位置を特定している。 ・平成16年10月「都市圏活断層図 瀬戸2.5万分の1 国土地理院」発行 愛知県防災会議のマップをベースにその後の断層変位地形調査、断層露頭調査、トレンチ調査などの詳細な調査が進められて、活断層としての証拠ポイントを積み重ねて通過位置を特定している。 以上のように「都市圏活断層図」は調査内容・縮尺などのすべてにおいて猿投山北断層に関して最も精度の高い図面となっており、当然県民用の「愛知県活断層アトラス」や産総研の図面に比べて格段に精度の高いものといえる。 ・「環境保全対策書」での出典「愛知県活断層アトラス、縮尺5万分の1」を説明会では採用せずに、「環境保全対策書」にはでてこない「産総研のデータ」から1.1kmの距離となった、と説明会で報告された理由は何か。	○	2025/9/19	産総研のデータについては、X、Yの座標値をもっており、計画との重ねができたことから採用しております。ご意見としていただいております。愛知県活断層アトラスのデータについては確認いたします。
					436	・5/19に意見書を提出し、事業者見解書が6/30に提出され、さらに1ヶ月以上経過した8/1の説明会（菱野連区）でも、従来の1.1kmの距離が報告されている。事業者として「検証を行う」とされているので、国土地理院のデータ「都市圏活断層図」との検証結果を9/14の本地連区の説明会までに市のホームページなどで知らせてほしい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させて頂きます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					437	5/19に市に提出した、意見番号46「断層までの距離について、より精度の高い国土地理院の「都市圏活断層図」では計画位置から0.6kmの位置を通過」に対する事業者見解書が6/30に提出されている。ここでは「今回の断層位置については産総研のデータを引用しており、指摘いただいた国土地理院のデータとの検証を行います」とされている。猿投山北断層については国も県も特に優先すべき活断層として様々な調査・研究が進められてきている。そのうちの成果のひとつとして、豊田市環境部自然保全課が平成11年3月に発行した「豊田市の活断層と地震縮尺25万分の1」というものがある。この成果は「環境保全対策書」で活断層の位置の出典としている「愛知県活断層アトラス・縮尺5万分の1平成9年9月」に対し、調査時期、縮尺ともに、より新しく、精度も高いものとなっている。事業者が国土地理院のデータとの検証を行う中で、こうした成果も当然考慮されることになると思われる。その図を見ると猿投山北断層の主断層の海上の森の山路車止め(ポイント18)あたりから断層が北西方向に派生し、中部電力瀬戸変電所の脇を通り、山路川に沿って、南東から北西に約870m延びる派生断層が記録されている。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					438	この派生断層は計画位置のすぐ脇から100m以内を通過している。この断層が実在し、地震が発生した場合、産業廃棄物関連施設は壊滅的な被害を受けることが予想されます。事業者の責任として、学識経験者のサポートも含め、ボーリング調査、トレンチ調査などにより、断層の存在を確認する必要があります。リニモ陶磁資料館南駅にある愛知県産業科学技術総合センターでは、敷地内を猿投山北断層が通過するため、学識経験者の指導を受け、トレンチ調査などにより、断層通過位置を特定し、断層直上を挟んで別々の建造物を建設し、これを繋ぐことで、断層活動時の変位による建造物の破壊を回避する工夫がなされています。(出典:新修豊田市史23別編自然2018)。また、事業計画位置から南西約3kmの活断層上に位置する瀬戸市上之山住宅地(瀬戸市愛知万博記念公園西)サンヒル上之山愛パークフロントでは宅地内を通過する「猿投山北断層」の上には地震時の影響を考慮して、建物を建てることを避け、農地等としている。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
125	長根連区自治会	一	2025/8/8	個人	439	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
126	長根連区自治会	一	2025/8/8	個人	440	水源近くで災害リスクも高いこの場所で処分場を作ることは反対	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
127	品野連区自治会		2025/8/8	自治会	441	水質汚染が基準値以上で認められた時はタイムリーに住民に知らせて頂けるのか。その場合、放流はただちにストップして頂けるか。	○	2025/9/19	タイムリーの感覚は、人それぞれかと思いますが、可能な限り迅速に対応させていただく予定です。基準値以上の場合は放流いたしません。
					442	・説明会の流れはスマートで評価はできる。法令基準、条例なども大切にしているとも思える。是非その精神で事業をして下さい。 ・工事に入ると現場サイドの事情が優先され、ともすれば地区住民との約束も守らない、現場へ行き説明を求めると「上からそんな協定があると聞いてない」とか言っているとにかく事業現場工程を強行する。工事中は権限を有する者の常駐を求める。	○	2025/9/26	当社と請負契約を行った、工事を行う上での総責任者が常駐致します。定期的に当社の社員も確認を行いますので、近隣住民の方々へご迷惑をおかけすることのないよう努めます。万が一、トラブルが発生した場合は、当社までご連絡ください。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					443	最近この種の工事に予定外残土を持ち込むことが新聞等で報じられる。予定外とはCOガラAsガラを含む土砂のことで本来は産廃である。サンドイッチ工法の土砂は正規使用を。	○	2025/9/19	法に則り、対応いたしますので、ご指摘の事象はないものと考えます。
					444	工事中又は完成後に汚水が流出することがあった場合原因者はよく「うちから出した汚水とは確認されない」などと言って問題を先延しすることが多く見られる。同種工事は多分ここだけと思うので、矢板設置等で地下水脈を断ち切ってほしい。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えます。万が一、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として対応させていただきます。
					445	・説明会資料がA4中4枚配置され、文字もよみにくく、図は白黒で、スクリーンも小さく、提示資料から読みとることができない。（所在地、全体計画図等P52, P56, 57等）再度の提出をされたい。 ・会社の各計画の担当者は口頭で紹介で、責任の所在が不明。連絡先の住所やTEL番号もなく不誠実。明示した文書を次回出されたい。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。 本説明会の資料は、瀬戸市環境課のホームページで事前に公開させて頂いている資料となりますので、ご確認頂ければ幸いです。
					446	搬入物の安全性（性状、危険性など）の説明が不十分（廃石綿、水銀等）。処理して搬入か。	○	2025/9/19	水銀含有ばいじんは処理後のものを受け入れます。 水銀使用製品や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
					447	生態への影響についての調査は年間でおこなわれていたか。調査日等が明示されていない。	○	2025/9/19	生態系への影響は、動植物調査を基に検討しております。動植物調査は年間を通して実施しており、環境保全対策書に記載しております。
					448	排水等の公表回数、何をどれだけいつ調査し、どう開示するか。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					449	事業の実施計画が明示されていないことが問題である。	○	2025/9/19	事業計画書は公開しております。 2025年1月より瀬戸市環境課のホームページにて公開されております。 16連区の各自治体へもお渡ししております。
					450	数字や化学的な事を言われても普通の人は理解できないので説明会において大切な事は関わる人が信用できるのかどうかという事だと思う。 地域の人の不安に寄りそっているという感じは全くしなかった。法律的に許されるのであれば責任はとりませんよというスタンスなのだと感じた。50年後に汚染が生じたとしても、あの場にいた人はほぼ誰もいないでしょうと思いませんか？ 事業主の方の正義も理解はできるし、産廃事業も必要だというのはわかるが、安全ならば、事業主の方の住んでいる地域に作ればいいと思う。公園で拾ったごみを隣人の庭に捨てるようなもの。事業主の方の「俺は環境保全のために良いことしてるんだ」という傲慢さが感じられた。交通安全の話の時、「もっと子どもの数が少ないと思っていた」と言われたので数の多い少ないは関係ないと思った。その発言からも人口の少ない田舎ならいいだろうという心理が感じられた。今回の説明会で全く信用できないなあと感じた。もう一度説明会をすべきだと思う。誰も納得していない感じがした。 ※水質検査に地域側から推せんした第3者に入ってもらうことは可能か？ 前社長がこの事業をなぜストップしたのか。その理由が知りたい。現社長とどういった点で考えの相違があるのか。	○	2025/9/26	追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けたら幸いです。 水質検査については、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と協議を行います。 前社長が事業をストップした理由は、東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前社長と現社長で考えに相違はありませんが、前回取り下げたものと今回計画しているものは規模も設備も違うため、全く別物と考えております。
					451	遮水シートに関して ・直射日光において劣化するまでの期間が50年という説明だったがまずのところ直射日光で使わないので他の観点からの耐性の説明が必要なこと。酸性物(酸性雨)他の物質との複合的な状態での耐性 ・50年というとても短い期間に感じます。化学物質などはそんな短い期間でなくなるとは思えません。それ以降のことはどう考えているのか。	○	2025/9/19	遮水シートを敷設する遮水工については、法律で認められているものになります。汚染物質が出続ける場合は廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					452	地震・大雨など単体での安全性を机上での説明だったが同時に起こった場合など最悪の事態などの想定はされているのか。もし起こった場合、想定外だったと逃げるつもりなのか。	○	2025/9/19	条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。 予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定ですので、逃げるつもりはございません。
					453	水脈については調査されているのか。 地すべりなどは地下の水脈を考えずに水脈を遮断することによって起こるので地下水の水脈を専門家に調べてほしい。	○	2025/9/26	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱、立地に関する基準 別表1において河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響のおそれがないことの記載に基づき、地質調査時に流向調査を行い結果をまとめております。
					454	水質調査について ・地域側から選んだ第三者に入ってもらうことは可能か。 ・水質調査の結果を広報にのせてほしい。 ・放射能検査もしてほしい。	○	2025/9/19	県と協議の上、検討いたします。 水質調査結果については事業者ホームページにて公開いたします。 放射性物質は受け入れませんが、放射能汚染の可能性のある地域から受け入れをする場合は、ガイガーカウンターを利用し、実施予定です。
					455	瀬戸市には地域住民の反対がある場合、建設はできないという条例があるという話を聞いた事があるがそれは今はないのですか？	-		
					456	工事開始すれば定期的に市と住民の立場で現場を見せてほしい。（許可基準が守られていること、住民の生活に支障がないこと等）	○	2025/9/19	可能でございます。ただし、安全確保のため、事前予約にご協力をお願いします。また、ヘルメット着用にもご協力をお願いします。
					457	放流先河川(西山路川)の水質検査を定期的に行ってほしい。もし河川の水が汚染されていたら対策工事を行ってもらよう事業者と協定してほしい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議の上、水質の管理について検討させていただきます。河川の汚染につきましても、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として対応させていただきます。
					458	産廃処理量を増やす目的で、説明会より盛土こう配をきつくすることが時々聞く。これは土砂崩れの原因となりますので盛土こう配をチェックを事業者・市・住民の立会で行ってほしい。	○	2025/9/19	法に則り、事業を運営しますので、ご指摘に事象はないものと考えます。盛土こう配のチェックは尾張県民事務所廃棄物対策課および尾張建設事務所が定期的実施されると思われま。
					459	許可権者の県との協議もあると思いますが紛争の予防は市の業務でありますので、何卒宜しくおねがいします。	-		
128	下品野連区自治会	-	2025/8/12	個人	460	・計画地に関してはきちんと土地のことや地域のことを考えた結果なのか?あまりにも考えが浅はかすぎる。 ・瀬戸市には沢山の産発施設があるのに増やす理由が分からない。 ・今ある産発施設だけでどうにかしろ。	○	2025/9/19	意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
129	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	461	すぐ近くに水源があり、処分場から有害物質が流出した場合に飲み水や農業用水の汚染が心配です。また、川に有害物質が流れ川が汚染され、川の生物が死に、そして、川が死ぬのが心配。自分達の今ではなく、自分達の子供そして、その子供達が川で遊べなくなると思うといたたまれない。数字的にはいくら良いとは言っても将来予測ははずれますし、外れた場合、誰も責任を取らない。自然を汚染させるのは簡単。逆に、汚染させた自然を元に戻すのはすごく時間と労力がかかるとを理解して頂きたい。作ってしまって、数年管理(数値を測る)し、業者の方はそれで終りで無関係になりますが、作られてしまって、その後汚染されてしまった住民はずっと住み続けたいといけない。理解して下さい。説明会、参加したが御社含め関係者様の一方的なやりたい気持ちは分かりますが、住民の気持ちによりそうコメントがなく、残念で、心配しか残りません。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
130	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	462	どこかに処分場を作らないといけないのは理解しているが、瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する取水地から約70mしか離れていない場所に特別管理産業廃棄物が埋め立てられることに不安をおぼえる。ここは活断層が近くにあるうえ、崩壊土砂流出危険地区に指定されている場所であり、近いうちに来ると言われている南海トラフ巨大地震が発生した場合、短期的、また長期的に見て、防水シートに一切のダメージがないとはいえない。万が一健康被害が出て、補償があったとしても人の健康や命には全く代えられるものではありません。土地が他にないとおっしゃっていたが、水質汚染の点からみても、災害の点からみても、こんなにリスクの高い場所への建設は住民の安全を守るため、考え直してほしい。そこに住んでいる住民の飲料水への影響がなく、もっと地震のリスクの少ない場所への検討し直しをお願いしたい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
131	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	463	水銀や石綿などの廃棄物によって健康に被害が出るのではないかと心配。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
132	菱野連区自治会	-	2025/8/12	個人	464	瀬戸市内の中心部へ飲料水を給水する重要な取水場である西谷取水場から約70mの距離に処分場が建設されると聞き、水源の汚染が心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					465	災害時の処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防いでほしい。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、万が一のため、条手手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
133	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	466	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは強く反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
134	長根連区自治会	-	2025/8/12	個人	467	水源の近くで災害リスクの高いこの場所に処分場をつくることは反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
135	下品野連区自治会	-	2025/8/12	個人	468	南海トラフ地震が、いつ来てもおかしくないという昨今において今回計画されている産廃処分場の場所は、はなはだ危険すぎると思う。猿投山北断層まで「600m」に位置しているということは、危険すぎる。しかも崩落土砂流出危険地区に指定されている。災害時の安全性が、強く強く疑われる。市民が、このような不安の中で日々、生活していかなければならないのは、納得いかない。本当に大地震が起きた時、処分場の周囲の地域は地獄絵図となり、住民の健康は、いちじるしく破壊されるだろう。私達瀬戸市民は、自分達の生活を守る権利がある。瀬戸市に何の益もない産業廃棄物処分場を、どうして、建設されなければならないのか?命をかけて、生活を、瀬戸市の環境を守ります。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
136	菱野連区自治会	-	2025/8/18	個人	469	令和7年8月1日幡山公民館で開催された「説明会」に参加した。埋め立て事業者(以下「事業者」)側の説明は、専門分野の担当者からのもので、素人の私には正しい内容のものか、安全性は維持されるものかの判断はできなかった。しかし、この説明会の中で、当該産廃埋め立て事業は概ね15年間行われ、処分場が満タンになった時点で「事業者」が所轄官庁に「廃止」の届け出が出され、それが認可された以降は、「事業者」にはその後の責任が及ばないことが判明した。埋め立て事業期間中は、「事業者」が管理するとともに、併せて「独立行政法人環境再生機構」へ「廃止」の届け出以降「廃止確認(事業廃止が承認されたこと)」までの保全管理費用が積み立てられ、積立金は、「廃止」から「廃止確認」の間の保全管理費用に充当されることも確認できた。問題は、「廃止確認」以降に、「有害物質」が災害等により埋め立て地から流出した場合、「事業者」にはその責任が及ばず、その土地の所有者が責任を負うことである。処分場の構造から「有害物質」が漏れ出す可能性は、処分場最深部に敷き詰められた「遮水シート」の耐用年数による。「事業者」の説明では、35～50年間は大丈夫とのことだが、同様の「遮水シート」を使用した全国の処分場のうち最も古いもので50年ほど経過しただけで、今後、経年劣化した「遮水シート」が永久的に漏れを防止してくれる保証は全くない。	○	2025/9/26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定に則り、最終処分場の廃止を行う予定ですので、ご指摘の事象はないと考えます。
					470	この処分場の近くには活断層があり、東海地方には大規模地震がかなりの確率で発生することも想定されている。	○	2025/9/19	地震については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。堤体盛土や廃棄物埋立形状に関しては、道路土工指針、廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領の基準に従い安全性を確認しています。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としまして、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					471	私たちが25年前に経験した「東海豪雨」のような大雨による「土砂崩れ」が発生することも考えられる。この処分場が作られることにより利益を得るのは、土地の所有者と「事業者」だけで、流域住民にはメリットは全くないどころか、いつ流出するかかわからない「有害物質」におびえながら永久に暮らし続けることになる。私たち矢田川流域の住民にとって、子々孫々にまで危険を及ぼす「バクダン」の設置は絶対に許すことができず絶対反対である。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、土砂崩れについては、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のものと計画を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
137	本地連区自治会		2025/8/20	個人	472	周知が著しく不足していると感じる。市民が十分に知らされないまま、このような事業を進めようとしているのではないかと強く懸念している。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いです。
					473	水源が近いことから、アスベストや水銀など有害物質の流出が非常に不安である。また、地元と「埋め立てはしない」との約束がある土地にもかかわらず、「別法人だと、この場所を処分場にしようとしている点に疑問を感じる。事業は金儲けだけでなく、市民の生活と安全を第一に考えるべきである。私は子どもが3人おり、この子たちが将来も安全に瀬戸市に住み続けられるかと被害が起きないかどうかは何よりも心配である。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。また、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
138	深川連区自治会		2025/8/20	個人	474	生活する上で大切な水が汚染される懸念もあるし、瀬戸市特有の生物の生態系が崩れるのではないかと。計画書にも水質や生態系への配慮が書かれているが、具体的な保全策が書かれていない。どのように実施・確認されるのか、詳しい説明を求める。	○	2025/9/19	水質については、搬入廃棄物、水処理施設等の管理を維持管理計画に基づき実施して参ります。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。水生生物の保全には計画地内での水域の確保、移殖、その後のモニタリングを計画しています。
					475	瀬戸市の住民は、この計画についてほとんど知らされていない。住民が十分な理解と判断を行えるよう、市をあげて情報の周知徹底を強く求める。	-		
					476	説明会に都合がつかず参加できないことが多いため、もっと頻繁に開催していただきたい。特に、水源に関わる当該地域の住民には一人残らず情報が行き届くことが重要である。そのためにも、全員に周知できるまで追加の説明会を開催していただくことを強く要望する。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いです。
					477	自分の住まいの地域の水は、馬ヶ城ダムから来ている。今回の産廃処分場がその取水場からすぐ近くに建設されると聞き、水が汚染ないかと心配である。設計上問題ないとしても、万が一災害があつた場合にどうなるのか非常に心配である。具体的に、どういう災害を想定し、それに対して安全である設計なのか、教えて欲しい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
139	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	478	この処分場計画について、私は市内に住む親戚から偶然聞いたことで初めて知った。市から直接の案内を受けた覚えはなく、説明会がすでに終わっていたことに大変驚いた。多くの市民も同じように、存在すら知らされていない状況だと思う。説明会は、市民にとって意見を述べる大切な場である。にもかかわらず、回覧もなかった(あるいはあったとしても見逃してしまうほど目立たなかった)ため、周知が極めて不十分であったと感じている。 ・周知はどのような方法で行ったのか。本当に市民に届いていたのか。 ・対象地域住民に確実に伝わる手段(郵送通知・学校経由の配布など)を検討するのか。 ・今回参加できなかった住民のために、追加説明会を開催する意思はあるのか。 市民の多くが知らないまま手続きが進むことは、公平性を欠き、行政への信頼を大きく損なうものである。説明責任を果たすためにも、追加説明会の開催を強く求める。	○	2025/9/19	各自治会長様と相談の上、周知させていただきました。周知方法に関しては各自治会長様のご要望にお応えし、対応させていただきました。追加の説明会につきましては、10/11に瀬戸蔵で実施予定ですので、ご参加頂けましたら幸いです。
					479	今回の処分場計画では、工事や搬入に伴い大量のダンプトラックが通行することになる。計画書では「1日往復110台、ピーク時には往復300台」と示されているが、これは4分に1台の頻度で大型車両が通行する計算となり、地域の交通環境は大きく変わる。住民としては、次のような点について強い懸念を持っている。 ・通学路や生活道路での交通事故リスクの増大 ・騒音や振動による生活環境の悪化 ・渋滞やすれ違い困難による日常生活への影響 そこで、以下の具体的な質問に対する明確な説明を求める。 ・計画書に記載された台数は、工事ピーク時や不測の事態を含めた最大想定なのか。増加の可能性があるのか。 ・交通安全対策(通学時間帯の運行制限・交通誘導員配置・速度規制など)を具体的にどう講じるのか。 ・道路の劣化や補修費用の負担は誰が担うのか。 交通量の増加は、住民の安全と暮らしに直結する最重要課題である。計画書の数字だけでは不十分であり、実際の生活環境に即した具体的な対策を明示することを求める。	○	2025/9/19	計画書に記載された台数は最大想定なので、増加の可能はございません。交通安全対策は現在運用している処分場でも実施しており、年1回の安全教育の実施や、地域住民からの苦情や管理指導につきましては、当社管理部が担当しております。道路の補修に関しても本来は行政が実施するものですが、当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。現状も道路舗装を自社にて行っております。以上のことから地元住民の生活環境に影響が起きないように努めます。
140	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	480	大型車両の頻繁な通行は、道路や橋の劣化を早めることが明らかである。結果的に補修費用が増え、市民の税負担につながるのではないかと懸念する。 1. ダンプ通行による道路損傷の調査を行っているのか。 2. 補修・維持管理にかかる費用は、事業者が負担するのか、市民の税金で賄うのか。 地域に長期的な負担を押し付ける形での事業進行は認められない。費用負担の明確化を求める。	○	2025/9/19	市民の税負担に繋がることはありません。当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として補修をさせていただきます。
					481	私は、この処分場計画についてまったく知らなかった。市の広報でも目にしておらず、説明会が行われていたことも後から知って驚いた。市民生活に直接かかわる重大な計画を、多くの人が知らないまま進めるのはおかしいと思う。説明会の存在を知らされないのでは、意見を述べる機会が奪われてしまう。市には、対象地域だけでなく市民全体に確実に伝わる方法で周知し、追加説明会を開催して改めて説明と意見交換の場を設けることを求める。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
141	下品野連区自治会		2025/8/20	個人	482	<p>工事運搬車両の通行ルートについて強い不安を感じている。事業者から示されたルート図は、国道248号線から瀬戸設楽線に入り、万徳寺バス停付近で途切れており、処分場までの具体的な進入ルートが明示されていない。これは、日常生活に直結する重要な情報であり、住民にとって極めて不十分である。特に、にじの丘学園周辺は多くの子供が徒歩で通学しており、ダンプ車両が頻繁に通ることになれば、今までの生活環境は大きく変わる。説明会でもこの点は繰り返し指摘されているが、事業者の回答は「今後学校と協議する」「検討させていただく」といった抽象的なものにとどまっている。これでは住民として安心できない。以下の点について明確な回答を求めらる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ事業計画書で処分場までの進入ルートを明記していないのか。法的に省略できる理由があるのか。・学校周辺の通行について、具体的にどのルートを予定しているのか。候補ルートが複数あるなら、それぞれの安全性比較を示してほしい。・にじの丘学園との協議はいつ、どのような形で行うのか。住民にもその内容を公開するのか。・交通誘導員の配置・時間帯規制など、安全対策をどの段階で決定するのか。事前に地域住民の意見を反映できるのか。工事車両の通行ルートは、単なる技術的問題ではなく、市民の暮らしと子どもたちの安全に直結する問題である。計画書に不足している情報を早急に補い、誠実な説明を求める。 	○	2025/9/19	248号線からせと赤津I.C西（交差点）を直進して、そのまま県道22号/県道33号へ進む、約290m先の信号のない交差点を左折して 赤津山口線 に向かう、約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る、約600m先の信号のない交差点を左折して山路海上線に入り、約1.7kmで工場となります。高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートを通ることとなる。瀬戸赤津線付近を利用して通学されているのは、現在、35名程度と考えられる。通学も瀬戸赤津線ではなく赤津川の歩道を使用しているため、ピーク時には、交通誘導員を配置する。通勤通学の時間帯には、特に交通安全に配慮する等の対策で問題ないと考えます。にじの丘学園との協議は、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後に工事着工前に協議させていただきます。
					483	<p>今回の処分場計画について、説明会が開催されていたことを知らないまま、すでに終了していたことに大きな疑問を抱いている。私はもちろん、周囲の市民の多くも計画の存在すら認識していない。</p> <p>市民生活に直接関わる重大な計画であるにもかかわらず、このように周知が徹底されていないことは、説明責任の観点から看過できない。情報が届かない以上、住民が意見を述べる機会を実質的に奪われていることになる。</p> <p>市には、公平で開かれた手続きを保障するために、確実に周知できる方法を講じたうえで、追加説明会を開催することを強く求める。</p>	-		
142	菱野連区自治会		2025/8/21	個人	484	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚染の懸念 かけがえのない自己水源馬ヶ城浄水場から70mしか離れていない。処分場から有害物質が流出した場合飲み水&農業用水の汚染が心配です。 ・災害リスク 災害時の安全性に強い不安 ・次世代の子供達へ美しい水源を残すのが大人の役割 	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
143	深川連区自治会		2025/8/21	個人	485	飲み水の心配である。災害時の安全性。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
144	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	486	飲み水の心配。災害時の安全性の心配。	-（関係住民外）		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
145	市外		2025/8/21	個人	487	飲み水が心配である。災害時の安全性が心配である。	-（関係住民外）		
146	西陵連区自治会		2025/8/21	個人	488	飲み水が汚せんされるのが心配。子供達の時代が特に。災害時の安全性が心配である。	-（関係住民外）		
147	水野連区自治会		2025/8/22	個人	489	瀬戸市内ではこの10年間で大型トラックを目にする機会が増加しており、今後さらに産業廃棄物処理場への搬入作業が加わることで、交通事故の多発が懸念される。特に高齢者の割合が30%を超える瀬戸市においては、騒音や振動などによる住環境の悪化により、聴覚障害や睡眠障害、心血管系疾患、精神的ストレス、さらには学習・作業能力の低下など、住民の健康被害の発生が強く危惧される。	-（関係住民外）		
					490	処分場からの汚水流出により、水源の汚染が懸念される。過去には、安全とされていたにもかかわらず、結果として汚染が発生した地域も少なくない。近年では地震や大雨が頻発しており、今後発生が予測される南海トラフ巨大地震においても甚大な被害が懸念される。このような状況下では、いかなる施設であっても「100%安全である」とは言い切れない。災害による被害は「仕方がない」では済まされず、未然に防ぐ努力が求められる。真に安全を確保する唯一の方法は、そもそも建設を行わないことだと考える。水源は人間にとって不可欠な資源であり、次世代に向けてもその良好な状態を維持・保全する責任がある。	-（関係住民外）		
					491	※表は事業者に送る意見書には記載されている。 上の表は、令和7年1月8日付の瀬戸市告示文にある「産業廃棄物関連施設において処理する産業廃棄物の種類」をもとに、生成AI(ChatGPT)を用いて整理・作成したものである。この表からも、人体への影響が大きい廃棄物ほど、長期間にわたって土地に残留することが分かる。 こうした性質の廃棄物が周辺環境に蓄積されれば、住民は将来的に健康への不安を抱えながら生活せざるを得なくなるおそれがある。	-（関係住民外）		
148	道泉連区自治会		2025/8/22	個人	492	道泉町の住人である。馬ヶ城浄水場からの水をおいしくいただいている。西谷取水場極近の産廃処分場建設には、安心して水をいただくことに不安が生じる。立地の再検討を是非願いたい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
149	原山台連区自治会		2025/8/25	個人	493	馬ヶ城浄水場は薬品を使わず、自然の浄化能力を利用して水をきれいにしている。処分場が原因で水質が汚染される可能性がある。処分場を水源の近くに作ることに強く反対する。 崩壊土砂流出危険区に指定されていることもあり、災害時に処分場崩壊や有害物質流出による二次災害を防ぐため、計画に強く反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 崩壊土砂流出危険地区については、瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
150	下野連区自治会		2025/8/27	個人	494	人口が年々減少していく中で、少しでも若い人を呼び込もうとしているのに、これ以上産廃の処分場が増えたら、誰も瀬戸には来なくなってしまいます。子供たちにも瀬戸に住んでとは言えなくなってしまいます。産廃の町、瀬戸なんてごめんだ。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					495	南海トラフがいつ来てもおかしくない。昨近全国的にも貴重な、薬品に頼らない自然の浄化能力を利用した優良な飲み水の馬ヶ城浄水場を私たちは、守らなければいけない。それなのに水源から、わずか70mしか処分場は離れていない、地震が来たら飲み水などが汚染されるかと思うと心配で眠れない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
151	古瀬戸連区自治会		2025/8/27	個人	496	健康被害への懸念。水銀や石綿などの特別管理産業廃棄物によって健康被害が出るのではないかと心配である。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
152	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	497	水源からすぐ近いところに処分場を作るとするのは水質が汚染されるのではないかと不安がすごくある。瀬戸市内にはもう処分場を作らないでほしい。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
153	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	498	現状でも市内に50以上の産廃処理施設があるのにこれ以上増やさないで欲しい。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
154	山口連区自治会		2025/8/27	個人	499	処分場から、すぐ近くに水源があり、体に悪い物質が流出した場合、飲み水や農業用水の汚染が心配。また、自然がこわされ、元々いる動物達への影響が心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					500	業者の出入りが増え騒音や振動で生活環境が損なわれるのではないかと心配。	○	2025/9/19	騒音や振動につきましては、環境影響調査により本事業の影響を加味した上で基準値を満たしており、ご指摘の事象はないものと考えます。
					501	安心、安全な町だと思っていたのに、これから先も住み続けるのが不安。子供達もずっと住んでいける瀬戸市にしてほしい。	-		
					502	土砂災害の危検地区に指定されているので災害時の安全性に強い不安を感じる。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
155	下品野連区自治会		2025/8/27	個人	503	今、計画されている産業廃棄物処理場は、水銀、石綿、アスベスト等の恐ろしい程の有害物質がでる特別管理産業廃棄物をも、処理する計画だと聞いている。どのような経路で、それが、周囲の土に浸透するかわからない状況で、寝むれない程、不安になる。	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
156	效範連区自治会		2025/8/28	個人	504	水源からの極端な近接 わずか70mしか離れておらず、万が一の漏洩や事故が発生した場合、飲料水や農業用水への深刻な汚染が懸念される。水源の安全性を脅かす施設の立地は到底容認できない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、水源への影響はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					505	活断層からの近接 活断層からわずか600mしか離れておらず、地震による地盤の変動や施設の損壊リスクが高いと思う。災害時に廃棄物が流失する可能性は否定できず、極めて不適切な立地である。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					506	崩壊土砂流出危険地区であること リスクの高い地域があるので、この場所に設置することは二次災害の誘発につながりかねない。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					507	透明性の欠如 本計画に関して、十分な説明や住民との協議が行われていないことも問題である。市議会で松原大介議員がこの件に関して発言したのも拝読したが、透明性や誠意に欠ける2社の関係性がうきぼりとなった。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせて頂いていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。 アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。
					508	このような企業に施設建設をさせることは、地域住民の健康・環境・精神的負担をさらにおわせるだけである。地域の未来に関わる重大な決定である以上、住民の声を尊重し、開かれた対話の場をもっと求め、設けるべきである。計画の即時見直しを強く要望する。	○	2025/9/19	2025年1月から、瀬戸市環境課のホームページにて縦覧を開始させて頂き、各連区の自治会様と相談のうえ、できるだけ多くの住民の方へ周知できるよう、案内文の配布方法を検討させて頂きました。 説明会については、3月～9月にかけて、連区および農事組合にて合計14回実施させて頂きましたので、当社としてはできる限りの対応はさせて頂いていると考えております。 追加の説明会は10/11に瀬戸蔵で開催予定です。疑問や不安がある場合は追加の説明会にご参加いただくか、意見書のご提出を頂けましたら幸いです。
157	水南連区自治会		2025/8/28	個人	509	水源、猿投山北断層に隣接した場所に産業廃棄物処分場を建設することに断じて反対である。 水源の安全安心が確実に担保されるには計画場所に処理場を作らないという決定しかない。仮に建設した場合、処理場廃止後の数十年先まで愛知県、当該事業者は水質に責任を持てるのか。	○	2025/9/19	汚染物質が出続ける場合は廃止ができません。廃止届を提出し、廃棄物対策課に、受理された時点で汚染は無いものと判断されます。廃止後の責任は、土地の所有者となります。 県の対応につきましては、事業者として回答できるものではありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					510	猿投山北断層から1.1kmは間違いで600mしか離れていない。都合のよい資料・調査データを基にした計画に信頼性はなく、安全安心できる施設は建設できない。	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					511	建設が始まれば大量の伐採木材や残土が出るがその受け入れ先は未定(4月の説明会時点)、工事車両(最大300台/日)や産業廃棄物運搬車両(110台/日)の影響、処理水・排水や持ち込まれる産業廃棄物の検査体制の信頼・公正が担保されていないなど様々な問題が軽視されている。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
158	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	512	まず愛知県内の産廃処分場が瀬戸市に集中しすぎ。いくら山が多くて土の採掘跡地が安く利用しやすいとはいえ、いいかげんにしていただきたい。瀬戸市も県の要望を安易に受けすぎ。福島原発も安全だと言われていて結局大きな被害を出した。瀬戸市の水源が汚染されたら市民の命に関わる。産廃は瀬戸市に押し付けとけばいいという考えは愛知県・瀬戸市共によく再考していただきたい。	-		
159	菱野連区自治会		2025/8/28	個人	513	水源近くにもかかわらず、毒性の強いものも含まれる産廃処分場が作られるのには反対。愛地球博会場であった場所のすぐ横に環境を悪くするものができるなんて。県としては本当に環境に影響を及ぼさない処理法で、されるのかもじっくり見極めてほしい。その川の下流で子供たちが小さい頃よく水遊びをした。孫のときには、させられない。	-		
160	東明連区自治会		2025/8/29	個人	514	処分場予定地から水源まで70~80mしかないのは、水質汚染が恐いので、この場所での建設には反対。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					515	私達の地元に処分場は要らない	-		
					516	大地震が起こると言われているのに不安しかない	○	2025/9/19	現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましても、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					517	水銀や石綿など産業廃棄物によって健康被害がでるのでは？だれが責任とるのか？	○	2025/9/19	水銀や石綿などを含む廃棄物については、流出や雨水と触れ合うことを防ぐため、二重梱包を行います。また、処分場内の特定の場所に埋め立てを行い記録管理を行います。
161	東明連区自治会		2025/8/29	個人	518	瀬戸にゴミ処理場ばかり作って、人の住んでる場所を汚染する事は、いいことでは、ないと思う。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					519	以前取り上げられた計画が再度計画されるのは納得できない。飲み水等心配。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					520	川の源流が近く、水質汚染のリスクがとて高くて、きれいな川がよごされるのは許容できない。安全安心してすごせなくなる。これまで守ってきた豊かな山と水を維持して大切にしていきたい。山の湧水は、生でも飲めるほどきれいなのに、そこが廃棄物で汚されるのは瀬戸にとって、この地域にとっても損失。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
162	東明連区自治会		2025/8/29	個人	521	標高の高い位置に産廃処分場を造れば下流部に影響が出ることは明らかであり、山路町に処分場を造ることに絶対に反対である。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					522	瀬戸市は60%が山であるため、産廃のすて場である。農業用水や井戸水、水道など水の汚染が広がるからこれ以上上げることは反対である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					523	長期的に微量な有害物質にさらされることで呼吸器系疾患やアレルギーの増加など健康被害が懸念される。小さな子供や高齢者にはリスクが大きいのでは。	○	2025/9/19	ご指摘の事象はないものと考えますが、万が一のため、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					524	産廃処分場はこれ以上瀬戸には要らない。	-		
					525	水源の山になぜ産廃なのか、企業は何をしてもよいのか。	○	2025/9/19	世の中に必要な施設を建設するため、悪いことをしているつもりはございません。法に則り、運営させていただき予定でございます。
					526	有害物質や土砂災害のリスクが大きい。	○	2025/9/19	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張県民事務所廃棄物対策課と協議の上、検討させていただきます。
					527	水道水取水の近くに、汚染水の漏水リスクがあるのに処理場の立地は、反対する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
163	東明連区自治会		2025/8/29	個人	528	水源から近く農業用水に利用しているとのことで流出が心配。自然を破壊する様な処分場はいらない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					529	処分場は不要。断固不要。	-		
					530	かけがえない故里の自然を守るため、処分場建設拒否。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					531	自己水源の汚染や大地震のリスクがある土地に処分場を建設するのは反対である。有害物質を含む粉じんの飛散もとても心配である。	○	2025/9/19	工事中の粉じんの影響については、環境保全対策書で検討し、問題がないとの結果を得ております。工事に当たっては、同書で取り上げている環境保全措置を真摯に実行し、さらに影響の軽減に努めます。
					532	水源から近いため、水の汚染や、有害物質の流出が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
533	有害物質等による水質汚染が心配。処分場建設は必要なし。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。					

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					534	飲み水は大変、大事である。他の病気のようにみなまた病チツソを心配する。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					535	大雨が多い近年、水質汚染が心配、もうこれ以上はやめて。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					536	産廃処理場に反対である。	-		
					537	名前を変えてまた同じことしてくるなんて最低である。	-		
					538	巨大産廃処分場は必要ない。私達の水の安全性が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					539	産廃は必要ない。やめて下さい。	-		
					540	これからの若い人達の健康な生活を守るためにも絶対に反対。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					541	産廃百害あって一利なし。	-		
					542	ゲリラ豪雨発生により土砂災害が発生することがあり、水質がおかされる危険がある。	○	2025/9/19	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えています。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなります。廃棄物中の間隙は通常10%で計算いたしますが、今回は7%で検証しております。水槽＋廃棄物中の間隙(7%)の貯留容量合計約19895㎡に対し、洪水量は約18171㎡で溢れないことを検証しております。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。
					543	地域住民として今回の産廃処分計画に強く反対である。	-		
					544	有害物質が流出した場合、飲み水や農作物が汚染され、人体に悪影響が心配の為。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					545	災害時の安全性に強い不安を感じる為。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					546	水源が近くにあるので何かが流出する場合、汚染されそうで不安である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					547	計画が一度取り下げられた後、別会社で処分場へ変更するようなずる賢い事業者を全く信用できず、きちんとした処分管理がなされるとは到底考えられない。何か起きてしまった場合、健康被害が出るだけでなく、不動産の価値も下がってしまう。	○	2025/9/19	意見としてお聞きします。
					548	水源から近い為、飲み水や農業用水の汚染が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					549	災害リスクに指定されているエリアを土壌改造していることに不安がある。	○	2025/9/19	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					550	一旦産廃埋め立て地として取り下げられた計画がなぜ今になって再度計画されているのか。判然としない。今現在でも「廃棄物運搬車両」を付近で多く見かけるし、粉じんが気になり、外に洗濯物も干せない。車の窓を開けるのもためらわれる。	○	2025/9/19	東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。事業者としましては、断層に近い場所での公共工事等における、設計対応や有識者意見等を検証していく所存です。
					551	産廃埋め立て地反対。必ず有害物質が流出して川に流れ出るでしょう。子供達の環境に影響が出る。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					552	水源の近くに産廃処分場はいらなと思う。汚染が心配である。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
164	菱野連区自治会		2025/8/29	個人	553	当初通り、林地開発(土砂採掘後の埋め立て、植林)を行うべきであり、法人がかかわっても継承されるべきである。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。
					554	今後産廃はつくらない。⇒前者、法人がかわれば、前言まるで関係なし、これが現状であり、一体何が信用できるのか、理解出来ない。	○	2025/9/19	当社とアンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書の継承義務はないと考えております。
					555	市の浄水場取水口が近くに有り、汚染の可能性が充分心配される。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					556	飲み水、農作物への汚染により、住民の健康への影響が想定され、何十年後に実害が出た場合、取りかえしが見つからない。	○	2025/9/19	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
165	效範連区自治会		2025/9/2	個人	557	あたり前なのですが水は人だけでなくすべての生命を支える大切な資源です。死守するのが行政の役割である。生命を大切にできない行政は方針をかえていただけますように考慮ください。	-		
166	長根連区自治会		2025/9/2	個人	558	瀬戸市人里から少しだけ離れた所のいくつかは、既にゴミの処分場になっているときいています。今回の山路町の施設の建設に関しては何年前に、住民の反対運動が強かった為、某計画が中止に。数年を経た今回、市長が、受諾するに当っては当然国からの補助金が発生するであろう。その金を受けたら、瀬戸市は真に豊かになるであろうか?廃棄物の入れる所を二重にすると、云われたが、とても心配で、不安が残る。穴があいたら「修復する」との事だが説明をきいても、それも、疑問が残る。	-		
167	下品野連区自治会		2025/9/4	個人	559	市民の命を守る水、これを守れない様な行政にはなってほしくない。最近の地球温暖化で集中豪雨がひんぱんに起きている。そのために土砂流出などはいたる所で発生している。水源近くの産廃は危険この上ない。	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
168	品野連区自治会	2025/7/27	2025/9/5	自治会	560	計画場所は、愛知県が指定した土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)の地域ではないか?大丈夫か? 資料は別添のとおり	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
169	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/5	自治会	561	<p>1. 目的 本意見書は、瀬戸市山路町49番地2外に計画されている管理型産業廃棄物最終処分場の設置に関して、生活環境保全および瀬戸市の環境政策との整合性の観点から、事業の見直し又は計画の中止を求めるものである。</p> <p>2. 趣旨 事業計画書におけるリスクアセスメントでは、外部からの影響に対して弱い箇所、すなわち「脆弱性」が多数認められる。また、事業開始後の運用体制・資金計画の不透明性、市民との協働姿勢の欠如などの点から、生活環境や地域の持続可能性に与える影響が懸念される。瀬戸市が掲げる環境基本計画やゼロカーボンシティ宣言との不整合も顕著であり、事業の抜本的な見直し又は中止を強く要望する。</p> <p>3. 理由 (1) リスクアセスメントの脆弱性 <ul style="list-style-type: none"> 水質汚染対策が不十分であり、浸出水処理設備の性能や非常時対応が不明確。 環境モニタリング体制において、第三者評価や継続的な監視の仕組みが欠如。 災害時(地震・豪雨等)の安全対策が抽象的で、重大事故の予防策として不十分。 温室効果ガス排出に関するリスク評価が一切記載されておらず、CO2やメタン等の排出量の試算、抑制策、モニタリング体制が不明。排出されるガスが周辺の植生・生態系・住環境に与える影響について、科学的根拠に基づく評価が行われていない。 周辺環境に影響が出る場合に「移植を行う」との話が出たが、対象となる植生・生物種、移植先、方法、時期、維持管理体制などの具体的説明が一切なく、環境保全措置としての実効性が担保されていない。 </p>	○	2025/10/21	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚染対策について、処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。非常時対応は東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895㎡に対し、洪水量は約18171㎡で溢れないことを検証しております。また、停電時対策として非常用電源とし発電機の設置を行います。 環境モニタリング体制に関する第三者評価や継続的な監視の仕組みとして、維持管理計画に基づき、毎年、処理水等の水質等の測定(計量証明事業による)等を実施し、自社で公開いたします。また、県の立ち入り検査により、測定結果の確認が実施されます。 災害時(地震・豪雨等)の安全対策については、耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家の意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。 温室効果ガス排出に関するリスク評価については、嫌気性埋立よりメタンの発生量が半減する準好気性埋立とします。工事中および事業開始後ともに車両、重機については排出ガス低減車の採用、点検・整備を行います。また、展開目視検査にて異物(受入不可能物)の混入があった場合は受け入れしないことにより、温室効果ガスの発生を低減に努めます。 貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲での確認个体数を記載しております。大部分の種は改変区域外でも確認されており、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。このうち、南側の池(改変区域内)でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング情報が2010年～2020年の過去データに限定されており、最新の気象動向や将来予測に基づく評価が欠如している。 ・廃棄物の安定化に数十年を要する計画であるにもかかわらず、気候変動リスク(豪雨頻度の増加、気温上昇、台風の強化等)への適応策が示されていない。 ・2000年の東海豪雨(名古屋市で日降水量427mm)などの極端事例が検討されておらず、施設設計の妥当性に疑念がある。 (2)瀬戸市環境方針との不整合 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次環境基本計画の重点施策「自然環境の保護・保全」「地球にやさしく暮らす」に反する内容を含む。 ・ゼロカーボンシティ宣言(2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ)との整合性がなく、温室効果ガス排出量の試算や削減施策が記載されていない。 ・市民との協働姿勢が不十分であり、説明責任や情報公開体制に課題がある。 (3)事業運用・資金計画の不透明性 <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始後の運用責任体制、緊急対応、維持管理方法が明示されていない。 ・計画通りの設備整備が実現可能かどうか、技術的・財務的裏付けが不明。 ・長期的な維持管理に必要な資金計画が示されておらず、事業の持続可能性に疑念がある。 <p>4. 結論 本事業は、瀬戸市が掲げる持続可能な環境政策および市民協働によるまちづくりの理念と整合しておらず、生活環境保全の観点から重大な懸念がある。よって、事業計画の全面的な見直しと、環境影響評価の再実施または、瀬戸市環境方針との不整合を理由とする計画の中止を強く要望する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動リスクへの適応策は東海豪雨の災害降雨パターンを別途検証するなどし、過去15年の降雨データ以外にも検討を行っております。 ・2000年の東海豪雨については、上記の通り事業計画書P4-288で検討を行っております。 ・大気質の影響検討には、過去10年間の気象データによる異常年検定(危険率1%)を行い、特異ではない気象データを用います。環境保全対策書の作成時における最新の気象データを収集しました。 ・市民との協働姿勢については、可能な限りの対応はさせていただいているつもりです。 ・事業開始後の運用責任体制等については、機密情報となるため、公開はしておりませんが、ISO14001に基づき制定をしていく予定です。 ・計画通りの設備整備が実現可能かどうかについては、当社は実現可能と考えております。 ・財務状況は機密情報となるため、公開は致しかねますが、事業の持続は可能と考えております。 <p>ご意見として承ります。</p>
					562	<p>瀬戸市ゼロカーボンシティ宣言との整合性に関する意見書</p> <p>1.はじめに</p> <p>1.1本意見書は、瀬戸市内において東立テクノクラシーが申請中の管理型産業廃棄物最終処分場の整備事業に対して、温室効果ガス(GHG)排出量の試算を行い、瀬戸市が掲げるゼロカーボン政策との整合性を検討することを目的とする。</p> <p>1.2また、当該事業が環境影響評価制度においていかなる位置づけとなるかを確認し、制度的観点からの評価および見直しの必要性を指摘する。</p> <p>2.事業概要</p> <p>2.1事業主体:東立テクノクラシー株式会社</p> <p>2.2事業地:瀬戸市山路町49番地2外</p> <p>2.3主な計画内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地面積:132,900m² ・開発面積:95,500m² ・埋立面積:64,300m² ・埋立容量:1,463,400m³ ・工事期間:3年(ピーク時300台/日) ・運用期間:15年以上(廃棄物搬入車両60台/日) ・浸出水処理能力:250m³/日 ・無害化管理期間:10年以上 		2025/10/21	<p>こちらは質問ではなく、ご意見でしょうか。瀬戸市へのご要望に見受けられますので、当社としての回答は出来かねます。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>3. 温室効果ガス排出量の概算予測</p> <p>3.1 排出量の試算は、以下の類似事例を参考として行った</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県出雲崎町「エコパークいずもざき」第3期事業 ・新潟県長岡市「中越地区広域最終処分場」第3期事業 ・新潟県上越市「上越地区管理型最終処分場整備事業」 <p>3.2 排出量の内訳（概算値） 表は別途送付</p> <p>4. 環境影響評価制度上の位置づけ</p> <p>4.1 環境省「廃棄物最終処分場事業に係る環境影響評価指針」によれば、当該事業は以下の項目を対象とする評価が必要とされる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質、水質、騒音、振動、悪臭、地下水、生態系等 ・調査手法：現地調査+既存資料による現況把握 ・予測手法：類似事例との比較、数値シミュレーション ・評価方法：環境基準との比較、地域住民の生活への影響検討 <p>4.2 本施設のGHG排出量は、地方環境計画および区域施策編に明示的に反映されるべきであり、現行評価ではその整合性が不透明である。</p>			
						<p>5. ゼロカーボン政策との整合性</p> <p>5.1 瀬戸市は2050年までにGHG排出量を実質ゼロにすることを宣言しているが、本事業は運用・無害化期間が2050年前後まで継続することから、政策目標との整合性に重大な乖離が見られる。</p> <p>5.2 現時点では、以下の懸念が存在する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場由来のGHG排出量が市の排出量カルテに反映されていない ・排出抑制策（再生可能エネルギー活用、植林等）の導入が明示されていない ・地域住民への情報公開および説明責任体制が構築されていない <p>6. 要望事項</p> <p>6.1 本事業に関し、以下の改善を要望する：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHG排出量の算定結果を区域施策編に反映すること ・再生可能エネルギー活用および排出オフセット策の導入義務化 ・環境影響評価指針に基づき、住民参加型の調査・説明体制の確立 ・長期的な環境監視体制（第三者機関による定期評価）の確立 <p>7. 最後に</p> <p>7.1 瀬戸市が持続可能な未来都市としての責務を果たすためには、管理型最終処分場事業に伴う温室効果ガス排出の実態を正確に把握し、政策と制度の整合性を担保する必要がある。</p> <p>7.2 本意見書が、事業審査および地域政策策定に資するものとなることを願い、慎重なる対応を強く要望するものである。“陶器の町”瀬戸を“投棄の町”瀬戸にするな!! 根拠・参考文献は別途送付</p>			
170	效範連区自治会		2025/9/11	個人	563	<p>瀬戸市の水道水は美味しいと言われている。その水源近くに産業廃棄物を作るとは反対。例えば遮水シート1.5ミリ2枚とは言え産廃で欠損又老朽化する可能性あるはず。それにより有害物質を含む物が水源に染み込むことにより人体に悪影響をもたらす事になるはず。</p>	○	2025/10/21	<p>馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
171	下品野連区自治会		2025/9/16	個人	564	<p>私は実家が馬ヶ城水源地の近くにあり、子供の頃から馬ヶ城水源地を、とても身近に感じて育った。馬ヶ城水源地には長い歴史があり、全国的にも珍しい緩速濾過方式を採用し、瀬戸市の誇るべき近代化遺産になっている。また、水源地管理棟は、昭和初期の建築の要素が垣間見られる、洋館の歴史的建造物になっている。</p> <p>産廃処分場は、遮水シートや遮水シートの損傷検知システムで有害物質等が漏れ出すのを防ぐ処置が行われるとのことである。確かに数十年はそのシステムで、有害物質等が漏れ出すのを防ぐことができるかもしれないが、その先の50年後あるいは100年後はどうなっているかわからない。遮水シートも長い年月の間に経年劣化して破れ、いずれ有害物質等が地中に漏れ出してしまい、土壌や地下水が汚染されてしまう可能性が高い。</p> <p>また西谷取水口は処分場より上流にあるから大丈夫だろうということですが、実際地下水の経路がどのように繋がっているかわからないため、推測に過ぎない。もし将来、有害物質等が漏れ出し、土壌や地下水が汚染されてしまったら、取返しのつかないことになると思う。一度汚染してしまった土壌や地下水を浄化することは困難であり、もし浄化できたとしても、莫大な費用と長い年月がかかる。そしてそのことにより、水源地の水も汚染されて使用できなくなり、最悪、馬ヶ城水源地が消滅してしまうかもしれない。また、処分場が排水する河川の下流域では、広範な地域で農業用水に利用しているが、それらの地域でも農業が出来なくなってしまうかもしれない。馬ヶ城水源地は、昔、瀬戸に良質な水道がまだ無かったころ、先人たちは大変苦勞して作ったが、現代に生きる私たちには、先人たちが残した、この素晴らしく立派な遺産を、後世に残していく責務があると思う。従ってこのような理由により、私は今回の産廃処分場の設置には断固反対する。（以下は自治体要望）また決定を下すのは愛知県とのことだが、県の方々には上水道の取り入れ口が処分場の近くにあるという特殊な事情を鑑みて、賢明な判断をお願いする。</p>	○	2025/10/21	<p>50～100年以内には、廃止手続きを完了させる予定です。廃止の手続きが完了することは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。</p> <p>馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。</p>
172	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	565	<p>私達が毎日飲む水、又、農業用水が汚染されたと、思うと、とても心配である。15年間も産廃処分を稼働する間には自然災害に見舞われる事も?取り返しのつかない事が起ってからでは遅い。</p>	○	2025/10/21	<p>馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。</p>
173	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	566	<p>説明会での図では、イメージ図であって、そのまま完璧に作られるのか、本当に山路町にあてはまるのか。又、廃棄物3mに対し、履土50cmというのは少なすぎるのではないか?</p>	○	2025/10/21	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。</p>
					567	<p>昨今の気象状況からみていつ線状降水帯に見舞われるか解らない。崖崩れや土砂災害も大いに心配。</p>	○	2025/10/21	<p>処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m³に対し、洪水量は約18171m³で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250m³と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。浸出水調整ピットについては内部水位を考慮して構造計算を行い安全性の確保を行っています。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					568	15年間、積み続け、その後、見守りが2年で終わるのでは地元としては不安ではない。少なくとも積み続けた年数の倍は責任を持って欲しい。	○	2025/10/21	見守りは2年ではございません。廃止届が受理されるまで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
					569	現在でも、山路町のあの道路は産廃や土砂を積んだトラックがかなり出入りしておりクリーンセンターへ行く度、この美しい、自然の中を長きに亘り、これを更に上回る台数のトラックが走るのには許せない。	○	2025/10/21	他社のことはわかりかねますが、当社は地元車両を優先し、近隣住民の方々へご迷惑をおかけしないように配慮させていただきます。
174	菱野連区自治会		2025/9/16	個人	570	土砂採掘場の穴に産廃埋め立てにすることには反対をしたい。事業者の説明でも環境計量士の資格者が3名と規模からすると少な過ぎるし、浸出水処理、生物処理、高度処理(活性炭)等の説明でも現場でなされる施設とはどうい思われぬ凶を見せられても、とうてい納得出来るものではなかった。15年間もダンプカーで運んできたものをそのまま処理もせず、積み上げていくだけで、300mも積みあげるのを見ているだけで絶対に承服できるものではない。長期にわたって現地で集中豪雨や線状降水帯の発生がないとは到底考えられないと思う。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
175	山口連区自治会		2025/9/18	個人	571	2日目の説明会の要望は5連区のみと、本地の説明会で犬飼社長が発言されたら聞いてるが本当でしょうか?また、5連区はそれぞれで追加説明会を要望したのだから、5回説明会を行うべきではないか?（「1回にまとめて、最後にする。」という一方的な態度に納得がいかない。）	○	2025/10/21	ご意見として承ります。
					572	産廃は何mの高さまで積む計画か?(計画書に記載されている数値を教えてください。)	○	2025/10/24	貯留堰堤標高=230.0m、貯留堰堤側廃棄物盛土高=270.5mとなっており、標高差40.5mとなります。
176	菱野連区自治会		2025/9/18	個人	573	水源の近くで災害リスクの高い処分場をつくることは強く反対する。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					574	交通量増加するため、反対する。	○	2025/10/21	地元車両を優先し、近隣住民の方々へご迷惑をおかけしないように配慮させていただきます。
177	道泉連区自治会		2025/9/18	個人	575	近くの水源に処分場の地下水より汚染された水道水に不純物が混在するのが、心配である。瀬戸の水道水はそのまま飲んでも美味しいと言われている。何とか市役所の力で中止して頂ける様御願います。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 市役所への要望については、当社としては、回答できかねます。
178	水南連区自治会	2025/4/25	2025/9/18	自治会	576	産廃計画説明会の再度開催のお願い 4月25日に開催されました産廃最終処分場計画説明会は、3連区合同(水南連区・効範連区・陶原連区)で開催された為、参加者の人数に限られ、多くの市民が説明会に参加出来なく再度水南連区単独の説明会の開催を臨む声が、昨日(9月16日)の水南連区会長会議にて提案された。 賛成多数にて再度水南連区単独での説明会の開催希望が可決されたので、再度の産廃最終処分場計画説明会をお願いする。 確かに3連区合同説明会では参加者(説明を受けたい人)の収容人数が限定され、多くの水南連区在住の市民に説明をして頂く機会が、著しく損なわれたと思われるので、是非再度水南連区単独の産廃最終処分場計画説明会の開催を要望する。 連区民は、産廃最終処分場計画説明会について多くの関心を持っているのでよろしくお願います。	○	2025/10/21	収容人数を制限(限定)したつもりはございません。定員オーバーもしてありませんでした。ご要望にお応えするため、10月11日に追加の説明会を実施させていただきました。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
179	水南連区自治会		2025/9/19	個人	577	蛇ヶ洞浄水場の近くに予定地があり地震などが起こった時に大きな影響が心配である。最終処分場ということだが、ビニルシートの劣化で有害物質が流れ出るようになると思う。これ以上瀬戸に産廃はいりません！	○	2025/10/21	蛇ヶ洞浄水場の近くではなく、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口の近くでございます。ただし、西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
180	古瀬戸連区自治会		2025/9/19	個人	578	緑豊かな地域で、すぐ近くには水源があり、処分場から有害物質が流出した場合、人の健康だけでなく、動植物への影響も心配である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
181	本地連区自治会		2025/9/22	個人	579	産廃には反対である。瀬戸市の山の中で環境へ悪影響を永久に及ぼすからである。特に80年経過以降、政令都市ではない瀬戸市には認可権はない。弱い市なのである。住民の意見を最終的に無視して産廃を進める。最終責任は愛知県に持ってもらうべきで法的な確認書、誓約書等を文書化して保存して将来の瀬戸市に管理維持等、負担の無いようにしてほしい。 産廃は生産者が最終処分を行うよう、リサイクルの法律改正を望む。消費者は使用に当たり必要な対価を購入時に払う。それぞれが生産物に責任をもって環境保全に取り組む。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境への悪影響は及ぼさないものと当社は考えております。
182	本地連区自治会		2025/9/22	個人	580	水質汚染懸念。近くに水道の水源があり有害物質が流出した場合、飲み水や、農業用水の汚染が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					581	災害リスクの懸念。土砂災害危険地区に指定されているため災害時の安全性に強い不安を感じる。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					582	何十年後から出てくる健康への後遺症が心配で、誰が責任を取るのか。（会社は倒産する可能性あり）	○	2025/10/21	本件については、法律上、事業者側が維持管理積立金を準備し、万が一事業者が維持管理の対応ができない状況になった場合に、後継事業者の原資として、積立金を使いながら維持管理を行うというルールになっております。法令に関する詳しい内容については、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度をご参照ください。
					583	なぜ瀬戸市ばかりに愛知県の産廃が集まるのか。県内の4割もの受け入れは反対である。	-		
				584	産廃は、県内だけでなく、どの県から持ちこまれるのか明確にほしい。	○	2025/10/21	現時点で、決まった発送地点からの搬入予定は無いため、現事業を運用する中での予定としてのお伝えになってしまいますが、東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに、一部関東からの廃棄物を想定しております。	
183	長根連区自治会		2025/9/22	個人	585	当日質問時間が1時間と短く、延長30分を入れても十分な質問・意見ができなかったことに併せて、不明瞭な説明や検討する等とされた以下の回答を、再度の説明会にて明らかにしていただきたく、追加説明会の開催を求める。	○	2025/10/21	意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>データの信憑性 ①気象データが古いことについて 意見 住民説明会で最新データで説明しなければ、どんな施設や処理がされるのか判断できない。県に出す前に最新データでの説明を求める。 回答 降水量の変化に伴い、施設の容量自体、県に出す段階で最新にする。</p>			令和5年5月2日に、瀬戸市へ提出させていただきましたが、審査に時間がかかり、住民説明会を開催できるまで約2年が経過してしまっただけ、資料が古く見えるかもしれません。県への提出も、この資料を使用します。
						<p>②観測井戸(地下水)の2か所の観測地点について 意見 現調査地点は、処分場計画地の南北2か所のみで、馬ヶ城近辺でされていない。地下水はどこで通じているかわからない。取水口付近はじめ、馬ヶ城近辺の観測をしてほしい。 回答 2か所の観測では不十分ではないかと、他の説明会でも指摘があり、検討を始めている。</p>			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。観測箇所の数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
						<p>③水質調査について 意見 全項目検査の頻度が1回/年では、少ないのでは。また、水質調査結果はすべて基準値を満たしていたとあるが、観測地点が少ないことに加え、現在事業が行われていない状況での数値である。数値の信憑性を疑う。 ・現時点で数値を提示する意味は何か? ・同規模の産廃処分場の例を出すべきでは?説明してほしい。 回答 検査回数は、法令上1回/年であるが、要望次第で回数を検討することも可能。</p>			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。検査回数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。 現時点で数値を把握するために検査を行い、提示しております。
						<p>④悪臭の臭気指数について 意見 悪臭の臭気指数は、3地点で基準値未満とあるが、調査日が2021.8月9月である。4年前調査をしたものをデータとして提示しているが、この事業は県の許認可を受ける前から行っているのか。県の認可が下りていない段階でのこの数値に説得力はない。このデータは、アンドウ興業が行っている掘削や、近辺の中間処理施設等からの臭気を測ったものではないか。今回の15種類の産廃の臭気を示すなら、他の同規模の管理型産廃最終処分場のデータを提示してほしい。</p>			そもそも悪臭の原因となる可能性がある産業廃棄物は、受け入れられません。 受け入れる前には、サンプルを見させていただき、臭いがあれば、お断りします。そのもの自体の臭いという感覚ではなく、周辺の方に苦情をいただくような、そういう影響を与えるような臭いは出ませんという意味で、そのもの自体が一切無臭だということを行っているわけではございません。
						<p>⑤騒音や振動による影響について 意見 工事車両最大300台/日で往復600台/日。廃棄物運搬車両往復110台/日。処分場稼働時間は8時～18時の10時間なので、工事車両は60台/時間、1台/1分。また、廃棄物運搬車両は11台/時間、1台/5分通ることになる。現在この事業が行われていない状況において、No3地点では騒音レベルが昼夜問わず、基準値を超えており、No4、No5の計測地点でも基準値ギリギリである。 また、振動は基準値内だが、これもこの事業計画が行われていない状況での計測なので、数字に信憑性があるか疑わしい。 説明会では住民と協定書を結ぶとあったが、騒音・振動を抑えるために、具体的などのような対策を立てるか、車両制限や速度規制、車両通行時間帯、荷過重の制限等、具体的な対策を示してほしい。</p>			往復600台/日ではなく、往復300台/日になります。 また、処分場稼働時間は8時～18時の10時間という情報がどこからのものなのかわかりませんが、受入及び搬出の時間として、事業計画書のP1-2に記載のある通り、AM8:00～PM5:00のうち、休憩1時間での運用となります。
						<p>⑥断層帯の位置について 意見 猿投山北断層帯の位置が資料では1.1kmとあったが、産総研の平成9年のデータで古い。他説明会では令和2年の国土地理院の0.6kmとの指摘があったが、なぜ変更しないのか。 回答 すでに資料は縦覧されているし、前聞いた人とこれから聞く人が違う資料で違う内容を聞いて頂くのはおかしいと判断し、資料はこのままでいくことにした。 意見 16連区の1回目説明会が終了後、新データで資料を作成し、全説明会をやり直してほしい。</p>			10月11日の追加説明会で国土地理院の0.55kmを採用し、県へ申請することを説明させていただきました。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>⑦事業計画書の工事工程表について 意見 事業計画の「工事工程表」がR6～R7の所に書いてある。現在、説明会が行われているので、これはちがうのではないか。 回答 予定として作成。市に提出したのはずっと前で、その時の書類が縦覧されている。違うものが出ているという事で、きちんとしたものを再度提出しないとイケないのでは。 回答 市の条例はそういう考え方だと思う。また意見で出して下さい。</p>			<p>事業計画書のP1-1に記載されている令和5年5月2日に、瀬戸市環境課へ提出させて頂き、その後、条例に沿って関係地域の設定がなされ、縦覧が開始されたのが令和7年1月8日となり、それ以降に説明会を進めていることで、内容が古い等のご指摘を頂く流れとなっております。上記のことから情報が古いわけではなく、条例に従い運用している結果となることをご理解下さい。</p>
						<p>⑧廃棄物運搬車両の台数について 意見 資料P61には、廃棄物運搬車両は110台/日と記載されているが、説明会では往復110台/日と、「往復」という言葉がつけ足されていた。110台/日だと往復220台だが、往復110台だと55台/日になり、2倍数が違う。どちらが正しいのか。資料を訂正せず往復としたことは、台数を少なく言おうとしたのではないか。正しい数字を示してほしい。</p>			<p>往復110台（55台/日）が正しい数字となります。</p>
						<p>2. 処理の仕方における懸念 ①目視点検の妥当性について 意見 「廃棄物の種類・数量・性状」及び「埋立地廃棄物内容」を目視点検とあるが、目視点検というのは本当に有効なのか。書類審査、目視点検、軽量も目視、抜き打ち点検も目視。すべての検査はできない、しない?では、安心できない。 回答 規定を守れない事業者の物は、扱わない。</p>			<p>現在保有している管理型処分場の維持管理規定に沿い、目視点検を行っており、問題なく運用できていることから、有効であると考えております。</p>
						<p>②有害物質の検査方法について 意見 PFAS・水銀・アスベストはチェックできるのか。全部チェックできるのか。 回答 水銀とアスベストは濃度を分析して、決まった濃度の物しか受け付けない。事前にそのデータをもとに申請が必要。 意見 PFASについては、説明がなかった。一説によると、国の基準は給水にはあるが排水にはなく、処理水にPFASが含まれているか検査しないのではともいわれている。資料を見ても検査項目にない。PFASが排出されるおそれと、健康被害リスクについてどう考えているのか、説明してほしい。</p>			<p>PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。</p>
						<p>③水銀・アスベストの処理の仕方について 意見 水銀とアスベストは、ブルーシートで二重巻きにして、ガムテープでぐるぐる巻きにして別の所の決められた場所に埋め立てるという事を聞いたが、そんな安易な処理の仕方では安全なのか。 回答 他の説明会でそのように説明し、このやり方で他では安全にできていると思っている。専用の容器に入れて埋めるという方法があるかもしれないが、実はまだ詳細に決まっていない。</p>			<p>水銀廃棄物ガイドライン（第4版）に、中間処理の方法や埋立処分する際の注意点等が具体的に明記されていて、その方法が守られているのであれば、問題ないことを環境省が明示しております。 当社は上記内容に即したのみ受け入れ、対応を進めるため、安全性が担保されると考えております。</p>
						<p>④廃棄物搬入における飛散防止について 意見 計画では、10tトラックが往復55台。550t/日の廃棄物の搬入が見込まれる。説明では、3m積み上げて50cmの土を被せ、それを繰り返すとあったが、3m積み上げる間野ざらしになる。その間周辺環境悪化につながるのではないか。 回答 毎日10cmの土をかぶせ、水も撒く。 意見・10cmの覆土では、廃棄物のすき間に落ちて、飛散防止になるとは思えない。 ・ガス抜きが必要なのに、水を撒いては、ガス抜きが円滑に行えないのでは。 ・毎日この作業を行うとあったが、広大な敷地面積で行えるとは思えない。 ・毎日の10cmの覆土と水撒きは、資料に書かれていない。質問にとってつけたような回答である。再度、説明資料を作成し、納得のいく説明をしてほしい。</p>			<p>・散水については飛散の恐れがある物質（焼却灰等）について行います。散水については廃棄物に付着した汚れの洗い流し、廃棄物の早期安定化につながるものと考えております。 ・1日に埋め立てる範囲については維持管理、作業効率を考え特定のエリアを埋め立てることから、広大な埋立を一度に行う管理はいたしません。 ・即日覆土の記載については事業計画書P4-8に記載しております。厚さ10cmについての詳細表記がないことについては記載いたします。また、環境保全対策書P3.5-4においても悪臭対策とし、受入基準に適合した廃棄物のみを処分し、埋立終了後、即日覆土を施し、踏み固めを行う。と記載しております。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>3. 生活や自然環境に及ぼす影響</p> <p>①交通安全について 意見 資料では、地元車両優先、交通誘導員配置、歩行者優先、通勤通学時間帯を避け、主要走行ルートの歩行者は17人/日とある。だが、万徳寺以降道なりに市街地に向かう道路は、虹の丘学園の通学路になっており、小中学生約1000人が通っている。登校時間はほぼ同じだが、小中一貫校のため、学年によって下校時間はバラバラである。朝以外、午後の下校時間は13時半～17時ぐらいまで児童生徒の帰宅時間にあたる。万徳寺以降、市街地道路は走行しないというならいざ知らず、この資料には走行ルートが全部示されておらず、通勤通学、住民の安全が配慮されるかどうかかわからず不安である。学校側とも協議の上、市外からも含めて、主な想定走行ルートを提示して、具体的に走行時間帯や台数、交通誘導員配置地点等、再度説明してほしい。</p> <p>②崩壊土砂流出危険地区について 意見 計画地は崩壊土砂流出危険地区に指定されており、土石流が発生した場合における被害想定や対策について、説明会で言及がなかった。猿投山・山路川一帯は花崗岩でできており、著しく風化が進んでいるとのこと。県の林地開発許可制度の審査項目の「災害の防止」にも、“当該開発行為により、周辺地域において、土砂の流出又は崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるかどうか”と明記されている。この危険地区について、認識はあるのか。被害想定や対策は考えているのか、説明してほしい。</p> <p>③馬ヶ城浄水場について 意見 処分場建設地は、馬ヶ城浄水場の西谷取水場から、わずか70mしか離れていない。説明では処分場の方が7m土地が低く、さらに処理水は、浄水場とは反対側の山路川に放流するから心配ないとあったが、その根拠は何か。地下水は、どこで繋がっているかわからない。地下汚染は無いとするエビデンスを示して説明してほしい。</p> <p>④自然環境動植物・生態系について 意見 資料P56・57に、改変区域内で影響が大きい動植物、イトモ、ヒメタヌキモ、トノサマガエル属は移植を行って影響を軽減する。また、生態系に影響を及ぼす森林や草地は減少するが、生態系への影響を軽減するとあるが、具体的な対策が示されていないので、以下の点について説明してほしい。 ・それぞれの個種が、改変区域内のどこにどれだけ分布しているか。 ・それぞれの個種の移植場所と移植方法を明らかにしてほしい。 ・落葉広葉樹林は-3.21h減少とあるが、そこに住めなくなった動物の具体的な対策を示してほしい。結局は住処がなくなり追いやられることになるのではないか。</p> <p>4. 経営収支 意見 HPでは明らかになっていないが、収支をはっきりさせてほしい。15年間埋立て廃止まで10年。計25年間、廃止になるまで経営していく経営状況にあるか。この間、基金として国に積立をすると別会場で説明があったが、基金は毎年1000万超えとも聞いている。毎年積み立てられるだけの経営状態なのか。他会場での説明はあったと聞いているが、長根連区は時間切れで、詳しく説明を聞くことができなかったので、再説明を求める。</p>			<p>走行ルートについては、現状も処分場に隣接する場所で、工場を運用させて頂いているので、問題ないと考えております。実際のルートは、248号線もしくは22号線を通り、248号線から見て、せと赤津I.C西（交差点）を直進。そのまま県道22号/県道33号へ進み、約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう。約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入り、約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入るルートで、約1.7km直進すると工場に到着する道になります。現状の走行ルートについて虹の丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。通学路上の安全対策を実施することとした。→学校教育課からの申入れにより、表記を変更。（R8/1/20）</p> <p>愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。</p> <p>馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は本計画地から処理水を放流する位置より7m上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。また、地下浸透についても処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、更に電気による損傷検知システムを導入して、安全性の確認を行います。</p> <p>貴重な種については、環境保全対策書内で調査範囲での確認個体数を記載しております。大部分の種は改変区域外でも確認されており、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。このうち、南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。</p> <p>財務状況は機密情報となるため、お答えできかねます。愛知県の審査の際は愛知県に提出させていただきます。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
184	長根連区自治会		2025/9/22	個人	586	事業者の選定上、品質保証は何年間を設定し、選出したのか。施工経験、メンテナンスをどの様に考えたのか。	○	2025/10/21	現状、遮水シート及び漏水探知システム等の事業者の選定はまだ行っておらず、施工およびメンテナンスについても、選定中になります。選定するうえで、今までの実績・メンテナンス等のフォロー体制も加味し、いくつかの事業者を比較して決定していく予定となります。
					587	設置場所は何故ここを選出したのか。物理的見解提示のこと	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能である点から、適地として選定しました。
					588	PFASなどの溶出の可能性は将来ないのか。溶出の場合の対策は。PFASなどの溶出感知センサーは設置するのか。	○	2025/10/21	PFASに関しては、当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。
					589	地下水脈はチェック済みか。	○	2025/10/21	事業計画書P5-1地質調査による流向流速調査を行っております。
					590	地かく変動や微振動に対し施設は安全か。	○	2025/10/21	事業者としましては、現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。地震に対する設計の妥当性についても、今後協議が行われ、安全性が確認されない限り許可を取得できません。
185			2025/9/22		591	中日新聞6月17日の記事を見てこれは全くありえない物件だと思う。以前に地元自治連合会が「産廃埋め立ては永久的にやらない」という協定書を締結していたということであるから、瀬戸市が県の方にきちんと報告しなかったということで『法律上の問題』だと言える。建設どうのこうの問題以前の問題である。瀬戸市役所の対応が問題でこの工事契約は無効とすべし！	-		
186	長根連区自治会		2025/9/22		592	5月13日(火)長根ふれあいセンター“連“で、産業廃棄物最終処分場(産廃場と略す)の環境保全対策の説明会があり参加した。 特に気になるのは地下水汚染である。環境省令の維持管理基準は「産廃場に2ヶ所以上の場所から採取された地下水の詳細水質検査を1回/年以上、電気伝導率、塩化物イオンの測定を1回/月以上となっている」業者の説明と計画書によると、この巨大な産廃場には地下水観測井戸は2ヶ所、水質検査1回/年、電気伝導率、塩化物イオンの測定1回/月と、省令で決める最低限の設備と維持管理運用基準である。更に監視で不適合が発生した場合「速やかに産業廃棄物の搬入、埋立を中止しなければならない」とあるが、事業計画書では「原因が遮水工の破損による浸出水の漏洩が原因と予想される場合は、搬入を停止後必要な処置を講ずる」となっている。原因に目途がつくまで搬入、埋立を中止しない運用で明らかに省令違反である。 また、計画書に漏水検知システムを設置すると書いてあるが、具体的な運用基準が記載されていない。質問すると法的には設置は条件になっていないとのこと。この事業計画内容は不適合(不測の事態)が発生した場合、短時間で原因究明と対応策をとるという考え方が欠落している欠陥産廃場計画である。参加者からは環境汚染に対する不安の声多数あった。 欠落している保守性について、原因究明と対策までの目標時間等も含めた手順を明確にした計画書にした上で、再度説明会を開いてもらいたいと思う。	○	2025/10/21	・基準に則った頻度、井戸の設置であり、施設の安全性確認は可能と考えておりますが、ご意見を踏まえまして、検討してまいります。 ・監視井戸に異常が発生した場合の搬入停止については受入をしないということになります。原因及び必要な措置が講じられるまで受入を停止します。 ・漏水検知システムの設置について法で求められていない説明は致しました。本施設においては漏水検知システムの設置を行い問題があった場合の早期解決に努めます。漏水検知箇所については1m程度の範囲で特定が可能となっており、補修については素掘りによる掘削、検知場所が深い場合にはライナープレート等による掘削を行い破損箇所の補修を行います。補修方法については設置許可申請書内に記載を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
187	長根連区自治会		2025/9/22	個人	593	水質検査の回数について。浸出水の処理水については、1回/月の調査としているが、回数が少ない。万が一にも異常があった場合、最長1カ月も異常を見過ごすことになる。この間に見過ごした異常については修復できるものでなく、これを受け入れざるを得ない。さらに地下水においては、1回/年の検査としておりほとんど意味をなさない。再考すべきと考える。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。検査回数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
					594	処分場供用中の異常について。異常が発生した場合、必要な措置を取ると記載があったが、どのような異常が考えられ、その場合どのような措置を取るのか、具体的な記述が欲しい。かなりの種類の異常が予想されるため、考えられるだけの対応策を考えておくのは常識である。	○	2025/10/21	事業計画書P2-1以降に記載の維持管理計画書における項目となります。
					595	調整水槽の容量は適正か？近年の気象状況は、以前と比べ大きく変化している。1時間雨量が100mmを超える線状降水帯の発生も報告されている。このような状況下で、8100m ² の容量では不足だと思う。再考の余地ありと考える。できるだけ最悪の場合に備えて対応ができる余裕を持たせることが必要だ。	○	2025/10/21	処理能力及び調整水槽については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。非常時対応は東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895 m ³ に対し、洪水量は約18171 m ³ で溢れないことを検証しております。
					596	CO2削減は喫緊の課題。地球温暖化防止のため、CO2削減は皆で取り組まねばならない喫緊の課題である。このような状況下で、遠方から大型車を運行させるのは、削減行動と相いれない。過大な処分場だと、大量の廃棄物を遠方からでも集めねばならず、健全な企業活動とは言えないのではないか。	○	2025/10/21	東海地方（愛知、岐阜、三重、静岡）をメインに受入を検討しており、工事中および事業開始後ともに車両、重機については排出ガス低減車の採用することで、CO2の発生の低減に努めます。
					597	動植物の環境維持のため人工池を設ける。生物の生息環境保全のため、人工池を設けるとしてある。しかし図面上の位置が示されていない。現状示されて平面図では、人工池を造成するほどの平坦地は見当たらず、本気で生物環境を保全するのかがうかがわれない。生物調査はしたが保全には力を入れないのではないか。	○	2025/10/21	トノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することとしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。
					598	北側外周道路路面より最上段は40m高くなる。埋め立て最終図面を見ると、最上段は北側の周回道路より40m高くなっている。覆土の勾配が緩いとして安全だと書かれてあるが、この高さだと少しの地震の揺れで法面が崩れるのではないかと危惧する。	○	2025/10/21	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。
					599	図面上浸出水集水ピットと地下水集水ピットが同位置にある。集水管路図面を見ると、浸出水と地下水の集水ピットが同じ位置にある。工事の合理性からそうしているのか。	○	2025/10/21	廃止後の管理を目的とし同じ位置に集水する計画としております。集水用の柵については2連（コンクリートの中壁で仕切られている）の構造となっており埋め立て期間中は浸出水側をポンプで汲み上げ浸出水調整水槽に送水を行い、地下水側については自然流下で放流を行う計画としています。埋め立て終了後、浸出水の水質が基準値以下となり廃止が認められた時点で2連の柵の中壁を一部取り壊し地下水側へ合流させ自然流下で放流を行う計画となります。
600	散水設備の有無 計画書の中に散水設備が見当たらない。散水設備は、粉塵の飛散を抑えるだけでなく、処分場内での万一の火災には必要設備である。散水配管の敷設図面もなく、散水車の配置にも触れていない。不必要だと考えているのか。	○	2025/10/21	散水栓の施設設置は行いません。可搬式高圧洗浄機設備（散水車）を利用し飛散の恐れがある場合に必要に応じ散水を行います。					

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					601	モニタリング井戸の数が少ない。処分場の規模に比べ、モニタリング井戸が不足。直近のみでなく、少し離れた場所にも設けるべき。産廃処分場だと民家の井戸も監視対象とする例は多い。広範囲に監視することが必要と考える。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき対応します。観測箇所の数については愛知県環境局資源循環推進課と協議のうえ、検討します。
					602	漏水検知システムを設置するとあるが概要が示されていない。浸出水処理設備は詳細に示されているが、漏水検知システムは「設置する」と一行書かれているが、どのようなものか具体的に示してほしい。	○	2025/10/21	10月11日の追加説明会時に、サンプルを設置させて頂きました。漏水探知システムの概要については、電気を通さない遮水シートの上層と下層に電極を設置し、下部の電極から電気を流し、上部電極まで通電するかどうかで、破損があるかを検知させるシステムになります。もともと電気を通さないシート（遮水シート）のため、穴が開いている場合のみ、通電することになり、穴の大きさに関わらず、通電することで、破損箇所を特定できる仕組みとなっております。
					603	終了～廃止までの監視計画 埋め立て終了後、廃止までの計画は示されておらず、仮に15年で廃止に至らなかった場合などどのようにするのかを具体的に示してほしい。そうすると、当然余分な経費が発生することになるが、十分に備えられるのか。	○	2025/10/21	埋立終了後は安定化の進行状況を原水水質や処分場内温度測定等で確認をし、必要により、場内散水やガス抜き管からの送気等を行い、安定化促進を図ります。また万が一廃止までの期間が延長しても、廃止できるまで当然責任を持って施設管理を行います。
188	長根連区自治会		2025/9/22	個人	604	本来動物・植物は自然の生態系の中で生きているが、今回産業廃棄物最終処分場ができることによって、池・湿地等が失なわれ、行き場を失うこととなる。6-1自然環境には、改変区域内で確認され影響が大きいとされた種(イトモ・ヒメタヌキモ、トノサマガエル属)については、環境保全措置として移植を行うと書かれているが、どこにどのように移植するのか、具体的に種や量を示すべきと考える。キツネ・イタチ、アカネズミなどについても同様に具体的に何をするのか示すべきである。本当に可能なか具体策を示すべきである。このように自然が守られない計画には反対であり、再度説明会を開くべきと考える。	○	2025/10/21	トノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することしております。保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。キツネ、イタチ、アカネズミなどについては、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。
189	長根連区自治会		2025/9/22	個人	605	同地域は崩壊土砂流出危険地区ではないか。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					606	山土を採掘したアンドウ興業は当初産廃物は入れないとする事で住民との協定(合意)がされている。その後、東立テクノクラシーが土砂採取跡地を活用し、産廃場の計画としたが、これこそ住民を欺く手法であり、断じて容認できない。	○	2025/10/21	アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書についても継承義務はないと考えております。
					607	厚さ1.5mm 2枚の遮水シートとされるが、埋設物によっては、酸、アルカリ性のものもあり、永年の劣化に耐え得るのか。いずれかは破損すると考えるが、その保償の期限は永久でない以上、最後は、飲料水として市民や田んぼに放流されることになる。最後まで責任がもてない処分場の建設をすべきではないと考える。	○	2025/10/21	埋立完了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					608	猿投山北断層と最終処分場との距離が些か600m程度の至近距離であり、震度7以上の東海大地震の震動には耐えられない構造である。その場合、汚水が付近の川に流出する危険は十分、考えられる。ただちに、同計画はとりやめるべきである。また説明ではくりかえし1.1kmに固執している理由は何か。	○	2025/10/21	10月11日の追加説明会で国土地理院の0.55kmを採用し、県へ申請することを説明させていただきました。
					609	処分場における重要な機能は水処理をどう具体化し、汚染水を清潔な水として下流に放出するかであるが、説明書には記載がされていない。会社、本社所在地、電話番号併せて、資格所有者、氏名など具体的な記載がされていない。このような重要な事項を載せない事業は信頼されない。建設の中止を求めるものである。	○	2025/10/21	金属イオン成分は凝集沈殿、BOD・有機物・窒素成分は生物処理、第2凝集沈殿・高度処理（砂ろ過・活性炭・キレート処理）にて放流基準値以下の水質で放流します。水処理施設の会社については選定中です。
					610	搬入される産業廃棄物については形や種類大きさはバラバラである。そこで、それらを乾燥、脱水、選別、破碎などの工程が必要と考えるが、計画書には、それらの接置は全く記述されていない。具体的に明らかにすべきである。また併せて汚泥の受け入れとあるが分離方法はどのように考えているか、明らかにすべきである。再度、説明会を開き、住民の納得がえられるようにすべき。できなければ建設すべきではない。	○	2025/10/21	乾燥、脱水、選別、破碎するのは、許可を持っている中間処理会社であり、中間処理会社が、リサイクル、リユース、リデュースできないものが、最終処分場に入ります。当社処分場において中間処理を行うことはできません。汚泥も同様のため、計画書に書かれていないのではなく、書くことがないです。
					611	この地域は土質の軟弱地域である（土砂崩壊地域一森林法）にも係わらず、産廃場計画はあまりにも無謀な計画と考える。直近を東海環状自動車道が通っているが、震度7程度の東南海大地震への対応や予測はどのように考えられているのか。それらも含め、同計画は中止すべきと考える。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所にお問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的として、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。地震への対応については、本年3月31日に公表された想定震度における瀬戸市内の想定最大震度は中日新聞の「南海トラフ地震の新被害想定最大の震度分布」にあてはめてみると、震度5強から6強地域に該当します。現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					612	資料5にあるようにa～hの左側から堀削し、土を取り除く計画が描かれているが、削った土砂を置く場所についての記載はない。このように単純な工程表すらない事業は問題であり、認められない。	○	2025/10/21	計画地造成に伴う掘削残土については場外搬出となります。搬出先については今後検討を行ってまいります。
190	長根連区自治会		2025/9/22	個人	613	水源が近くにあり、汚染が心配である。どんなものが産廃とされるのかわからないので健康被害は出ると思う。幼い頃、水遊びをした品野地区の川はとてもきれいだった。一度壊れた自然は元には戻らない。絶対に壊してはいけないと考える。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
191	長根連区自治会		2025/9/22	個人	614	瀬戸市民が飲む水道の水源の横に水銀や石綿などの毒物が永久に埋められる事は瀬戸市民としては心配でたまらない。絶対にやめていただきたい。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
192	長根連区自治会		2025/9/22	個人	615	いつも連区の為にありがとうございます。長根連区の自治会は、町民の事を一番に考えて下さっていると信じているが、他の自治会では中立を主としている所もあるように聞く。 まだまだ市民町民共に全く産廃処分場の計画がある事すら知らない人ばかりである。私はたまたま説明会に参加したので、重要性を知った。まずは、瀬戸自治協議会の連合会が積極的に反対の立場を示し、瀬戸市議会、瀬戸市長に意見してほしいと思う。	-		
					616	山路町計画地は崩壊土砂流出危険地区内にあるとされているが、御社はわかっている計画されているのか。また、近年異常な線状降水帯はどこに起こるかもわからず不安でしかない。計画地から処理しきれない水があふれ、農業用水に紛れ使用されることになればどんな被害が起こるかもっと真剣に考えて欲しい。再度の説明会希望する。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
193	長根連区自治会		2025/9/22	個人	617	先日事業者説明会があったが、市民が知らない事柄が多く(例 猿投山北活断層の存在、土砂災害危険地に指定されている事!!)災害時の安全性に強い不安を感じる。埋め立地には穴にシートを2重にしくと言うが、様々有害などんな物質を含んだ物があるのか!!すぐ側は瀬戸市民の大切な大切な飲み水を供給する水源地が有る、その水をどれ程汚染から守れるのか?業者はその水質について検査を責任を持って調べると言っているが、その責任は25年間だけ!後はもう必要が無い!!市民はその後、私達の子供、まごがその水源地の大切な水を飲み続けるのである!!私はその事について後世に責任を持ってないこの計画は絶対に許して欲しくない!!と心から思う。知らされていない事はおそろしい事だどつくづく思う!!	○	2025/10/21	猿投山北活断層については、今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。 土砂災害危険区については、愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。 馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。 25年で責任がなくなるわけではございません。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するという事は、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。
194	長根連区自治会		2025/9/22	個人	618	設置場所付近に上水道の水源がある事 以前に設置計画を出して中止になったのに出したのは?地元の自治会との協定書において廃棄物最終処分場は永久におこなわないとあるのになぜか。 再度業者が処分場の計画を出して来たのは? 先の協定は別法人であるから地域との協定は継承しているが地域住民市民をバカにしている。業者と取締役は兼任である市役所環境課もみとめている。 安心して水道水を使用したい。 (以下は議会への意見) 市議会は可決したのか?計画は決定なのか。	○	2025/10/21	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。 また、アンドウ興業は全くの別法人であり、資本関係もございません。その為、アンドウ興業が結んだ協定書についても継承義務はないと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
195	新郷連区自治会		2025/9/22	個人	619	水源の近くなので、飲料水の心配が懸念される。水は生命にとって大切なものなので、良く考えて行動してほしい。	-（関係住民外）		
196	西陵連区自治会		2025/9/24	個人	620	そもそも、計画地は土砂採掘場であり、採掘後の復元義務を果たしていない時点で、法律で裁かれなければならない。にも関わらず、別会社が産廃処分場へ変更するというのは理にかなっていない。十分な説明責任が両者にはあるが、詳細な説明をして下さい。	-（関係住民外）		
					621	西谷取水場から、わずか70m程しか離れていない計画地に、産廃処分場ができた場合、河川への影響(人間だけでなく動植物に対しても)は、どのようなものなのか。又、すでに瀬戸市には50ヶ所以上の産廃施設があるのに、新たに作る必要性を開示(データも必須)してほしい。	-（関係住民外）		
197	效範連区自治会		2025/9/24	個人	622	瀬戸市の市民に胸を張れる政策と言えるのか。よく考えてほしい。	-		
					623	“産廃をビニールシートでおおう”ことを聞いているが、ビニールシートの耐用年数は何年?! 将来瀬戸市の水は大丈夫か?!	○	2025/10/21	ビニールシートで覆うのではなく、遮水シートを敷きます。遮水シート耐用年数は、一般的に、紫外線が直接当たった状態で35年～50年と言われております。処分場内のシートには直接紫外線が当たらないように、紫外線をカットするようなマット等で対策を行うことが、法令上で決まっております。埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しており、シートの耐用年数内での計画となっております。また、埋立が終わり、安定化するまでは、当然当社が責任を持ち、管理・運営をしていきます。
					624	処分場を受け入れることに反対!瀬戸市民に何かメリットがあるとは考えられない。	○	2025/10/21	瀬戸市民へのメリットはございません。
				625	水源に近すぎである。水道水の汚染が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。	
198	效範連区自治会		2025/9/24	個人	626	水質汚染を懸念している。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
199	效範連区自治会		2025/9/24	個人	627	安全性はみいだせず危険だと思う。未来の子供達のために水源近くは特に反対である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
200	效範連区自治会		2025/9/24	個人	628	災害リスクと水源近くの場所なので完全に安全とは思えないので不安である。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
201	長根連区自治会		2025/9/24	個人	629	ゴミ袋2枚だと劣化した時、袋がやぶれてしまわないか、そのあとゴミにかかった雨水が水源の水にかかってしまわないか等々心配である。	○	2025/10/21	ゴミ袋2枚とは、二重遮水シートのことでしょうか。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
202	長根連区自治会		2025/9/24	個人	630	処分場近くの水源への影響が心配。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
203	效範連区自治会		2025/9/24	個人	631	人間の科学技術には限りがある。どんなに優れた遮水シートでも100年程度の耐用年数といわれている。したがって、有害物質が地下水に漏れ出すことを完全に防ぐことはできないと思う。この産廃処分場のすぐ近くに瀬戸市の上水道の水源があり、処分場から有害物質が漏れ出て飲み水が汚染されるおそれがあるため、この処分場をつくることには断固として反対する。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
204	道泉連区自治会		2025/9/25	個人	632	瀬戸市は産廃に甘すぎる 癒着が有るのか疑問に思う	-		
205	道泉連区自治会		2025/9/25	個人	633	防災上のメリットは瀬戸市に全くない!デメリットのみの処分場計画である。2009年に計画され取り下げられていた案件を再度立ち上げる意味は?特に水銀や石綿(アスベスト)等含む有害物質が運びこまれるなぞ断固反対である。	○	2025/10/21	前回の計画を取り下げた理由は反対によるものではございません。東日本大震災が発生したことに伴う経済状況の変化により、計画を一度取り下げたものとなります。前事業計画につきましては、本計画とは敷地面積・取り扱い品目も異なるため、前回の内容に関するお話ではなく、新規事業として改めて住民説明会を進めさせていただいた次第となります。搬入物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
206	長根連区自治会		2025/9/25	個人	634	瀬戸市は、いつもいらない物を引き受けるが、ハキダメか?よって、産業廃棄物も受け入れるのは、断固反対する。クリーンな瀬戸市であって欲しい。	-		
207	萩山台連区自治会		2025/9/25	個人	635	ずっとこの先、心配のいらぬ環境での生活が続いてほしい。	-		
208	下品野連区自治会		2025/9/25	個人	636	産業廃棄物処理場は断固反対である。	-		
209	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	637	崩壊土砂流出危険地区に関する事業計画の見直しとリスクについて 7月6日の萩山台連区事業計画説明会において、計画地が「崩壊土砂流出危険地区」に含まれているとの指摘に対し、犬飼社長は「その事実を認識していなかった」と述べ、調査の上で計画見直しの必要性を検討すると回答されました。 しかし、8月25日に本自治会に届いたメールでは、「瀬戸市の条例手続きが終了後、初めて愛知県と協議できる」との回答に留まっており、崩壊土砂流出危険地区に関する具体的な調査内容や見解が示されていません。 「メール回答内容」 ・瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所にお問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
						尾張農林水産事務所林務課との協議を行い指導のもと計画を行います。(原文) 私たちは、愛知県への許可申請前に、貴社がすでに十分な調査・検討を行っていることを認識しております。つきましては、環境保全の観点から、下記項目について改めて明確な回答を求めます。 1. 崩壊土砂流出危険地区に関する認識と調査内容 ・認識:貴社は現在、崩壊土砂流出危険地区がどのような危険性を有する地区であるか、どのような認識をお持ちですか。その定義、指定者、および制限内容について説明してください。 ・調査内容:7月6日以降に実施された当該危険地区に関する調査の内容と、その結果判明した事実を詳細にお知らせください。			愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所にお問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。 但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					638	2. 事業計画への影響とリスク ・リスク:崩壊土砂流出危険地区内に最終処分場を建設・操業した場合に、どのような環境保全上のリスク(例:土砂崩壊による構造物の損傷、汚染物質の流出)があるか、貴社の見解を説明してください。 ・計画の見直し:当該リスクを踏まえ、事業計画の見直しは必要ないと考えているのか、その理由を客観的根拠とともに説明してください。	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的として、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
210	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	639	施設の廃止後の将来にわたる責任所在について、以下の点に関して明確な見解を求めます。 有害基準値以下の排水安定化が確認され、施設が廃止された後も、想定外の原因による有害物質の流出事故が発生する可能性は否定できません。こうした事態が発生した場合の対応および社会的責任について、以下を具体的にご説明ください。 1. 経済的根拠の提示: 万一の事故に備え、事業者としてどのような**経済的措置(例: 基金の設立、保険への加入、保証制度の構築など)**を講じるのか、その具体的な根拠を示してください。 他連区の事業計画説明会で、独立行政法人環境再生保全機構の「最終処分場維持管理積立金制度」で積み立てる費用を、万が一の事故に対する原資に充てる説明をされています。しかし、この積立金制度は維持管理に充てるものであり、この質問の趣旨とは別物であります。参考に最終処分場維持管理積立金制度の趣旨が述べられている旨を表示させていただきます。 「最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければなりません。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じています。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこととされたものです。」であります。(出典:愛知県HP、あいちの環境>最終処分場維持管理積立金制度について) この質問は「万一の事故に備えた経済的根拠の提示」でありますので、ご留意頂き明確な見解をお示し下さい。	○	2025/10/21	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。 不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					640	2. 責任の継続期間:事業者の責任はいつまで継続するのか、その期間を明確に示してください。法的な義務の範疇を超えて、長期にわたる環境モニタリングや対応の責任をどのように負うのか、詳細な説明を求めます。	○	2025/10/21	廃止の手続きが完了するまで当社の責任となります。期間に関しては、埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しております。上記廃止の手続きが完了した時点で、処分場という施設から基準値以上の有害物が発生せず、周辺環境への影響が基準以下であり、それが今後とも継続することが確認されたことを意味する点から、本期間までの責任であると考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
211	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	641	排水処理異常時の対応と危機管理の徹底について 私たちは、排水処理異常時の対応に関して、貴社の計画に環境保全上の重大な疑念を抱いています。住民の安心・安全を確保するため、以下の点について明確な見解と具体的な計画の提示を求めます。 1. 危機管理フローの明確化： 萩山台連区事業計画説明会では、排水処理異常が発生した場合、関係各所に報告・連絡するとの回答がありましたが、事業計画書には危機管理対応の具体的なフローが記載されていません。口頭での説明に留まらず、異常発生時の初動対応から、情報の公開、原因究明までのプロセスをフロー図として明示し、住民に提示してください。	○	2025/10/21	ご懸念の危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 例： 1. 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 2. 公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 3. 火災の発生の防止に関する事項 4. その他の災害の防止に関する事項 5. 浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 6. 事故の防止 7. 緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策、緊急連絡体制）
					642	2. 異常事象発生時の対応基準と第三者機関の導入： 汚染物質の流出確認後の対応については言及があるものの、排水処理異常やその他の異常事象が発生した際の具体的な対応が示されていません。 ・異常事象発生時、直ちに事業を停止し、原因究明が行われるのか。 ・原因調査期間中も操業は停止されるのか。 ・調査報告書の信頼性を確保するため、第三者の専門家を交えた調査を実施し、その報告書を公表するのか。これら基本的な危機管理対応について、明確な基準と方針を示してください。 上記のように、貴社の現状の危機管理対応は、迅速かつ十分な対応を期待できるものではなく、稚拙な危機管理と言わざるを得ません。事実が隠蔽されるのではないかと いう住民の不安を払拭するためにも、詳細かつ透明性のある危機管理計画の提示を強く要求します。	○	2025/10/21	意見番号641に記載の、7. 緊急時の対応として下記のような内容を記載します。 例： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
212	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	643	産業廃棄物の搬入および搬送ルートについて、以下の点に関して明確な見解を求めます。 1. 搬入車両の飛散防止と住民対策 ・飛散防止対策:産業廃棄物を搬入する車両からの飛散防止策について、具体的にどのような対策を講じますか。特に、風速が何メートル以上になった場合に搬入を停止するのか、その基準を明確にお示してください。 ・住民対策:搬入車両の通行に伴う粉塵や騒音など、住民の生活環境への影響をどのように最小限に抑えるのか、具体的な対策を説明してください。	○	2025/10/21	基本、暴風警報が出れば、受け入れは停止します。平均風速15m/s以上または瞬間風速20m/s以上の場合は運搬の見合わせ及び中止を検討します。住民対策としては、安全教育の実施を行い、地元車両優先とさせていただきます。
					644	2. 瀬戸市内における搬送ルートの明確化 ・事業計画説明会では、計画地周辺の搬入ルートのみが示されましたが、住民が最も懸念しているのは、瀬戸市内全域における搬送ルートです。 ・収集運搬業者任せにするのではなく、事業者の責任において、瀬戸市内を走行する全てのルートと通行時間帯を限定し、住民の安全を確保する必要があると考えます。この点について、明確な見解をお示ください。	○	2025/10/21	・248号線から、せと赤津I.C西（交差点）を直進 ・そのまま県道22号/県道33号へ進む ・約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう ・約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入る ・約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入る ・約1.7km直進すると工場に到着 ※高速道路を使用した場合も、赤津I.C西（交差点）を右折して同様のルートとなります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
213	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	645	建設予定地から3キロ圏内の関係住民が最も懸念しているのは、建設工事から処分場共用開始後における瀬戸市内関係車両の走行ルートが明示されていないことです。 ・萩山台連区事業計画説明会では、上記についての説明が地元東明連区内の走行ルートに限定され、その他の地域のルートは収集運搬業者に委ねられるため説明できない、とのことでした。 当該事業者の責任において、少なくとも瀬戸市内を走行するルートと通行時間帯を限定し、住民の安心・安全を確保する必要があると考えます。 飲料水や農業用水の確保に次ぐ重要な事項と捉えておりますので、明確なご見解をお示しください。	○	2025/10/21	瀬戸市内全ての走行ルートを限定することはできかねます。通行時間帯については8時～17時で検討しております。
214	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	646	施設の建設から将来にわたる財務状況と資金計画について、以下の点に関して明確な説明を求めます。 最終処分場の建設・維持管理、さらには閉鎖後の長期的なリスクに対応するためには、強固な財務基盤が不可欠です。この点について、住民が安心して事業の遂行を見守れるよう、以下の事項を具体的に提示してください。 1. 事業全体の資金計画： ・当該建設事業の資金調達計画について、その詳細を分かりやすく説明してください。 ・施設の供用開始後、維持管理にかかる資金計画についても、具体的な内訳と継続性を証明する資料を提示してください。	○	2025/10/21	事業全体の資金計画及び維持管理にかかる資金計画については機密情報となるため、公開できかねます。
					647	2. 将来の事故対応資金： ・安定化後、想定外の事故(例:汚染物質の流出)が発生した場合の対応資金をどのように確保するのか、その具体的な計画と財源を提示してください。 ・こうした事態に備えた経済的措置(例:基金の設立、保険への加入、保証制度の構築など)について、その詳細な内容と根拠を示してください。	○	2025/10/21	不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
					648	3. 資金力の証明： ・上記すべての資金計画について、貴社の資金力を客観的に証明する資料を、住民でも理解できるよう平易な言葉で説明してください。	○	2025/10/21	当社の資金力を客観的に証明する資料の提示については、機密情報となるため、公開できかねます。
215	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	649	企業の財務状況と事業継続性に関する意見 環境保全の観点から、本事業が開始されてから最低50年以上という長期にわたり、施設の維持管理が可能であるかどうか、企業の財務的体力について明確に公表し、住民が判断できる資料を提示していただきたく存じます。 1. 企業の財務情報および事業構造について ・企業概要:企業の規模、創立、資本金、従業員数、売上高、事業収入源、および関連会社との資本関係について、詳細な資料を提示してください。 ・事業の収支見通し:事業開始から50年間における収入と支出の具体的な見通しを、経年的に示してください。特に維持管理に必要な資金計画を明確にしてください。	○	2025/10/21	維持管理は埋立におおよそ15年、その後安定化が認められ廃止届が受理されるまで、おおよそ10年を想定しております。企業の財務情報は機密情報となるため、公開できかねます。産業廃棄物処理業としては優良認定もいただいているため、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」では情報を公開させていただいております。事業の収支見通しについても、機密情報となるため、公開できかねます。
					650	2. 維持管理体制と費用について ・維持管理費用:施設の維持管理、特に設備購入および日常的な水質管理にかかる費用とその内訳を詳細に説明してください。 ・水質管理基準:日常的な水質管理体制について、機械による管理を含めた具体的な方法とその頻度(例:月に1回で十分か)について、その根拠を示してください。また、地域住民の安全を確保するため、法令の基準よりも厳格な管理基準を設定するべきではないか、ご見解をお聞かせください。	○	2025/10/21	維持管理費用に関しては、機密情報となるため、公開できかねます。水質管理については、法令に基づき、愛知県からの指示のもとに行います。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、水質の管理方法について検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					651	3. 将来的な責任体制について ・確認体制の継続期間:最終処分場として役目を終えた後、汚染物質の流出事故など、万が一の事態に備えた確認・管理体制をいつまで維持するのか、明確な期間と責任の所在を提示してください。	○	2025/10/21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃止の手続きをさせていただきます。廃止の手続きが完了するということは、愛知県が正式に、有害物質が地中に漏れ出さないことを確認したこととなります。よって、ご心配の事象は発生しないものと考えております。
216	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	652	当該計画地を選定した理由と環境保全上の妥当性について、以下3点に関して明確な見解を求めます。 1. 計画地が最適地である客観的理由 なぜこの計画地が最終処分場の設置場所として最適であるのか、その客観的な理由をお示してください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					653	2. 他地域の検討状況 この計画地以外に、候補地として他の地域は検討されましたか。検討された場合、その経緯と本計画地を選定した理由をご説明ください。	○	2025/10/21	他の地域も検討させていただきましたが、経緯は機密情報となるため、お答えできかねます。選定理由は瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					654	3. 「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」への準拠 当該計画は「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に準拠し、この計画地を最適地と説明されているが、その根拠を環境保全上の観点から具体的にお示してください。	○	2025/10/21	本計画は、現在の「土石の採取場」を利用、拡張することにより、新たな森林開発をできるだけ少なくすることにより、環境インパクトを減らす計画としている。事業計画及び環境保全対策書においても基準を満足できるものと考えております。
217	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	655	瀬戸市が最終処分場設置場所に選定された理由について 私たちは、数ある候補地の中から、なぜこの瀬戸市、特に山路町が産業廃棄物最終処分場の設置場所に選定されたのか、その理由について強い疑問と不安を抱いております。7月6日の萩山台連区事業計画説明会での説明は、この重大な決定に対する住民の理解と納得を得るには不十分なものでした。 環境保全上の観点から、下記の事項について明確な説明を求めます。 1. 最終処分場として最適な土地である客観的理由 ・瀬戸市が最終処分場の設置場所として、県内外の他の候補地と比較して、地理的、地質的、水文地質学的にどのように優れているのか、その具体的な客観的根拠を提示してください。 ・なぜこの計画地でなければならないのか、その唯一無二の理由を環境保全上の観点から科学的に説明してください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。
					656	2. 候補地選定の経緯と他地域の検討状況 ・候補地を絞り込む際の選定基準と、瀬戸市に至るまでの具体的な検討経緯を公開してください。 ・他に検討された地域やその不採用理由について、詳細な情報をお示してください。	○	2025/10/21	瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能であると考える点から、適地として選定しました。他に検討した地域と不採用理由については、機密情報となるため、お答えできかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
218	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	657	<p>周辺の自然環境および希少動植物への影響と保全対策について、以下の点に関して明確な見解を求めます。</p> <p>1. 動植物の生息環境への影響と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画地およびその周辺は、人間以外の多くの動植物が生息する環境です。最終処分場の建設・操業により、これらの動植物が今後も継続して生息できるか、その影響予測と具体的な保全対策を説明してください。 ・特に、近隣の「愛知県自然環境保全地域」など、東海地方でも希少な植物が点在していることを踏まえ、それらの植物群落を保護するための特別な対応策を講じる必要があります。具体的な対策内容と、その妥当性を示す根拠をお示しください。 	○	2025/10/21	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図り、処分場埋立完了後は自然環境保全の観点から緑化計画を検討しておりますことから、事業による影響は大きくないものと考えております。
					658	<p>2. 希少植物の保全措置と実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全対策書には移植対応が示されていますが、湧水や弱酸性を好むヒメタヌキモやイトモといった植物が、移植先で定着し、生存できる環境を整え、かつ維持できるのか、具体的な計画を説明してください。 ・こうした高度な専門知識と技術が求められる保全措置について、貴社に実現可能な実績と経験はありますか。過去の事例における移植対応の*経年変化(定着率など)**と現状を、具体的なデータとともに詳細にお示しください。 	○	2025/10/21	南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにより、環境保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。移植にあたっては、十分な知見を持つ専門家に依頼する予定としております。
					659	<p>3. 「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」への準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画が「瀬戸市産業廃棄物等関連施設環境保全対策書作成指針」に準拠し、環境負荷の回避・低減を目指した措置がどのように検討されたのか、その経緯と詳細を説明してください。 	○	2025/10/21	本計画は、現在の「土石の採取場」を利用、拡張することにより、新たな森林開発をできるだけ少なくすることにより、環境インパクトを減らす計画としている。事業計画及び環境保全対策書においても基準を満足できるものと考えております。
219	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	660	<p>1. 希少植物の保全措置とその実現可能性について</p> <p>萩山台連区事業計画説明会では、希少植物の移植対応が説明されましたが、私たちは以下の理由から、その実現は極めて困難であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植後の定着・維持: 貴社の計画通りに、湧水や弱酸性を好むヒメタヌキモやイトモなどの希少植物が、移植先で定着し、長期的に維持管理できるという確証を、具体的に示してください。 ・専門家の実績と信頼性: 説明会で回答された専門家が、実際に希少植物の移植に関してどのような経験と実績をお持ちなのか、詳細な情報をお示しください。特に、調査時に採取された個体の保存状況が確認できない現状では、貴社の保全策に対する信頼性は極めて低いと言わざるを得ません。 	○	2025/10/21	南側の池（改変区域内）でトノサマガエル類とイトモ、ヒメタヌキモについては環境保全措置を実施することにより、環境保全措置には、計画地内で水域の確保、移植、その後のモニタリングを提案しておりますが、事業の確度が上がり次第、詳細に検討する予定です。移植にあたっては、十分な知見を持つ専門家に依頼する予定としております。
					661	<p>2. 搬入廃棄物に含まれる有害物質および消火・爆発対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類と管理: 搬入される機械破砕物に、消火器やリチウム電池などが含まれる可能性について、貴社の見解と具体的な対策を説明してください。 ・PFAS・ゴミ爆発対策: 近年、環境汚染が問題視されている**PFAS(有機フッ素化合物)**の発生リスクと、ゴミ爆発に関連する対策について、貴社の具体的な対応策を詳細に説明してください。 	○	2025/10/21	受入前の確認として排出先、受入れ廃棄物の確認を行い、爆発物、消火器の受入れは行わないなど管理を行ってまいります。展開検査で発見された場合は、持ち帰りしてもらいます。また、PFASについては当施設における浄化のフローの中で、活性炭吸着処理により、水道水の暫定目標値である50ng/L（2026年4月に水道法の「水質基準」に追加変更施行予定）以下にまで抑えることができ、該当の物質を十分に取り除けると考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
220	萩山台連区自治会	2025/7/6	2025/9/29	自治会	662	<p>粉塵飛散による水源への影響と対策について 私たちは、廃棄物の運搬・搬入時および施設稼働時に発生する粉塵の飛散が、地域住民の重要な生活インフラである水源取水口へ影響を及ぼすのではないかと強い不安を抱いております。 貴社は、この影響について「本当に無いと言い切れるのか」という住民の疑問に対し、明確な根拠を示していません。つきましては、下記項目について詳細な説明を求めます。</p> <p>1. 粉塵飛散防止策の詳細： ・ 廃棄物の運搬・搬入時に発生する粉塵の飛散を、どのようにして確実に防止するか、具体的な対策（例：車両の密閉化、散水、風速制限による運搬停止など）を詳細に説明してください。 ・ 施設の稼働時における粉塵飛散防止策についても、具体的な方法とその効果について、客観的なデータやシミュレーション結果を提示してください。</p>	○	2025/10/21	<ul style="list-style-type: none"> 飛散の可能性のある廃棄物はあらかじめ加湿等の処置を行って搬入いたします。また必要に応じてダンプ時の散水を行います。一日の作業終了時は即日覆土を実施し、飛散防止に努めます。また今後強風時の搬入制限等も検討してまいります。 上記対策を行うことにより環境保全対策書における粉塵対策は満足できるものと考えております。
					663	<p>2. 水源取水口への影響に関する科学的根拠： ・ 計画地周辺の水源取水口の位置を特定し、そこへの粉塵の飛散経路および影響範囲について、科学的な調査・分析に基づいた見解を示してください。 ・ 貴社が「影響はない」と言い切るための、明確な科学的根拠や過去の事例、リスク評価の結果などを提示し、住民の不安を払拭してください。</p>	○	2025/10/21	埋立作業による粉じんについては、即日覆土、場内及び場内道路の清掃・散水等を実施することから、周辺への影響はほとんどないものと考えております。なお、工事中の粉じんによる影響については、環境保全対策書に予測・評価結果を記載したとおり、問題がないとの結果となっております。
					664	<p>3. 万一の汚染発生時の対応： ・ 万一、粉塵飛散が原因で水源取水口が汚染された場合の責任の所在と、具体的な対応計画（例：浄化措置、損害賠償、補償など）を明確に示してください。</p>	○	2025/10/21	当社が原因と特定された場合は、当社が責任を負います。その際は、不測の事態に対応する為、条例手続き完了後、保険会社と相談の上、検討させていただきます。 予定している保険は、公益社団法人全国産業資源循環連合会から紹介された施設所有(管理)者賠償責任保険に加入する予定です。
221	效範連区自治会		2025/9/29	個人	665	水源の近くで災害リスクも高い場所に、処分場を更につくることには、瀬戸市民として強く反対します。「安全対策をする」という事がそもそも安全ではないもの。危険なものを処分するという証拠。どんな対策をしても計画どおり事が運ばないのが世の常。危険なものを瀬戸市に、しかも水源近くに作らないで下さい。	○	2025/10/21	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
222	長根連区自治会		2025/9/29	個人	666	この度計画されている産業廃棄物処理場建設に強く反対の意思を表明します。 その理由は計画地が浄水場に、取水口に非常に近いからです。「取水口は本計画地の 上流に位置しておりご指摘の事象はないものと考えます」との御社の回答を拝見しましたが本当にそうでしょうか。 地下水は水平や斜めにも流れることが知られています、高低差は関係なく昨今の自然災害、地震や豪雨により取水口まで通常上がってこない水が地下圧の変化や地盤沈下で逆流することで汚染が及ぶ可能性もあります。 この地域では昔ながらの「緩速ろ過法」による浄水処理が行われており自然のろ過力を利用するため外部からの汚染物質による影響を受けやすいです。一度でも汚染されてしまうと除去は困難です。この浄水場は私たちの重要なインフラです。万が一産廃処理の過程で土壌や地下水、あるいは大気中に有害物質がもれ出した場合、取水口を通じて浄水場が汚染され私たち住民の健康や生活に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。建設には環境アセスメントや水質調査、万全な安全対策が講じられるべきですがどれだけ対策しても「万が一」のリスクをゼロにすることはできません。このリスクは私たちの命と直結する問題ですので到底容認できません。 以上の理由からこの計画には反対いたします！ 住民の安全と環境保全を最優先に考慮した判断を強く求めます。	○	2025/10/21	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
223	山口連区自治会		2025/9/30	個人	667	事例を上げれば、瀬戸市余床町のクリーン開発の民間巨大産廃処分場の拡張工事2006年埋たて開始2023年埋めたて終了今年2月22日の瀬戸市の記録では、硫化水素により、貯留槽の劣化コンクリートを補修するため水処理施設が稼動していない時期あわせて行っているとしている。こうした事案を上げれば、計画的に、安心安全な処理場の設計をされているようですが、余床町のような、予期せぬ事もおこりうると考える。想定よりも早いコンクリートの劣化や遮水シート等、生じた場合、どうするのか対策を教えてください。	○	2025/10/24	事業計画書P2-1、維持管理計画書に記載の通り点検を行い、遮水シート、水処理設備についても管理を行います。コンクリートの劣化、遮水シートの破損があった場合には補修を行います。水処理設備の処理水槽コンクリート劣化については、渇水期に一時的に処理を停止し補修を行う。処理できない浸出水については浸出水調整水槽に貯留する。浸出水調整水槽コンクリート劣化補修については、同じく渇水期に補修を行います。設計時に浸出水調整水槽内を区画割することにより、各区画ごとに補修を行えるよう計画します。遮水シートについては、電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行い破損を確認した場合には補修を行います。
					668	「瀬戸市ハザードマップ地震」によると、建設予定地は南海トラフ震度5弱とされています。南海トラフは30年ともいつきてもおかしくない地震で、建設地の山がくずれれることも予想される。自然環境が、浄水場が汚染され、給水用の水も汚染しかねない。それに対する対策は考えているのか。	○	2025/10/21	現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。
					669	3月から関係する地域の事業説明会が順次開催されているが、まだ、知らない方も多く、自治会以外の方(入っていない方)も3割程いるということなので、2回目の事業説明会を開いて、関係する多くの地域住民の方に説明してほしい。	○	2025/10/21	瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に伴い、対応させていただき、十分に周知させていただいたと考えております。
224	菱野連区自治会		2025/9/30	個人	670	計画地はアンドウ興業が土砂採掘場とする際に「産廃埋め立ては永久にやらない」と協定を結んだ。アンドウ興業と東立テクノクラシーで同一の人が二社の取締役を兼務していた時期があったとのこと。アンドウ興業とは別法人だから、協定のことは関係ないと主張しているが「土砂採掘場」→「産廃処分場」は出来レースとしか思えない。このようなことは認められない。	○	2025/10/21	ご意見として承ります。
					671	計画地は「崩壊土砂流出危険地区」である。いくら耐震性を考えて建設されていたとしても土台となる土砂が流出してしまったり戻しづらくなる。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
					672	計画地は「崩壊土砂流出危険地区」である。すでに土砂採掘場として森林が伐採され土砂がむき出しとなっている土地である。森林が伐採されていることで、上に水を貯め込む力は失われているため、さらに土砂が流出しやすくなっていると思われる。想定外の豪雨災害が日本各地で起こっている。この地も例外とは言えない。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					673	「放流位置と取水場の標高差は放流地点が約7m低くなっている」と言っているが、産廃がつみ上げられる高さは一番高いところで45mにもなるとのこと。実際は取水場より高い位置まで産廃がつみ上げられることになり、産廃の飛散等の影響で水源が汚染される可能性が危惧される。このような土地に建設すべきでない!!	○	2025/10/21	飛散防止については、即日覆土や飛散の可能性のある廃棄物の搬入時に、散水することで飛散を防止できるため、ご安心下さい。
					674	計画地は、猿投山北断層帯から約600mしか離れていない。(国土地理院)「直下に断層が存在しない」から「断層の隆起やずれが生じる可能性は小さい」とは到底考えられない。このような土地に建設すべきではない!!	○	2025/10/21	専門家の意見をきくために名古屋大学の先生にもお伺いしましたが、愛知県の専門家委員会の委員になる可能性があるのですが、現時点では回答できないとのことでした。また、愛知県と瀬戸市の担当課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。
					675	水質監視について ・ 常時監視測定器を使って、HPで常時公開してほしい。 ・ 覆土にどのような土が使われるのか心配。水質検査に放射線量の検査項目も入れるべきである。	○	2025/10/21	回数や公開方法等は、法令に基づき、愛知県の指示のもとに行います。瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例手続き終了後、瀬戸市土地利用調整条例に基づく手続きが終了後に初めて愛知県と協議できることとなっております。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、水質の管理方法について検討させていただきます。 覆土については、環境基準値内の土の使用を考えております。放射線量については、そもそも放射線の汚染のあるものは受け入れ致しません。万が一、汚染の可能性のある地域からの搬入がある場合は、ガイガーカウンターにて検査致します。
225	長根連区自治会		2025/9/30	個人	676	東立テクノクラシーさんは10月11日(土)つばきホールでの説明会を最後の説明会となる予定としています。日が急すぎて、周知する事ができない事と一回では予定があわず参加できない方がいます。要望を出している地域には追加説明会を開いて下さるようお願いいたします。	○	2025/10/21	検討させていただきます。
226	-	-	2025/10/1	-	677	産業廃棄物処理施設建設計画に関する意見書(添付資料)を瀬戸市農業委員会より、瀬戸市長・瀬戸市議会議長宛てに提出しております。 瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のための意見となりますので、貴社につきましても内容を参考にさせていただきますよう、よろしくご意見申し上げます。 令和7年9月29日 産業廃棄物処理施設建設計画に関する意見について 瀬戸市農業委員会 会長 拝啓 時下ますますのご繁栄をお喜び申し上げます。 山路町の産業廃棄物処理施設建設計画に関して、地域農業への影響を懸念する声が寄せられました。このため、私たち瀬戸市農業委員会は、地域の農業の安定と振興を図るため、以下の点について意見を申し述べます。また、各意見の詳細につきましては別紙に記載しております。 1. 農地や水源への汚染の可能性 2. 農作物への風評被害 3. 地元農業の持続可能性への影響 4. 住民の健康・生活環境への影響 5. 産業廃棄物処理施設の建設に関する条例の制定 6. 施工会社による恒久的な安全性の担保 7. 市民が納得できる計画の再検討	-		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>以上の点を踏まえ、瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のために、改めてご配慮いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>別紙</p> <p>1. 農地や水源への汚染の可能性 産業廃棄物処理施設からの排水が上流域で行われるため、瀬戸市の河川や水源が汚染される危険性があります。また、産業廃棄物処理施設の粉塵対策について、散水だけでは対策として不十分であり、近隣の農地や馬ヶ城浄水場取水口などに影響が及ぶことが考えられます。</p> <p>2. 農作物への風評被害 実際に水質の検査数値に影響がなくとも、下流域で採れる農作物への風評被害は避けられません。農作物の風評被害の抑止について、対策が必要であると考えます。</p> <p>3. 地元農業の持続可能性への影響 水質汚染や風評被害等から、地元農業への影響が予想されます。農作物の生育不良や、販売不振等を理由に、地元農家の収入の減少と、離農者の増加を招き、地元農業の持続可能性の低下が見込まれます。</p> <p>4. 住民の健康・生活環境への影響 地元の飲み水や農作物の汚染により、住民の健康・生活環境への影響が予想されます。特に農作物については、市内の学校給食へ提供を行っているため、瀬戸市内の子どもたちの健康に影響があります。また、数十年後に汚染の影響が出る恐れもあり、仮に実害が出た場合は、取り返しのつかない状態となることが考えられます。</p> <p>5. 産業廃棄物処理施設の建設に関する条例の制定 瀬戸市の農作物の安全性及び地域環境の保全のために、市内の重要施設や水源等から一定距離内では産業廃棄物処理施設の建設を認めないこと等を定めた、瀬戸市が申請を却下することができる条例の制定を提案いたします。</p> <p>6. 施工会社による恒久的な安全性の担保 説明会にて、事業による安全性は守られるとの説明があったが、施工会社の管理期間終了後についての保証はなく、土地や住人にとってはリスクのみが残ります。そのため、施工会社による恒久的な安全性の担保が必要であると考えます。</p> <p>7. 市民が納得できる計画の再検討 本計画の開発区域において、まずは前の事業者の計画にあった林地開発（土砂採掘後の埋立、植林）を行うべきであり、事業者が変わったとしても、その責任は継承されるべきと考えます。説明会にて、法律で定められた検査項目基準等は満たしていることの説明はあっても、この土地の住人にとっては全くメリットがないことや、愛知県内の産業廃棄物容量の約40%が瀬戸市で処理されており、これ以上の受け入れを瀬戸市で行うことの合理性に疑問があること等、市民の不安を解消できる水準の説明がありません。そのため、市民が納得できる計画の再検討が必要であると考えます。</p>			
227	本地連区自治会		2025/10/3	個人	678	<p>私は農事組合の一員です。説明会資料（当日パワーポイント資料）P50の水質と維持管理についての意見である。</p> <p>①水質が基準値を超過した場合の対策で“原因廃棄物の搬入削減では対策になっていない！”</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、処理水の放流を止める。 ・農事組合に事実を報告する。 ・処理水の分析頻度を増し農業用水との対比を行う。 <p>②受入制限も同様です！</p>	○	2025/11/18	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。詳細な対策方法については、愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
228	山口連区自治会		2025/10/3	個人	679	今回、瀬戸市山路町49番地2外この地に決めた理由は何でしょうか?他の候補地ではだめだったのでしょうか?	○	2025/11/18	現時点で、瀬戸市山路町内で、産業廃棄物中間処理施設を2施設および最終処分場を2施設保有しております。隣接する土地である点や非常時に別施設からのフォローが可能である点から、適地として選定しました。瀬戸市以外で発生した産業廃棄物を瀬戸市に搬入することが適地として選定されるかどうかは、当社が決められることではなく、正しく運用しているという実績から、当社を選定して頂いているのだと受け取っております。自然環境という観点では、現状の運用実績から、大きく新たに影響を与えることなく実施が可能かと考えております。また生活環境の観点では、耐震および法令の基準よりも高い水準で運用上の維持管理規定を策定し、本内容で、県の認可を取得する計画にあります。運用開始後も、近隣住民の方と相談し、何か気になる点があるようでしたら、日々改善を行っている点から、生活環境へも安全性を担保できるかと考えております。終了後は緑化を計画しており、自然環境に配慮いたします。
229	道泉連区自治会		2025/10/6	個人	680	3回程説明会に参加したが会社の説明では遮水シートの耐用年数が50年ということで100年後200年後にどうなるのか全く分からない。処分場廃止後に地震や土砂崩れが起これば汚染物質が再流出する可能性も十分あり、全く無責任な事業計画である。そもそも水源に近接する場所に危険な産廃施設を設置すべきではなく、このような国民の健康を軽視した環境行政にこそ問題がある。	-		
230	水南連区自治会		2025/10/14	個人	681	R7. 4. 25(金)水南地区の説明会で①貴社のホームページに収集から最終処分場まで自社で行うとあります。現在の管理型の処分場について愛知県の許可年月日はいつか。その際に回答は後日とのことでした。R7. 10. 11(土)瀬戸蔵の説明会資料の回答部分は正しいか。(株)東立テクノクラシーではなく(有)海青が、H10. 12. 16日、設置許可を取得して、設置とあるが、愛知県優良認定許可によると山路町91番地・H12. 7. 10他記入されているが、どちらが正しいですか?H12年頃は(株)海青ですが、改めて調べてほしい。 上記について、再再説明会で説明してほしい。 R7. 5. 4付で、いくつか質問を出した件について、回答を説明会で説明してほしい。	○	2025/11/18	当社が現在運営している管理型最終処分場は、有限会社海青建材が平成10年12月16日に設置許可を取得して設置し、その後当社が平成19年8月14日に借受許可を取得して取り受けました。当社は借り受けた管理型最終処分場及びその他の中間処理施設等を使用し産業廃棄物処分業を行うため、平成19年10月3日産業廃棄物処分業の許可を取得しました。
					682	環境保全対策書について ・環境保全対策書の現況(開発前) 図1, 2-2(1)土地利用計画図(現況)が有る訳ですが、現況と相正しいですか? ・この図面右下の作成年月日が記入されていないのはなぜですか? ・縮尺は1:1000で正しいですか? ・図面番号が無いのはなぜですか? ・環境保全対策書の内容は全て提出者で有る(株)東立テクノクラシー社が応えるべきものである。 ・この環境保全対策書を作るに当り、R7. 10. 11までの意見書に対する見解に、よく尾張県民事務所廃棄物対策課が出てくるが、事前に協議をなされたか? ・上記の回答全てを直接書面で郵送して下さい。出来ない場合は説明会を開いてください。	○	2025/11/18	現在の現地状況については掘削している状態なので裸地と確認しております。土地利用計画図についてはアンドウ興業より貸与いただいた資料になります。林地開発終了時点の土地利用計画図になりますので、現在掘削中とは整合していない状況となります。また、作成年月日、縮尺、図番については貸与資料となりますので不明となります。現段階での林地開発終了時点を示す図面になります。尾張県民事務所廃棄物対策課との協議は行っておりません。
231	山口連区自治会		2025/10/14	個人	683	10/11(土)に瀬戸蔵で行われた説明会で、意見書は説明会后1週間以内に書いて提出するように司会者は言われました。これは何を根拠に言われましたか?すぐ書いて出せる方と出せない方がいます。住民の理解を得ようとする事業者の態度ではないように感じました。これまで通り2週間以内にしてください。	○	2025/11/18	申し訳ございません。過去14回実施させていただきました説明会同様、1ヵ月程度とお伝えしたつもりでした。
					684	10/11(土)に瀬戸蔵で開かれた説明会は、住民の願い、不安、理解を置き去りにして、事業者の都合で進められ、一方的に終わった大変残念な内容でした。最後に挙手していた質問者が私を含めて10人程残っていたと思います。是非「追加の説明会を、希望する連区ごとに行うよう市長は指示を出してください。そして、事業者はそれに誠実に対応してください。宜しくお願いします。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					685	10/11(土)に瀬戸蔵で行われた説明会で、「悪臭」について参加者から具体的な質問があり、犬飼社長は「悪臭の原因となる可能性がある産業廃棄物は受け入れないと解答。客観的に悪臭を計測（測定）できないのですか？	○	2025/11/18	毎日、作業員（人の感覚）が悪臭の発生を確認します。悪臭防止のため、即日覆土、必要に応じて薬剤の散布を行います。
					686	・10/11(土)の合同説明会で参加者の質問の中で、今計画の処分場は斜面（傾斜地）に造るから危険ではないか?と意見がありました。斜面に作るということは本当ですか? ・埋立容量を埋立面積で割った約23mより、目一杯高く積むとして、何mを計画していますか?宜しくをお願いします。	○	2025/11/18	急峻な山岳地帯に設置する計画ではございません。現在土取りが行われている場所と、一部周辺地形を掘削盛土による造成工事を行い施設設置を行います。埋立て高さについては、貯留堰堤標高=240.0m、貯留堰堤側廃棄物盛土高=270.5mとなっております。標高差30.5mとなります。
					687	現在稼働中の最終処分場で既に「水銀使用製品を扱う」と愛知県のhpから見られる産業廃棄物処理業者一覧から確認しました。 ①東立では、現在、水銀使用製品をどのように最終処分していますか? ②現在、最終処分場の浸出水は、どこからどこへ排出していますか? ③環境影響調査はどの位の頻度で行い結果を自社(東立)hpで市民に公表していますか?(見付られなかったの) 以上の問いの答えを、今計画（受け入れる産廃の種類は5倍になり、埋立容量が10倍になる）を東立に任せても大丈夫なのかを考えるために質問しました。	○	2025/11/18	①水銀使用製品を取り扱う許可は取得しておりますが、過去5年間の実績を調査しましたが、受入実績はございませんでした。 ②浸出水は、処理をしたのち、処分場の調整池より、付近の川へ放流し、付近の川は、赤津川につながっています。 ③環境影響評価（環境アセスメント）に関して開発事業などを行う際に、事前に環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を反映するための手続きなので、公表しておりません。
232	本地連区自治会		2025/10/15	個人	688	まず、反対です。 理由:水抜き用の配管を設置するようですが、我が家の井戸水は、50年で配管が詰まりました。配管が詰まった際は、掘り起こして再度配管を敷設するのでしょうか?まず、しないでしょ。そういった考慮がなされていないのであれば、反対です。	○	2025/11/18	浸出水集水管については口径Φ700mmの設置を行います。浸出水の最大流量を流下させる断面としては、φ700mmの1/2水深で流下出来るよう計算を行っております。また埋め立て管理においても集水管の周りについては、浸出水集水管への堆積が少ない廃棄物の埋め立てを行います。
233	古瀬戸連区自治会		2025/10/15	個人	689	160で述べたアリの国内外来種について貴社は「日本産アリ種全種図鑑」（2003）以降の文献では、ヒゲナガアメイロ・ヒラセムネボソともに本州で分布しているという知見があります」としています。2種とも自然分布であると主張しているようですが、専門家が岐阜のアリを扱ったWEBページでは以下のように述べられ、貴社の主張は否定されています。「熱帯地方に広く分布する放浪種です。日本では九州・南西諸島・小笠原諸島から記録されていましたが、近年本州（兵庫県・愛知県・神奈川県）の港湾地域でも生息が確認されています。体長：2.5～3mm」この文章からは物質の搬入に伴って人為的に移入されたものと考えられます。ヒラセムネボソアリについても過去に愛知県内で見つかっていないものですから人為的な移入が強く疑われます。このことから現在の産業廃棄物の移動・処理にともなって、アリの国内移入種が発生していることが疑われます。産廃の移動にはこれまでアリの対策がされていませんでした。早急な対策が必要です。	○	2025/11/19	本州の記録はご指摘の通り「外来種として」と推察されるものです。7月にアリ類外来種の侵入の懸念についてのご意見頂いております。アルゼンチンアリなど特定外来生物の汚染地区からの廃棄物の搬入については、事前に廃棄物発生状況の確認等の機会に確認し、持ち込まないように努めます。
					690	178の意見に対して貴社は「ムササビは主に大木の幹や枝にできた樹洞や神社の屋根裏等に営巣しますが、特に高速道路から西側の調査範囲にはそのような環境は存在しないため、現地調査で実施した4回の夜間調査（春季・夏季・秋季・冬季）で十分と考えます」としています。 素人同然の回答で、貴社に調査能力さえ疑わざるを得ません。ムササビは直径20センチ程度の比較的若い木でも、そこに野鳥などがあけた採餌跡があれば拡張して巣作りをします。実際に貴社が調査したエリアの西側でムササビの糞と巣穴と思われるものが見つかっています。アズマモグラに関する意見書でも述べられていますが、現在の山林を東西に分断する計画はムササビの孤立を招きます。労をいとわず手遅れになる前にきちんとした調査を行うべきです。	○	2025/11/18	現地調査において計画地及びその周辺ではムササビは確認できませんでしたが、計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続しており、東西に分断する影響を軽減できるものと考えております。処分場埋立完了後については自然環境保護の観点から緑化計画を検討しております。
					691	アズマモグラについては産廃施設の建設により、現在は調整池の北に現存する山林が汚水処理施設のために伐採され、主として西側の山林が他の山林と分断されます。10月11日の説明会で示された図ではその分断をまったく回避していません。施設の配置を北側の山林に拡張しないよう設計を見直すなど、効果のある計画変更が必要です。	○	2025/11/18	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続しており、東西に分断する影響を軽減できるものと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
234	八幡台連区自治会		2025/10/16	個人	692	<p>10月11日説明会資料P.26の【Answer】の内容について質問します。</p> <p>1.「2000年9月に発生した東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m³に対し、洪水量は約18171m³で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250m³と設定しております。」となりますが、10月11日説明会で貴社は雨量を428mmで計算したと回答しました。しかし、気象庁の資料「前線と台風による集中豪雨～東海地方で記録的大雨～発生日:平成12年(2000年)9月8日～9月17日被害状況:死者・行方不明者12名、住宅被害69,618棟」によると、「名古屋では11日の日降水量が、平年の9月の月降水量の2倍となる428ミリとなり、2日間の合計降水量が567ミリに達した。」「期間降水量は、宮川(三重県宮川村)で1,090ミリとなったほか、四国から東海地方で800～1,000ミリに達した。」とあります。従って、雨量を1,000mmで計算すべきです。比例計算すると洪水量は約18,171×(1,000÷428)=約42,455.6</p> <p>豪雨発生期間9月8日～9月17日の10日間の水処理量は250×10日=2,500 故に洪水量は約42,455.67-2,500=約39,955.6 貯留容量合計約19895の約2倍になり、処分場から雨水が溢れることとなります。地球温暖化による異常気象で日本では毎年各地で線状降水帯が発生し、2000年9月の東海豪雨並みまたはそれ以上の想定外の記録的豪雨と集中豪雨は年々増加している。2019年10月12日には、神奈川県足柄下郡箱根町で1日(0時から24時まで)に922.5mmの雨量が記録されている。豪雨に対しては十分に余裕を持った計画にすべきです。【Answer】の内容の訂正を求めます。「洪水量は約18171で溢れないことを検証しております。」を「洪水量は約39,955.67で溢れることとなります。」に訂正して下さい。</p>	○	2025/11/18	東海豪雨の検証では、2000年の日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、9/11の降水量を428mm、9/12の降水量を138.5mm、9/8～9/11の期間降水量は616.5mmとして計算しております。この降水量を用いて検証を行い、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m ³ に対し、洪水量は約18171m ³ で溢れないことを検証しております。また、他県で観測された降水量については、現場条件も異なることから、今回の検討では現場近傍の観測所である名古屋測候所のデータを使用しております。
					693	<p>2.「水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19,895m³」この豪雨によって満杯になった貯留容量合計の水を処理するのに何日かかるかを計算すると「水処理施設の処理能力は日最大量250」であるから約19,895m³÷250m³/日=79.58日で約2.6か月掛かる。この2.6か月間における処分場へのさらなる降水量の推定値Aは概ね以下のように計算できる。気象庁データによると豪雨の発生が多い8月から10月の名古屋3か月間降水量が約535.7mmである。 A=産廃処分場面積64,300m²×約0.5357m×(2.6÷3)=約29,853m³ このAを処理するのに約29,853m³÷250m³/日=119.4日で約4か月掛かる。 以上の計算結果は、一度豪雨があるとそれ以降に降る雨水も処理できずに処分場から溢れることを示している。なお晴天時の蒸発は無視できる程度と考えられる。 以上の検討結果についてどのように考えるかをご回答ください。</p>	○	2025/11/18	水処理施設は、調整槽が満杯になってから稼働するものではなく、常時処理を行っている施設になります。浸出水処理設備の検討では、日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、期間中の降雨も加味しております。
					694	<p>同時に「水処理施設の処理能力は日最大量250m³」は決定的に少なく、3倍の750m³以上は必要ではないかと考えます。ご回答ください。</p>	○	2025/11/18	浸出水処理設備の検討では、日ごとの降水量を用いて連続計算を行っており、処理水量と調整槽容量のバランスをみて設定しております。
					695	<p>防水シートのある廃棄物処分場は巨大なため池と同じです。屋根のない傾斜地にある処分場には直接降る雨水と周りの斜面からも大量の水や土砂が流入すると考えられます。この流入量をどの程度と推定しているかご回答ください。その水量を加算すると2000年の東海豪雨以下の大雨でも処分場から雨水が溢れることになると考えます。このことについての見解を求めます。 また豪雨時に「産廃処分場面積64,300m²」に直接降りつける雨水と周りの斜面から流入する大量の水や土砂によって覆土が流出して産業廃棄物がむき出しになる恐れは十分考えられます。その場合には産業廃棄物に触れて汚染された大量の水が処分場から溢れ下流域の河川が汚染されます。このことについての見解を求めます。</p>	○	2025/11/18	事前計画書内の斜面安定計算において洪水時の検討(ケース2、ケース3)を行っており、貯留堰堤天端高さまで水位が発生した場合の検討を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					696	各自治会での説明資料37ページの「処分場標準断面図」において、右端のり面(処分場穴の縁面)から15m、左端のり面(処分場穴の縁面)から15mも産業廃棄物が小山のように積み上げられる計画になっている。中央部では層の厚い所では45mにもなると説明された。この場合、処分場穴の縁面から上にある水平に埋め立てられた各層の外周の覆土は豪雨によって流出しやすいことは明らかである。覆土が流出すれば産業廃棄物がむき出しになり、それに触れて汚染された大量の水が処分場から溢れ下流域の河川が汚染されます。このことについての見解を求めます。	○	2025/11/18	押え盛土（小山）については植生を行い浸食防止に努めます。また、大雨時には処分場内の点検を行い廃棄物が露出・流出することのないよう維持管理を行います。今後の詳細設計において雨水が速やかに排水されるよう、法肩部、法尻部に排水側溝を設け防災調整池に導水する計画です。
					697	各自治会での説明資料37ページ「処分場標準断面図」の縦断方向図において、右端のり面(処分場穴の縁面)から15m、左端のり面(処分場穴の縁面)から15mも産業廃棄物が小山のように積み上げられる計画になっている。中央部では産業廃棄物と覆土の層が厚い所では45mにもなると説明された。産業廃棄物と覆土が層状に積み上げられた小山は、猿投北断層のずれによって発生する震度6の巨大地震はもちろんのこと、日本各地で繰り返し発生する震度3から5程度の地震でも産業廃棄物と覆土の層がずれて崩れる恐れがある。その場合には、産業廃棄物の空気中への飛散や雨水による汚染が考えられる。このことについての見解を求めます。	○	2025/11/18	現行の耐震設計レベル2（震度6程度）で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。また、愛知県環境局資源循環推進課、尾張県民事務所廃棄物対策課、瀬戸市都市計画課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。
					698	この産業廃棄物処分場計画地は、愛知県尾張農林水産事務所の山地災害危険地マップによると崩壊土砂流出危険区域に位置している。従って、豪雨や地震発生時には大量の崩壊土砂流出による被災のリスクが非常に大きい。この産業廃棄物処分場計画を断念することを求めます。	○	2025/11/18	愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
235	效範連区自治会		2025/10/17	個人	699	地球温暖化による気候変動のため、線状降水帯が日本国内いたる所で発生している現在、産廃処分場建設予定地のすぐ近くに水源があり、処分場から有害物質が大雨などで流出した場合、飲み水の汚染や、下流の山口川、矢田川を農業用水として利用している田畑の汚染が心配です。	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
					700	処分場への廃棄物運搬車両・トラックによる交通事故や粉じんが飛散されないか心配です。	○	2025/11/18	安全教育等を実施し、交通事故防止に努めます。粉じんに関しては、必要に応じて散水等を行い、飛散防止に努めます。
					701	猿投山北活断層の存在と土砂災害危険地区に指定されていることから、大地震など災害の安全性に非常に不安です。	○	2025/11/18	猿投山北活断層については、今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。 土砂災害危険区については、愛知の治山の発行元となっている愛知県の尾張農林水産事務所に問い合わせ、崩壊土砂流出危険地区について確認しました。ハザードマップ等に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることをお知らせすることを目的としていて、現状、崩壊土砂流出危険地区として記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけでもないとのことでした。但し、当社の開発に伴い、対策済の地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談のうえ、どのような対応が必要なかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでしたので、今後、県との協議の上、必要な対策を講じていく予定となります。
236	山口連区自治会		2025/10/17	個人	702	私は説明会でコア写真と柱状図、調査深度等について、事業計画書等（概要版）（瀬戸市HP更新日2025年1月20日）をプリントした資料をもとに発言をした。回答者からは、地質調査のコア写真等が事業計画書等Vol. 1 ののっていることを教えていただいた。後日、私はHPをみて、調査深度は最大で40cmであることがわかった。 →単位をcmからmに修正しました（11/27） 結論からいうと、事業計画予定地と猿投山北断層との距離について、事業者側の説明が一転したことで、今は今まで以上に疑念・疑問が生じた。 関係連区自治会住民だけではなく、瀬戸市民が傍聴できる説明会を要望する。 理由は、次の1～4である。	○	2025/11/18	ボーリング調査震度においては事業計画書P5-8、P5-9に示す通りの8m～40m深さとなっており、ご指摘の「調査深度は最大で40cm」については確認できませんでした。 →単位がcmからmに修正になったため、上記の文章を削除（11/27） 1.断層については専門家の意見をきくために名古屋大学の先生にもお伺いしましたが、愛知県の専門家委員会の委員になる可能性があるため、現時点では回答できないとのことでした。また、愛知県環境局資源循環推進課、尾張県民事務所廃棄物対策課、瀬戸市都市計画課に確認したところ、断層が近いことによる特別な設計基準は無いとのことでした。よって、現行の耐震

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
						<p>(以下は要望理由)</p> <p>1 事業計画予定地とその周辺の地質調査について、詳しい説明を要望する。 (1) 事業計画予定地と猿投山北断層との距離が半分に縮まった分、南海トラフ地震と連動して猿投山北断層が動いた際には、被害が想定より大きくなると考えられる。大雨等の条件が重なればより大きな被害になると考えられる。 (2) 事業者の15回目の説明会で、はじめて都市圏活断層図(瀬戸)が提示された。 約14年前の山口連区での説明会で、当時の自治会長が、直近に活断層があるからやめてくれと、事業者側に訴えていたことを、私は鮮明に覚えている。 事業計画予定地周辺の地質調査とは、瀬戸市東白坂町(東大演習林内)の猿投山北断層のトレンチ調査等のことである。 今までの説明会で、住民から要望があった「猿投山北断層に関する公開質問」について、事業者側は「愛知県と協議する」と主張するばかりで、代替案が提示されていない。代替案を複数提示して、実行して、住民と話し合ってこそ、説明会といえるのではないか。 事業者と県との協議の段階に入ると、住民側が協議内容を知りたくても、ほとんどの内容が開示されない。事業者と愛知県との密室での協議で事業計画の実現を進めるのではなく、瀬戸市民が参加できる開かれた場の1つとして「猿投山北断層に関する公開質問」を要望する。</p> <p>2 処分場底面部の構造について 処分場底面部の造成土の上は、保護マット(10mm)となっている。底面部全体の強度を高めるために、底面部をコンクリートにする必要はないのか。 保護砂(50cm)とは、ペントナイト混合土のことなのか。</p> <p>3 産業廃棄物最終処分場を実現したいのであれば、事業者と土地所有者の土地の中だけで完結する施設にするべきである。水や大気、地盤等の自然環境、生活環境等を住民と共有している。 水、粉じん、臭い、騒音等を埋立地外部に出さないエコアクマと(クローズドシステム)のような環境保全型の処分場を目指すべきである。エコアクマとは、地域の環境教育の場としても利用されている。 南海トラフ地震、猿投山北断層の直下型地震が発生した場合には、大規模な自然災害にも耐えることができる施設でないと、災害廃棄物の受け入れもできなくなる。 環境万博を開催した愛知県。瀬戸市の住民として、私はオープン型の産業廃棄物最終処分場の計画には、反対である。</p> <p>4 事業者の説明会の周知、運用の仕方は、瀬戸市民にとって、開放的であるべきである。 事業者の事業計画や説明会等の周知は、自治会回覧板とHPだけではなく、広報せとのチラシに入れる等、瀬戸市民全体に広報すべきである。関係連区自治会以外の瀬戸市民も傍聴しやすい説明会の運用を心掛けてもらいたい。 瀬戸市民の傍聴者も参加した、瀬戸市民全体を対象とした説明会の運用の仕方でない限り、環境保全上の問題について、瀬戸市民から合意が得られたとはいえない。</p>			<p>設計レベル2(震度6程度)で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。</p> <p>2. 底面部の地盤強度については工事に平板載荷試験を行い必要な地耐力の確認を行います。また、底面の保護土については砂となります。ペントナイト等の混合土ではございません。</p> <p>3. ご意見として承ります。</p> <p>4. 瀬戸市産業廃棄物関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき、瀬戸市長が定めた関係地域のみなさまに、株式会社東立テクノクラシーが事業計画をご説明する目的で開催させていただきました。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
237	山口連区自治会		2025/10/17	個人	703	今回の10月11日の15回目説明会は、以前から発表された14回の説明会の後、唐突にインターネット上に発表されたものです。これは各自治会にも通達されたものとの事ですが、この町すなわち上之山町3丁目については責任あるは発言ができる私どもに言わせて頂ければ、町内会からは一言もお知らせはありませんでした。という事は町内会などの自治会に入っていない方々は更に「実は行きたかったのに」「何も知らされていない」内に終了してしまった、と言う事になりました。これでは自治会に入っていないと「意見が言えない」「一人前の市民とみてもらっていない」「人間扱いされていない」と感じます。今回の東立テクノクラシー(以後東立様)の計画は私どもの飲料水に関する深刻な内容を抱えています。馬ヶ城取水口から流れる飲料水に水銀やアスベスト、が混入するかもしれない、そしてその水は山口川に流れ込み、更に下流の名古屋方面の人々の飲料水等にも影響を与えるかもしれない。この説明会の存在については自治会に入っている、入っていないにかかわらず瀬戸市民として「知る権利」があり、東立様に対しては「知らせる義務」がありました。しかしそれは果たされませんでした。350名入る「つばきホール」が100名ほどの参加者になったのはそのためです。あたかも「市民は賛成しているか興味がない」と第三者にみられるような演出がなされたと思います。しかしこれは公正ではありません。それにもかかわらず東立様は「説明会はこれで最後にする」と一方的に言い放ち市民に歩み寄ろうという姿勢が感じられませんでした。3時間にもわたる説明会が怒号の中でいったん終了となった背景にはこのような事実もあると思います。東立様の告知義務について問題があります。	○	2025/11/18	10月11日の説明会に関しては1か月以上前から、追加の説明会を希望されている各自治会長様へご案内させていただきました。自治会に加入されていない方への周知方法は無いため、瀬戸市環境課のホームページでも公開頂きました。馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。また、弁護士が存在だけで市民を威嚇するつもりはございません。あくまでも法に基づいた運営、対応をさせていただくことをお伝えしたつもりでございます。意見書の提出期限については、申し訳ございません。過去14回実施させていただきました説明会同様、1ヵ月程度とお伝えしたつもりでした。最終の提出期限を決定するのは瀬戸市環境課となりますので、当社に決定権はございません。
					704	しかし以前の説明会に比べ「猿投山北断層」については改善が少し見られました。新たに国土地理院作成の都市圏活断層図を採用し、以前は「当該予定地は断層より1.1キロ離れているので問題はない」と言うような内容でしたが今回は「断層からは0.55キロ離れているのみだった」(p.6)と潔くお認めになったことです。以前の資料では「活断層より1・1キロ離れているから問題はない」しかし「0.55キロしか離れていないことが分かった」という事は以前の資料の有効性は失われたと思われま。東海東南海地震が近いと言われる今現在、断層については新たな見解が必要です。しかし会場の方々が最もお怒りになったのは「当該地に対して林地開発などの法に対して「守る」とした約束を守らない東立さんの姿勢」だと思います。「以前取り交わした約束は会社名が変わったから守らなくても良い、林地開発申請に対しても守らなくても良い」等と人と人との間でも破れば信用を失うことを平気で進める「姿勢」には問題があります。このような「姿勢」が市民の素朴な怒りを喚起させたと思われま。法律上のことだと言って毎回、弁護士に答えさせるのも納得できません。弁護士の存在だけで市民を威嚇できるとお思いになっていたとしたら、それは古い考えです。訴訟は市民でも本人訴訟でできます。今回の計画は「瀬戸市民が安心して瀬戸の水を飲めるのか?」と言う瀬戸市民としての市民生活の根本がかかっていると思います。	○		
					705	「馬ヶ城浄水場取水地点である西谷取水口は本計画の上流に位置し影響はない」(p.20)との東立様の見解ですが、昨今の異常気象のよる今までにないような大雨が頻発しています。そして都市部での「エア－ハンマー現象」によるマンホールのふたが吹っ飛ばすような事象は「取水口が上流であっても水銀やアスベスト、ピーファスなどが混入する事態が皆無とは言えない」事を暗示します。このような有害物質を含んだ飲料水は瀬戸市民はもちろん下流地域の名古屋市を含む住民に健康被害を与えるでしょう。それも広範囲に長期にわたって、です。水と言うのは変幻自在どこへ、どのように浸透してゆくかわかりません。また本日新たに納得できない発言をお聞きしました。「今回の説明会についての意見書の期限は一週間以内です」これでは忙しい方はあきらめるしかありません。意見書を書くなど言っているようです。納得できません。この東立テクノクラシーの計画は未来の子々孫々に悪影響を及ぼすと思われま。(以下は自治体要望)建設を認めないでください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
238	本地連区自治会		2025/10/17	個人	706	<p>意見書に対する東立の見解に関して、8/12に提出された意見番号471は以下の通りでした。「私たちが25年前に経験した「東海豪雨」のような大雨による「土砂崩れ」が発生することも考えられる。・・・」これに対する東立の見解が9/19に以下のように出されています。</p> <p>「ご指摘の事象はないものと考えますが、土砂崩れについては、・・・」このやりとりについての質問となります。当地では2000年9月12日の東海豪雨により瀬戸市東山路町で水害が発生しているが、過去にも以下のような土砂災害の記録が残っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1613年瀬戸市矢形町、本泉寺 山口(上菱野)城跡(計画地から西南西3km) <p>水害により上菱野城南にあった本泉寺が現在の場所に移転された。 【出典本泉寺内看板せとモノかたりの会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1681年瀬戸市石田町(計画地から西南西4km) <p>水害により山口川上流で山崩れが発生し、せき止められた天然ダムが決壊。それにより、下流の家や田んぼ押し流され、多くの人も流された。その時に流された地蔵が「首無し地蔵」として石田町に残っている。 【出典日本地すべり学会中部支部ニュース14】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1767年8月4日 明和の大洪水 瀬戸市赤津万徳寺前宗林寺(計画地から西北西700m) <p>万徳寺付近の山崩れにより赤津川がせき止められ、天然ダムが形成された。その天然ダムが決壊し、下流域の山口、菱野一帯の人家、田畑が流され、死者・家屋流出多数</p>	○	2025/11/18	<p>処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。</p> <p>また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m³に対し、洪水量は約18171m³で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250m³と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。</p>
					707	<p>【出典日本地すべり学会中部支部ニュース14】</p> <p>一方、赤津川では猿投山の山崩れによる巨石がおびただしく流出、川幅が5-6mから22-24mとなった。赤津の雲興寺では山が抜け、雲興寺門前の巨岩が流出、その時の巨岩が「性空石」として今も雲興寺門前に見られる。 【出典愛知県の土砂災害の歴史、水利科学No. 382, 2021】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1957年8月8日 瀬戸市泉町(計画地から北西3km) <p>豪雨(442mm)により山崖崩れが発生。愛知県の山崩れは978箇所、死者・行方不明33人、家屋全半壊165戸。瀬戸市泉町では40余りの人が生理めとなり、22人が犠牲、品野地区でも死者8人。 【出典愛知県の土砂災害の歴史、水利科学No382, 2021愛知県建設局砂防課所蔵】</p> <p>【質問-1】一市民である私が調べた範囲でも上記のような死者の発生する土砂災害事象が計画地域周辺で繰り返し発生しています。東立の意見番号471に対する見解では、「指摘の事象はないものと考えます」とされていますが、その根拠を教えてください。</p>	○	2025/11/18	<p>本計画は現行の開発基準に従って、設計を行い、安全性を検証しています。現行の開発基準は当地方における過去の事象含めたデータをもとに、科学的な知見により、公共機関が定めたものであり、これを遵守することにより、ご指摘の検証がされるものと考えます。</p>
						<p>【質問-2】当地域において過去に発生した土砂災害から教訓をくみ取り、然るべき防災対策をとることが当然と思うが、上記のような記録に残されている過去災害事象さえ調査されていないのはなぜですか。</p>			

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					708	<p>10月11日の質疑応答会資料10頁 「崩壊土砂流出危険地区」について、東立が尾張農林水産事務所に問い合わせたことへの県の返答が「・・・県として対策は完了している箇所であり何かしらの規制があるわけではない」とされています。「崩壊土砂流出危険地区の選定は、林野庁の山地災害危険地区調査要領(平成28年7月→令和6年3月)」に基づき、崩壊土砂の流出するおそれのある地区として計上されています。この「要領」に基づき選定された箇所では今でも繰り返し土砂災害が発生しています。特に花岡岩の風化した計画地と同様の地質からなる広島県では平成30年7月に豪雨により1242箇所で廃棄物混入土砂が流出する土砂災害が発生し、138名の死者などの被害が発生しています。広島県と同様の花岡岩地域の崩壊土砂の流出する危険地区に計画するのであれば、類似ケースの調査・分析が必要と思いますが。</p> <p>【出典廃棄物資源循環学会誌Vol. 30, No. 2019広島県環境局】 林野庁では令和4年11月15日に「開発行為の許可基準等の運用について」との通達を各都道府県知事宛てに発出しています。(令和4年11月15日付け4林整治第1188号最終改正令和7年6月5日付け7林整治第305号) 上記通達によれば、「災害が発生するおそれがある区域」として「地すべり防止区域」などと並べて「崩壊土砂流出危険地区」が計上されています。根拠とする法令等は「山地災害危険地区調査要領」とされています。林地開発許可にあたっては、森林法に抵触しないことが必要となりますが、法律を所管する林野庁が設定した「崩壊土砂流出危険地区」の中に産業廃棄物を蓄積することは、森林法10条の2にある「災害の防止」に抵触するものと思います。少なくとも、崩壊・土砂の流出する危険地区の外を候補地とすべきと思いますが。</p> <p>【質問-1】 廃棄物処分場を「崩壊土砂流出危険地区」の外に変更するお考えはありますか。</p>	○	2025/11/18	<p>現行の開発基準に基づき、設計施工を行い、法令に則った維持管理を行うことで、「崩壊土砂危険地域」内においても、安全な施設運営ができるものと考えますので、ご指摘の考えはありません。</p>
					709	<p>【質問-2】 「災害が発生するおそれがある区域」として計上されている「崩壊土砂流出危険地区」内に廃棄物処理場が設置されることは、単なる土砂流出ではなく、廃棄物混入土砂が一般環境に流出する危険のある地区となります。「危険地区」を所管する尾張農林水産事務所に「県として対策は完了している箇所であり、何かしらの規制があるわけではない」との返答のみで、上記の危険性を指摘しなかったことは県民のひとりとして不安を感じます。法的規制区域ではないですが、林野庁では根拠とする法令等として「山地災害危険地区調査要領」を位置づけており、法的規制区域と同様の規制が求められる地域と判断すべきだと思います。そのため一県民として、尾張農林水産事務所にその点を確認したいと思いますので、返答された尾張農林水産事務所の担当者のお名前を瀬戸市環境課にお伝えください。後日、私が環境課を伺い確認させていただきます。</p>	○	2025/11/18	<p>対面での打合せではなく、電話での確認を行っております。個人名については控えさせていただきます。</p>
					710	<p>10月11日の質疑応答会資料27頁遮水シートについて 東京都日の出町の谷戸沢処分場は我が国の処分場では最高レベルとされており、破損するはずのない遮水シートが1992年に破損しました。しかも遮水シート破損を発見したのは住民でした。</p> <p>【出典産業廃棄物のリスクマネジメント入門第2回東京海上リスクコンサルティング(株)主任研究員2001】 この他にも遮水シート破損の事例は以下のように多数の報告があります。 ・滋賀県甲賀市 クリーンセンター滋賀 2010年10月 ・山梨県北杜市明野町(山梨県環境整備センター) 2010年 ・千葉県君津市 新井総合処分場(君津環境整備センター)2019年以降 ・栃木県宇都宮市 エコパーク板戸 2023年3月 ・福島県小野町 ウィズウェストジャパン処分場 2025年1月31日 ・福岡県久留米市 一般廃棄物処分場</p> <p>遮水シートが破損すれば当然のように汚水が一般環境に流出していきます。山口川流域では、その水を農業水として利用しています。神話に頼らず、遮水シートは破損するものということを前提にした対応が必要です。</p> <p>【質問】 遮水シートの破損事象は深刻な災害となります。上記のような他地域での遮水シートの破損事象は他山の石とすべきです。こうした遮水シートの破損事例の原因・対策などの検討はされていませんか。</p>	○	2025/11/18	<p>遮水工への保護土層を確保することや、遮水工近くの埋立作業時は重機を正面に向けて、押し付けるようにする等の安全対策に加え、電氣的漏水検知システムによる、健全性の確認を行う事により、遮水工の損傷による事故を未然に防ぐ対応を実施します。</p>

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					711	<p>遮水シートの破損にとどまらず、過去には地震や土砂災害により被災した廃棄物処理場は以下の通り多数存在します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阪神・淡路大震災(1995年) <p>神戸市の廃棄物処理施設が大規模に被災。災害廃棄物の処理に長期間を要し、復旧計画が複数段階に分けて実施された。この災害を契機に、廃棄物処理施設の耐震設計が強化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県中越地震(2004年) <p>長岡市などで廃棄物処理施設が地震によって損傷。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災(2011年) <p>岩手・宮城・福島の沿岸部で津波により廃棄物処理施設が壊滅的被害。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震(2016年) <p>熊本市や益城町などで廃棄物処理施設が損壊。一部施設は地震後に再建・耐震化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道胆振東部地震(2018年) <p>厚真町などで大規模な土砂崩れが発生。一部の廃棄物処理施設が停電や地盤沈下により機能停止。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 能登半島地震(2024年) <p>石川県内で11施設が被災(ごみ焼却施設・し尿処理施設など)、うち9施設は復旧済み、2施設は代替措置を実施。</p> <p>【質問】 上記のような他地域での廃棄物処理場の被災からは災害時の廃棄物処理施設の耐震化や代替処理ルートの確保、広域連携の重要性が浮き彫りになり、他山の石とすべきです。こうした廃棄物処理場の被災事例の原因・対策などの検討はされていませんか</p>	○	2025/11/18	基準に則った耐震設計を行うことで、安全性は確保されると考えていますが、専門家委員会が、本施設において検証すべき個別事例要素の指摘があれば、検討を行います。
					712	<p>10月11日の質疑応答会資料6頁</p> <p>「猿投山北断層」について、「愛知県との協議では計画地までの距離は1.1kmではなく、0.55kmとする」と大飼社長は表明されました。</p> <p>環境省では、福島再生未来志向プロジェクトとして「指定廃棄物処分場に関する安全性の確保について平成25年2月」との文書を発表しています。その中で「処分場の設置については災害リスクの少ない安定した場所への設置が重要であり、法令上設置できない土地に加え、より安全性を考慮して下記の土地を除外する」としており、その中には「活断層近接地域」が計上されています。</p> <p>活断層・推定活断層に対する考え方として、「活断層から3km以内の土地は、候補地の選定対象域から除外する」とされています。また「河川砂防技術基準調査編(国土交通省水管理・国土保全局平成24年6月)」でも、活断層の近接地域は3kmと設定されています。</p> <p>活断層から0.55kmと近接する土地は、候補地の選定対象域から除外しないといけません。</p> <p>【質問】 廃棄物処分場を活断層から3km以上離れた地区に変更するお考えはありますか。</p>	○	2025/11/19	活断層から3km以上離れた地区に、適切な場所がございませんので、変更する考えはございません。
					713	<p>10月11日の質疑応答会資料30頁</p> <p>「断層と南海トラフ地震の連動は科学的に明確な知見がございません」との記述がありますが、当地では1944年12月7日に海溝型の東南海地震(M7.9)(死者行方不明1183名)が発生した1ヶ月後の1945年1月13日に直下型の三河地震(M6.8)(死者1961名)が発生しています。さらにその翌年1946年12月21日には再び海溝型の南海地震(M8.0)(死者行方不明1443名)が発生しています。こうした事例は海溝型の地震の前には直下型地震が連動する可能性を示唆しています。</p> <p>処分場の提体盛土などは震度6強として検討されているようです。海溝型の南海トラフ地震の場合はその震度での検討も許容されるかもしれません。</p> <p>一方で2024年の能登半島地震(M7.6)では震度7の地域が発生しています。震度7を記録した地域は地震を起震させた海底活断層からはおよそ10～20kmの距離に位置していたと推定されています。また地震による地殻変動としては最大4mの隆起も観測されています。一方の猿投山北断層は国の調査機関によって能登半島地震より規模の大きなM7.7の直下型地震が想定されています。さらに猿投山北断層と計画地との距離は550mで、能登半島地震での活断層までの距離の18～36分の1の至近距離にあります。猿投山北断層による直下型地震が発生した場合、計画地では能登半島地震を上回る数メートル規模の変動を前提とし、検討する震度も震度7を前提とするべきではないでしょうか</p> <p>【質問-1】 「断層と南海トラフ地震の連動は科学的に明確な知見がございません」との記述は正しいといえますか。</p>	○	2025/11/18	地震については、様々な学説が存在しており、事業者は、それぞれの真偽を問う立場に無ければいか、出来ないと考えています。ただ本計画に対する最も妥当性及び正当性の高い見解は設置許可申請における専門家委員会のものと考えています。
					714	<p>【質問-2】 処分場の提体盛土などの検討は震度7を前提とするべきではないでしょうか。</p>	○	2025/11/18	事業者としては、現行の耐震設計により、安全性を確保できると考えています。この考えの正当性については、設置許可申請における専門家委員会の見解が示されると考えます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
239	古瀬戸連区自治会		2025/10/20	個人	715	10月11日の住民説明会において「アズマモグラについて絶滅の危険性が增大すると考えられるのでは」の見解が示されました。人と生物が共生できる処分場としてほしいので残置森林を極力広めに残し、造成緑地はアズマモグラや他の生物にできるだけ配慮した緑地を広めに追成してほしいです。	○	2025/11/18	計画地内には残置森林、造成緑地を配置し、周辺環境との調和を図ります。残置森林、造成緑地は計画外の森林とも連続して配置し、影響を軽減します。
240	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	716	水源から近過ぎます。処分場からの有害物質の流出など100%ないわけではない！	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
241	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	717	水源からわずか70mってありえません。景観の悪化、自然環境への影響、健康被害への懸念、すべての面で処分場計画反対です	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
242	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	718	産廃は、最初から、反対です。自然災害が近年多く有り、絶対安全ではないと思います。ましては、水源地からあまりはなれてないと思います。絶対許認可しないで下さい。	-		
243	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	719	どうして瀬戸市ばかりに産廃最終処分場が建設されるのか??どうして私達市民ばかりが、犠牲にならなければならないのか??納得ができません。アスベスト・水銀等の特別管理産業廃棄物を、2重に梱包とのことですが、その程度で、10年後、20年後、安全とは言いきれません。もうこれ以上、絶対、建設反対です。私達が、自分達の手でこの自然環境を守るべきです。私達世代の未来に続く、子達、孫達への責任ではないでしょうか。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。
244	西陵連区自治会		2025/10/22	個人	720	水源が汚染されると健康被害が心配です。	-（関係住民外）		
245	水南連区自治会		2025/10/22	個人	721	今山路町で計画されている産廃処分場においては、水銀アスベストなどの特別産業廃棄物も含まれていると聞いています。近くに水源もあるこの場所を環境破壊してほしくありません。	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
246	下品野連区自治会		2025/10/22	個人	722	処分場への搬入車両が増えることで、通学路や生活道路の交通量が増え、子どもや高齢者の安全が脅かされるのではないかと懸念しています。	○	2025/11/18	通勤通学時間帯は極力通行しないよう配慮し、車両台数のピーク時などには交通誘導員を配置する予定でございます。廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。走行ルートについては、現状も処分場に隣接する場所で、工場を運用させて頂いているので、問題ないと考えております。実際のルートは、248号線もしくは22号線を通り、248号線から見て、せと赤津I.C西（交差点）を直進。そのまま県道22号/県道33号へ進み、約290m先の信号のない交差点を左折し、赤津山口線 に向かう。約180m先の交差点を左折して赤津山口線に入り、約600m先の信号のない交差点を左折し、山路海上線に入るルートで、約1.7km直進すると工場に到着する道になります。現状の走行ルートについてにじの丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。通学路上の安全対策を実施することとした。→学校教育課からの申入れにより、表記を変更。（R8/2/6）
247	本地連区自治会		2025/10/22	個人	723	瀬戸市に産廃処理場が50以上あることを知りませんでした。これ以上は必要ないと思います。	-		
248	品野連区自治会		2025/10/22	個人	724	瀬戸市は産廃業者に対して少しゆるすぎだと思います未来を大切に!!	-		
249	八幡台連区自治会		2025/10/22	個人	725	瀬戸ばかり産廃を引き受ける事になるのでしょうか!!それも「産廃埋め立ては永久にやらない」と協定を結んでおいて…「特別管理産業廃棄物」も追加して、水源近くに、のちのちの子ども達の健康も心配です。他の場所も検討して下さい。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。
250	陶原連区自治会		2025/10/22	個人	726	水源から70mなんて論外!!	○	2025/11/18	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
251	八幡台連区自治会		2025/10/22	個人	727	私は高齢のためこの先の環境の影響は限られると思いますが、子、孫たちの事を思うと心配です。どこかで産廃場は必要と思いますが、瀬戸では多くの産廃場があり合点がいきません。	-		
252	效範連区自治会		2025/10/28	個人	728	山路町の産廃処分場の話を書いて美しい瀬戸の町を汚してほしくないのと未来のある子供たちの住む場所を希望のない町にしてほしくありません。このようなことではますます高齢化の町になってしまうと思います。瀬戸が好きな方がいなくなってしまうのはつらいです。	-		
253	山口連区自治会		2025/10/28	個人	729	最近になって本処分場について知りました。まだまだ多くの市民が知らないまいると思います。市民全員が賛否を答えられる様説明会を何度でも開くべきだと思います。	○	2025/11/18	瀬戸市の産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防および調整に関する条例に伴い、十分に説明会の実施はさせていただいたと考えております。
254	山口連区自治会		2025/10/28	個人	730	処分場の概要の産業廃棄物にもえがら・汚泥・鉍さい・ばいじんとあるが、特別管理産業廃棄物には、特定有害物質を含むもえがら・汚泥・鉍さい・ばいじん等ありません。特別な管理が義務づけられています。特定有害物質を含む廃棄物は入ってこないのか？	○	2025/11/18	<p>特定有害産業廃棄物については埋立処分基準を満たすものであれば受け入れが可能となりますので、埋立処分基準を満たすものについては受け入れを考えております。</p> <p>■埋立処分基準の概要 埋立処分基準については主に以下5項目があります。 (1)水銀、カドミウム等の有害な重金属等を含む汚泥、指定下水汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい等で埋立処分に係る判定基準に適合しないものは、遮断型最終処分場で行うこと。 (2)特別管理産業廃棄物である廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却する方法等によること。 (3)廃酸、廃アルカリおよび感染性産業廃棄物は、埋立処分を行ってはならないこと。 (4)石棉含有廃棄物等の埋立処分を行う場合 ・大気中に飛散しないように、あらかじめ固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包すること。 ・許可を受けた最終処分場（安定型最終処分場を除く）のうち、一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。 ・埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散、流出しないように、その表面を土砂で覆う等、必要な措置を講ずること。 (5)廃水銀等処理物は、埋立処分に係る判定基準を満たす場合、追加的な措置を講じた管理型最終処分場で処分することができる。基準を満たさない場合は、遮断型最終処分場で処分すること。</p>
					731	10月11日、質疑応答の場を設けていただきました。数多くの住民出席者から、たくさんの質問が上がりお答えいただきました。1時から4時では、時間が短すぎますので、まだ、手を挙げて、質問したかった方々、当日こられない方々等、含めると、質疑応答会の場を再度つくって、いただきたいと思っております。	○	2025/11/18	ご意見として承ります。
					732	「発送地点はどこからになりますか?」という質問に対し、特定の場所からの搬入ではないので、断定はできません。という答えを読みました。(10/11開催 質疑応答会資料より)。発送地点が特定しないかぎり、瀬戸市内へ入るルートは、特定できないということでしょうか?そうであれば、関係地域に限らず、通るトラックによる関係する迷惑をこうむる住民は多くいると思います。瀬戸市全市民に事業説明会を開く必要性があると思います。ぜひ、多くの瀬戸市民が、ゆきわたるように、継続して、説明会開催をしていただきたい。(説明会というのは事業計画・環境保全対策・質疑応答です)	○	2025/11/18	どこから瀬戸市内へ入るかは、現場によって異なるため、特定できかねます。住民に迷惑のかからないよう、道路交通法を遵守し、安全運転に努めます。また、安全教育も徹底させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
255	山口連区自治会		2025/10/29	個人	733	今回10/11の「質疑応答会」も含めて数回の説明会に参加し、私自身も含めて、市民の理解が深まっていると感じます。しかし、正直、時間(理解するための)が足りません。今回の計画は、瀬戸市で52ヶ所の処分場の中でも、最大の規模で、アスベスト、水銀使用製品を含む15種類もの産廃を扱うのですから、その影響も多岐に渡ります。それだけ巨大な最終処分場建設計画です。未来の子どもたちの健康と安全、安心して過ごせることを願う私達市民、大人が「きちんと理解したい!」と思うのは当然です。 是非 市長の名前で、追加説明会を指示してください。（自治体への要望） そして事業者は、その指示と市民の想いを受けて、追加説明会を(希望が出ている連区は単独で)開催してください。宜しくお願いします。	○	2025/11/18	検討させていただきます。
256	山口連区自治会		2025/11/6	個人	734	産廃予防条例第8条にある市長に提出した「周知計画書」（特に条例施行規則4.5.6）の内容を教えてください。私を知る限りでは、これまでの説明会の周知は、各自治会連区への連絡と、自社のHPでの告知だけのようです。市民への周知が足りてない（例えば約4割の自治会未加入者）から、市民の理解がまだまだ進まない現状なのだと思います。「追加説明会(市長が指示する)」では、市と事業者が協力して、広く市民に伝わる形での周知を行ってください。例えばチラシを作ってくださいれば、が私も一市民として、チラシ配布に協力します。宜しくお願いします。	○	2025/12/15	周知計画書は行政へ提出する書類となるため公開は致しかねます。説明会の周知は各自治会連区の自治会長様と相談のうえ回覧の配布をさせていただき、自治会未加入の方には瀬戸環境課のホームページでも公開させていただいており、十分に周知させていただいたと考えております。
					735	(質問1)これまでの説明会と先日の質疑応答会の周知について、自治会あての連絡と自社のHPでの告知以外で何を行いましたか? (質問2)愛知県「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の規則第9条関係に「説明会の開催の周知は、通常その内容を住民が知り得る方法をとることとし、具体的には、各戸への案内配布、新聞折り込みチラシのほか、市町村広報その他の広報紙への掲載等である。」と記載。東立は、これらの周知活動を行いましたか? (質問3)私は、関係地域の「子ども」が通う、幼稚園、保育園、学童などに周知されていたのか心配です。 今後追加説明会(市長が指示する)では、関係地域に限定せずに、全市民への周知を目指してください。私も一市民として、瀬戸市の未来のため、子どもたちの安心、安全、健康のために出来ることは協力します。	○	2025/12/15	(質問1)瀬戸市環境課のホームページで周知していただきました。 (質問2)各戸への案内の配布を自治会長様と相談のうえ、実施させていただきました。 (質問3)学校名は控えさせていただきますが、周知している学校もございます。 関係地域を限定したのは弊社ではございませんので、ご要望にはお応えできかねます。
257	水南連区自治会		2025/11/7	個人	736	産業廃棄物の埋立処分の基準(廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号) 理立を行う場合の基準、遮断型最終処分場で処分しなければならない産業廃棄物の個別基準 有害な特別管理型産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと (いわゆる遮断型最終処分場で処分すること)(令第6条の5第3号)とあります。 今回の場合は、瀬戸市民の水源に近く、地下水山にも影響がある為に、上記の説明を全関係連区であらためて行う必要がある。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
258	萩山台連区自治会		2025/11/10	個人	737	1. 遮水シートの耐用 遮水シートは規格ギリギリのものを使うが、実用に耐えらなくて有害物質が漏れるのではないかと心配である。	○	2025/12/15	規格ギリギリのものを使うような発言はしていないかと思えます。愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、法に則り、対応させていただきます。
					738	2. 表層崩壊よりひどい大惨事 最近よく起こるようになった線状降水帯により大量の雨が降った時には水はけが追いつかず、遮水シート下に大量の水が堆積し、耐水シートごと産廃物がボートのようになって堆積水の浮力により浮き上がり、押し流される。表層崩壊よりもっとひどい大惨事が起こる可能性がある。	○	2025/12/15	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。 また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることになりますが、水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m ³ に対し、洪水量は約18171m ³ で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250m ³ と設定しております。時間当たりの設定はしていません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287~をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					739	3. 15年以後管理不能 15年間産廃を受け入れて満杯になった後は管理しない可能性がある。15年以後は受け入れがなく収入源がないからである。15年以後耐用年数となった遮水シートが破れた場合に管理がなくなり、飲料水道や農業用水に強い影響があり、使用できなくなる。	○	2025/12/15	満杯になった後も、廃止届が受理されるまでは当社が責任をもって管理いたします。廃止届が受理されたということは、法的に環境への影響が出ないことが認められたこととなります。万が一の場合は、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用させていただきますので、ご心配の事象は発生しないと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
259	山口連区自治会		2025/11/11	個人	740	瀬戸市は自然豊かなので、子育て環境がよいという事で引越してきたご家族が多数いらっしゃいます。3年前私も引越してきました。瀬戸市には既に沢山の産廃場があることを、この山路町をきっかけに知りました。せっかくの自然をこれ以上台無しにしないでください。産廃場だらけの町にしないでください。次の世代に、住みつづける子供達のためにもお願いします。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					741	説明会参加者が少ないということは。周知が足りないということではないでしょうか。瀬自連に対しての環境課の説明が不十分と感じる。瀬自連に対してもって丁寧な説明をし、正しく周知するべきではないでしょうか。	-		
					742	県の「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」規則第9条によると、説明会の開催の周知(第2項)は、通常その内容を住民が知り得る方法をとることとし、具体的には、各戸への案内配布、新聞折り込みチラシの他、市町村広報その他の広報紙への掲載等である。とあるが、その周知が全くされてないのではないのでしょうか。市から業者に指導するべきでは、ないのでしょうか。	-		
					743	40年もかかる事業なのに、市民への説明はたったの1時間というのは大問題ではないのか。市民の普段の生活の安心安全がかかっているような慎重かつ適切な判断をしないといけない事業なのに、そんな短い時間の説明だけで市民が理解・判断できるはずがありません。もっと説明会をやるべきではないのでしょうか。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					744	産廃計画の箇所が、市の総合計画で大事な場所となっている。これは大問題ではないのか。市として、総合計画で大事な場所に産廃計画があることについて、どのように対応しているのか教えてほしい。	-		
260	水南連区自治会		2025/11/17	個人	745	大地震などの大きな災害がいつ起こるか分かりません。水源地近くに産廃処分場を作ることに断固反対します。	○	2025/12/15	現行の耐震設計レベル2(震度6程度)で設計し、安全率は常時、地震時ともに1.2を確保しており、想定震度6強に対しても十分対応可能と考えています。また、馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
261	效範連区自治会		2025/11/17	個人	746	河川水質調査の信頼性に重大な疑問を感じています。事業者の調査は令和3年(2021年)6月4日に実施されたもので、日降水量23.0mm、時間最大降水量5.5mm/hという非常に小さい降雨条件を基準としています。ところが、瀬戸市消防本部の観測では、実際には毎年50~60mm/hの豪雨が頻発しており、令和3年には54mm/h、令和5年には60.5mm/hを記録しています。こうした実態に比べて、5.5mm/hという基準は著しく小さく、現実の豪雨リスクを反映していません。さらに、事業者が参照した「アメダス名古屋」のデータは、名古屋市千種区日和町(名古屋地方気象台)での観測値であり、処分場予定地である瀬戸市山間部の降雨特性を反映していません。山間部では局地集中豪雨が発生しやすく、都市部のデータを流用するのは妥当ではありません。このような条件設定では、防災調整池からの放流水質が豪雨時にどうなるかを正しく評価できず、農業用水や水道水源への濁水被害の可能性を見落とす可能性があります。調査結果は科学的な客観性を欠いており、住民の安心を担保する根拠にはなりません。したがって、・瀬戸市内の実際の豪雨データ(消防本部観測値等)を反映させること。・現地の自然条件に即した再調査を行うこと。・50~60mm/h級の豪雨を前提としたシミュレーションを行うこと。これらが不可欠です。現状のままでは、処分場計画の安全性を議論する土台すら成り立たないと考えます。	○	2025/12/15	河川水質調査については計画地内の雨水排水及び防災調整池計画に用いるための降雨量ではございません。環境保全対策書内の水質の状況(濁水時)を評価するために調査を行っている値になります。雨水排水計画においては「林地開発許可申請にあたって」愛知県森林保全課資料より計算を行っており不足は生じていないと判断しております。また、気象庁アメダスのデータ使用については浸出水量算定のため名古屋測候所を使用しております。各用途において各基準で計算を行っております。
					747	環境保全対策書によれば、交通量調査は騒音・振動調査と同時に実施されたとされています(p.3.1-1.p.3.3-3)。具体的には、・No.1~5の5地点2020年12月1日(火)12時~2日(水)12時・環境騒音No.3地点のみ、2021年1月20日(水)12時~21日(木)12時と、わずか24時間の調査に基づいて「現況把握」としています。しかし、この時期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済・地域活動が大幅に制限されていた時期です。交通量が通常より減少していた可能性が高く、これを現況データとして扱うのは妥当ではありません。さらに、年1回・短期間だけの調査であり、曜日や季節の変動も考慮されていません。交通量は騒音・振動・大気汚染・道路安全性に直結する重要な要素です。したがって、直近の通常時に改めて再調査を行うことを強く求めます。そのうえで、以下の点について明確にお答えください。 1. コロナ禍という特殊状況下のデータを「現況」として採用した理由は何ですか。2. 短期間(24時間)の調査で十分と判断した根拠は何ですか。3. 平常時における追加調査を今後行うご予定はありますか。以上について、住民の安全と安心のため、具体的なご回答を求めます。	○	2025/12/15	コロナ下でありましたが、計画地周辺の工場等が通常の営業を実施していたことから、計画地への交通量については、大きな変化がないと考え調査を実施しました。道路交通の測定は、通常、年間を代表する1日間として実施することから、今回の測定も平日1日間で実施しました。搬入道路の交通量は、事業開始前に再確認し、必要に応じて追加調査を検討します。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					748	意見:10/11の説明会の資料において「瀬戸市のメリット」として「利益が増えれば瀬戸市に納める法人市民税が増え、瀬戸市民の雇用も検討しているため、瀬戸市に収める所得税も増える可能性がある」とありますが、御社の本社は名古屋市にあり、瀬戸市には分析センター環境センター、工場のみと承知しています。この場合、法人市民税の大部分は名古屋市に納付されると考えられます。瀬戸市へは均等割などごく一部の納税にとどまり、「瀬戸市の税金が増える」と言えるほどの効果はないのでしょうか。また「瀬戸市に収める所得税が増える可能性」との記述がありますが、所得税は国税であり瀬戸市には入りません。また、御社が産廃ネットで公表している3年分の財務諸表によれば、利益率はきわめて低く推移しています。 2022年度:売上約46.8億円、純利益約1,280万円(利益率0.27%)2023年度:売上約51.2億円、純利益約975万円(利益率0.19%)2024年度:売上約54.7億円、純利益約3,423万円(利益率0.62%) 売上が50億円を超えていても、3年連続で利益率は1%未満。仮に法人税全体の実効税率を30%とすれば、年間300~1,000万円程度の納税規模であり、そのほとんどは本社所在地の名古屋市に納められます。これをもって「瀬戸市へのメリット」と言うのは、現実的ではないのではないのでしょうか。質問:瀬戸市および瀬戸市民へのデメリットについて、どう考えていますか?	○	2025/12/15	瀬戸市および瀬戸市民へのメリットは無いと考えております。あるとすれば納める税が増えるぐらいかと思ひ、お伝えさせていただきました。メリットもなければデメリットも無いと考えております。
					749	道路の補修についての質問「道路の補修は本来行政が行うものだが、因果関係ははっきりしている場合は事業者が補修する」との説明でした。しかし、その「因果関係」を誰が、どのような基準で判断するのが示されていません。住民や自治会が損傷を訴えても、事業者が「関係ない」と判断すれば、補修が行われぬおそれがあります。今回の計画では車両台数・通行頻度が既存施設より大幅に多く、従来の対応では十分とは言えません。 ①「因果関係の有無」は誰が、どのような方法で判断するのですか。 ②その判断に行政や第三者が関与する仕組みを設ける考えはありますか。 ③搬出入台数や通行ルートを定期的に公開し、住民が確認できる仕組みを設ける考えはありますか。	○	2025/12/15	現在も補修を行っておりますが、引続き同じように補修を行います。 補修であり、つくりかえ等の重機を使用するようなことではないので、大きくても50cmほどの道路破損を補修と考えています。 ①住民の方、運転手の方より連絡あれば、当社が目視で確認して、車の通った跡や車輪が地面につけた筋、轍上にある等から、当社で補修できる程度であれば補修します。できなければ、行政に相談します。 ②補修できないものは行政に相談しますので、仕組みを設けるというか、連携をとり、行うことを考えています。 ③地域住民の方への工事期間等の周知は検討しております。
262	東明連区自治会		2025/11/17	個人	750	水源が近いため、水銀の流出など先々健康被害が出るような公害が起こることが心配。安全性について再度確認したいので、説明会の実施を希望します。	○	2025/12/15	馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地のの上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます。処分場の遮水工は基準に適合した材料、施工を行い、また電気による漏水検知システムを導入して、安全性の確認を行います。
263	東明連区自治会		2025/11/17	個人	751	通学路もあり、トラックが頻繁に行き来することに反対します。地域の通勤・通学時間帯(例:7:00-9:00、15:00-17:00)の運行について、「極力、配慮する」といった曖昧な表現ではなく、通勤・通学時間帯(例:7:00-9:00、15:00-17:00)の運行制限、う回ルート、台数上限など、数値・具体策を含む「運行管理計画」を、文書で提示してください。	○	2025/12/15	検討させていただきます。
264	效範連区自治会		2025/11/17	個人	752	将来、長い目で見て何も問題がないとは思えません。健康被害、環境問題、クリアなのでしょうか。	○	2025/12/15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、対応させていただきます。
265	水南連区自治会		2025/11/17	個人	753	1. モニタリング期間の不足 現行計画では埋立終了後2年間のみ水質監視を行い、基準内であれば管理を終了としている。しかし、遮水シートや土壌構造の劣化リスクを考慮すれば、2年では極めて短い。→欧米(EPA・EU等)では30年以上、日本の自治体でも10年以上が標準。→本計画でも最低10年、望ましくは30年間のモニタリングを義務化するべき。→無害化管理期間におけるモニタリングの実施レベルを埋立時と同一にすること	○	2025/12/15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、管理期間を設定しております。ご意見として承ります。
					754	2. 監視範囲の限定性 現状では施設周囲に限られており、地下水流向下流の民家井戸や農業用水域が監視対象に含まれていない。→半径1km圏内に監視井戸を追加し、地域全体の安全を担保すべき。	○	2025/12/15	浸出水については遮水工による地下浸透防止、漏水検知システムの導入、処分場の上流側、下流側に監視井戸を設置を行っていることから事業用地内での管理を考えております。
					755	3. データ公開の不明確さ 「ホームページで公開を検討」とあるが、頻度・形式・項目が未定。265→毎月のデータをWeb上で定期更新し、第三者監査を伴う形式で公表すべき。→公開項目には地下水水質、浸出水処理水質、漏水検知履歴、修繕履歴を含めること。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。
					756	4. 監視主体の独立性不足 現在は事業者自身が測定・報告を行う体制となっている。→行政・住民・外部専門家構成する第三者監視委員会を常設し、結果を独立評価させるべき。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					757	5. 閉鎖後の責任範囲不明 2年後に施設を解体予定とされているが、長期的な漏出が確認された場合の責任主体が定義されていない。→「閉鎖後30年間の環境責任」を事業者および県が共同で負う旨を明文化すべき。	○	2025/12/15	満杯になった後も、廃止届が受理されるまでは当社が責任をもって管理いたします。廃止届が受理されたということは、法的に環境への影響が出ないことが認められたこととなります。万が一の場合は、廃掃法第8条の5第1項に基づく最終処分場維持管理積立金制度を利用させていただきますので、ご心配の事象は発生しないと考えております。
					758	6. 財政的裏付けの不足 維持管理積立金の具体額は不明であり、30年監視を支える資金計画がない。→モニタリング・補修・第三者監査・緊急補修を含めた30年分の積立を設定すべき。	○	2025/12/15	愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、検討させていただきます。
					759	7. 漏水検知設備の更新計画が未明確 耐用年数15～30年であるため、定期交換や機能確認試験のスケジュールを策定すべき。	○	2025/12/15	漏水検知設備の具体的な維持管理については、維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					760	8. モニタリングデータの信頼性確保 採水・測定方法・試験機関の名称が資料に記載されていない。→分析手法を公表し、第三者検証（環境分析登録機関）を義務づけるべき。	○	2025/12/15	水質検査機関については維持管理上の規定を産業廃棄物処理施設設置許可申請書の提出先となる尾張県民事務所廃棄物対策課と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき協議を行います。
					761	9. 周辺環境（農地・住宅地・学校）への拡散評価不足 地下水流向シミュレーションは限定的であり、広域の影響範囲を明示していない。→10年スパンでの数値流動解析を実施し、リスクマップを公表すること。	○	2025/12/15	地下水については、観測井戸を設置し、管理してまいります。また、本事業では、遮水シートからの漏水検知システムを導入し、周辺地域へ影響を防止します。
					762	10. 住民参加型の監視制度が未設計 住民が異常を直接報告できるホットライン・通報アプリ等が整備されていない。→市民参画型監視制度を導入すべき。	○	2025/12/15	検討させていただきます。
					763	11. 短時間洪水に対する設計マージンがたりない。 想定外、過去に例のない洪水被害が各地でニュースになっている中で、なぜ東海豪雨で想定したからOKと言えるのか?洪水被害の将来的な予測を行った上で、施設の過不足を評価すべき。	○	2025/12/15	処分場は250t/日の処理能力に対し、8100tの調整槽を備えております。処理能力については、法令に基づき15年分の降雨データで計算しています。また、東海豪雨の降雨パターンを別途検証し、この場合は処分場内部に水を溜めることとなりますが、水槽＋廃棄物中の間隙の貯留容量合計約19895m ³ に対し、洪水量は約18171m ³ で溢れないことを検証しております。水処理施設の処理能力は日最大量250m ³ と設定しております。時間当たりの設定はしておりません。浸出水発生量の計算については事業計画書P4-287～をご確認ください。浸出水量の最大値については日最大降雨量で決定するのではなく、発生雨量と浸出水処理量の差で処理できない量の累積が最大となる値を採用しています。
					764	新規提案 ・ 温室効果ガス(メタン等)排出の監視と削減対策を導入。 ・ 建設中・運用中の粉塵・騒音を常時測定し、閾値超過時に搬入制限を行う。 ・ 廃止後跡地利用に関する安全評価(重金属残留検査)を実施。 ・ コンプライアンス遵守状況を年1回公開し、行政が監査報告を受ける制度を設ける。 ・ モニタリング終了後も、データを10年以上保管・公開するルールを策定。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					765	「モニタリング期間」「監視範囲」「独立監視」「責任主体」「財政的裏付け」が依然として不足しており、国際基準や過去の産廃問題(豊島・青森岩手等)の教訓から見ても改善が必須。貴社がよく回答に使っている「国の基準」は現時点で最低限守らないといけない内容であり、貴社が施設建設を県に認めてもらう理由でしかない。将来的な住民の被害を想定し、マージンを含めた設計をしてほしい。「想定外」なんて言葉を使わないくらいあらゆる懸念を払拭してほしい。住宅メーカーだって未知の天災に対応するため国の基準の数倍の自社基準を設けている。貴社にはその考えがたりない。善処します。検討します。なんて逃げの言葉を使わず、検討結果を開示し中立な立場の第三者専門家の意見をもらってほしい。また、周知が圧倒的に足りない。私の周囲は産廃建設自体把握してませんでした。そんな中で再説明不要と言っているのはどうかと思います。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
266	山口連区自治会		2025/11/17	個人	766	9/18意見書572の見解書で「貯留堰堤標高=230m」とあります。貯留堰堤標高とは、堰堤の堤頂(最上部の水平線)です。①堰堤の最下部、底面の標高を教えてください。浸出水放出口の標高217mよりは高い約220mでしょうか?同上的見解書で「貯留堰堤側廃棄物盛土高=270.5m」とあります。②堰堤側とは緑面のことですか?10/16意見書696、697では、中央部の盛土は緑面から+15mとなっています。もし、堰堤側=緑面ならば、③中央部の廃棄物盛土高は285.5mで合っていますか? 瀬戸市民である私達が、今計画の産業廃棄物最終処分場をきちんとイメージすること(可能な範囲で)が、紛争予防条約が目指す(相互の)理解につながると思います。宜しくお願いします。	○	2025/12/15	貯留堰堤埋立地法尻部標高については約220mとなります。270.5mの標高については廃棄物の埋立が完了した堰堤側の法肩部標高となります。埋立完了の最高標高は約271.3m事業計画書P4-17平面図を参照ください。
267	下品野連区自治会		2025/11/19	個人	767	この建設計画を中止して下さい。我々の健康・子ども達の成長に大きく関わる問題として看過することはできません。予測不可能な災害時、安心して過ごせない・安心して飲めない「水」。どうか、瀬戸の豊かな土地を汚さないで下さい。	○	2025/12/15	ご意見として承ります。
					768	命に関わる重大な案件である。「水」がなければ、我々、人間は生きていけません。安心して飲める「水」の確保。計画地は水源から近くに位置し、市民がこのまま何もせずに賛成する由はありません。瀬戸市々長様、どうかこの建設計画を中止する決断をお願いします。	-		
268	水南連区自治会		2025/11/19	自治会	769	産廃計画説明会の再度開催のお願い 4月25日に開催されました産廃最終処分場計画説明会は、3連区合同(水南連区・効範連区・陶原連区)で開催された為、参加者の人数に限られ、多くの市民が説明会に参加出来なく再度水南連区単独の説明会の開催を臨む声が、昨日(9月16日)の水南連区会長会議にて提案されました。賛成多数にて再度水南連区単独での説明会の開催希望が可決されましたので、再度の産廃最終処分場計画説明会をお願いいたします。確かに3連区合同説明会では参加者(説明を受けたい人)の収容人数が限定され、多くの水南連区在住の市民に説明をして頂く機会が、著しく損なわれたと思われまますので、是非再度水南連区単独の産廃最終処分場計画説明会の開催を要望いたします。連区民は、産廃最終処分場計画説明会について多くの関心を持っていますのでよろしくお願いいたします。	○	2025/12/15	意見番号576と同じ回答となりますが、収容人数を制限(限定)したつもりはございません。定員オーバーもしておりませんでした。ご要望にお応えするため、10月11日に追加の説明会を実施させていただきました。
269	山口連区自治会		2025/12/3	個人	770	2024年1月1日に発生したM7.6の能登半島地震により、震源断層から離れた場所で、道路や水道管等のインフラ、産廃処分場が被災し、稼働できなくなる等の甚大な被害の事象が公的に確認されています。猿投山北断層の想定震度はM7.7ですから、断層からわずか550mしか離れていない今計画地が、いかに危険なものであるか。このことを私達瀬戸市民は知り、理解する必要があります。(さらに今計画地が崩壊土砂流出危険地区であることも問題です。)私達大人が瀬戸の未来と子どもたちの健全な育成を守る為に、今計画とその影響について学ぶ時間と場所が必要です。その為の「追加説明会」を紛争予防条例に則り、市長の権限で指示してください。事業者も市民の想いに応えてください。宜しくお願いします。	-		
270	山口連区自治会		2025/12/16	個人	771	自治会への説明会(長根か山口か八幡のどこか)の中で、関係住民からの、「計画地の見学は可能か?」という質問に対して、犬飼社長は、「事前連絡をしてくれたら受け入れます。」と答えました。ところがその後、市民からの現地見学の申し入れを断っている(一部の関係住民に限定している)と聞きましたが本当ですか?その理由を教えてください。また、希望する関係住民の見学は可能ですか? 今回の説明会で使われた写真やイメージ図は、実際の現場でなかったり、他の産廃施設だったりして分かり辛かったです。私達関係住民が今計画を理解するために、現地見学は必要なプロセスです。市民(関係住民)に開かれたクリーンな産業廃棄物処分場を目指してください。	○	2026/2/3	見学の申し入れを断った覚えはございません。ご希望があれば見学は可能です。イメージ図が、実際の現場ではない理由は建設前であるため、イメージ図でのご説明しかすることができません。
271	長根連区自治会		2025/12/19	個人	772	貴社が計画する産業廃棄物最終処分場について、活断層(猿投山北断層)との距離が、当初説明されていた約1.1kmから、2025年10月11日の合同説明会において約550mへ訂正された件は、住民として極めて重大な問題と受け止めています。この訂正は、単なる表記の修正ではなく、立地の安全性評価や設計の前提条件に関わる情報です。にもかかわらず、訂正の根拠・経緯・影響が、住民が確認できる形で十分に示されていません。 1:なぜ当初からそのデータ・方法を採用しなかったのか、訂正に至る経緯を示してください。 2:距離訂正により、地震・地盤に関する評価や設計条件(安定計算、遮水工、堰堤等)に影響が「ない」とするなら、その結論に至る評価項目ごとの根拠を示してください。 3:影響があり得る場合は、どの項目を見直し、どの資料を更新するのか(更新予定を含む)を示してください。 4:今回の訂正の事実・根拠・影響を住民が確認できるよう、文書資料の公開と再説明(説明会・質疑機会)の実施計画を提示してください。	○	2026/2/3	説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として、活断層と処分場の距離が示されているものはありません。従って現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものではないと考えており、それにより、設計を見直すことは考えておりません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					773	令和7年4月25日に陶原・效範・水南の3連区合同で開催した説明会について同説明会は、西谷取水口からの水道水を利用する地域であり、かつ市内でも人口の多い区域を対象としていましたが、開催日時が平日夜7時からであったこと等により、参加者は66名(参加率0.18%)にとどまりました。この実績は、地域住民が計画内容を把握し質問する機会が十分に確保されたとは言えない状況を示しています。その後、水南連区は令和7年9月17日に「水南連区単独での追加説明会」を正式に要望しましたが、貴社は同年9月19日付で個別開催を拒否され、10月11日の合同追加説明会を案内したものと承知しています。しかし、案内時期が遅く、自治会回覧(10月回覧)による周知では間に合わず、未加入世帯も含めた住民への参加機会が十分に確保されたとは言えません。意見(No.769)に対し、貴社の見解は「収容人数を制限したつもりはない」「定員オーバーではない」とのことですが、連区が問題としているのは満員か否かではなく、地域住民が実際に参加できる機会が確保されたかという点です。 質問1.参加機会の確保が十分であったと判断される根拠は何か。 質問2.自治会回覧のみでは未加入世帯に周知が及ばない点について、どのように評価されているか。 質問3.10月11日開催の追加説明会において、時間切れにより質問希望者が残ったまま終了した事実を把握しているか。また、それでも「十分な質疑応答が行われた」と判断された理由は何か。	○	2026/2/3	質問1 開催日や周知方法は瀬戸市環境課及び各自治会と相談のうえ、決定させていただきました。当社が勝手に決めたものではないという点から十分であったと判断しております。 質問2 自治会未加入の方の個人情報を取得することはできないため、瀬戸市環境課とも相談し、自治会加入者のみの周知とさせていただきます。自治会によっては、自治会長様の判断により全戸配布している連区もございます。 質問3 当該説明会においては、事業計画の内容、環境保全対策、安全対策等について、事前に提出されたご質問および当日いただいたご質問を含め、一定時間を確保して説明および回答を行いました。また、説明会終了後においても、書面や個別対応によりご質問・ご意見を受け付ける体制を整えており、説明会という一つの場に限らず、継続的に意見を伺う機会を設けている点を踏まえ、「質疑応答の機会自体は確保されている」と判断したものであります。
					774	貴社が本地連区の説明会で述べた「流出することは想定していない」という表現は、住民にとって非常に重大です。なぜなら、この言葉が「発生確率は低いが起こり得る事象として備える」という意味ではなく、「発生時は想定外として扱う(具体的な被害想定や初動手順を事前に定めない)」という意味にも読み取れるためです。水源に近接する計画でこの点が曖昧なままでは、住民は安全性を評価できません。 質問:貴社のいう「流出を想定していない」とは、①発生可能性自体を否定する趣旨なのか、②発生は想定しないが備え(影響評価・回収手順・通報体制等)は別途整備している趣旨なのか、どちらですか。②の場合は、緊急対応計画(BCP等)の該当箇所を提示してください。①の場合は、発生可能性を否定できる根拠を具体的に示してください。	○	2026/2/3	設計に用いている基準値、計算方法、施設運用時の維持管理を行うことにより、より安全性が確保されているということになります。 よって、発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： 1. 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 2. 公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 3. 火災の発生の防止に関する事項 4. その他の災害の防止に関する事項 5. 浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 6. 事故の防止 7. 緊急時の対応（緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策、緊急連絡体制） 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等（委員会）による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
272	山口連区自治会		2025/12/26	個人	775	事業者は1回目の住民説明会で猿投山北活断層が約1.1km離れているとの説明から、住民からの指摘もあり、10月の合同質疑応答会では活断層からの距離を550mと認めた。しかし、平成21年11月事業者が同計画地で計画を瀬戸市へ提出していた時には、(財)全国都市清掃会議発行の「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」では「候補地周辺の1km以内に活断層がないこと」をひとつの条件としており、「500mでは不適地だと判断される。」と、反対派の広報紙に書かれている。事業者は上記の事実を今回の計画提出時から、既に認識していたのでしょうか？知っていたから産総計の地図を使用して、1回目の説明会を行ったのでは？計画の安全性を懸念する市民にとって、「軽微な変更」以前に「重大な虚偽」であると考えます。いかがでしょうか？	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において示されているのは、適地評価の事例のひとつであり、同要綱において、最終処分場の設置を制限する基準を示したものではありません。ただ引用された適地調査及び評価を行った事業主体が独自に設定した判断基準であり、その科学的根拠を問えるものでもありません。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
273	下品野連区自治会		2025/12/26	個人	776	事業者が10月11日の合同説明会において、猿投山北断層までの距離を「550m」に訂正し、「今後の愛知県との廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きにおいて、専門家委員会が開かれますので、その際に、愛知県と協議の上、耐震設計を行います。」としたことについて、これは法的手続きの順序を誤解させる説明であり、説明責任の回避と受け取られかねません。本計画の申請者である事業者は「自らの計画の安全性を説明可能な形で示し、県がその妥当性を審査する」義務を負います。専門家委員会はその妥当性を第三者的に検証するものであり、事業者に代わって設計方針や安全基準を決定する機関ではありません。したがって、活断層までの距離という基礎的条件が変更された以上、事業者自身が再評価を実施し、その結果を設計書類として明示・訂正した上で、県の審査に付すのが法の想定する正しい手順です。この訂正を行わずに「県と協議しながら設計を進める」という運用は、瀬戸市産廃条例第15条が定める「事業計画の変更」の報告手続きにも抵触する可能性があります。まず事業者自身が現行計画の安全性を根拠立てて再示し、それをもって県審査に臨むのが適正な手順ではないでしょうか。 質問:活断層までの距離の訂正を受けて、事業計画の変更手続きや再評価を行う予定はありますか。また、これらの手続きを経ずに県の審査へ移行する場合、その対応が法的に妥当といえる根拠をどのようにお考えですか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として、活断層と処分場の距離が示されているものではありません。
274	下品野連区自治会		2025/12/26	個人	777	計画地から猿投山北断層までの距離が当初説明の「1.1km」から「550m」に訂正されたことは、事業計画の安全性評価に直接かかわる根拠条件の変更です。瀬戸市産廃条例第15条では、事業計画の前提が変わった場合は「事業計画の変更を行う」ものとされており、この訂正はまさにその要件に該当すると考えます。にもかかわらず、事業者が変更申請を行っていないことは、条例の趣旨を軽視しているように見受けられます。法的手続きを経ないまま協議や設計を進めるのは適切ではありません。 【質問】距離訂正(1.1km→550m)に関する変更手続(変更届等)は、いつ行う予定ですか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものではないと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから変更届出の提出は考えておりません。
275	山口連区自治会		2025/12/26	個人	778	10/11の合同説明会において、計画地と猿投山北断層との距離が約半分に訂正されたことは、住民にとって重大な事実です。数値の訂正そのもの以上に、住民として気になるのは、なぜ当初の段階で明確に説明されず、後から訂正という形になったのかという点です。計画の前提に関わる情報は、住民が安心して判断するための土台です。その土台が途中で変わるなら、住民側には「何を信じて判断すればいいのか」という不信任が残ります。信頼は、法令遵守だけでは回復せず、説明の透明性でしか積み上がりません。 質問:活断層までの距離訂正(1.1km→550m)を「重大な変更」と認識していますか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものではないと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから重大な変更とは考えておりません。
276	八幡台連区自治会		2025/12/26	個人	779	この地域は水源に支えられて、商いも暮らしも成り立っています。もし水質や水源に不安が残れば、家庭でも店でも安心して水を口にすることができず、また風評も含めて営業や地域の信用にも影響が出かねないことを心配しています。そのうえで、計画の前提や見通しに甘さがある点、説明が十分とは言えない点が複数あるにもかかわらず、なぜこれほど拙速に手続きを進めようとするのか納得がいきません。疑問点に対して、根拠を示した丁寧な説明と、慎重な再検討を求めます。	○	2026/2/3	拙速に進めているつもりはございません。慎重に検討した結果、進めさせていただいております。説明も十分にさせていただいたと認識しております。いただいている意見書に対しても、見解書という形で対応させていただいております。
277	長根連区自治会		2025/12/26	個人	780	2024年1月の能登半島地震(M7.6)では、活断層から1km以上離れた処分場も深刻な損壊を受けました。今回の計画地は猿投山北断層からわずか「550m」と訂正され、国が想定するM7.7の地震が起きれば、より強い揺れや地表変形を受けるおそれがあります。それにもかかわらず、事業者が訂正前の設計のまま安全とするのは、地震防災工学の知見と整合しません。この訂正を単なる数値修正として扱うのではなく、防災計画全体の見直し契機として位置づけるべきです。なお、事業計画書には「令和5年1月」と記されており、能登半島地震は計画書提出後に発生した事象です。 【質問】能登半島地震(M7.6)を踏まえ、耐震・安定性評価の再計算を行っていますか?行っていない場合、その理由と、どの時点で反映する予定かを教えてください。	○	2026/2/3	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
278	菱野連区自治会		2025/12/26	個人	781	2025年3月15日の東明連区での第1回目の説明会において、計画地から活断層までの距離について「前は500m程度だった」と述べています。つまり、計画地が活断層に近接している可能性は、今回の説明会の途中で初めて浮上した論点ではなく、少なくとも前回計画時点から重要な論点として認識されていたこととなります。にもかかわらず、各地の説明会では「産総研データでは1.1km」という説明が繰り返されました。事業者はその理由として、産総研データは座標(XY)を持っており、自社図面と重ね合わせて距離計算ができるため、と説明しています。一方、国土地理院による都市圏活断層図は、阪神・淡路大震災(1995年)を契機に詳細な調査を重ね、整備されてきたものであり、前回(2009年頃)の計画時点でも既に存在していました。活断層の詳細な位置を確認することが目的であれば、最新かつ精度の高い公的資料を優先すべきであり、あえて情報の劣る古いデータを選択したことは極めて不自然です。さらに、事業計画書では出典として、さらに古い「活断層アトラス」の地図が示されていた上に、計画地の表示位置が1km以上もズレている点を指摘され訂正に至っています。「座標があるから採用した」と主張しながら、その基礎となる座標を大幅に誤認していたことは、調査そのものの杜撰さを露呈しています。計画地の近接性が前回から指摘され、事業者自身も「500m」という認識を示していた状況の中で、今回「1.1km」というより速い数値を採用し説明を繰り返してきたこと、また、連区での説明会終了後の合同説明会の場で、突然550mに訂正したことについて、事業者の安全意識の欠如、不誠実さを感じます。住民から見れば、当初から「550m」であれば、耐震性以前の問題として立地基準を問われるところを「1.1km」と過小評価することで「耐震性の問題」にすり替えたように感じます。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。平等を期すため、16連区全てに同じ説明をさせていただきました。よって、突然訂正したわけではなく、該当連区全ての説明会終了後、合同説明会の際に訂正をさせていただきました。
					782	これまでに参加した説明会では「猿投山北断層まで1.1km離れているから大丈夫」と説明されてきたのに、実際は半分の「550m」だったと知り、非常に驚きました。活断層までの距離が半減した重大な訂正に対して、「今後の県の専門家委員会で協議しながら設計を行う」との説明は、現時点の安全性に関する事業者自身の責任を曖昧にするものです。耐震設計の基本方針や安全率の設定は、専門家審査に先立って事業者が自らの技術的判断として示すべき部分です。本来、県の審査は「事業者が定めた設計の妥当性を第三者が検証する」工程であって、県が設計方針を決めるものではありません。つまり、現行設計の前提が変わったにもかかわらず、事業者が再評価を自ら実施せず、審査段階まで棚上げするのは手続き上も説明責任上も不適切です。「専門家が後で確認する」ではなく、「訂正された距離を踏まえて現行設計が妥当かどうか」をまず事業者自身が示すことが、県審査の前提条件であり、市民説明の基本ではないでしょうか。 【質問】距離訂正を反映した再評価や設計の見直しを、事業者自身として県手続きの前に実施し、その結果を市民が理解できる資料として公表するお考えはありますか？	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。今回の活断層との位置関係において現在の耐震設計が変わるということがないことから、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
279	長根連区自治会		2025/12/26	個人	783	「西谷取水口は本計画地の上流に位置」と説明しているが、施設の処理水の排出される地点が、東山路川の下流にあるだけで、実際に産廃が埋め立てられる場所は水源より上流側ではないのか？	○	2026/2/3	説明会でもご説明させていただいている通り、放流位置は取水地点より約150メートル下流側になり、上流側ではございません。放流地点と取水場の標高差は放流地点が約7m低くなっております。
					784	本計画は、管理型産業廃棄物最終処分場という性質上、操業期間だけでなく、将来にわたって地域との信頼関係の上に成り立つ事業であると考えます。法令を遵守することは事業者として当然の前提ですが、それだけで地域の信頼が自動的に確保されるものではありません。特に、本計画地は水源地に隣接し、活断層にも近いという立地条件を有しており、仮に実害が生じなかったとしても、「不安が生じること」自体が地域の暮らしや商い、土地利用のあり方に長期的な影響を与える可能性があります。環境リスクが顕在化した場合だけでなく、疑念や不信が残ること自体が、地域にとっては回復しにくい影響となります。そのため、管理型最終処分場の計画においては、「問題が起きたときの対応」だけでなく、「問題が起きていないことを、第三者が確認できる状態を継続する仕組み」をあらかじめ示すことが、事業の持続性にとって不可欠と考えます。これは法令遵守の範囲にとどまらず、地域社会と共存する事業としての姿勢が問われる部分です。 質問：本計画において、貴社は法令遵守を超えて、長期にわたり地域の信頼を維持するために、どのような情報公開や第三者確認の仕組みを構築する考えでしょうか。また、それらを事業期間を通じて継続することについて、どのような責任の持ち方を想定しているのか、具体的に説明してください。	○	2026/2/3	関係法令（廃掃法等）により、事業計画、環境保全措置、維持管理状況等について、行政への報告や住民への縦覧等が制度として定められております。当社といたしましては、これらの法令上義務付けられた情報公開や報告を、内容・時期ともに遺漏なく実施することが、地域の皆様に対する最低限かつ確実な信頼確保につながるものと認識しております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					785	貴社の山路町計画について、現時点で実施している場合は「実施内容の具体」と「公開状況」を、未実施の場合は「実施予定」を、下記の観点で明らかにしてください。 1. 浸出液・放流水の管理の具体 管理項目/基準値/測定地点/測定頻度/結果の記録方法/基準超過・異常時の対応(停止判断、通報、再発防止)を示してください。あわせて、住民が確認できる形での公開範囲・公開方法・公開頻度を明らかにしてください。 2. 監視・検査の実効性 行政検査への協力方針に加え、抜き打ち検査が行われた場合の対応、および検査結果の住民への周知方法を示してください。また、平常時・異常時の運転状況(処理量、貯留量、降雨時運用等)について、記録項目と公表の可否・方法を明らかにしてください。 3. 第三者が検証できる担保 新規計画について、遵法状況と運用実態が第三者にも継続的に確認できるよう、外部確認の仕組み(公開範囲・方法・頻度)を示してください。 本計画は活断層に近く水源地にも隣接するため、万が一の影響が大きい条件です。したがって、上記の点について「実施している」との一般論ではなく、具体的内容と公開の形での見解を求めます。	○	2026/2/3	関係法令(廃掃法等)により、事業計画、環境保全措置、維持管理状況等について、行政への報告や住民への縦覧等が制度として定められております。当社といたしましては、これらの法令上義務付けられた情報公開や報告を、内容・時期ともに遺漏なく実施する予定です。 1. 浸出液・放流水の管理の具体 愛知県環境局資源循環推進課との協議の上、維持管理規定を策定し、法令を遵守した対応を検討しております。 2. 監視・検査の実効性 行政検査へは協力する方針です。周知方法および、記録項目の公表については未定となっておりますが、行政からの開示請求があった場合は開示致します。 3. 第三者が検証できる担保 機密情報となるため継続的に確認できる仕組みは無いかと思っております。
					786	事業者が活断層までの距離を「1.1km」から「約550m」に訂正したことは、設計上の前提を根本から変える重大な事実です。地震動の想定は距離に強く依存しており、地震工学の観点からすれば、影響評価や耐震設計の見直しは当然求められます。特に、国土地理院の都市圏活断層図は最新のトレンチ調査に基づく高精度データであり、その採用は科学的にも妥当です。ならば、そのデータ変更後に再評価が行われなかった根拠を明らかにする必要があります。 【質問】計画地からの距離が半減したことで、耐震設計の入力地震動や安全率を再計算した履歴はありますか?再評価を行わなかった理由を示してください。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。今回の活断層との位置関係において現在の耐震設計が変わるということがないことから、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					787	計画地は東海環状道のすぐ真横に位置し、産廃埋め立て最上部は271.3mとのことで、高架した道路(約240m)よりもさらに30mも高くなる。高速道路を走行する車の安全性について説明してほしい。	○	2026/2/3	東海環状道側の埋立地の安全性については安定計算において安全性が確保できていると考えております。
280	效範連区自治会		2025/12/26	個人	788	本計画は、水道水源(西谷取水口)から約70mという至近距離に位置し、また活断層まで約550mとされる場所で進められていることから、市民は水質事故や災害時の影響など多くの懸念を抱いています。そのような中で、事業者は見解書(748)の中で次のような見解を示しています。「瀬戸市および瀬戸市民へのメリットは無いと考えております。あるとすれば納める税が増えるぐらいかと思ひ、お伝えさせていただきました。メリットもなければデメリットも無いと考えております。 質問:この「デメリットも無い」とは、住民負担(生活上の負担・迷惑)や影響(環境・生活・安全への影響)、不利益、事故・災害時を含むリスク等の悪影響が、発生しない(ゼロである)という意味ですか。	○	2026/2/3	ご指摘の「デメリットも無い」という表現につきまして、住民負担や環境・生活・安全への影響、ならびに事故・災害時を含むリスクが、いかなる場合においても全く発生しない、いわゆる「ゼロである」という意味で用いているものではありません。 本計画においては、関係法令および許可条件に基づき、必要な環境保全措置、安全対策、維持管理を適切に講じることにより、通常想定される範囲においては、住民の皆様のご生活や周辺環境に対する影響を許容可能な水準に抑えることが可能である、という意味合いであります。
					789	交通量調査がコロナ禍(2020年12月・2021年1月)に、各地点24時間のみ実施され、その結果を「現況把握」としている点に疑問があります。貴社は、周辺工場等が通常営業していたため交通量は大きく変化しないと考えたこと、交通量調査は通常「年間を代表する1日」として平日1日で実施すること、また事業開始前に再確認し必要に応じて追加調査を検討すると説明しています(見解書747)。しかし、通勤・商業・学校・外出・物流ルート変更など、交通量は工場稼働だけで決まるとは断定できず「大きな変化がない」という推定や一般論だけでは、コロナ禍の特殊状況下のデータを平常時の「現況」とみなせる根拠が示されたとはいえません。また「必要に応じて追加調査」では判断基準が不明確です。ついては、 質問1: コロナ禍であっても交通量が平常時と大きく変わらないと判断した根拠(平常時との比較資料等)を示してください。 質問2: 事業開始前の再確認および追加調査を行う判断基準、実施時期、調査期間・回数を具体的に明示してください。	○	2026/2/3	調査地点における既存データは確認できていないため、根拠となる資料はございません。ご指摘のように、コロナ禍による影響が考えられるため事業開始前に追加調査を実施を検討いたします。具体的には、工事開始前の晩秋から初冬(前回調査を同じ時期)のお祭り等の特異日でない平日(昼間:6時~22時)に騒音・振動測定と同時に1回の測定を実施することを考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					790	意見番号746について。河川水質調査が「時間最大降水量5.5mm/h」という小さな雨の条件で行われており、瀬戸で実際に起きている50～60mm/h級の豪雨や、山間部の降雨特性を反映していないため、豪雨時の濁水・放流水質を正しく評価できないのではないかと、現地条件での再調査や豪雨前提の検証が必要だ、という問題提起をしています。これに対し事業者は、「河川水質調査は雨水排水や防災調整池計画に用いる降雨量ではなく、環境保全対策書の濁水時の状況を評価するためのもの」であり、雨水排水計画は別途、県資料（林地開発許可申請の計算）に基づき不足は生じていない、アメダス名古屋のデータ使用は浸出水量算定のため用途に応じて基準を使い分けている、という見解を示されました。しかし、住民が懸念しているのは「豪雨時に濁水や放流水質がどうなるか」であり、濁水時評価であるならなおさら、豪雨条件（50～60mm/h級）を前提にした評価が必要です。「用途が違う」「排水計画は別標準」という説明だけでは、豪雨時の濁水・放流水質が適切に評価できているかの核心に答えていないように見えます。 質問：豪雨（50～60mm/h級）時に、防災調整池からの放流水質（濁水）をどの降雨条件・計算前提で評価しましたか。評価していない場合、なぜ現状の調査条件で「豪雨時の濁水リスクを適切に評価できる」と判断できるのか、その根拠を具体的に示してください。	○	2026/2/3	河川水質調査の降雨時測定は、工事による濁りの影響を検討するために実施したものです。豪雨条件（50～60mm/h級）には工事作業を中止し、必要に応じて工事箇所へシート覆い等を行います。また、雨季は大規模な土工事を回避します。埋立時には、浸出液処理施設及び防災調整池により水質、放流量を調整し、影響の軽減に努めます。なお、降雨時の濁水の評価には、現況の把握が必要ですが、大雨注意報、警報等の降雨時には、河川での調査は危険なため、実施していません。ご理解いただきますようお願いいたします。
					791	東海環状道走行視点に係る景観影響評価の追加・補正について。東海環状道(赤津IC南側)を走行中の視点から、完成後の埋立地が連続的に視認され、景観に影響を及ぼす可能性があると考えます。しかし、貴社の環境保全対策書(景観)は、赤津IC・赤津PA等の眺望地点(点)の記載が中心であり、高速本線走行という連続視点が代表眺望地点として十分に位置付けられているか不明です。また、影響予測が「定性的」とどまるため、完成後の見え方が「どの範囲で」「どの程度」変化するのか、住民が客観的に判断できる資料が不足しています。つきましては、景観影響の説明として不十分であるため、以下の追加説明・補正を求めます。 1. 代表眺望地点に「高速本線の走行視点」を追加すること 点ではなく連続区間として扱い、代表地点(開始・中間・終了)を設定してください。 2. 完成後の見え方を可視化すること 写真合成、CG、ストリートビュー上の重ね合わせ等により、走行視点での見え方を示し、連続区間として「どの範囲で」「どの程度」視認されるか説明を添えてください。 3. 景観低減策の具体化と効果の提示 緑化(位置・樹種・密度・成長後の想定)や法面形状・段差・色彩等の配慮内容を具体化し、対策後の見え方(再予測)を示した上で、効果の見込みを説明してください。	○	2026/2/3	計画地南端付近から200m程度の範囲の計画地沿いの東海環状道から計画地を望むことができると考えております。現況の東海環状道からの見え方は、瀬戸赤津ICから豊田藤岡IC方向の車線からは計画地から離れた車線（上り坂）となり、中央分離帯に設置された柵により計画地内は広く見渡せませんでした。豊田藤岡ICから瀬戸赤津IC方向の車線は、下り坂となっており、運手席から振り返るような動作をしないと見ることはできませんでした。東海環状道からの計画地の見え方は、埋立が進むに連れ、より見えるようになり、埋め立て完了後に最も大きく見えることになると考えられます。計画地の東海環状道沿いには残置森林を配置し、埋立完了面には緑化を行うことにより影響は軽減できるものと考えております。
					792	にじの丘学園の通学路と工事・運搬車両ルートについて、これまでの説明会や見解では、「条例手続き終了後、着工前に学校と協議する」と説明されました。しかし最近の見解(意見番号722、585)で「現状の走行ルートについてにじの丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。」と記載されており、驚きました。住民や保護者側には協議内容や「問題なし」と判断した前提条件が示されないまま、結論のみが提示されている状態です。学校側が包括的に安全性を確認し合意したかのような表現になっています。本件は、にじの丘学園の在校生や保護者だけの問題ではありません。学区は広く、通学手段も徒歩・バス・自家用車送迎など多様で、通学の時間帯や経路も多岐にわたります。さらに本事業は長期にわたるため、今後、学園へ通うことになる未就学児にも継続的に影響します。したがって「問題なし」という結論だけを示すのではなく、その判断の前提条件や安全確保策、周知の方法と時期を、保護者・地域住民が確認できる形で明確に示してください。	○	2026/2/3	意見番号585は、下記の通り修正させていただきました。 現状の走行ルートについて虹の丘学園と相談させて頂き、通学路上問題はないとのご返答を頂いております。通学路上の安全対策を実施することとした。 1/20：学校教育課からの申入れにより、表記を変更。
					793	通学路の安全に関わる運行管理（時間帯の制限、台数上限、う回ルート等）は、住民が計画の可否を判断するための前提情報です。にもかかわらず、貴社回答は、「検討させていただきます。」のみで、具体策も揭示時期も示されていません。この状態で説明会を終了させることは、重要事項を未確定のまま先送りし、説明責任を果たしたとは言えないと受け止められます。 質問：具体的な運行管理計画について、いつ、市民に提示されますか？	○	2026/2/3	愛知県環境局資源循環推進課および瀬戸市環境課と協議の上、検討させていただきます。
					794	意見番号749の道路補修について、「現在と同様に補修する」と回答していますが、本計画ではピーク時に毎日往復300台規模の大型車両通行が想定され、また埋立期間も長期にわたり、道路への負荷は現状と同程度とは言えません。また貴社の回答では、「当社が目視で確認する」「補修は大きくても50cm程度」「補修できない場合は行政に相談」といった説明にとどまり、因果関係の判断基準や、補修対象外となる場合の取扱いが不明確です。この枠組みのままでは、車両通行に伴う道路全体の劣化が生じた際に、復旧費用が公費(税金)負担へ転嫁されることを前提としているようにも受け取れます。 質問：補修では対応できない道路全体の劣化が生じた場合、その復旧費用は行政(税金)負担になるという認識ですか。	○	2026/2/3	搬入ルートを通る運搬車両は当社の車両だけではございません。 当社が原因と因果関係がはっきりしているものに関しましては、事業者の責任として道路の補修をさせていただきます。 復旧費用を行政がどれぐらい負担していただけるかは当社ではわかりかねます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					795	貴社は見解書において、市民の水質汚染の不安に対し「馬ヶ城浄水場の取水地点である西谷取水口は、本計画地の上流に位置しており、ご指摘の事象はないものと考えます」と繰り返し述べています。しかし、地図を確認すると、東山路川の河川流向(上流→下流)に基づき西谷取水口を基準に区分した場合、本計画地は上流側・下流側の両方にかかって位置しているように見受けられます。また、貴社が意図しているのが「処理水の放流口が下流側にある」という意味に限られるのであれば、「取水口が計画地の上流」と述べるのは表現として不適切ではないでしょうか。つきましては、貴社が「西谷取水口は本計画地の上流に位置する」と述べるにあたり、 ①「本計画地」の範囲をどのように定義し、 ②どの地点を基準として「上流/下流」を判断しているのか、会市民への誤解が生じないよう具体的にご説明ください。	○	2026/2/3	計画地の高さにつきましては図面に示す高さの通りとなります。西谷取水口との位置関係につきましては、浸出水処理設備で処理を行った処理水が放流され東山路川と合流する地点が、西谷取水口より下流になることをご説明しております。
					796	本計画に関する説明資料を拜見すると、環境影響や安全性について、廃棄物処理法等の関係法令を遵守することを前提に、各種評価が示されていると理解しています。法令を遵守することは事業者として当然の前提であり、その点自体を否定するものではありません。一方で、本計画地は水源地に隣接し、活断層にも近いという、ひとたび影響が生じた場合の回復が困難な立地条件を有しています。このような条件下では、「法令で定められた基準を満たしているかどうか」だけでなく、想定条件が外れた場合や、管理が十分に機能しなかった場合に、周辺環境や地域の信頼にどのような影響が及び得るのかを含めて説明される必要があると考えます。管理型最終処分場は、問題が起きないことを前提とする施設ではなく、万が一の問題が起き得ることを前提に、その影響をいかに最小化できるかが問われる施設です。その観点から見ると、本計画における各種対策や管理方針が、法令で定められた最低基準を満たすことにとどまっていないのか、あるいは立地条件を踏まえた追加的な配慮が講じられるのか、住民にとって重要な判断材料になります。 質問:本計画について、貴社は関係法令を遵守することを前提に説明されていますが、水源地隣接および活断層近接という立地条件を踏まえた場合、「法令で定められた基準や対応のみで十分である」と考える根拠は何でしょうか。また、法令上の最低基準を超えた追加的な対策や管理を講じる考えがあるのか、その有無と内容について具体的に説明してください。	○	2026/2/3	耐震設計については現行の耐震設計により、安全性は確保されていると考えています。計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査されます。豪雨時対策についても排水計画及び防災調整池計画において森林法による許可手続きにおいて審査されます。
					797	貴社は、東海豪雨レベルの降雨時には「廃棄物中の間隙を使用する」と説明しています。これは、通常時よりも廃棄物層が高含水・高水位となり得る状態を想定していることを意味します。このような「廃棄物中の間隙に水が貯留されている状態」においては、排水機能の低下、法面・盛土の安定性低下、溢水・越流、汚濁負荷の増加や漏れい時影響の拡大等、複数のリスクが通常時より顕在化しやすいと考えられます。については、当該状態を前提として、どのようなリスクを想定し、どのような安全性評価(リスク評価)を実施しているのか、教えて下さい。	○	2026/2/3	東海豪雨のような既往的災害級豪雨が発生した場合の検証であることから一時的な内部貯留となります。飽和状態となることについての埋立地の安全性は、安定計算において埋立中、埋立完了時に内部貯留が発生した場合について検討を行い安全性の確保を行っていることや、遮水シートの敷設により埋立地外への漏れいは発生しないと考えております。
					798	事業者は、東海豪雨の降雨パターンにおいても、「水槽+廃棄物中の間隙の貯留容量（合計約19,895m3）」に対し、降水量に対応する流入量（約18,171m3）でも溢れないと説明しています。また、廃棄物の間隙率は通常10%程度のところ、7.5%として計算した旨の説明がありました。しかし、この説明は「廃棄物の間隙（7.5%）」を、豪雨時に常に空っぽの箱として貯留に使用できる前提で貯留容量に算入しているものです。すなわち、豪雨開始時点において当該間隙が全量「未飽和（空き）」であることを前提とする計算となっています。ところが、間隙は豪雨開始時点の含水状態や直前降雨の影響により、常に空いているとは限りません。また、一度貯留として使用した後に、次の降雨までにどの程度・どの時間で回復（空気に戻る）するかは、排水運用条件に強く依存します。これらの前提（初期含水・回復条件・回復時間）が具体的に示されない限り、間隙を「安定した貯留容量」として全量算入することは過大評価であり、溢水リスク評価として不適切ではないでしょうか。間隙を貯留容量に算入するのであれば、豪雨開始時点の未飽和間隙量と、その根拠（初期条件・回復条件・回復時間）を明示し、連続降雨時の成立性を示してください。	○	2026/2/3	浸出水調整水槽の容量計算については埋立予定期間15年を想定し過去15年間の気象データ（アメダス）より埋立地内に内部貯留が発生しない浸出水調整水槽容量を決定しております。ただし、過去に発生している東海豪雨（2000年）のような災害級の降雨が発生した場合にも一時的な内部貯留を考慮することで対応可能なことを検証しております。検証においては2000年の降雨データで収支計算を行っていることから、「未飽和（空き）」であることを前提」ということではありません。
					799	高速道路(本線)への降下ばいじんについて 東海環状道は不特定多数が日常的に利用する公共性の高い施設です。処分場からの降下ばいじんについて、環境保全対策書P3.1-35(図3.1-12～図3.1-15)の濃度線の図を見ると、東海環状道は、1.0～3.0t/km2/月の帯域に500m以上含まれているように読み取れます。降下ばいじんは、空気中の一時的な濃度だけでなく、路面・法面・構造物等への沈着が継続し、工事・運用が続けば沈着の累積(堆積)し得る性質があります。したがって、高速道路(本線)を受影点として位置づけ、区間としてどの程度の沈着・影響が見込まれるのか、住民が判断できる形での説明を求めます。	○	2026/2/3	現況の降下ばいじんは3.4～8.3t/km2/月（計画地内）であり、この数値を比較しても大きい予測結果とはなっていません。この予測結果は影響の大きい工事中について検討したもので、工事中には以下の環境保全措置を実施することから、さらに影響は軽減され、累積等の影響を見込む必要はないと考えております。 ・造成した法面は、早期に緑化や遮水工の施工等の保護工を施し、土砂の流出及び粉じんの発生を防ぐ。 ・強風による粉じんの発生を防止するために、晴天が続く乾燥した際には、必要に応じて散水を実施する。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					800	意見番号248に対する見解(粉じん・取水への影響)について貴社は「環境保全対策書(図3.1-12～図3.1-15)に示すとおり、粉じん(降下ばいじん)は1.0t/km2/月程度で影響は小さい」と回答しています。降下ばいじんについて「1.0t/km2/月程度で影響は小さい」と回答しています。しかし、対策書の図を見ると、取水施設の周辺だけでなく上流側にも等濃度線がかかっており、取水への影響を「取水口が1.0かどわか」だけで判断するのは不十分だと感じます。上流の集水域(面)にどれだけ沈着(+累積)するのか、そして雨で表流水に移って取水にどのような影響があり得るのか、その点を踏まえた上で、「影響は小さい」とした根拠を示してください。	○	2026/2/3	現況の降下ばいじんは3.4～8.3t/km2/月(計画地内)であり、この数値を比較しても大きい予測結果とはなっておりません。この予測結果は影響の大きい工事中について検討したもので、工事中には以下の環境保全措置を実施することから、さらに影響は軽減され、累積等の影響を見込む必要はないと考えております。 ・造成した法面は、早期に緑化や遮水工の施工等の保護工を施し、土砂の流出及び粉じんの発生を防ぐ。 ・強風による粉じんの発生を防止するために、晴天が続く乾燥した際には、必要に応じて散水を実施する。
					801	瀬戸市山路町で計画中の貴社最終処分場は、M7.7規模の地震が想定されている猿投山北断層に極めて近接しています。当初「約1.1km」と説明されていた活断層までの距離を、令和7年10月11日の瀬戸蔵合同説明会で「国土地理院データに基づく約550m」に訂正されたことは、計画の前提を大きく変える重大な事実と認識します。しかし、この訂正は口頭説明のみにとどまり、図面や資料への反映、公式な周知手続きが確認できていません。活断層までの距離が半減したことは、地震動想定、耐震設計、災害防止事項(事業計画書記載義務)の根本的見直しを要する内容であり、単なる数値修正では済まされません。本件は「設計の詳細審査は県段階で行う」との趣旨では説明できず、市条例の定める住民への情報開示と意見聴取の手续に直結する問題と考えます。また、訂正が説明会終了後に判明した経過に照らすと、瀬戸市産廃条例第15条にいう「事業計画の変更」に該当する可能性が高いと考えます。 【質問】この活断層距離の訂正について、貴社は瀬戸市産廃条例第十五条に基づく正式な「変更届出」を行う予定はありますか。また、変更届出を不要と判断している場合、その判断根拠を示していただけませんか。	○	2026/2/3	「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものではないと考えており、それにより、設計を見直す考えはないことから変更届出の提出は考えておりません。
					802	東海豪雨レベルの大雨でも「溢れないことを検証した」との説明がありましたが、それでも想定を超える降雨、停電や設備故障、排水系の閉塞等により溢流が発生する可能性をゼロにはできません。現状の説明では、溢流が生じた場合の影響(下流河川、水道水源、農業用水等)や、被害を最小化するための対応計画が示されていません。東海豪雨を超えるレベルの豪雨により、溢流が生じた場合についてその影響と対応(「流出発生時の影響評価」「被害想定」「流出抑制・回収の具体的手順」「周辺住民への即時通報・避難指示の体制」等)を教えてください。	○	2026/2/3	浸出水調整水槽の容量計算については埋立予定期間15年を想定し過去15年間の気象データ(アメダス)より埋立地内に内部貯留が発生しない浸出水調整水槽容量を決定しております。ただし、過去に発生している東海豪雨(2000年)のような災害級の降雨が発生した場合にも一時的な内部貯留を考慮することで対応が可能なることを検証しております。よって、溢れて流れ出すことの発生は想定しておりませんが、危機管理については設置許可申請書内、災害防止計画書内に記載を行います。 想定する例として： 1. 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項 2. 公共の水域及び地下水の汚染防止に関する事項 3. 火災の発生防止に関する事項 4. その他の災害の防止に関する事項 5. 浸出水の想定外降雨に対する維持管理対応 6. 事故の防止 7. 緊急時の対応(緊急時における対応策に関する計画、事故発生時における対応策、緊急連絡体制) 上記第7項の緊急時の対応として、下記のような内容を記載することを想定します。 想定する例として： ①技術管理者による被害状況の把握、必要な緊急措置 ・予備機の運転、処理施設の運転停止、埋立作業の停止等 ②関係機関への連絡 ・緊急連絡体制 ③事故原因の調査 ・調査委員会の設置 ④関係機関との協議 ・技術管理者及び専門技術者等(委員会)による調査・対策検討 ⑤対応の実施 ・対策検討結果を踏まえた対策の実施
281	本地連区自治会	-	2026/2/9	個人	803	令和6年10月10日の「瀬戸市産業廃棄物等対策委員会委員意見書まとめ」の事業者記入欄では以下の記述になっています。「調査対象範囲は活断層から0.5km離れていることから、構造物が地盤のずれにより破壊・破損される恐れは少なく、また、逆断層型の下盤側に位置していることから、地震による揺れや地盤の滑動は想定的に小さいことが想定されます。したがって、活断層の存在のみから必ずしも直接的な危険性があるとは断定できないと推察されます。」 計画地直近を通過する猿投山北断層については平成16年に政府から以下のように報告されています。「恵那山-猿投山北断層帯の西半部の走向はN45E、傾斜は高角(ボーリング調査結果、断層の分布形態に基づく)」この記述に従えば、計画地直近を通過する猿投山北断層は逆断層ではなく、右横ずれ断層と判断されます。そうすると断層の北も南も地震による揺れや地盤の滑動は同程度と想定されます。 【質問】逆断層とされる理由をお尋ねします。逆断層の下盤側が上盤側に対して被害が少ない傾向にあることを意識して、無理やり逆断層とされていませんか。	○	2026/3/17	南東側が北西側に対して相対的に隆起し、上盤側は南東側になると推定したことから逆断層型と判断しております。また、右横ずれ型としてずれると推定もございますが破砕帯の存在が無く、堅固な岩盤で構成されていると推定されることから構造物の揺れと移動のモードは同一であると推定しております。なお、計画設計の妥当性については、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					804	1回目の3/15東明連区では「前回(H21)は約500mの説明だったが、位置関係をもう一度再精査を行った。座標値で図面に重ね合わせた結果、約1.1km付近に猿投山北断層が存在しているという位置関係が見られます」と説明されています。この説明が、2回目の4/19下品野から5回目の5/10農事組合までの説明会では、活断層までの距離を1.1kmと説明し、500mから変更した理由の説明がありません。 【質問】4/19下品野から5/10農事組合まで前回(H21)は約500mだったとの説明がないのはなぜですか。	○	2026/3/17	説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。
					805	5回目の5/10農事組合の説明会で坊金町の住民Dから「1.1kmではなく、最新の最も精度のよい国土地理院の「都市圏活断層マップ」をみると約600mではないか」との指摘に対し、「私共の方で使ったのは産総研の方の地図で、座標値、メッシュがXYの座標できられていますので、それを使用した」との説明がありました。活断層の各地図がリリースされた時期と縮尺は以下の通りです。 1997年愛知県活断層アトラス 2002年産総研活断層マップ(1/20万)第一次版公開「表示される断層の位置についてはあくまで概略位置であり、場所によっては最大で数百mの誤差がある可能性があります」との注釈を付けています。 2004年国土地理院都市圏活断層図(1/2.5万)活断層の証拠をトレンチ調査、地質調査などで確認して位置をトレースしています。 2009年前回の説明会で、活断層までの距離は500mと説明されています 【質問-1】そもそも座標を持っていることと図面の精度とは別の問題。そのうえでXY座標がある産総研の活断層マップを使用し1.1kmとした旨の説明があったが、前回(H21)は約500mだったとの説明がないのはなぜですか。 【質問-2】既に産総研の地図よりはるかに精度の高い国土地理院都市圏活断層図が2004年に発行されているながら、XY座標があることを理由に産総研自身が「最大で数百mの誤差がある」とされる地図を採用した理由は 【質問-3】「都市圏活断層図」は座標データとして直接提供されていないが、地理院タイルとして提供されているため、タイル座標(XYZ)を通じてGIS上で位置情報として扱うことができる。座標をもっていると解釈できるが、その上で産総研の地図よりはるかに精度の高い「都市圏活断層マップ」を採用しなかった理由は	○	2026/3/17	【質問-1】説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。 【質問-2】当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告しております。 【質問-3】質問-2回答と同じになりますが、今回作成した資料については廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					806	5回目の5/10農事組合の翌日5/11、山口連区の東北構造社からの説明会では「計画位置は活断層から約1.1km離れている」ことの説明はあったが、白山町の住民Lから「前日坊金町の住民Dから指摘された600mについては口頭説明もなかった。」との指摘がありました。さらにここでも前回(H21)は約500mだったとの説明もなかった。 【質問】600mとの指摘は無視して、あくまで1.1kmで通そうとの意図が感じられます。600mとの指摘口頭説明と前回(H21)は約500mだったとの説明もなかった理由は	○	2026/3/17	説明の内容として東明連区様で前回(H21)の距離に対する経緯をお話ししたのかもしれませんが、意図したものではございません。地元説明会資料の1.1Kmについては産総研のデータ（座標）で重ねた資料で、説明会をさせていただいております。
					807	12回目7/27品野連区のWMCの説明「活断層との距離については、近ければそれだけリスクは当然高いという認識はもちろん持っている。処分場の直下に断層があれば処分場は作らないのが基本」と言っているの「直下でさえでなければ安全」という判断をされているようです。8回目5/16八幡台連区のWMCの説明でも同様の説明をされています。 【質問】処分場の直下にさえ断層がなければ100mでも数十mでも、リスクは高まるが、計算上、レベル2、安全率1.2が確保できていれば結論は安全との判断でしょうか	○	2026/3/17	計算上、レベル2、安全率1.2が確保できていれば結論は安全との判断です。
					808	12回目7/27品野連区の住民Hから「崩壊土砂流出危険地区の中に位置することで、その危険性についての認識はどうですか?」との質問にWMCが「崩壊土砂流出危険地区の中に位置している件で、すでに土取りがある程度行われており、その上に今後シートを張ってきちんとした処分場の構造を作って、そこに廃棄物を処分する。廃棄物を処分した状態での安定計算で安全を確認しておりますので、危険崩壊地域だからここに処分場として、今の状態から処分場に変えることが余計危険性が増すという認識はございません。」と返答されています。林野庁の調査要領に基づき細かく調査が実施された結果「崩壊土砂流出危険地区」として指定された地域は地山そのものが崩壊・土砂流出の危険性があると認定された地域であります。 【質問】安定計算で安全率1.2の結果となったから「安全を確認」したというなら、同じ道路土工指針に従って構築された国道249号の切土のり面などが2024年1月の能登半島地震でことごとく破壊し、今も復旧途上ということを説明してください。	○	2026/3/17	本地区の安定計算においては道路土工指針より安全率を採用しております。常時1.2、地震時1.0という基準で記載されていますが、地震時についても安全を考慮し1.2とさせていただいております。また、現況地盤の把握につきましては事業計画書の地質調査報告書P5-1〜より現況地層の推定しております。この地層断面をもとに計画断面を重ね安定計算を行っております。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
282	山口連区自治会	-	2026/2/26	個人	809	瀬戸市では令和4年10月1日に「瀬戸市子どもの権利条例」が施行され、「子どもの権利が保障される環境(子どもにやさしいまち)を整えるためには、一人ひとりが子どもの権利について理解し、自分ができることに取り組んでいくことが重要です。」と書かれています(広報せと2025年12月号)。私の勤める保育施設では、「きみにはまもられるけんりがある」という、こども未来課からのパンフレットを配布、掲示しました。パンフレットの中に知ってほしい子どもの権利として、第3条「安全に安心して生きる権利」第6条「のびのびと豊かに育つ権利」そして、第24条「健康で安全な環境入の権利」があります。(24条はパンフレットには記載されていません)また、パンフレットには、「子どもの権利を守るために大人がやること」として、市役所がやることの中には、「保護者が安心して子育てができるようにします」地域に住む人(私達)がやることとして、「子どもを社会の大切な一人として、地域でのびのびと元気に育つことや子どもが安全で安心な場所ですごせるような地域を目指します」とあります。以上の観点より、私は、今回の事業計画には明確に反対します。事業者は、市長の指示に従い、最低1ヶ月以上の余裕を持って、関係住民、保育事業者等にきちんと周知を工夫したうえで、追加説明会を行ってください。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。
283	效範連区自治会	-	2026/2/27	個人	810	意見番号379に対する事業者見解への意見 事業者は尾張県民事務所への確認を相拠に「深刻な環境被害は確認されていない」と述べています。行政記録に記載がないことと、実際に被害が存在しないことは同義ではありません。また、具体的な事例を提示したにもかかわらず、その内容が本見解には反映されていません。 さらに、事業者は被害発生時の対応策として賠償責任保険への加入を挙げていますが、住民が懸念しているのは不可逆的な環境汚染そのものであり、事後的な補償のみでは懸念の解消にはなりません。 以上の理由から、本見解は「過去の事例を踏まえた再発防止および説明責任」に関する問いに対する具体的な回答にはなっていないと考えます。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。
					811	説明会では、漏水が確認された場合、「鋼製枠を用いた縦方向の掘削で遮水シートを補修できる」との説明がありました。しかし、廃棄物が混在する処分場において数十メートルの垂直掘削による補修が実務として現実的に実施可能かどうか、専門家でない市民には判断できません。本計画で想定される深部漏水時の補修方法について、同様の条件下で実施された国内事例が存在するか、存在する場合はその概要をお示しください。	○	2026/3/17	実施可能です。静岡県内の民間産業廃棄物最終処分場のライナープレートによる埋立地内の掘削事例もございますが、機密情報のため概要はお示し致しかねます。
					812	意見意見番号772、776、777、778、782、786、801などの見解では、「活断層との離隔距離について法的な設置基準は存在しない」との説明が繰り返されています。しかし、「法的基準がないこと」と「安全性の問題として検討する必要がないこと」は別の論点です。市民の問いの趣旨は、大幅な距離修正(1.1km→550m)を踏まえた安全性評価、設計前提、そして関連資料の更新について、その根拠を明確に示すよう求めるものであり、この点への回答はなお不十分です。	○	2026/3/17	説明会でお話ししている通り、当初は座標が示されている産業技術総合研究所の資料により、距離をご提示していました。説明会において、国土地理院が示した位置での検証依頼がありましたので、それと重ねあわせて、距離を測り、あわせてご報告したものです。科学的根拠を持った法的な制限基準として、活断層と処分場の距離が示されているものではありません。従って現在行っている通常の耐震設計において、活断層との距離により、基準や設計手法が異なるものではないと考えております。また、廃棄物処理法による許可手続きにおいて、専門家意見を含めて審査していただきたいと考えております。
					813	東立テクノクラシーは、本計画地に隣接する既存の最終処分場を所有しています。本計画の許可取得後に、当該隣接地と一体的に運用する形での拡張(敷地面積・埋立容量の増加、埋立期間の延長等)を将来的に検討しているか否か、またその可能性の有無について、現時点における見解を明示してください。また、拡張を行わない場合には、将来にわたりこれを実施しない旨を条例に基づく協定に明記し、担保する考えがあるかについても、あわせて示してください。	○	2026/3/17	既存の最終処分場の一つは既に閉鎖手続きをしており、もう一つも間もなく閉鎖予定であり、既存の最終処分場に拡張の予定はございません。協定書への明記については検討させていただきます。
					814	埋立完了後は緑化を行うとされていますが、既存の最終処分場においては十分な植生が成立せず、緑化から太陽光発電設備の設置へ変更されている事例があります。本計画地は東海環状自動車道に隣接する立地であり、太陽光パネルの設置は景観及び走行環境に影響を及ぼす可能性があることから、埋立完了後に緑化が困難となった場合であっても、太陽光発電設備その他の人工構造物を設置しないことを求めます。あわせて、将来にわたりこれを実施しない旨を条例に基づく協定に明記し、担保する考えがあるかについても示してください。	○	2026/3/17	ご意見として承ります。協定書への明記については検討させていただきます。

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					815	本計画の最終処分場は東海環状自動車道に隣接し、最終的な埋立面の高さは高速道路より約30m高くなる計画とされています。本計画について、道路管理者であるNEXCO中日本との安全性に関する正式な協議または同意が行われているか、その有無を明示してください。	○	2026/3/17	NEXCO中日本との協議は行っておりません。愛知県環境局資源循環推進課および瀬戸市環境課と協議の上、検討させていただきます。
					816	意見番号791(高速道路からの見え方)について、見解が不十分。完成後の景観影響についての質問に対し現況の説明が中心。埋立完了後の見え方を具体的に明らかにしてください。	○	2026/3/17	埋立地は、緑化された状態となります。埋立完了面には在来種等による緑化を行い、周辺との調和を図ります。高速道路からは、埋立完了後、高速道路沿いの残置森林、緑化された埋立地法面が見えることとなります。埋立完了後の土地利用については、今後、地元との協議により、最終的に決定するものと考えております。
					817	交通安全対策の具体的な内容の開示について。意見番号No.792、585、722の見解において、「通学路上の安全対策を実施することとした」と修正されましたが、その具体的な内容が示されておりません。保護者・地域住民が安全を確認できるよう、以下の点をお示しください。 1安全対策の具体的な内容 2実施時期および実施体制 3保護者・地域住民への周知の方法と時期 対策内容を広く確認できる形で公開していただくようお願い申し上げます。	○	2026/3/17	対策につきましては、地元車両の走行を優先し、工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です。また、通勤通学時間帯には、特に交通安全に配慮し、歩行者優先、一時停止等の励行を指導いたします。その他、運転手、作業員に、騒音、振動、砂埃の教育を行い極力おこなさないようにいたします。また、廃棄物の運搬に関しましては、県から収集運搬業の許可が必要になります。廃棄物の落下や飛散がないよう決められた方法で運搬を行います。実施時期および体制としましては、工事着工前までに体制を整え、着工から完工まで実施する予定でございます。周知方法と時期に関しましては、着工前ににじの丘学園へ訪問し、着工開始時期をお伝えさせていただきます。
					818	処理水の放流地点が西谷取水口より下流であることは理解しています。では、産業廃棄物が実際に埋め立てられる場所は、西谷取水口より上流・下流どちらに位置しますか。	○	2026/3/17	廃棄物を埋め立てる場所も西谷取水口より下流となります。
					819	事業者は、落葉広葉樹林の減少率を5.22%とし、生態系への影響は小さいと予測しています。しかし、計画地はそもそも森林であり、現在の土砂採掘による変化は暫定的なもので、採掘後には森林の回復が求められている土地です。にもかかわらず、この暫定的な現況を基準に減少率を算出することは、本来回復されるべき森林の喪失を過小に評価することになります。よって、現況ではなく本来の森林回復状態を基準とし、回復可能性の恒久的な喪失や周辺との連続性への影響も含めた、長期的視点による再評価を求めます。	○	2026/3/17	事業実施区域の大部分を占める埋立地の埋立完了面には在来種等による緑化を行い、周辺との連続性を図り、生態系の回復に努めます。埋立完了後の土地利用については、今後、地元との協議により、最終的に決定するものと考えております。
284	本地連区自治会	-	2026/3/2	個人	820	「崩壊土砂流出危険地区」についての事業者からの説明は10月11日の関係連区自治会全体の説明会で初めて実施されました。その内容の議事録を確認すると以下のとおりでした。 愛知県の治山の発行元の愛知県の尾張農林水産事務所に崩壊土砂流出危険地区について問い合わせ、確認を行いました。図に記載の印については、崩壊土砂流出危険地区に該当していることを知らせる目的としています。記載のある部分については、県として対策は完了している箇所であり、何かの規制があるわけでもない、とのことでした。ただし、当社の開発に伴い、対策済みの地区に何かしらの影響が出る可能性がある場合は、関係各課と相談の上、どのような対応が必要なのかを確認しつつ、設計を進める必要があるとのことでした。今後、県との協議の上で必要な対策を講じていく予定となります。 上記の説明を元にして「対策が完了している箇所、規制があるわけでもない。崩壊土砂危険地域内においても、安全な施設運営ができる」との事業者見解が示されています(2025/10/17意見番号708に対する事業者見解2025/11/18)。この見解を確認するために、2月26日に県庁の愛知県森林保全課へ問合せに伺いました。対応されたのは林地保全担当の課長補佐、森林土木・林地保全担当の主査2名、計3名の方。その席で「対策が完了している箇所であり、崩壊土砂流出危険地区においても、安全な施設運営ができる」との事業者の見解は妥当かどうかを問合せしたところ、以下の返答がありました。「県として対策は完了している」との表現は不正確である。流域内の一部の対策が実施されているが「部分概成」の扱いである。また、仮に対策が全て完了した場合「崩壊土砂流出危険地区」を解除することになるかとの質問には「対策が全て完了したとしても「崩壊土砂流出危険地区」の解除はできない、との返答でした。 【質問】森林管理者である愛知県森林保全課の以上の見解を踏まえて、①「県として対策は完了している」との表現は不正確。「部分概成」の扱いである。②仮に対策が全て完了したとしても「崩壊土砂流出危険地区」を解除することはできない。という、対策が全て完了したとしても「危険地区」としての扱いは継続するという森林保全課の見解からみて、現状の対策が「部分概成」であり、全体の対策が完了してもいない「崩壊土砂流出危険地区」内において「安全な施設運営ができる」という根拠を示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
285	本地連区自治会	-	2026/3/4	個人	821	2025/12/26付けで多くの自治会の住民から活断層との距離に関する意見がでています。※意見番号777(下品野連区), 778(山口連区), 781(菱野連区), 786(長根連区) それに対する事業者の見解が2026/2/3付けで以下のようにされています。 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」において、最終処分場の設置基準として、活断層との離隔距離による基準はありません。 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計要綱」という文書が確認できません。おそらく「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」(以下、「管理要領」)を指していると思います。この「管理要領」は、行政・学識経験者・民間コンサルなどからなる委員会を経て、公益社団法人全国都市清掃会議にて標準化されたものとなります。「管理要領」の表2.3-2の環境特性には、候補地の選定にあたって、候補地周辺1km以内に活断層がないことが選定条件とされています。この要領は廃棄物最終処分場を計画する上での基本となるもので、活断層との離隔距離の基準と判断するのが妥当と思われます。 【質問】「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領2010改訂版」に示されている活断層との離隔距離の選定条件には従わないとの立場でしょうか	○		
286	山口連区自治会	-	2026/3/5	個人	822	1/20付けで川本市長より事業者に、追加説明会の指示が出されました。解答期限がない為か、1ヶ月以上経ちましたが、事業者からの対応が未だ見られないようです。①事業者は今回の市長からの指示をどのように受け取っていますか②今後、追加説明会をいつ、どのように(広報の方を含めて)行いますか③市長は今後も事業者から「適切な対応」がなされない場合は、厳正な対応をお願い致します。	○		
287	長根連区自治会	-	2026/3/30	個人	823	処分場の廃止後に残存する水処理施設・調整槽等の建築構造物の取り扱いについて、計画書において明記されていません。廃棄物処理法は、廃止確認後における構造物の撤去義務を明文で規定していません。このことは、廃止後の撤去費用負担者および撤去時期が、現時点で確定していないことを意味します。以下について教えてください。 質問1 廃止後、水処理施設・調整槽・管理棟等の建築構造物を撤去する計画はありますか。ある場合、撤去の時期と費用の負担者を具体的に示してください。 質問2 撤去しない場合、老朽化した構造物の将来的な管理者が誰であるかを明らかにしてください。	○		
					824	事業者は、埋立完了後について「在来種等による緑化を行い、周辺との調和を図ります」と説明しています。しかし、計画地はもと「海上の森」に連なる山林です。地中にアスベストや水銀などの有害廃棄物を永久に埋めたまま、表面を緑化した構造物は、本来の山林とはまったく異なります。本来の山林との決定的な違いは、地下生態系・水循環・土壌機能が永久に破壊されている点です。表面の植生は「見た目」にすぎません。 質問 「在来種による緑化」によって、もとの山林と同等の地下水循環および土壌生態系が回復すると考えていますか。回復しないと認識している場合、「周辺との調和を図る」という表現は何を根拠としているのか、説明してください。	○		
					825	最終処分場が「廃止された」と認められるのは、廃棄物処理法第15条の2の5に基づき、浸出水(埋立地から出る水)が排水基準を満たし、環境に影響がないと判断された時点です。しかし、廃止確認後も地中の廃棄物から有害物質がにじみ出るおそれはなくなりません。特にこの計画ではアスベストや水銀などの有害物質を含む廃棄物を受け入れる予定であり、長期にわたる水質監視(モニタリング)が欠かせません。しかし、現在の法律では、廃止確認後のモニタリングについて誰が責任を持つのか明確に定めていません。以下について、貴社の方針としてお答えください。 質問1 廃止確認後、地下水や浸出水の水質調査を継続して行う予定はありますか。ある場合、どのような体制で実施しますか。 質問2 貴社が解散・合併・事業譲渡・倒産などで存在しなくなった場合、その後のモニタリングを誰が引き継ぎますか。その仕組みをどう確保しますか。 質問3 廃止後のモニタリングにかかる費用はどのように準備していますか。維持管理積立金に含まれるのか、別途積み立てるのか、具体的な計画を示してください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
288	効範連区自治会	-	2026/3/30	個人	826	処分場が近くにあるという事実は、土地や建物の売却・賃貸の際に不利に働くのではないかと心配しています。長年住んできた自宅の資産価値が下がるかもしれないという不安は、住民にとって切実な問題です。この点について、事業者としてどのようにお考えですか。	○		
					827	市民意見No. 811の、遮水シートからの漏水が確認された場合の補修方法について。事業者は「数十メートルの垂直掘削による補修が実務として現実的に実施可能」であると回答し、補修方法として鋼製枠(ライナープレート)を用いた鉛直方向の掘削を説明し、実績として静岡県内の民間処分場での掘削事例を挙げています。一、静岡の掘削事例において、掘削後に遮水シートの修理を実施したのですか。二、ライナープレートの一般的な適用深度はどの程度ですか。三、すでに漏水している遮水シートを補修するために、鋼製構造物を廃棄物層内に貫入させる掘削作業を実施することについて、貴社は適切であるとお考えでしょうか。四、漏水が検知された場合、必ず掘削して修理を実施しますか。五、事業者自身に遮水シートの掘削補修の実績はありますか。	○		
					828	貴社は浸出水発生量の計算において、蒸発散量をBlaney-Criddle法により算出し、月別の浸出係数を設定しています。Blaney-Criddle法は、1950年代にアメリカ西部の乾燥地帯における灌漑計画用に開発された簡易手法であり、気温と日照時間のみから蒸発散量を推定するものです。湿度や風速といった蒸発散に大きく影響する要素はパラメータに含まれていません。本計算の結果、8月の浸出係数はC1=0.43(降雨の57%が蒸発散で失われる計算)、12月はC1=0.26(同74%)となっています。また、貴社は瀬戸蔵での説明会において浸出係数について「通常は0.6という数字を使うのですが」と発言されていますが、実際の計算結果では12ヶ月中7ヶ月がこの0.6を下回っています。これはBlaney-Criddle法が多湿な日本の気候条件下で蒸発散量を過大に評価し、結果として浸出水量を過小に評価している可能性を示唆するものです。計画設計管理要領に規定された手法であることは承知しておりますが、上記の通り、多湿な日本の気候条件下で浸出水量を過小に評価している可能性があります。本施設において、浸出水量が過小に評価されていないと判断する根拠をお示しください。	○		
					829	貴社は東海豪雨(2000年)の降雨データを用いた検証において、浸出水調整槽容量8,100m ³ と内部貯留可能量11,500m ³ の合計で対応可能と説明しています。しかし、この検証で使用されている9月の浸出係数C1=0.79は、月平均の蒸発散量に基づく値です。東海豪雨の主要降雨は9月11日～12日の2日間に集中しており、この期間の蒸発散はほぼゼロと考えられます。すなわち、豪雨集中期間の実効的な浸出係数は1.0に近いと考えるのが妥当です。浸出係数を1.0として同じ条件で収支計算を行った場合の必要調整容量と、調整槽容量+内部貯留可能量との差を、具体的な数値でお示しください。	○		
					830	貴社は東海豪雨(2000年)について「名古屋測候所が設置されてからの既往最大年」であり「埋立期間15年間に発生する可能性が極めて低い」と判断しています。この判断は、調整槽容量の不足分を内部貯留で対応するという施設計画の前提となっているものです。しかし、「極めて低い」とする確率論的な根拠が示されていません。再現期間の算定や統計的な超過確率の評価が行われた形跡がなく、「過去最大だったから今後は起きにくい」という定性的な判断にとどまっています。気象庁および気候変動に関する各種報告では、近年、短時間強雨の発生頻度が長期的に増加傾向にあることが示されています。「過去の既往最大」をもって将来の発生確率を評価する手法自体が、気候変動下においては安全側の評価とならない可能性があります。東海豪雨級の降雨が埋立期間15年間に発生する確率を「極めて低い」と判断した根拠について、再現期間の算定結果など定量的な評価をお示しください。	○		
					831	貴社は東海豪雨の検証において、調整槽8,100m ³ と内部貯留(廃棄物間隙)11,500m ³ 等の合計約19,895m ³ で対応可能と説明しています。本施設の日処理量は250m ³ /日です。貴社の検証においても、累積貯留量が最大の18,171m ³ に達したのは9月11日～12日の集中豪雨の直後ではなく、その後の降雨を経た時点です(9月23日)。これは、250m ³ /日の処理能力では先行降雨分の排水が追いつかず、処理しきれない浸出水が日々積み重なっていく構造を示しています。この構造において、調整槽の水は処理施設により機械的に排水されますが、内部貯留として廃棄物の間隙に入った水は、廃棄物層を重力で浸透し底部の集排水管に到達して初めて回収されるものであり、排水の仕組みが異なります。内部貯留からの排水が遅ければ、先行降雨の水が抜けきらないまま次の降雨を迎え、実際に利用可能な内部貯留容量は11,500m ³ を下回ることになります。この検証において、内部貯留に入った水が排水される速度をどのように算定していますか。算定根拠とともにお示しください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					832	事業計画書（4-288）には「東海豪雨災害に対する検証」が述べられています。貴社の浸出水算定では蒸発散量の算出にBlaney-Criddle法が用いられていますが、東海豪雨のような集中豪雨時には、蒸発散は物理的に期待できません。周辺住民の安全に直結する溢水防止の検証において、このような条件を考慮しないことは防災上の安全設計の根幹を損なうものです。東海豪雨の検証とするならば、蒸発散が期待できない最悪の条件下（ワーストケース）での再検証が必要不可欠と考えますが、貴社の見解をお示しください。	○		
					833	安心して住み続けられる環境が損なわれるのではないかと、強い不安を感じています。説明会でも、子育て世代の住民から「瀬戸に家を買わなかった」という声があり、同様の声を耳にする機会も増えています。こうした状況が続けば、移住希望者の減少や既存住民の転出が進み、結果として地域の衰退につながるのではないかと懸念しています。この点についてのお考えをお聞かせください。	○		
					834	（意見番号No.817）にじのおか学園の通学路への安全対策について、事業者は「工事車両台数はピーク時には、交通誘導員を配置する予定です」と述べておりますが、以下の点について具体的な回答をお願いいたします。一、ピーク時とは1日あたり何台の工事車両を指しますか。二、交通誘導員は何名をどこに、何時から何時まで配置する予定ですか。三、ピーク時以外は交通誘導員を配置しないのですか。四、通学時間帯における工事車両の運行は制限しますか。しないのですか。	○		
289	市外	-	2026/3/30	個人	835	水源の近くでの計画であり、将来にわたり孫の健康が心配です。本計画は瀬戸市内だけの問題ではありません。今後の判断と対応を注視しています。	-（関係住民外）		
290	菱野連区自治会	-	2026/3/30	個人	836	事業計画書（1-3.109～111）において、本計画地には3つの埋蔵文化財（穴山窯跡・扶桑北窯跡・山路F窯跡）が所在すると記載されています。埋立地のど真ん中に位置する穴山窯跡からは、古瀬戸最盛期の出土遺物が多数確認され、その学術的価値から2024年には瀬戸蔵ミュージアムで企画展「穴山窯跡・赤津に遺された古瀬戸最盛期の窯」が開催されています。また扶桑北窯跡からは、山茶碗窯から完成の古瀬戸製品が出土した初の事例とされる「灰釉四耳壺」が見つかっています。こういった文化的背景を持ち、瀬戸の歴史を象徴する土地を産業廃棄物の最終処分場にすることについて、事業者としてどうお考えですか。	○		
					837	貴社は、東海豪雨（2000年）の降雨データを用いた検証において、浸出水調整槽容量8,100m ³ と内部貯留可能量11,500m ³ の合計約19,600m ³ で、東海豪雨にも対応可能と説明しています。この検証では、降雨のうち蒸発散によって失われる分を差し引く「浸出係数」を使用しており、9月はC1=0.79、すなわち降った雨の約8割が浸出水になるという前提で計算されています。しかし、東海豪雨の主要降雨は9月11日に428mm、12日に138.5mmと、わずか2日間に集中しています。これほどの豪雨が短時間に集中した場合、蒸発散はほぼ発生しません。つまり、降った雨のほぼ全量が浸出水になると考えるのが妥当であり、浸出係数は0.79ではなく1.0に近くなります。この補正を行うと、9月11日～12日の2日間だけで浸出水量は約4,800m ³ 増加し、必要調整容量は約23,000m ³ に達します。これに対して、調整槽と内部貯留の合計は約19,600m ³ しかなく、約3,400m ³ が溢れる計算になります。貴社の検証において、豪雨集中時に蒸発散を見込むことの妥当性、および上記の溢水リスクについて見解をお示しください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					838	埋立完了後の浸出係数は埋立中の浸出係数の60%として計算されています。これは最終覆土により表流水を排除し、廃棄物層への雨水浸透を埋立中の60%に抑える前提であると思われます。一方、埋立完了後には「在来種等による緑化を行う」としていません。緑化と表流水の排除はどのように両立するのですか。	○		
					839	計画地は水道水源である西谷取水場から約70mの距離にあります。この近さにもかかわらず、取水場付近にモニタリング井戸は設置されません。意見番号818で「水源は埋立地よりも上流」とするならば、上流側のモニタリング井戸①は現在の計画地南端の位置ではなく、取水場のそばに設置されるべきではないですか？	○		
291	山口連区自治会	-	2026/4/17	個人	840	先日、関連地区の住民である知人が事業者計画地の見学の要望を出しました。ところが事業者の解答は「アンドウ興業が事業をしているので、東立(事業者)の判断のみで見学の受け入れ可否を決定することが出来ない」という謎の理由で断られました。2025年12/16付け(771)の意見書解答2026年2/3付で「見学を断った記憶はございません。ご希望があれば見学は可能です。」と書かれています。当然、わずか2か月前にもアンドウ興業は工事をしていたのではないですか？それが今になってなぜ急に見学が出来なくなったのでしょうか？(質問1)また、その理由が「住民説明会以降、本計画に対する関心の高まりを受け、現に事業を行っている事業者側(アンドウ興業?)において、トラブル防止および安全確保の観点から、外部者の見学受け入れを控えるとの判断がなされた。」というのも理解に苦しみます。なぜなら、1回日の住民説明会が自治会加入者に限られ、その後瀬戸蔵つばきホールでの質疑応答会も、短期間のしかも環境課と事業者のHPで小さく告知するだけにとどまったため、参加者がとても少なかったです。そして事業者側からの説明情報(例えば活断層から計画地までの距離が変わった事や、計画地が「崩壊土砂流出危険地区」であること等も、1回日の説明会で事業者側から市民に伝わっておらず、本計画に対する市民の関心がまだまだ高まっているとは言えないから、2026年1月に市長から追加説明会の指示が出されたのではないですか？市長からの追加説明会の指示に対して、事業者はどのように捉えているのですか？なぜ市長の指示から3か月が経つのに追加説明会が行わないのですか(質問2)確かにアンドウ興業が365日休みなしに事業を行っているならば、現地見学日を設定することはアンドウ興業の事業を半日?や数時間?止めてしまうかもしれません。そして事業者は見学会を開催する際、安全確保への配慮は必要だと思います(私たち参加者も十分に気を付けます)。しかし私たちは関係地域の住民としてこれまでの説明会で資料、スライド等を見せていただき、分かりにくい所があったので、こうして計画地の現地見学を希望しています。ですから何度も断られると、「なぜ我々関係住民には見せてもらえないのだろうか？事業者側は見せたくない理由が何かあるのだろうか？」という不信感が逆に募ります。いつ、本事業計画地の関連地域住民による見学が可能なのでしょう？(質問3)以上の回答をよろしくお願いいたします。	○		
292	效範連区自治会	-	2026/4/30	個人	841	建設予定地内の3つの埋蔵文化財(穴山窯跡・扶桑北窯跡・山路F窯跡)のうち、今回の事業計画では、「扶桑北窯跡」はどのような位置にありますか。残地森林内に位置していますか。	○		
					842	処分場計画地は南北に500m以上に及びますが、瀬戸市民の飲料水に直接関わる馬ヶ城浄水場の水源である西谷取水口まではわずか70mという極めて隣接した位置関係です。見解書(番号818)において、事業者は「廃棄物を埋め立てる場所も西谷取水口より下流となります」と回答しています。この認識は水道事業者である瀬戸市水道課に共有されていますか。また、瀬戸市水道課も同じ認識ですか。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					843	事業者説明会でも意見書でも、市民から最も強く示されている懸念は、大量の廃棄物が水源のすぐ近くに埋め立てられることによる水質汚染です。これに対し、東立テクノクラシーは「計画地は水源(西谷取水口)の下流であるため、ご指摘の事象は起こらない」と繰り返し説明しています。それであれば、もし埋立地が西谷取水口の上流にある場合には、水質への影響があるという認識をお持ちですか。	○		
					844	水銀廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等)の管理型最終処分場への埋立方法について、事業者は説明会において「普通のブルーシートで二重に巻いてガムテープでぐるぐる巻きにして指定場所に埋める」と複数の会場で述べています。また、この方法の安全性への疑問に対して、見解書(585-11)で「水銀廃棄物ガイドライン第4版に中間処理方法や埋立時の注意点が具体的に明記されており、その方法を守れば環境省が問題ないと明示している」と回答しています。しかし、同ガイドラインは管理型処分場埋立時の追加的措置として、1分散防止、2混合防止、3流出防止、4雨水侵入防止の4点を厳格に定めており、「ブルーシート二重巻き(ガムテープ固定)」等の具体的手法は明記されていません。また、一般的なポリエチレンブルーシートは準好気性環境下で生分解・劣化し、雨水侵入・流出防止の技術基準を満たしません。質問:「普通のブルーシート二重梱包」は同ガイドラインに明記され、環境省が問題ないと明示している方法でしょうか。	○		
293	本地連区自治会	-	2026/4/30	個人	845	小さな子どもがいます。もし、安心して水が飲めなくなったら、安全に暮らせなくなったら、とても不安です。絶対に、反対です!!熊本県で、産業廃棄物最終処分場の設置について、環境保全対策が不十分として不許可となったそうです。設置を計画する業者に対し、専門的な機関から、環境や人体、農業への影響について、科学的に充分なデータを求め、追求していただきたいです。これ以上、大切な自然を、子どもたちの未来を、壊さないでください。	-		
294	本地連区自治会	-	2026/4/30	個人	846	市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」について、修正データが事業者から11/21に提出されています。これは同図の対象事業実施区域が本来の位置から西寄りに1.1kmほどずれていると住民から指摘されて修正したものとなります。このことは活断層からの距離に言及される事業者の根拠図として、単なる誤植のレベルではなく、図面により正確な表現をするという技術者としての信頼性に関わるものと思われます。一方で10/11説明会の議事録では犬飼社長から、県との協議には従来から主張していた1.1kmを破棄して「都市圏活断層図」の0.55kmで申請していくとの説明がありました(以下、議事録から)。 坊金町住民A P.4 ページ6について県との協議では0.55kmで臨まれるということによろしいでしょうか。意見書の回答にも検証していくという言葉が随所で出てきています。産総研のデータは非常に精度が悪いことは、産総研自体が発表しています。地図の注釈で「数百mずれることがあり得ることもご承知を」という文言があります。一方で、国土地理院データは今図にあるように、緑のところは一つの証拠ですけど、連続的にボーリングとかトレンチ調査をやって、活断層の証拠をきちんと蓄積して得られた成果として、最新の都市圏活断層図が発行されています。この1.1kmと0.55kmを比べると、精度は格段に国土地理院データが正確です。この地図を作った名古屋大学の鈴木教授に確認したところ、「活断層を言及するのであれば、都市圏活断層図のみを引用することが必要だ」との言及を得ております。東立さんとしては県との協議には、1.1kmを破棄していかれるということによいでしょうか。 犬飼社長 0.55kmの方を採用して申請していくということでございます。 以上の経緯から、ページ:1.3-43「図1.3.1-19活断層の位置」について対象事業実施区域の位置を修正されるのであれば、ベースマップとして「都市圏活断層図」を利用した上で正確な対象事業実施区域を追記するべきではないでしょうか。出典も「愛知県活断層アトラス平成9年9月、愛知県」ではなく「都市圏活断層図2004年、国土地理院」とするべきだと思います。 【意見】市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」についてはベースマップとして「都市圏活断層図」を利用し、対象事業実施区域を追記したものとしてください。出典も「愛知県活断層アトラス 平成9年9月、愛知県」ではなく「都市圏活断層図2004年 国土地理院」としてください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨(概要)	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					847	市のHP-事業計画書等のページ:5-27は以下のような記述となっています。 3-2.地質 調査地周辺の地質は、図3-2-1より新生代新第三期群新世の瀬戸陶土層(粘土および砂)、中生代白亜紀後期領家帯の新期花崗岩類(苗木・上松花崗岩)、(伊奈川花崗岩)、より構成される。 この記述の中の「新第三期群新世」は間違いです。正確に「新第三紀鮮新世」との記述に修正してください。これは単なる誤植のレベルではなく、地質時代の説明にはなりません。こうした初歩的なミスを引きずったままで県との協議・申請には臨まないでいただきたい。	○		
					848	市のHP-「事業計画説明会の開催について」には以下のような記述となっています。 ※(1/20追記)さらに関係住民への周知が必要であると認め、令和8年1月20日付けで事業者に対して条例第10条第1項に基づく追加説明会の開催の指示を行いました。 【指示理由】(1)事業用地から活断層までの距離変更及び崩壊土砂流出危険地区に関する事項について、事業計画への影響が十分に周知されていないこと。(2)一部の関係住民(「関係地域内に住所を有する者のうち自治会未加入者」「関係地域内で事業活動を行う者」「その他規則で定める利害関係を有する者(事業用地の境界線から4メートル以内にある土地の所有者等)」)に対する周知が十分にされていないおそれがあること。 令和8年1月20日付けで事業者に対して条例第10条第1項に基づく追加説明会の開催の指示がされており、その指示理由として「事業用地から活断層までの距離変更及び崩壊土砂流出危険地区に関する事項について、事業計画への影響が十分に周知されていない」ためとされています。このうちの「活断層の距離」については市のHP-事業計画書等のページ:1.3.-43「図1.3.1-19活断層の位置」の修正データから活断層の存在は確認ができますが、「崩壊土砂流出危険地区」については事業計画書等に記載がないため、説明会に参加できていない住民、自治会未加入者、関係地域内で事業活動を行う者、その他規則で定める利害関係を有する者などに対しての周知ができていません。 【意見】 そのため例えば事業計画書等のページ:4-7の以下の記述に続けて、「崩壊土砂流出危険地区」の中に事業用地が位置する旨の記述を追記していただきたい。 (1)防災南海トラフを震源とした巨大地震を想定した地震災害の分析では、対象事業実施区域がある山路町周辺は、波状化危険度が“ほぼない”、建物倒壊危険度が“低い～ほぼない”とされている。対象事業実施区域及びその周辺は砂防指定地に指定されている。対象事業実施区域の一部(北側出入口付近)が、急傾斜地崩壊危険箇所指定されている。 併せて愛知県「山地災害危険地マップ」をベースマップとして計画地を表示した図面を添付していただきたい。	○		
295	山口連区自治会	-	2026/5/29	個人	849	今回の計画に対する市民の不安、疑問に対して事業者が真摯に向き合ってもらえていないことを強く感じます。なぜ事業者は、3月、4月分の意見書に対する見解書を出さないのでしょうか? そもそも1/20に市長が追加説明会を指示してから4か月以上経ちますが、その指示に対して事業者は、どのように応じているのでしょうか? また市長は、「産廃紛争予防条例」に依拠していない、関係住民の不安に向き合わないまま、申請を進めようとしている(?)事業者に対してどのような態度を示されるのでしょうか?	○		
296	效範連区自治会	-	2026/5/29	個人	850	産廃建設予定地では、現在もアンドウ興業による土砂採掘事業が続けられています。この開発にあたっては、予定地に生息するホトケドジョウ・ギブチョウ(及び食草のスズカカンアオイ)など貴重種の保護について、地元との間で真剣な話し合いが重ねられました。平成28年5月7日、アンドウ興業と「赤津の自然を育てる会」が合同で現地確認を行い、北側で200株以上のスズカカンアオイの群生を発見。同年5月22日には地域住民17名が集まり、約200株の移植作業を実施しています。移植先は「北の森入口」とされています。しかし、東立テクノクラシーの環境保全対策書では、ギブチョウは事業区域外で1個体のみ、ホトケドジョウは確認されていません。住民が手で植え直した約200株のスズカカンアオイは、今どこにあるのでしょうか。 質問:住民が移植したスズカカンアオイ約200株の現在の状況、および移植先である「北の森入口」が貴社の事業計画においてどのような位置づけになっているか、教えてください。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
					851	事業計画図を確認すると、埋蔵文化財「扶桑北窯跡」が産業廃棄物の埋立予定地と重なっています。(同窯跡からは、完形の「灰釉四耳壺」が発見されています。)本来、埋蔵文化財が確認された土地での開発には慎重な対応が求められますが、事業予定地ではすでに「穴山窯跡」が記録保存とされ、開発が優先されました。またその際、地元との協定において「扶桑北窯跡は残地森林内に現地保存する」とされています。焼き物の町・瀬戸の歴史を物語る貴重な窯跡について、埋立予定地から除外し、現地保存するべきではないでしょうか。	○		
					852	産廃建設予定地では現在も、アンドウ興産による土砂採掘事業が続けられています。アンドウ興産はこの事業開始にあたり、約2年に渡る地元との事前協議の中で、当初計画で「標高220m」としていた掘削底面を「標高228m」に引き上げています。これは、馬ヶ城西谷取水口の水面標高が228mであり、それより深く掘削すれば取水量・水質に影響するという認識に基づくものであり、事業者・地元・行政の間で共有され、協定にも盛り込まれた、この土地固有の水源保全上の条件です。一方、東立テクノクラシーの事業計画では、廃棄物の底面標高は「約220m」とされており、安全とされた基準を約8mも深く掘る計画となっています。 質問：アンドウ興産には、土地の売却先である貴社の親会社・海青に対して、主要な協定内容を説明する義務があります。228mという条件が定められた経緯について、貴社はどのように認識していますか。また、貴社の計画における馬ヶ城西谷取水口の水面標高は、何mと認識していますか。	○		
					853	令和7年10月11日開催の合同説明会をはじめ、多くの説明会で、時間切れにより質問希望者が残ったまま終了しています。この点に対し事業者は「説明会終了後も書面や個別対応で意見を受け付けた」ことをもって「質疑応答の機会は確保されている」と見解(No. 773)で述べています。しかし、当日その場で質問できなかった住民がいたという事実は、「説明会という場での質疑応答の機会」が不十分だったことを示し、事後の書面対応は、その代替にはなりません。また事業者は、参加率が極めて低いこと、自治会未加入世帯への周知の欠如、案内時期の遅さについても、「市や自治会と相談して決めた」「個人情報取得できない」などと説明していますが、「住民が実際に参加し質問できる機会が確保されたかどうか」という本質的な問いには答えていません。形式的な手続きにとどまらず、住民が実際に参加・質問できる実態の伴った追加説明会の開催を求めます。	○		
					854	活断層までの距離を約1.1kmから約550mへと訂正したにもかかわらず、事業者は計画を見直していません。その理由として「活断層との距離に法的基準はない」と説明する一方で、「県の専門家委員会で審査される」としています。しかし、法的基準がないなら、専門家委員会はいったい何を基準に審査するのか、事業者自身がその基準を把握していないのに、どうして「現行計画のままで安全」と言えるのでしょうか。法的基準がなく、審査の根拠も不明なまま、最終的に誰が、何を根拠に、住民に対して安全を保証するのでしょうか。	○		
297	長根連区自治会	-	2026/5/29	個人	855	説明会で「検討します」と言われた事柄について、その後どうなったのか教えてください。見解書でも「検討します」「ご意見として承ります」という回答が繰り返されていますが、住民としては意見を言った意味があったのか、いつまでたってもわかりません。過去の説明会・見解書で「検討する」とした事項について、検討した結果を住民に示してください。それが誠実な対応だと思います。	○		
					856	説明会に行きたかったのに、日程も合わなかった、また終わった後で知った、という声を聞いています。会場に来られた人も、時間切れで質問できないまま終わった方が何人もいました。追加説明会は、一度に大勢を集める説明会ではなく、地域ごとに、複数回、小さく開いてもらえませんか。それだけで、参加できる人はずっと増えると思います。	○		

通番	連区自治会名	説明会実施日	市への提出日	個人/自治会	意見番号	意見要旨（概要）	事業者からの見解対象	事業者見解書提出日	意見に対する見解
298	菱野連区自治会	-	2026/5/29	個人	857	東立テクノクラシーが、市長指示に基づく追加説明会を令和8年10月10日に開催する方針であると伺いました。しかしながら、菱野連区では翌10月11日に熊野社の秋季例大祭が予定されています。加えて本年は、3年に一度の「菱野のおでく警固祭り」の開催年にあたります。同祭りは瀬戸市の無形文化財にも指定されており、すでに地域において準備が進められている状況です。また、菱野・山口・本地のみならず、市内各連区においても同時期に秋祭りが予定されており、これらの日程は事前に把握可能なものです。昨年10月11日に開催された全体説明会においても、道泉連区では祭礼当日と重なっていることが指摘されていました。今回の日程設定は、同様の問題を繰り返すものと言わざるを得ません。そもそも追加説明会は、周知不足が認められたことを受け、より多くの住民が参加できる機会を確保する趣旨で設定されたものと理解しています。にもかかわらず、住民が参加しづらい日程が提示されている点を疑問に感じます。どのような検討過程を経て、この日程が決定されたのでしょうか。	○		
					858	受け入れ産廃「政令第2条第13号廃棄物」について。計画書では、受け入れ廃棄物15種類として「廃プラスチック類」「がれき類」などと並んで「政令第2条第13号廃棄物」が1種類としてカウントされています。その内訳として(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)と書かれていることから、実際には他のカテゴリに当てはまらない複数の廃棄物の総称のように受け取れますが、市民にはその実態がよくわかりません。石綿や水銀など特に有害度の高いものが含まれているにもかかわらず、「13号廃棄物」という一括りの表記では、リスクの実態が著しく見えにくくなっています。わたしたち市民の水源地に極めて近接した立地であり、「15種類」「13号廃棄物」といった包括的な表記だけでなく、「政令第2条第13号廃棄物」として受け入れるものを具体的に教えてください。また、それぞれの年間受け入れ予定量も併せて示してください。	○		